資 第

=

部

料

編

高

日

宇内萬國 言スル所 シテ身体 テ身体ノ健康ヲ欲セハ、身体ヲ運動スルヨリ善キハ莫シ。是レ人身究理家ノ定論ニシテ、今ヤ世人一般,夫レ身体健康ナラザレハ、心志剛強ナル能ハズ。心志剛強ナラザレハ、事ニ堪へ業ヲ遂クルコト能ハス。 チリ。 ノ教ヲ設クル、其ノ至大至要ナル者三アリ。而シテ体育 故ニ大事ヲ成シ大業ヲ遂ケムトスルヤ、 先ツ身体 是レ人身究理家ノ定論ニシテ、今ヤ世人一般ノ恒 ノ碓立ヲ計ラズンバアル可カラズ。 其ノ首ニ居ル所以ナリ。 即チ方今 而

之レヲ家ヲ造ルニ譬フレハ。猶ホ基礎ノゴトシ。凡ソ人ノ家屋ヲ造ル者、 先ヅ其ノ基礎ヲ堅牢

者蓋シ尠シ。 ノ變アル、將夕何ニヲ以テ之レヲ支ヘム。然ルニ世ノ家屋ヲ造ル者、 ル可カラス。然ラズンハ、僅々ノ歳月ニシテ、 世人ノ体育ニ於ケルモ亦然リト爲ス。今ヤ人民ノ或ハ官ニ奉スル者。 左傾右側、 殆卜將ニ顚覆ニ至ラムトス。 能ク此 一ノ基礎ノ鞏固ヲ圖リテ之レヲ爲ス 或ハ學術ヲ專修スル者。 且ツ一旦 三風雨

猶ホ尚ホ一層、 体育ヲ重ンシ身体ノ強壯ヲ謀ラサル可カラサルナリ。

日々學術ニ從事シ、踞坐靜安ヲ主トシ、

回旋ノ動作少ナクシテ、心腦ヲ役ス

卜能ハス。

特ニ學生ニ在リテハ、

ノ他商ト工トニ從事スル者。又一朝國民兵ノ擧ニ遭遇スル者。

ルコト多シ。

体育ノ必要ハ、人々既ニ能ク之レヲ知レリ。 亦少シト爲サズ。 スル所ナリ。 氣息喘き、 ノ設ケ無クシテ、 顧フニ其ノ 目眩シ、 然レドモ之レヲ耐忍スル僅二二三旬ニ及ブアレバ、氣平カニシテ神怡ビ、 之レヲ爲スニ便利ナラザルトニ因ルナリ。 然ル所以 時頗ル困難ヲ覺エ、 ノ者ハ、 他ナシ世人猶ホ未夕体育ノ 而シテ能ク之レヲ践行スル者幾ト希ナリ。是レ余カ輩 且ツ其ノ事タル兒戯ニ類シテ、輙モスレバ之レヲ忌惡スル者 而シテ又体育ナル者、其ノ初メハ筋力ヲ勞 至大至要ナルヲ信スル薄キト 快然トシテ百事ニ ノ竊ニ慨歎 世 間

体育ノ重キハ既ニ此クノ如シ。 任フルアラムトス。 則チ余カ輩以爲ヒラク、 体育ヲ盛ニシテ國民ノ強壯ヲ謀ルハ、 葢シ國家富強ヲ

身体健康ナラザレハ、能ク其ノ業務ヲ終フルコ **—** 1327 **—**

之レヲ賛襄シ來リテ、之レヲ鍛錬セラレ、 器械体操ヨリ善キ者ナシ。 昌 ハ以爲ヒラク國民ノ体育ハ、當時ノ兵事教育ニ益アル者ヲ以テ最モ可ナリト爲スト。 ル大本ナリト。 故ニ今ヤ体育訓導所ヲ市中ニ設ケ、以テ人々容易ニ運動養成ノ需ニ應ゼムトス。 因リテ本會ハ專ラ器械体操、 一ハ以テ自己ノ將來ヲ謀リ、 並ニ兵式体操、 剣術ノ二科トス。冀ハクハ同感諸君、 一ハ以テ國家富強ノ本ヲ建成セラレム 故ニ運動ノ具多シト雖モ 而シテ余レ

一四号

(明治二十四年十二月)

コトヲ。

一體育會設立之要旨(明治二十六年)

成スルハ運動ヨリ善キハ茣シ是レ人身窮理家ノ定論ニシテ宇内各國ノ是認スル所ナリ故ニ大事ヲ成シ鴻業ヲ遂 ケント欲セハ先ツ身躰ヲ運動シテ以テ其ノ健全獨立ヲ圖ラザル可カラズ是レ方今萬國ノ教育中至要ナル者三 身躰健康ナラザレバ心志剛強ナル能ハズ心志剛強ナラザレバ事ニ堪へ業ヲ遂クルヲ得ス而シテ身躰ノ健康ヲ育 ヲ擇ミ而シテ躰育首 三居ル所以ナリ

夫レ躰育ハ猶ホ基礎ノ建築ニ於ケルカコトシ凡ソ家屋ヲ建築スル者ハ必ズ先ツ其基礎ヲ鞏固ニス若シ或ハ然ラ

ザレバ僅 勤學シ或ハ農工商業ニ從事スル者豈其基礎タル體育ヲ忽セニシテ可ナランヤ |々ノ歳月ニシテ忽チ左傾右仄ス一旦風雨ノ變アラバ何ソ顛覆セサルヲ得ン今ヤ世人ノ或ハ仕宦シ或ハ

シ得ベキヤ否ヤ甚ダ關心ノ事ナラズヤ 殊ニ全國人民ハ齡丁年ニ達スル以上ハ皆國民軍ニ編入セラレ護國ノ義務ヲ負フ者ナリ即チ國家緩急ノ時ニ際シ テ王愾ニ敵シ國疆ヲ守備 セサル可カラザル者ナリ然ルニ今日ノ國民ハ果シテ直ニ蹶起シテ其任務ヲ全ク

本邦古來尚武俗ヲ成シ武勇ヲ研磨スルノ道頗ル備レリ然レドモ概子昔日ノ戰術ニ敵スル者ノミニシテ一身一家

自 ヒテ國民 衛防禦二足 ノ主要ナル運動モ亦夕其方法ヲ異ニセザル可カラズ是レ ル ۲ 雖ドモ之ヲ今日ニ應用シ國 家ヲ杆禦セント ż ル 體操 ハ 殆 ント能 術 ノ今日ニ必要ナ +}* ル 所ナリ凡ソ戦 'n 所以 F 術

大ナラシメ世界各國ヲシテ敢テ覬覦ノ念ヲ生セシメザル可 蓋シ前條 ノ患アラバ何ヲ以テカ此國 ノ必要 ハ人々概子既ニ之ヲ知 ラ山嶽ノ安キニ置ンヤ將夕幸コ外患ナキモ何ヲ以テカ帝國 レリ而シテ能ク之ヲ行フ者 キヤ嗚呼患害ナル者 三至テハ則チ稀ナリ ハ常ニ豫防ヲ貴ブナリ 若 斯 威稜ヲシテ益 ラ如 クニシテ一旦 事至り 々盛

故ニ不肖以爲ラク今ノ時ニ當リ國 生シテ而 二足ラン國民 シテ後チ始テ悔 ノ躰操ヲ盛ニスルハ即チ國家富強ノ大本ナリト遂ニ本會ヲ設立シ左ノ數項ヲ以テ目的ノ大綱 ルモ豈能ク及ブ事アランヤ印度埃及等ノ如キ不幸國 民ノ躰操ヲ盛ニセハーハ以テ身體ヲ強健ニシーハ以テ異日國家 六 其悔果 シテ如 何グヤ 7 緩急二應 ス

都 凒 = 若干 / 躰操所! ヲ設ケ其近傍ノ子弟ヲシテ運 動 便ヲ得セシムル 事

技術 各學校等ヨリ躰操科教授ノ依頼アリタル時ハ勉メテ菲薄 専ラ兵式躰操 (器械躰操柔軟躰操) 並 ニ 銃槍仕合又ハ兵式教 報酬金ヲ約シ其需 練等トス 二應ズル 概子以上

諸學校

操

体科教師

等ニ於テ練習スル

ノ便ヲ得

セシムル

雖 加 スル事アル ドモ軍事教育 () 補 助 ナルヘキ假令バ 馬術或ハ 漕艇術 游泳等ノ如キモノハ漸 次評 議員 決議 ヲ經テ増

操 ノ獎勵 三裨 益アリト 認 L ル 事ア ル時 評議員會議シテ其方法ヲ 設ク ル 事

規 レ專ラ右 律ト秩序ヲ守 ノ技術ヲ設クル所以 iv 習慣 ナリ不撓不屈 ノ者ハ左 ノ膽力ナリ艱苦缺乏ニ耐 ノ數種ナル精神ト素質ヲ養成セントスルヲ以テナリ日ク嚴 ルノ性質 テリ 忠烈節義 神ナ ij 正

禍二罹 本會ノ趣旨ヲ再言スレ 活 ル ヲ豫防セシメ遠クハ 動 í) 凡 シ 此種 ハ即チ帝國各地 ノ養成 國家緩急 ハ該技 ノ日 ノ人民ヲシテ近クハ身體ヲ健康ニシ勤學勉業等ノ半途ニ於テ遽ニ夭 術ヲ以テ尤モ適切ナリトナセバ ニ能ク國民軍タルノ任 務ヲ完クセシムルニ在り約シテ之ヲ言 ナリ

— 1329 —

定

シート

或 灵 祉ヲ進メ國家ノ富強ヲ固クスルナリ敢テ請フ同感諸彦幸ニ賛成ヲ表セラレ且ツ不肖カ逮

≧誠誘導益々本會ノ趣旨ヲ貫徹擴張セシメラレン事ヲ

〔「日本體育會賛助會員ノ規約沿革又ハ推戴名譽賛成員幷ニ各賛助會員名簿」

Н 高

日本躰育會發起者

サ

ル ヺ

助

日本體育會ノ要旨 (明治二十八年)

身體:

健康ナラサレハ心志剛強ナル能

ハス心志剛強ナラサレハ事ニ堪へ業ヲ遂クルヲ得ス而シテ身體ノ健

且ツ夫レ世界今日ノ形勢タル生存競走ノ風年ヲ逐フテ其度ヲ進メ弱肉強食ノ實到ル処ニ之ヲ見ル欧米諸國 能ヲ發育スルモ終ニ國家 或 成スルハ運動ヨリ善キハナシ是宇内各國ノ是認スル所ナリ蓋シ苟モ萬業ノ根基タル體育ヲ忽ニセハ或ハ仕官シ ク置キ近ク之ヲ東洋ニ徴スルモ印度支那土耳其ヲ始メ安南緬甸暹羅ニ至ル迄皆兵禍ヲ蒙ラサルナク其侵害ヲ受 勸學シ或ハ農工商業ニ從事スルモ胃病肺病又ハ腦病ニ罹リ或ハ近視眼トナリ又ハ神経病者ト爲リ如何ニ知 ノ利益ヲ圖 ル能ハサルニ至ル洵ニ痛嘆ノ至リナラスヤ 二 姑

嗚呼患害ナルモノハ常ニ 二外患ナキモ何ヲ以テカ帝國ノ威稜ヲシテ益盛大ナラシメ海外諸國ヲシテ敢テ觀覦 然ルニ若シ今日ノ儘ニシテ荏苒歳月ヲ送ラハ一旦外冦ノ患アル時何ヲ以テカ此國ヲ山嶽ノ安ニ置 益勇壮ヲ失ヒ國民 ケサルハ獨り我帝國アルノミ是ヲ以テ常ニ以謂ラク今ニシテ確實ナル心身兩育ノ普及ヲ圖ラサレバ國民 ノ精神益道徳ニ背キ怯懦柔弱離心離徳ノ極ニ陥リ遂ニ神州 豫防 ヲ貴フナリ事至リ變生シ而シテ後チ始 メテ悔ルモ豈能ク及フコトアランヤ ノ威名ヲ傷ハン事ヲ恐ルル ノ念ヲ生セシメサル可 カンヤ將タ幸 ナリト

知徳體、

ノ三育ハ相須テ而

シテ後ニ本ヲ成シ相得テ而シテ後ニ用ヲ爲スモノナルカ故ニ荀モ三者ニシテ合一

健康ヲ育

セサレハ以テー人ヲ成スヲ得サル

恭ミテ考ルニ明治二十三年十月三十日

教育ノ淵源又實ニ此ニ存スト此億兆心ヲ一ニスルノ根柢ハ即チ知徳體ナリ又宣賜ク一旦緩急アレハ義勇公ニ奉 シ以テ天壌無窮 ハク我臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々其ノ美ヲ濟セル ノ皇運ヲ扶翼スヘシト吾人臣民タルモノ豈敢テ一日モ怠忽に付シテ可ナランヤ因テ本會ハ謹テ ハ是レ我ヶ國體

誠及堅忍 聖詔 ノ下ニ開キ形躰 習慣ヲ育 ノ發達即チ躰育ヲ以テ本幹トナシ傍ラ講演論議 成スルヲ務メ以テ國 家ノ富強ヲ固 ヌ以 テ深厚ナ ノ方法ニ依リ精神ノ涵養即チ忠君愛國

チ身ヲ挺テテ王愾ニ敵シ國疆ヲ守備セサル可カラサルナリ然ルニ今日ノ國民ハ果シテ蹶起シテ其任ヲ全クシ得 キヤ否ヤ甚夕關心ニ堪 、戰術ハ大ニ古ニ異ナル所アリ故ニ運動ノ種類モ又其方法ヲ異ニセサル可カラス因テ本會ハ一ハ以テ各自ノ體 聖旨二奉答 適シーハ以テ今世 セント欲スルナリ夫レ我全國國民ハ一旦緩急ニ際スレハ擧ツテ護國ノ任務ヲ尽ササル可 ノ戰術ニ適スル運動具ヲ以テ其方法ヲ授ケ近クハ一身ヲ強健ニシ遠クハ一國ノ鞏固 ヘサルナリ 武勇ハ我國民ノ特性ニシテ之ヲ研磨スルノ道古來又備ハレ ij 然リト雖今世 カラス即 ラ圖

蓋シ前條述フル所ハ人 其ノ然ル所以ノ ヲ以テ大綱トシ其細 信スルナリ故ニ本會ハ 者ハ種・ 「々概子既ニ之ヲ知レリ而シテ能ク之ヲ實行スル者ニ至テハ則チ寥々ト 々ノ理由 漸次全國主要ノ地ニ體育塲ヲ設ケ國民全般 三因 ルト雖トモ之ヲ要スルニ體育ノ方法未タ便利ナラサル者其重ナル原因ナ ノ體軀ヲ強健ニシ常 三國家 シテ甚タ稀 緩急ニ備 ナリ是

ラント欲スルナリ

諸學校 體操科教員ヲ養成シ且現在同科教員ノ練習ニ便宜ヲ得セシムル爲メ體操練習所ヲ設クル事 ノ體育所ヲ設ケ其近傍ノ子弟ヲシテ運動

ノ便ヲ得セシム

ル

都邑ニ若干

ヲ分ツ左

各學校等ヨリ體操教授 ノ依頼アル時ハ勉メテ菲薄ノ報酬金ヲ約シ其需ニ應スル事

シ時宜ニ因リテハ辞スル 事アル可シ

體育上裨益 アリト 認 ムル 事項 六 評議員並ニ委員議シテ其ノ方法ヲ設クル 兵式教練 (各個教練部隊教練) 事 普通體操及銃槍仕合劔槍 (運 動 競 進 會 類

的術游泳術以上現今實施スト雖ドモ尚ホ軍事教育上ノ補助トナルヘキ者馬術或ハ和洋漕艇術自轉車柔術

術

技術ハ專ラ兵式體操 (器械體操柔軟體操)

ヒ艱苦缺乏ニ耐 精神及習慣 等ノ如キヲ漸次増加セン事ヲ期ス ノ養成ハ嚴正ナル紀律ヲ以テ常ニ秩序ヲ守ラシメ不撓不屈ノ ユ可キコトヲ獎勵シ忠孝節義ノ講論研究等ヲ爲ス事 膽力ヲ練リ 峢 健快活 ノ撃 動

賛成ヲ表セラレ本會ノ趣旨ヲシテ貫徹成就セシメラレンコトヲ 以上本會ノ主旨ヲ約言スレハ我カ皇室ノ尊榮ヲ高メ國民ノ福祉ヲ進メントスル者ナリ敢テ請フ同感 ノ諸

ツ可キモノニ非ラス且ツ女子ノ體育ノ良否ハ忽チ生児ノ強弱ニ關シ生児ノ強弱ハ即チ遠ク國 億兆心ヲ一ニスル云々ノ スルモノナレハ其影響スル所决シテ少小ナラス因テ本會ハ男子ノ體育ニ次テ更ニ女子相當: 補 刞 聖詔ヲ奉読スレハ知徳體ノ三育モ固ヨリ全國臣民一般ニシテ男女長幼貴賤ノ ノ體育 家命 !脈ノ盛!

「日本體育會要旨規約沿革及推戴名譽賛成員各賛助會員名簿」 (明治二十八年初頭))

其他女子體育ニ適スル種類) ヲ計畫シ漸次別ニ其塲ヲ設ケ以テ之ヲ教育センコトヲ圖レリ (體操薙 袞 万及 二關

/別ヲ立

四 躰育會規則 (明治二 十五年四 ||月制 定

刞

第 テ其施術ハ兵式体操 條 本會ハ專ラ國民躰育ヲ以テ目的トナシ而 (器械体操柔軟体操) 兵式教

練及銃槍試合トス

條 甲種 躰育希服者ヲ分テ左ノ三種ト **E練習生** ス

乙種練習生

豫メーケ月ノ切符ヲポメ隨意ニ運動ヲ爲ス者

日々切符ヲ求メ隨意ニ運動ヲ爲ス者

第三條 ヲ以テ教授 特別練習生 スルヲ目的トス故ニ之ヲ希望スルモノ ハ軍隊ニ於ケル如ク嚴正ノ規律

特別練習生

左ノ誓約ヲナサシム

誓約書

槍又ハ兵式操練 今般特別練習生ニ加入シ器械体操 ノ教授相受ケ度候ニ就テハ (若クハ銃

ノ檢定ヲ請

形

ル

雛

諸事御規定ヲ遵奉シ殊ニ教師ノ教授向

ハ何事

違フ等ノ不都合有之節ハ何時退會ヲ命セラ ニ由ラズ堅ク相守リ可申若シ御會ノ御規定ニ

年月日 体會御中

、モ聊カ異議申間布仍而右誓約如件

住所番地 姓

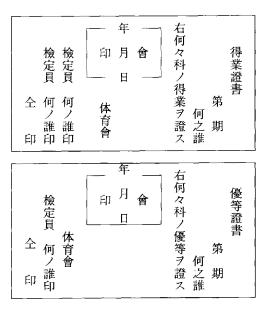
名 印

第四 第六條 第五條 ク本會ニ名籍ヲ存シ其待遇ヲ爲スモノトス ヲ附與ス但進歩ノ著シキモノハ臨時試驗ヲ行フ事 教授ヲ得タルモノハ試驗ノ上及第者ニ得業ノ證書 條 得業者ノ内優者ノモノハ優等證書ヲ與ル事アリ 陸軍武官中ヨリ若干ノ檢定員ヲ依囑シ技術 得業ノ證書ヲ有スルモノハ之ヲ會友トシ永 特別練習生ニシテ數ケ月(五ケ月或六ケ月)



但特別練習生ニアツテ

日曜日祭日ヲ休業トス其



日曜日ノミ教授ヲ望ムモノハ此限リニ非ラズ第二條 特別練習生日課時限ハ場内ニ掲示ス第三條 教授スベキ科目左ノ如シ

類左ノ如シ器械体操ハ尋常及ビ特別演習トス其器械ノ種柔軟体操ハ徒手及ビ執銃演習

八回轉鐙 九 遊動圖木 跳繩 六 跳臺 七 梁木(楷梯鞦

二 銃劍術

鐶 五

鐵棒

棚

Ξ

木馬

四

銃剣術ハ方及ビ試合トス

三 兵式教練

教練ハ徒手各個操練等

切符ヲ左ノ二種ニ分ツ總テ前金トス第三章 入場券價額及ビ取扱方

第

條

第八條

ル者ヲ撰ミ助教ヲ依囑スル事アルベシ

第二章

則

得業生中ヨリ技術優等ニシテ教師ノ資格ア

フ

但

全科卒業ノ者ニハ全科得業證書及其徽章ヲ與

第

條

演習ハ日々行フモノトス

右入場券ハ入塲ノ際監査人ニ示シ退塲ノ際還納スス) アラザル者ト難ドモ日曜日及祭日ニ限リ半額トア 乙種練習生 金貮錢(但軍人ハ半額又軍人ニ

モノトス其一ト度退塲スルモノハ更ニ切符ヲ求ム ニアラザレバ 再ビ入場ス ル事ヲ得

甲種及ビ特別練習生 壹ケ月金二十錢 (但 日

曜日 本會ノ得業證ヲ得タル ノミ望ム者 ハ半額トス モノハ永遠無料 ニニテ出

常ニ切符ヲ所持シテ出入毎ニ監査人ニ示シ點檢 前金額ヲ納ムルモノトス甲種及ビ特別練習生ハ スルヲ得ルト雖ドモ更ニ他ノ一科ヲ望ムモノハ

第 條 與スルヲ許サズ 甲種及ビ特別練習生所持ノ切符ハ 他人二貸

ヲ

受クルヲ要ス

第四 條 日以後申込ミノ分ハ切符代價半ケ月分ヲ前収ス 甲 甲種及特別練習生切符ヲ紛失セシトキハ速 種及特別 練習ヲ希望スル モノニシテ十六

手敷料金三銭トス

ニ書換ヲ申出ツヘシ

第五條 モ前収 甲種及特別練習生事故ニ依り中途退會 ノ切符代價ヲ返戻スル事ナシ 1スル

中途ニシテ退會スルモノハ其趣本會ニ届出 第四章 入場者心得

> 第一條 フヘカラズ 運動スルハ 場内ニ入ルモノハ諸種 妨ケナシト雖ドモ諸事塲内 器械二就キ隨意 規定ニ違 ,規定ニ

違ヒ或ハ監視者 入塲中他人ノ運動ヲ妨ケ又ハ塲内ノ ノ指示ニ背ク等ノモノハ退塲セシ

場内設備 ノ器械ヲ破損シ或ハ落書スルモノ

ムル事アルベシ

第四條 ハ相當代價辨償セシムル事アリ 場内設備ノ器械ハ决シテ其位置ヲ變換 スル

礫ヲ混入スル等ノ 惡戯ヲ禁ズ

第五條

場内設クル處ノ土砂ヲ他處ニ

ヲ許サス

第六條 運動ヲ止ムル事アルベシ 技術危險ヲ認ムルトキハ 臨時其種

類ヲ限

第七條 法ハ臨時ノ决定ニヨル) 會ヲ開キ優等者ニ賞品ヲ與フル事アルヘシ 技術獎勵 ノ爲メ毎年一 回 乃至二回運 動競進

第八條 右會則ハ凡テ評議員會ノ决議ヲ經テ改正スル事アル ハ入塲者必ズ守ルヘキモノトス 本則 刻記 スル ノ外臨時場内ニ掲示 ス ル E

ハ 瓦

散布 シ或

第五 章

職制ハ追テ相定ム

右之條々評議員會ヲ經テ决定候事

躰育會職

明治廿五年四月十八

體 育 會

(「有文會誌」第一九号

(明治二十五年五月))

日本體育會規則 (明治三十一年五月改正)

五

養成シ以テ諸學校體操科ノ確實ヲ圖リ尚ホ全國

第

條

本會設立 章

ノ趣旨ニ依リ專ラ體操教員ヲ

第

別紙ニ具ス)

第

Н

的

壯健ニシ專ラ富國ノ本ヲ培ヒ併セテ強兵ノ實ヲ 須要ノ地ニ漸次體育塲ヲ設ケ國民全般 ノ體軀ヲ

ムルヲ以テ目的トス

第二章 名稱 位置

第

漸次各府縣ニ設ク 本會ハ日本體育會ト稱シ東京ニ置キ支

養成シ且ツ現在同科教員ノ練習ヲ便ニス 第三章 本部ニ體操練習所ヲ設ケ體操科教員ヲ 業 務 (規則

第

五 四 勵ス(支會及體育塲規則ハ別紙ニ具ス) 塲ヲ設ケ其近傍子弟ノ運動 條 各府縣二支會ヲ置キ須要ノ各地ニ體育

第

ハ其需ニ應スルモノトス 條 各學校等ヨリ體操教授ノ依頼アルトキ

但本會ノ都合ニ依リ辭スルコトアルベ 條 既設外ノ事項ニシテ體育上ニ裨益アリ

第

卜認 六

ムルモノハ臨時議定シテ其方法ヲ設クルモ

ノトス (競技運動會ノ類

第

ti

ヲ設ケ別ニ規則ヲ制定ス 女子體育ノ爲メニハ特ニ本會ニ婦人部

— 1336 —

ノ便ヲ圖リ體育ヲ奬

第 體育 Ξ 必要ナル術科 ノ細目 :概ネ左 一ノ如

第

銃槍試合、 車、弓術、柔術、 兵式教練(各個教練部隊教練 ハ專ラ兵式體操 劍槍術 游泳術、 其他諸種 射擊術 (器械體操柔軟體 和洋漕艇術 ノ技術等 (實彈射擊狭窄 普通體操及 (各科

第

精神及習慣ノ養成ハ嚴正ナル規律ヲ以テ常 奬勵シ忠孝節義ノ講究ヲ爲ス事 健快活ノ擧動ニ習ヒ艱苦欠乏ニ耐ユヘキヲ 二秩序ヲ守ラシメ不撓不屈ノ膽力ヲ錬リ剛 第四章

ニ於ケル規則ハ別紙ニ具ス

九 ハ何人タリトモ會員タルコトヲ得 條 凡ソ本會ノ目的ヲ賛助セント

·欲スル者

第

第

員

第

第 第 十 一 條 名譽賛助會員ハ本會ヲ賛助スル貴顯及 特別、 通常三種ニ分ツ 本會ノ會員ヲ賛助會員ト稱シ之ヲ名譽、

第

金セラル、モノトス 金五拾圓以上即納若クハ年賦或ハ月賦ヲ以テ出 但年賦ハ金拾五圓以上月賦ハ金貳圓以上トス

第

クハ金拾貳圓以上年賦或ハ月賦ヲ以テ出金セラ 特別賛助會員ハ一時金拾圓以 É 即

ル、モノトス

十三條 クハ金七圓以上年賦或ハ月賦ヲ以テ出金セラ 通常賛助會員ハ一時金五圓以上即納若

但年賦ハ金參圓以上月賦ハ金五拾錢以上トス

ル、モノトス 四 條 但年賦ハ金貳圓以上月賦ハ金貳拾錢以上トス 特別及通常賛助會員ニシテ約定

第

別ニ特別ハ名譽賛助會員ニ陞 額第十一條以下ノ各項ニ達スルトキハ通常ハ特 ス

ヲ終リ更ニ若干ノ寄附ヲナシ前後通算シテ其金

ブ出金

十六條 十五條 會ノ時一回分即納 會員ニシテ年賦出金セラル、トキハ入 會員ノ出金額例ニ依ラズ單ニ若干ノ金 スル モノトス

登録シ篤志ヲ永久 品ヲ寄附スルモノハ義助員トシ本會ニ其名籍ヲ 二傳

十七條 十八條 ヲ以テ三種會員中ノ一ニ定ムルコトアルベシ 特別ニ目的ヲ指定シテ寄附セラル 物品寄附者ハ其價格ニ應シ本會ノ見込

キハ其目的ニ之ヲ使用スルモノトス

徽會員



色章共種三 ス別區ヲ

第二十二條 第二十一條 トス 見込ミヲ以テ除名スルコトアルベシ 爲アル者又ハ會員タルノ義務ヲ缺ク者ハ本會ノ 退會スルトキハ證状及徽章ヲ返納セシムルモノ ルコト前項ニ同ジ 但除名セラレタルモノハ證状及徽章ヲ返納ス 會員中本會ノ目的ニ障害トナルベキ所 各賛助會員ニシテ約定ノ出金ヲ終ラズ

會員徽章贈與證状 何 之

日本體育會 賛助會員タルヲ證

章徽員會

ル爲メ本會總裁大勳位載仁親王殿下 ノ裁可ヲ經テ茲ニ此會員徽章ヲ贈

ス

第

二十條

費即納者及年賦及月賦金一ケ年分ヲ納メタルモ

賛助會員ニハ左ノ會員證ヲ贈リ尚ホ會

ノニハ會員徽章ヲ

贈ルモノトス

第

+

九 條

員會ノ决議ニ依リ會長ニ禀申シ出金ヲ要セズシ テ特別又ハ名譽賛助會員トナスコトアルベシ

貴顯若クハ本會ニ功勞アル者

ハ常務委

誰君

姓 名 印 月

日

日本體育會長

爵位勲等

— 1338 —

第二十三條 退會及除名セラレタル者既納ノ會費

返付セザルモノトス

第

區別ニ依り有功徽章及感謝状ヲ贈ルモノトス||十四條||金貳百圓以上寄附セラル、トキハ左ノ

ル但年賦ハ金五十圓以上トス以テ出金セラル、トキハ三等有功徽章ヲ贈金貳百圓以上五百圓以下即納若クハ年賦ヲ

但年賦ハ金七十圓以上トステ出金セラル、トキハ二等有功徽章ヲ贈ルニ 金五百圓以上千圓以下即納若クハ年賦ヲ以

百圓以上トスル、トキハ一等有功徽章ヲ贈ル但年賦ハ金三 金千圓以上即納若クハ年賦ヲ以テ出金セラ

會ノ决議ニ依リ會長ニ禀申シ總裁殿下ノ裁本會ノ爲メニ特別ノ功勞アル者ハ常務委員數回ノ出金積ンテ前各項ニ達スル者亦同ジ

五 四

穂へ來リタル鷹ト國旗ノ太陽トヲ取ル六 徽章ノ圖樣ハ二十七八年戰役ニ我軍艦高千可ヲ經テ有功徽章ヲ贈ルコトアリ

一等八鷹及光線純金 章 二等八鷹純銀光線金色 有

ノ待遇ヲ爲ス 第二十五條 ・會員ハ永久本會ニ名籍ヲ存シ且ツ特別

ラントスルモノハ其紹介ニ依り一ケ月ノ入塲券第二十六條 | 會員ノ家族ニシテ體育塲甲種練習員タ

左ノ區別ヲ以テ無料入塲スルコトヲ得ルモノト第二十七條 會員ノ家族ハ體育塲乙種練習員ニ限リ料ヲ半額トス

名譽賛助會員ノ家族ハ人員ヲ限ラス其紹介

|十八條||會員ハ體育塲開扉中ハ何時タリト||二名以内入塲ヲ許ス|

特別及通常賛助會員ノ家族ハ其紹介ニ依リ

料入塲スルコトヲ得ルモノトス十八條 會員ハ體育塲開扉中ハ何時タリトモ無

— 1339 —

第 第二十九條 第三十一條 | 會員ニ加入セントスル者ハ ザルモノハ此限ニ在ラズ ヲ送致セラルベシ ヲ得但塲所狭隘等ノ都合ニ依リ本會ヨリ通知セ 及演説等アル時其家族ヲ伴ヒ共ニ觀聽スルコト 右申込候間可然御取計 ノ半額ヲ以テ廣告ヲ托スルヲ得 金額 **今般御會ノ趣旨ヲ賛成シ何々賛助會員ニ加入** 出金即納或ハ年賦金何程月賦金何程宛 ス 但シ會員證又ハ名刺ヲ監査人ニ示スベシ 第五章 日 會員ハ本會ニ於テ擧行スル運動會講談 會員ハ本會ニ於テ發行スル雜誌ニ定價 在東京會員ノ會費ハ本會ヨリ會計掛ノ 入會申込書 本體育會御中 何圓 H 入會及出金續手 相成度候也 住所番地 左ノ申込書 名 卸 第三十五條 第三十六條 一會員ノ住所ニ異動アル毎ニ本會事務所 第三十四條 東京市内及地方共臨時出張ノ勸誘員ニ 第三十三條 會 常務委員長 顧 副 ニ通報スベシ 又ハ新聞紙ヲ以テ廣告スベシ 此限リニ在ラズ 於テハ一切金圓ヲ受領セザルモノトス 辨セラル、モ妨ケナシ セラルベシ 但各府縣ニ特ニ依囑シアル委員及事務委員ハ 但爲替料及郵税等ノ諸費ハ出金額 長 裁 第六章 會員ノ出金額ハ本會雜誌 地方會員ノ出金ハ郵便爲替ヲ以テ送致 若干 一名 名 名 職 常務委員ヲ總轄シ常務ヲ監 總裁及會長ノ顧問ニ應シ會 會長ヲ輔佐シ會務ヲ監理ス 總裁ノ旨ヲ奉シ會務ヲ總理 皇族殿下ヲ推戴ス 務ヲ賛輔ス (文武叢誌 ノ内ヨリ

受領證ヲ以テ受領人ヲ差出スベシ

理ス

支

教 育 部 擔當ス	一醫 員 若干 會長/	一書 記 若干 幹事二	ノ指揮	ル事項	ノ事ヲ	一幹 事 若干 幹事長	一切ヲ	一幹 事 長 一名 一會長ノ	事 務 部	ス	一常務委員 若干 會長ノ	ヲ奬勵ス	ン會員	一委 員 若干 會長ノ	議决ス	一評議員 若干 會長ノ	一會計監理委員二名 收支一	一副委員長 一名 委員長	一委 員 長 一名 委員ヲ總轄
	ノ旨ヲ承ケ衛生事務ヲ	幹事ニ屬シ各其事務ニ服ス	指揮ヲ受ク	八更ニ會計監理委員	ラ分擔ス其會計ニ關ス	八介のヲ承ケ庶務會計	切ヲ掌理ス	ノ旨ヲ承ケ本會ノ事務			會長ノ旨ヲ承ケ常務ヲ處理	Ž	(ノ増加ヲ圖リ體育員	會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ弘通		會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ討論	切ヲ監理ス	ラ補佐ス	總轄ス
第三十九條 各府縣ニノ一以内ヲ諸費ニ	第三十八條 委員長ハ		一府縣事務委員若干名		一府縣委員 若干名	一府縣委員長 各府縣	役員ヲ置ク	者ヲ誘導加盟セシ	第三十七條 本會ノ旨!	第七章 府		一教 員 若干		一檢 定 員 若干			一場 長 若干		一所 長 一名
各府縣ニ於テハ其募集金額ヲ以テ支會ヲ諸費ニ使用スルコトヲ得	其地方ニ於	ノ事務ニ任ス	名 委員長ノ旨ヲ承ケ會計	ノ責ニ任ス	る本會長ノ旨ヲ承ケ會務擴	各府縣二一名		ンムル爲メ支會ナキ府縣ニ左	巨趣目的ヲ各地方ニ普及シ同	府縣委員	教授ヲ分掌ス	所長塲長ノ命ヲ承ケ各科	ノ優劣ヲ檢定ス	會長ノ旨ヲ承ケ練習生技	ス	諸事ヲ管理シ及教授ヲ監督	會長ノ旨ヲ承ケ體育塲内	術科ヲ管理シ教授ヲ監督	會長ノ旨ヲ承ケ所務及學科

ヲ經營スルニ足ルト認ムルトキ本會ノ承諾ヲ經

テ支會ヲ設置スルコトヲ得

第 四十條 府縣事務委員ハ委員長ノ旨ヲ承ケ入會

第八章 會 議 者ノ申込書並ニ會費ヲ受取リ本會ニ送致スベシ

第四十一條 本會長ハ必要ニ應ジ常務委員會並ニ評

第四十二條 本會ノ常務ヲ處理スル爲メ常務委員長 議員會或ハ委員會ヲ開キ本會樞要ノ所件ヲ審議 スルモノトス

ハ其必要ニ應シ常務委員會ヲ開キ細務ヲ議定ス

ルモノトス

但常務委員會ノ議定スル事件ハ會長ノ承認ヲ

ルモノトス 第九章

第四十三條 及篤志者ノ寄附並ニ練習員ノ月謝或ハ入塲券料 本會ノ資金ハ第四章ニ掲クル賛助會員

等ニシテーハ事業ノ擴張ニ充テーハ資本金中ニ

組ミ込ムモノトス

第四十四條 本會ノ收支ハ六ケ月毎ニ精算シ委員ニ 報告スルモノトス

第四十五條 フルモノトス ヲ經テ本會事務所へ備へ置キ各會員ノ閲覽ニ供 毎月ノ會計决算ハ會計管理委員ノ檢査

卅一日ニ終ルモノトス

第四十六條 本會々計年度ハー月一日ニ始リ十二月

則

第四十七條

第十章 本則ハ明治三十一年六月一日ヨリ施行

ス

賛助會員ニ關スル改正ノ金額ハ既ニ入

第四十八條 會セル前會員ニハ及サドルモノトス

(「日本體育會ノ趣旨」(明治二十一年七月))

— 1342 —

六 日本體育會規則(明治三十二年四月一日施行)

第一章 總 則

本會ハ皇族ヲ推戴シテ總裁トス

三 條 本會ハ政府ノ保護監督ヲ受ク

本會徽章ハ白地旭日トス

第

第

條

第二章 名稱及ビ位置

五 條 本會ノ事務所ヲ東京市ニ置ク

本會ハ日本體育會ト稱ス

第第

四

條 本會ハ設立ノ趣旨ニ依リ國民全般第三章 目 的

ノ體

第

爲メニ全國須要ノ各地ニ體育塲ヲ設ケ全國ノ體軀ヲ強健ニシ富國ノ本ヲ培ヒ強兵ノ實ヲ收メム

成シ學校ニ於ケル體育ノ確實ヲ圖ルヲ以テ目的育ヲ獎勵シ東京ニ體操學校ヲ設ケ體操教員ヲ養

第四章 事 業

五

女子體育ノ爲メニ女子部ヲ設ク

(規則

汽別

トス

第

> **奬勵ス** 場ヲ設ケ其地方子弟ノ運動ノ便ヲ圖リ體育ヲ一、各府縣ニ漸次支會ヲ置キ須要ノ各地ニ體育 教員ノ練習ヲ圖ル(規則ハ別紙ニ具ス)

個教練部隊教練)普通體操、は兵式體操(器械體操柔軟體操)三、本會ノ術科目左ノ如シ

5術、馬術、自轉車、諸種ノ遊戯術、唱歌及傷術、柔術、射撃術、游泳術、和洋漕艇術、

銃槍試合、

劒術、

テ常ニ失字ヲ于リ下堯「国ノ詹力ヲ東リ剛建、體有ト共ニ徳育ニ注意シ嚴正ナル規律ヲ以軍歌等(各科ニ於ケル規則ハ別紙ニ具ス)

奬勵シ忠孝節義ノ精神ヲ養成ス快活ノ擧動ヲ習ヒ艱苦缺乏ニ耐フヘキ習慣ヲテ常ニ秩序ヲ守リ不撓不屈ノ膽力ヲ練リ剛健

こ、本會ノ機關トシテ雜誌「體育」ヲ發行スハ、體育獎勵ノ爲メ時々運動會ヲ行フ紙ニ具ス)

--- 1343 ---

後ニ於ケル教育ノ發達ヲ容易ナラシメン爲ニ 國民二軍事教育ヲ授ケ且兵役應徴者ノ入營

兵事講習科ヲ設

第五章 資

本會ノ所有ニ屬スル動産及ヒ不動産 本會ノ資産 一 左 ブ如シ

第

宮内省ノ御下賜金

政府補助金

Ξį 金品 本會ノ事業又ハ所有財産ヨリ生スル特別 會員ノ醵金、有志家ノ寄附又ハ遺贈ニ係ル

第六章 會員及ヒ義助員 收入金

通常賛助會員

第 九

條

本會ノ會員ハ左ノ三種トス

貳拾錢以上)ヲ義損スル者但 金七圓以上 (年賦額ハ金貳圓以上月賦額 時出金ハ金五

ハ金

相當ノ會員トナス

一、特別賛助會員 圓以上トス

金五拾錢以上)ヲ義損スル者但一 金拾貳圓以上(年賦額ハ金參圓以上月賦額 時出金ハ金

拾圓以上トス

名譽賛助會員

金五拾圓以上(年賦額ハ金拾五圓以上月賦額 金貳圓以上)ヲ義損スル者

第 回分ヲ出金スルモノトス 條 年月賦出金スル者ハ入會ノ當時其ノ一

第 十 一 條 貴顯若クハ本會ニ對シ功勞アルモノハ 評議會ノ决議ヲ經相當ノ會員ニ推薦スル事アル

第 十二條 ル時ハ既納ノ金額ヲ通算ス 會員ニシテ現在以上ノ會員タラントス

可シ

十三條 通シテ現在以上ノ會員出金額ニ達スル時ハ相當 會員ニシテ更ニ寄附ヲナシ其金額前

第

四條 物品ヲ寄附シタル者ハ其價額ヲ評定シ

第

ノ會員ニ陞ス

ヲ爲ス

第

五條 會員ハ永久本會ニ名籍ヲ存シ左ノ待遇

二、會員ハ本會ニ於テ擧行スル運動會、 一、會員ハ體育塲開塲中ハ無料入塲スルコトヲ 講談及

後

演説會等アル時ハ參觀聽講スルコトヲ得

三、會員ハ本會ニ於テ發行スル雜誌ヲ二割 價ヲ以テ購讀シ雜誌ニ定價ノ半額ヲ以テ廣告 ノ減

スルコトヲ得

ヲ要セス 學校生徒タラントスルトキハ受験料及授業料 會員 (出金、 ノ義務ヲ了リタルモノ) ハ體操

五 講習科 會員 講習生タラントスルトキハ授業料ヲ要 |(出金ノ義務ヲ了リタルモノ)ハ兵事

スルコトヲ得 セズ其家族ハ半額トス 會員ハ射撃塲ニ於テ彈藥料實費ヲ以テ射撃

其家族ハ半額トス 會員ハ游泳塲ニ無料入塲スルコトヲ得 會員ハ漕艇部ニ於テ無料練習ヲナス事ヲ得

會員ノ家族ハ體育塲開場中ハ左ノ區別ヲ以

テ無料入塲スルコトヲ得 名譽會員ノ家族ハ其人員ヲ限ラス其紹介 ニ依リ入塲ヲ許

特別及通常會員ノ家族ハ其紹介ニ依リニ

名以内入塲ヲ許ス

條 本會ノ趣旨ヲ賛成シ金壹圓以上及ヒ之

第

其名籍ヲ存シ左ノ待遇ヲナス ト同類ナル物品 義助員ニシテ體育場、兵事講習科、 ヲ寄附スル者ハ義助員トシ永久 游泳

半額トス 義助員ニシテ體操學校生徒タラントスル

塲

漕艇部ニ入ル者ハ入塲券料及授業料ヲ

トキハ受驗料ヲ要セズ但授業料ハ一般ニ同

其他ノ待遇ハ時宜ニ依リ告知スルモノト

+ 七條 用途ヲ指定シテ寄附スル金品

第

ス

用途ニ充ツルモノトス 第七章 入退會及出金手續

式ニ依リ申込書ヲ送致スヘシ 本會二入會セントスルトキハ第 號書

第

十八條

第

九條

退會セントスルトキハ第二號書式ニ依

二十條 本會ニ入會シ出金セントスルトキハ左

リ會員徽章會員證ヲ添へ申出ヅベシ

第

、東京在住者ニハ本會々計ノ名ヲ以テ發スル 、順序ニヨル

指定ノ

受領證ヲ所持スル集金人ヲ出ス

一、地方在住者 若シ官衙ニ於テ未夕取扱ヲナサ、ルトキハ直 ノ集金ハ地方官衙ニ於テ取扱フ

二本會ニ送附スルモノトス

二十一條 入會ノ拒絶及會員ノ除名ハ評議會ニ於

テ議决シ其ノ理由ハ告知セス

第八章

テ有功徽章ヲ贈ル事アルベシ但有功徽章ハ左ノ アルモノハ評議會ノ議决ニ依リ總裁ノ裁可ヲ經 本會ノ爲メ特別ノ功勞又ハ特別ノ寄附 會員及義助員ニハ各一定ノ徽章ヲ贈

、三等有功徽章 二等有功徽章 金貳百圓以上五百圓未滿出金 (年賦額ハ五拾圓以上) (年賦額ハ七拾圓以上) スルモノ

三種トス

金五百圓以上十圓未滿出金スルモノ

等有功徽章 年賦額 ハ百圓以上

一十四條 時ハ實費ヲ出シ再交附ヲ請求スル事ヲ得 金千圓以上ヲ出金スルモノ 會員ニシテ徽章ヲ紛失若クハ遺失セシ

一十五條

本會徽章ハ何レノ場所ニ於テモ佩用ス

第二十六條 ヲ得ズ ル事ヲ得

本會會員證及徽章ハ他人ニ貸與スル事

第二十七條 本會ニ左ノ職制ヲ設ク

名

第九章

職

制

會務ヲ總理ス

名

副

會長ノ顧問ニ應シ會務ヲ賛補ス 會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ル 若干名

顧

常務委員長 常務委員ヲ總轄シ常務ヲ監理ス

名

貝

委員ヲ總轄ス

會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ審議ス

三拾名

會計監理委員

名

收支ノ一切ヲ監理ス

會長ノ旨ヲ承ケ常務ヲ處理ス 若干名

— 1346 —

一十八條 次 圖リ體育ヲ奨勵ス 會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ弘通シ會員ノ増加ヲ 幹事長ノ旨ヲ承ケ衞生事務ニ服ス 會長ノ旨ヲ承ケ本會ノ事務並ニ會計及物品 案ノ事ニ参與ス 校長ヲ輔佐シ校長事故アルトキハ之ニ代ル 會長ノ旨ヲ承ケ校務ヲ管理シ教育ヲ監督ス 幹事ニ屬シ各其事務ニ服ス 幹事長ノ旨ヲ承ケ庶務會計ノ事ヲ分掌ス 出納ニ係ル命令等一切ヲ掌理ス 會長ノ旨ヲ承ケ本會主要ノ事務及ヒ審議立 校 本會教務部ニ左ノ職員ヲ置ク 員 記 員 若干名 若干名 若干名 名 名 第 第二十九條 三十條 裁之ヲ屬托ス 上長ノ命ヲ承ケ教授ヲ分掌ス 雑誌編輯ノ事ニ從事ス 會長ノ旨ヲ承ケ學生技術ノ優劣ヲ檢定ス 塲長ヲ補佐シ體育塲ニ於ル教務ヲ監督ス 主事ニ囑シ總テ雜誌ニ關スル事務ヲ扱フ 雑誌ニ關スル一切ヲ掌理ス 雜誌掲載ノ事項ヲ参閲ス 體操學校ニ於ケル教務ヲ統理ス 定 ⁄ 諸事ヲ管理シ教育ヲ監督ス 會長副會長顧問常務委員長委員長ハ總 本會雜誌部ニ左ノ職員ヲ置ク ノ旨ヲ承ケ體育塲、射撃塲、 貝 閲 師 若干名 若干名 若十名 若干名 各體育場ニー名 名 游泳塲内

評議員會計監理委員練習所長ハ會長ノ推薦

二、常務委員參事ハ會長之ヲ囑托ス ニ依リ會員中ヨリ總裁之ヲ囑托

第三十一條 評議員及委員ノ任期ハニケ年トス 臨時必要アルトキハ臨時委員ヲ設クル

事アルベシ

第三十四條 塲長教頭檢定員教師ハ會長之ヲ囑托ス 幹事長幹事ハ會長之ヲ選任ス書記醫員

第三十五條 之ヲ選任シ書記ハ幹事長ノ推薦ニヨリ會長之ヲ ハ幹事長ノ推薦ニヨリ會長之ヲ任命ス 参閲編輯ハ會長之ヲ囑托シ主事ハ會長

任命ス

第十章

第三十六條 アル可シ ヲ報告ス但時宜ニ依リ運動會ニ於テ兼ヌルコト 會長ハ毎年一回總會ヲ開キ諸般ノ事項

三十七條 會長ハ春季又ハ秋季ニ於テ運動大會ヲ

第三十八條 會長ハ必要ニ應シ評議會ヲ開キ會務ヲ

三十九條 審議セシム 評議會ハ會長副會長常務委員長委員長

> 評議員會計監理委員常務委員參事ヲ以テ議員ト シ會長ヲ議長トス會長差支アルトキハ副會長又 常務委員長之ニ代ル

第四十一條 顧問及ヒ幹事長幹事ハ會議ニ列シ可否 四十條 數ナルトキハ議長之ヲ决ス 議事ノ可否ハ過半數ヲ以テ决ス可否同

第

ノ數ニ入ル 第十一章

第四十二條 各府縣ニ支會ヲ設ク但規則ハ別ニ本會

ニ於テ定ムル所ニ依ル 第十二章

第四十三條 支會ノ設ケナキ府縣及東京市ニ左ノ職 地方委員

員ヲ置キ本會主旨ノ普及ヲ圖ル 但東京市常務委員及委員ニテ東京市在住ノ者

委員長 本會ノ常務委員及委員ヲ兼任スルモノトス 名 一副委員長

若干名

常務委員

若干名

一委

若干名

一十四條 地方事務ニ關スル規則ハ別ニ定ムル處

ニ依ル

第四

第十三章

計

第四 十五 月 卅一 日二終 本會ノ會計 ハ 四 月一 日ニ始マリ翌年三

第四 銀行ニ預ケ又ハ有價物件ニ換へ置クモノトス 本會ノ資金ハ利殖ノ法ヲ以テ適當ナル

第四十七條 第四十八條 毎月ノ計算ハ會計監理委員ノ檢査ヲ經 本會ハ半期毎ニ收支决算ヲナス

テ評議會ニ報告ス

二依ル 一九條 會計取扱ニ

關スル規定ハ別ニ定

ム ル

所

第四

則

附

プ規則

第五十條 行ス 此 八明治三十二年四月一 日ヨリ

施

此段及御届候也

明治

年

月

 \mathbb{H}

今般日本體育會ノ旨趣ヲ賛成シ 通特名常別譽

賛助會

員ニ加盟シ左ノ金額出金可致候也

入會申込書

紹介人

號書式

日本體育會御中

某

所

元何會員 住

(1)

退 會 届

今般都合ニ依リ退會致候ニ付キ會員徽章相 添 第二號書式

明治 年 日本體育會御中 月 日

郡

村 長 番地

市

(P)

有功徽章

等有功徽章ハ鷹及光線純

純銀 一等有功徽章ハ鷹純金光線

三等有功徽章ハ鷹純銀光線



地

會員徽章

名譽賛助會員徽章ハ

特別賛助會員徽章ハ 球銀色ニテ帝國ノ圖 ハ金色他ハ總金色

總銀色

通常賛助會員徽章ハ 地球形ハ銀色其他

黒色

義助員徽章

〔「日本體育會ノ主旨」 (明治三十三年五月二十五日調)〕

日本體育會規則 (明治三十三年十二月改正)

七

第

Ξ

本會ハ政府ノ保護監督ヲ受ク

第 四

第 第

本會徽章ハ白地旭日トス 本會ハ皇族ヲ總裁ニ推戴ス

條 條

第

章

總

則

條

第 條

二 章 本會ハ日本體育會ト稱ス 名稱及ビ位置

— 1350 **—**

第 Ξī 條 本會ノ事務所ヲ東京市ニ置ク

第 三章 目 的

第 體軀ヲ強健ニシ富國ノ本ヲ培ヒ強兵ノ實ヲ收メム 六 條 本會ハ設立ノ趣旨ニ依リ國民全般

等 術

ヲ獎勵シ東京ニ體操學校ヲ設ケ體操教員ヲ養成シ 爲メニ全國須要ノ各地ニ體育塲ヲ設ケ全國ノ體育

學校ニ於ケル體育ノ確實ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第 四 章 事 業

第 七 條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ

行フ 一、體操學校ヲ設ケ體操教員ヲ養成シ且ツ同科教

員ノ練習ヲ圖ル (規則ハ別紙ニ具ス)

ţ

本會ノ機關トシテ雜誌「體育」ヲ發行ス

一、各府縣ニ漸次支會ヲ置キ須要ノ各地ニ體育塲 ヲ設ケ其地方子弟ノ運動ノ便ヲ圖リ體育ヲ獎勵

三、本會ノ術科目左ノ如シ

ス

兵式體操 (器械體操 柔軟體操) 兵式教練

> 槍術、 個教練 部隊教練)普通體操、 銃槍試合、 劍術、

(各科ニ於ケル規則ハ別紙ニ具ス) 馬術、 柔術、 自轉車、 射擊術、 諸種ノ游戯術、 游泳術、 和洋漕艇術、 唱歌及軍歌 弓

常ニ秩序ヲ守リ不撓不屈ノ膽力ヲ練リ剛健快活 體育ト共ニ徳育ニ注意シ嚴正ナル規律ヲ以テ

忠孝節義ノ精神ヲ養成ス

ノ擧動ヲ習ヒ艱苦缺乏ニ耐フヘキ習慣ヲ獎勵シ

Ŧ,

女子體育ノ爲メニ女子部ヲ設ク

ニ具ス)

六、體育獎勵ノ爲メ時々運動會ヲ行フ

二於ケル教育ノ發達ヲ容易ナラシメン爲ニ兵事 國民二軍事教育ヲ授ケ且兵役應徴者ノ入營後

講習科ヲ設ク

Ŧi. 章 資

産

第

八 條 本會ノ資産ハ左ノ如シ

第

(規則

ハ別紙

本會ノ所有ニ屬スル動産及不動産

宮内省ノ御下賜金

政府補助金

四 會員ノ醵金、 有志家ノ寄附又ハ遺贈ニ係ル金

Ŧį. 入金 本會ノ事業又ハ所有財産ヨリ生スル特別

品

第 六 章 會員及と義助員

第 九 條 本會ノ會員ハ左ノ三種トス

通常贊助會員

金七圓以上(年賦額ハ金貮圓以上月賦額ハ金貮

但一時出金ハ金五圓以上トス

拾錢以上)

ヲ義捐スル者

特別贊助會員

金拾貮圓以上 (年賦額 ハ金三圓以上月賦額

ハ金

第

十

但一時出金ハ金十圓以上トス 五拾錢以上) ヲ義捐スル者

名譽會員

金五拾圓以上

(年賦額ハ金拾五圓以上月賦額ハ

金貮圓以上) ヲ義捐スル者

但 一時出金ハ金四拾五圓以上トス

回分ヲ出金スルモノトス

ノ收

第

+

條

年月賦出金スル者ハ入會ノ當時其ノ一

第十一 條 貴顕若クハ本會ニ對シ功勞アルモノハ

評議會ノ决議ヲ經相當ノ會員ニ推薦スルコトアル

可シ

第十二條

會員ニシテ現在以上ノ會員タラントス

ルトキハ既納ノ金額ヲ通算ス

三條 會員ニシテ更ニ寄附ヲナシ其金額前後

通シテ現在以上ノ會員出金額ニ達スル時ハ相當ノ

第十

會員ニ陞ス 四 條 物品ヲ寄附シタル者ハ其價額ヲ評定シ

相當ノ會員トナス

條 會員ハ永久本會ニ名籍ヲ存シ左ノ待遇

第

十五

ヲ爲ス

一、會員ハ本會ニ於テ擧行スル運動會、 講談及演

一、會員ハ本會ニ於テ發行スル雜誌ヲ二割 説會等アル時ハ参觀聽講スルコトヲ得 ジ減價

ヲ以テ講讀シ雑誌ニ定價ノ半額ヲ以テ廣告スル

コトヲ得

三、會員ハ體操學校、 塲 漕艇部、 體育場、其他各所規則ノ定ムル所 兵事講習科、 射撃場、 游泳

十六條 ニ拠リ特別ノ待遇ヲ受クルコトヲ得 本會ノ趣旨ヲ贊成シ金一圓以上及ヒ之

第

ト同額ナル物品ヲ寄附スル者ハ義助員トシ永久其

名籍ヲ存ス

第 十七條 用途ヲ指定シテ寄附スル金品ハ指定ノ

用途ニ充ツルモノトス

第 -L 章 入退會及出金手續

第 + 八條 本會ニ入會セントスルトキハ書式ニ依

1)

・申込書ヲ送致スヘシ

ヲ添ヘ申出ヅベシ

第

十九

條

退會セントスルトキハ會員徽章會員證

第二十 條 本會ニ入會シ出金セントスルトキハ左

ノ順序ニヨル

一、東京在住者ニハ本會々計ノ名ヲ以テ發スル受

一、地方在住者ノ集金ハ地方官衞ニ於テ取扱フ若 領證ヲ所持スル集金人ヲ出ス

シ官衞ニ於テ未夕取扱ヲナササルトキハ直ニ本

會二送附スルモノトスル

テ議决シ其ノ理由ハ告知セス

第二十一條

入會ノ拒絶及會員ノ除名ハ評議會ニ於

第 八 章 徽

章

第二十二條 第二十三條 會員及義助員ニハ各一定ノ徽章ヲ贈ル 本會ノ爲メ特別ノ功勞又ハ特別 ノ寄附

有功徽章ヲ贈ルコトアルヘシ アルモノハ評議會ノ議决ニ依リ總裁ノ裁可ヲ經テ

但有功徽章ハ左ノ三種トス

三等有功徽章 (年賦額ハ五拾圓以上)

金貮百圓以上五百圓未滿出金スルモノ

二、二等有功徽章 (年賦額ハ七拾圓以上)

金五百圓以上金千圓未滿出金スルモノ

一等有功徽章 (年賦額ハ百圓以上)

金千圓以上ヲ出金スルモノ

第二十四條 會員ニシテ徽章ヲ紛失若クハ遺失セシ

時ハ實費ヲ出シ再交附ヲ請求スル事ヲ得

第二十五條 本會徽章ハ何レノ場所ニ於テモ佩用ス

ル事ヲ得

第二十六條 本會會員證及徽章ハ他人ニ貸與スル事

第二十七條 第 本會ニ左ノ職制ヲ設ク 九 章 職 制

會 會務ヲ提理シ本會ヲ代表シ庶務ノ細則ヲ設 長 名

定シ事務員ヲ任命シ本會ノ資産ヲ管理シ之

二關スルー 切ノ契約ヲ締結スル権限ヲ有ス

副會長

會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ル

會長ノ顧問ニ應シ會務ヲ贊補ス 問 若干名

顧

委員長 名

委員ヲ總轄ス

評議員 三十名

會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ審議ス

會計監查委員 二名 收支一切ヲ監理ス

常務委員 若干名

會長ノ旨ヲ承ケ常務ヲ庶理ス

委

員

若干名

會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ弘通シ會員ノ増加ヲ

圖リ體育ヲ獎勵ス 事 七 名 (内三名專務)

幹

會長ノ旨ヲ承ケ本會ノ事務ヲ審議シ專務幹

事ハ庶務會計擴張ノ事ヲ分掌ス

課 長

幹事ノ旨ヲ承ケ庶務會計ノ事務ヲ掌理ス

課長ノ指揮ヲ受ケ各事務ニ服ス

書

記

若干名

幹事ノ旨ヲ承ケ衞生事務ニ服ス

員會ノ决議ニ依り本會ノ事務ヲ處理ス

會長ヲ以テ理事員會ノ議長トス

第二十九條

本會體操學校及模範體操塲ニ左ノ職員

ヲ置ク

學校長

會長ノ旨ヲ承ケ校務ヲ統理ス

教 頭

教務ヲ管理ス

若干名

次

長

名

會長ノ旨ヲ承ケ塲務ヲ統理ス

長

名

場長ヲ補佐ス

師

若干名

第二十八條 | 會長副會長幹事ヲ以テ理事員トシ理事

掌 教

各科ノ教授ヲ分掌ス

場長ノ旨ヲ承ケ塲内ニ關スル事務ニ服ス

第 三 十 條 本會ニ擴張部及編輯部ヲ置ク其規則ハ 別ニ之ヲ定ム

第三十一條 會長副會長顧問委員長ハ總裁之ヲ囑託 評議員會計管査委員幹事學校長ハ會長ノ推薦

師

若干名

教

名

校長ノ旨ヲ承ケ學校ノ事務ニ服ス

ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

二、常務委員委員ハ會長之ヲ囑託ス

第三十二條 評議員及委員ノ任期ハニケ年トス

臨時必要アルトキハ臨時委員ヲ設クル

第四十一條

コトアルヘシ

第三十三條

第三十四條 場長教頭次長教師ハ會長之ヲ囑託ス

課長ハ會長之ヲ選任ス書記醫員ハ幹

第三十五條

事ノ推薦ニヨリ會長之ヲ任命ス

ヲ任命ス

第三十六條

掌事ハ學校長塲長ノ推薦ニ依リ會長之

第四十三條

各府縣ニ支會ヲ設ク但規則ハ別ニ本會

第 -}-章 集 會

第三十七條 ヲ報告ス但時宜ニ依リ運動會ニ於テ兼ヌルコトア 會長ハ毎年一回總會ヲ開キ諸般 ノ事項

ル可シ

第三十八條 會長ハ春季又ハ秋季ニ於テ運動大會ヲ

第三十九條

會長ハ必要ニ應シ評議會ヲ開キ會務ヲ

審議セシム

四十 條 評議會ハ理事員及委員長評議員會計監

第

査委員常務委員ヲ以テ議員トシ會長ヲ議長トス

議事ノ可否ハ過半數ヲ以テ决ス可否同

數ナルトキハ議長之ヲ决ス

第四十二條

顧問及ヒ課長ハ會議ニ列シ可否ノ數ニ

入ル

支

第十一章

ニ於テ定ムル所ニ依ル

第十二章 地方委員

第四十四條 員ヲ置キ本會主旨ノ普及ヲ圖ル 支會ノ設ケナキ府縣及東京市ニ左ノ職

但東京市常務委員及委員ニシテ東京市在住ノ者ハ

本會ノ常務委員及委員ヲ兼任スルモノトス 委員長 名 副委員長

委 員 若干名 名

常務委員

若干名

事務委員 若干名

第四十五條 地方事務ニ關スル規則ハ別ニ定ムル處

ニ依ル

第十三章

計

第四十六條 本會ノ會計ハ四月一日ニ始マリ翌年三

第四十七條 本會ノ資金ハ利殖ノ法ヲ以テ適當ナル

月三十一日ニ終ル

第四十八條 本會ハ半期毎ニ收支决算ヲナス

銀行ニ預ケ义ハ有價物件ニ換へ置クモノトス

第四十九條 毎月ノ計算ハ會計管理委員ノ檢査ヲ經

テ評議會ニ報告ス

第五十條 會計取扱ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所

ニ依ル

附 則

此 ノ規則ハ明治三十四年一月一日ヨ

り施行ス

第五十一條

— 1357 **—**

有功徽章

(別掲し 會則第八章規定の徽章圖柄) 等有功徽章ハ鷹及光線純金

三等有功徽章ハ鷹純銀光線金色 一等有功徽章ハ鷹純金光線純銀

義助員徽章

名譽會員徽章ハ地球銀色ニテ帝國ノ圖ハ金色他ハ總金色

特別贊助會員徽章ハ總銀色 通常贊助會員徽章ハ地球形ハ銀色其他ハ黒色

八

日本體育會職制

(明治二十五年十二月制定)

裁

總

皇族殿下ヲ推戴ス

評議員幹事長及塲長ヲ統督シ會務ヲ綜理ス 長

名

名

顧問員

總裁及會長ノ顧問ニ應シ會務ヲ賛輔ス

評議員

會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ討論議决ス

若干名

若干名

- 1358 -

(「都政史料館蔵文書」明治三十四年一月二十三日)

會務ヲ總理ス 一名長 下ヲ推戴ス		日本躰育會職制(明治三十一年当時)		長 若干名	教育部	幹事長ノ命ヲ承ケ衞生事務ヲ擔當ス	員 若干名	幹事ニ屬シ各其事務ニ服ス	記若干名	幹事長ノ命ヲ承ケ庶務會計ノ事ヲ分掌ス	事 若干名	會長ノ命ヲ本會一切ノ事務ヲ掌理ス	幹事長 一 名	
會長ノ顧問ニ應シ會務ヲ賛輔ス一顧問員	一副會長		〔「有文叢誌」第二七号(明治二十六年一月)〕				لم	追テ地方ニ本會支部ヲ設クル時ハ更ニ其職制ヲ定	場長ノ旨ヲ承ケ各科ノ教授ヲ分掌ス	一 教 授	會長ノ命ヲ承ケ練習生技術ノ優劣ヲ檢定ス	一 檢定員	授ヲ監督ス	

紙支會規則ニ掲クシ事業ノ擴張ヲ圖リ各府縣ニ支會ヲ設ク其職制	紙支倉業	が擔え若干	幹事長ノ命ヲ受ケ庶務會計ノ事ヲ分擔ス一幹(事)
會ノ主義ヲ普及セン爲メ本部ト地方ノ聯絡	一本會	^	會長ノ旨ヲ承ケ本會ノ事務ヲ掌理ス
塲長ノ命ヲ承ケ各科ノ教授ヲ分掌ス		一名	一幹事長
授	一教		事務部
會長ノ命ヲ承ケ練習生技術ノ優劣ヲ檢定			會長ノ旨ヲ承ケ常務ヲ處理ス
檢定員	一檢	若干	常務委員
授ヲ監督ス			リ及躰育員ヲ奬勵ス
會長ノ旨ヲ承ケ躰育塲内ノ諸事ヲ管理シ及教		ノ増加ヲ圖	會長ノ旨ヲ承ケ會務ヲ弘通シ會員ノ
長	一塲	若干	一委 員
授ヲ監督ス			會長ノ旨ヲ承ケ曾務ヲ討論議决ス
會長ノ旨ヲ承ケ所務及學科術科ヲ管理シ並教		若干	一評議員
長	一所		收支一切ヲ監理ス
教 育 部		二名	一會計監理委員
會長ノ旨ヲ承ケ衞生事務ヲ擔當ス			常務委員ヲ總轄シ及常務ヲ監理ス
員	一醫	一 名	一常務委員長
幹事ニ屬シ各其事務ニ服ス			委員ヲ總轄ス
記	一書	一名	一委員長

躰育會評議員會並ニ賛助會員 (ノ規約 明治二十五年四月十八日制定

九

本會二關

スル樞要ノ諸件並

=

収入支出ノ會計决

三 本會ノ擴張ヲ圖ラン爲メ廣ク有志諸彦ノ賛助ヲニ 本會創立者ハ評議會ニ參スルモノトスニ諸則ハ其决議ヲ經テ施行スルモノトスー 本會ハ若干ノ評議員ヲ依囑シ總テ樞要ノ事件並

四 賛助會員ヲ分テ三種トス 求ム之ヲ賛助會員と云フ

二 特別賛助會員

名譽賛助會員

助スル貴紳トス名字會員ハ本會ニ於テ殊ニ推載若クハ本會ヲ賛ニ、賛助會員

五

圓ニ達シタル諸彦トスル諸彦及ビ賛助會員ニシテ月々ノ出金積テ金三特別賛助會員ハ一時ニ金三圓以上寄附セラレタ

六

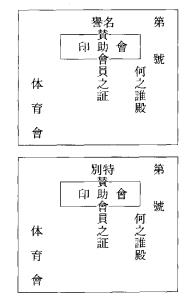
各賛助會員ハ永久本會ニ名籍ヲ存シ特別ノ待遇賛助員ハ毎月金拾錢以上補助セラル、諸彦トス

八七

爲

//スモノ

十一 賛助會員ニハ左ノ會員證ヲ送呈スナ 賛助會員ヨリ紹介スル練習生ハ人員ニ限ラズナ 賛助會員ヨリ紹介スル練習生ハ人員ニ限ラズ



— 1361 —

第 **賛助會員之証** ΕD 號 何之誰殿 体 育 會

日本體育會賛助會員ノ規約 (明治二十五年六月十三日制定)

賛助會員ヲ分テ三種トス 本會ノ擴張ヲ圖ラン爲メ有志諸彦ノ賛助ヲ求ム之ヲ賛助會員ト云フ

通常賛助會員 特別賛助會員 名譽賛助會員

四三

特別賛助會員ハ一時ニ金三圓以上御出金セラレタル諸彦及ヒ通常賛助會員ニシテ月々ノ出金積テ金三

名譽賛助會員ハ本會ヲ賛助スル貴紳及ヒ金五拾圓以上御出金セラレタル諸彦トス

[「有文會誌」第一九号 (明治二十五年五月)]

知セラルヘシ

但豫テ送呈シアル會員証カ又ハ名刺ヲ入口監 査人ニ示シ又同伴シタル者アレハ其人員ヲ告

スルヲ得ルモノトス

賛助會員ハ体育塲開扉中ハ何時タリトモ入塲

右三種 通常賛助會員ハ金三圓ニ達スル迄毎月金拾錢以上 圓ニ達シタル諸彦トス 賛助會員ニハ左ノ會員証ヲ送呈ス 賛助會員ヨり紹介スル練習生ハ人員ニ限ラス一ヶ月ノ入塲券料特ニ半價トス 本會二關 賛助會員ハ永久本會ニ名籍ヲ存シ特別ノ待遇ヲ爲スモノトス 但 月々 ノ外單ニ寄附金セラレタル諸彦ハ永久本會へ名籍ヲ存スルモノト スル樞要ノ諸件並ニ收入支出ノ會計决算書ハ各會員ニ報告ス ノ出金額 八各位ノ定ムル處ニ從フ者トス 補 助セラル 諸彦ト ż ス

九八七六

五

譽 名 賛 助 印 會 會 員 Н 之 本体育會 何之誰殿 證 别 特 賛 助 印 會 會 貝 H 本体育會 之 何之誰殿 證 常 通 賛 助 囙 會

但豫テ送呈シタル會員證カ又ハ名刺ヲ入口監査人ニ示シ又同伴シタル者アレハ其姓名ヲ告知セラルヘ 育所開扉中ハ何時タリド モ入場スルヲ得ルモノトス

+

賛助會員

体

(『日本體育會賛助會員ノ規約沿革又ハ推戴名譽賛成員幷ニ各賛助會員名簿』(明治二十六年初頭))

何之誰

殿

員

之 證

日本体育會

賛助 **管**員 ノ 規約 (明治二十七年当時

本會ノ擴張ヲ圖ラン爲メ ム之ヲ賛助會員ト云フ 有志諸彦ノ賛助ヲ 求

賛助會員ヲ分テ三種トス

名譽賛助會員 特別賛助會員

名譽賛助會員ハ本會ヲ賛助スル貴紳及ヒ金五 拾圓以上御出金セラレタル諸彦トス 通常賛助會員

 \equiv

四

特別賛助會員ハ一時ニ金四圓以上御出金セラ

金積テ金五圓ニ達シタル諸彦トス レタル諸彦及ヒ通常賛助會員ニシテ月々ノ出 伹 特別賛助會員出金額ハ各位ノ定ムル處ニ

以上補助セラル、諸彦トス 通常賛助會員ハ金五圓ニ達スル迄毎月金拾錢

±i.

從フ者トス

但月々 ノ出金額ハ各位ノ定ムル處ニ從フ者ト

六

賛助會員久永本會ニ名籍ヲ存シ特別ノ待遇ヲ

右三種ノ外單ニ寄附金セラレタル諸彦ハ永久 爲スモノトス 本會ニ關スル樞要ノ諸件並ニ收入支出ノ會計 本會へ名籍ヲ存スルモノトス

七

賛助會員ヨリ紹介スル練習生ハ人員ニ限ラス 决算書ハ各會員ニ報告ス

九

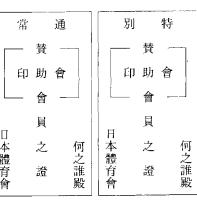
1-

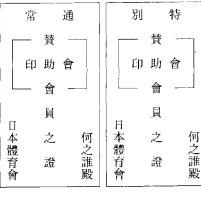
八

賛助會員ニハ左ノ會員證及と會員徽章ヲ送呈 ケ月ノ入場券料特ニ半價トス

名 譽 賛 助 印 會 貝 日本體育會 何之誰 之 證 殿

— 1364 —





(明治三十一年当時)

賛助會員ヲ分テ三種トス 名譽賛助會員

本會ノ擴張ヲ圖ラン爲メ有志諸君ノ賛助ヲ求

日本躰育會賛助會員ノ規約

メ其人ヲ賛助會員ト稱ス

名譽及特別賛助會員ノ徽章



(「文武叢誌」第五号 (明治二十七年三月)〕 其姓名ヲ告知セラルヘシ

スルヲ得ルモノトス但豫テ送呈シタル會員證カ又 ハ名刺ヲ入口監査人ニ示シ又同伴シタル者アレハ

賛助會員ハ躰育塲開屏中ハ何時タリトモ入塲

本邦圖ヲ金色トシ他ハ皆銀色トス

トシ他ハ銀色トナス特別賛助會員ノ徽章ハ本形ノ内 名譽賛助會員ノ徽章ハ本形ノ内本邦圖及采配ヲ金色 六 五四三

待遇ヲ爲

ヹ

クハ 拾圓以 年賦金額ハ 助 特別賛助會員ハ金五圓以上五拾圓以 名譽賛助會員 君トス 一會員ニシテ其出金ヲ終リ 年賦ヲ以テ出金セラル 特別賛助 即納若クハ年賦ヲ以テ出金セラル、 五圓以上ニシテ入會ノ時一ケ年分 但 會員 年 八本會ヲ賛 ·賦金額 貳拾圓 助 Ź ` ス ñ ル諸君トス 諸君及ヒ通常賛 以上トス 貴紳及ヒ金五 下即納若 但

出金セラル、諸君トス「但月賦金額通常賛助會員ハ金六圓以上月賦及年」通常賛助會員

八貳拾錢

即

納ヲ要ス

賛助會員ハ永久本會ニ名籍ヲ存シ且ツ特別ノヲ義助員ト稱シ永久本會へ名籍ヲ存ス右三種會員ノ外單ニ金品ヲ寄附シタル人ハ之以上各位ノ定ムル所ニ從フ

限ルースを関係である。 (日本の) (日本の)

七

(助會員ニハ左ノ證券ヲ贈リ其名譽)

特別

會員徽章



會員二八份ホ左ノ徽章ヲ贈ル

何之誰

殿

印

之

證

H

本

育

會

役二我軍艦高千穂 ル 又有功徽章三 其區別左 ノ如シ 種ヲ製シ本會ニ功續 へ來リタシ鷹ト 但 徽 章 ・ノ圖様 デル 國 八廿七八年 旗 人二贈

八

賛助會員ハ躰育塲開扉中ハ何時タリトモ入塲

- | -

本會ニ

關

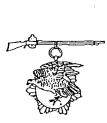
スル樞要ノ

£

ノト

ス但會計决算ハ毎月會計管理委員

有功徽章



數回 拾圓以上トス 賦ヲ以テ出金シタ 第二等ハ金五百圓以上 金シタル人ニ贈 ハ五拾圓以上ト 等差二從上各々適當 出金積ンデ本項 金千圓 ル但年賦金額 以上即納 ル 人二贈 丰 ノ定額 ノ徽章ヲ贈ル 若クハ年賦ヲ以テ出 圓以下即納若クハ ル 但 = 達スル者モ亦 百圓以上トス 年 ·賦金額 年

> 九 區別ヲ以テ無料入塲スル 賛助會員家族ハ躰育塲乙種 人ニ示ス コトヲ得 練習員ニ限リ左ノ ル

功徽章 トヲ取

鷹純金光線純銀三等有功徽章

鷹純

ルー

等有功徽章ハ鷹及光線純金二等有

スル

ア得ルー

モノト

ス但會員證又ハ名刺ヲ監査

銀光線金色トス

其第三等ハ金貳百圓以上五

百圓以下即納若ク

ハ年賦ヲ以テ出金

Ŧ

'n

人二

贈

ル 但年

-賦金額

本會賛助會員ニ加入セント欲スル人ハ先ツ左 通知書ヲ送致セラル可 特別通常賛助會員家族ハニ名以内ト 名譽賛助會員家族 ハ人員ヲ限ラス ス

+

右可然取計相成度候也 出金ハ 今般御會何々會員ニ加入ス 金何 月々何程 通知書 圓卜 Ż (但通常賛助會員)

但名譽及特別賛助會員

出金

府縣 市町 村 番 地

年

月日

何

Н

本體育會御

誰

事件ハ各會員ニ報告スル 印

在地方賛助會員ノ出金ハ郵便爲替ヲ以テスへ 以テ金圓ヲ受領セシムヘシ 在京ノ賛助會員ニハ本會々計掛員ノ受領證ヲ 査ヲ經本會事務所へ置キ各會員ノ閲覽ニ供フ

十四四 東京市内及ヒ地方共勸誘員ニ於テハ一切金圓 モ妨グナシ 料及郵税等ノ諸費ハ出金額ノ内ヨリ支辨スル シ(通常賛助會員ハ月々又ハ數月分)但爲替 ヲ受領セサルモノトス

ニ本會へ通報アルヘシ 〔「文武叢誌」第五三号(明治三十一年三月)〕

賛助會員ニシテ轉宅轉籍等ヲ爲シタル時

八速

(文武叢誌) ニ掲載スヘシ

金圓到着ノ上ハ領收證ヲ送リ且金額ヲ本會ノ

四 日本體育會會則 (昭和十五年当時

八條合計課,管掌事務概不在,如之	一其他學務以外:関九一切,事項	一大部內,取稀及給往小使二関人心事項	一官公街其他。對シ交涉。関人ル事項	一公之古斯接受:関九事項	一支會支部並"委員部"以入北事項	一會議三関スル事項	一等所全募集二関人心事項	一本會從真:関心事項	一會員名濟走,會員章,関人心事項	一會我募集"以九事項	一會長,職員管子:関八小事項	日本電育會用紙生	文孫底教課,管掌事務稅不在一切之	八條本部"底務課、會計課一學發課了置力	第三章 事勢正分	本孫事務,都合·依り城記其屋貧习置クコトラ得	四條課長、會長、命ラケケ會勢、分常又	三孫課長、會長之了城記之書記、會長之,命又	一條木部 課長三名書記若干名う置り	第二章 職員	取扱フモノトス	一你本會,會努八日本體育會定致,外左,規定。據り	第一章 總則	日本體有會會則
一書籍刊行二関心事項	事項	一般育用器具材料及参考圖書類購入関スル	一講習會三関スル事項	一一小水二則又小事項	一議演會:関入小事項	一競技運動會"関不事項	一、雅育上,調查研究三関スル事項	一生徒學籍:関スル事項	一生徒修學旅行:関不少事項	「放军放具: 関スル事 項	一般撰現及演成現,管理三関入上事項		一般貨、関スル事項	一、武殿"関人儿弟 項	スル事項	一一一一一工徒奏 果入學退學,轉學及卒業、賣罰。関	第九旅 學務課,管掌事務概不左,如シ	一其他會計一周不少功力事項	一管路以関入山事項	一電話樓及暖室器:関元事項	一物品,保管及廢品處分:関八小事項	一、財産日孫調製、別へ心事項	一資產,保管及金銭物品,出鄉一門不止事項	一種等及次等三関八山事項

黄五條

茅二條

第六條 第六条

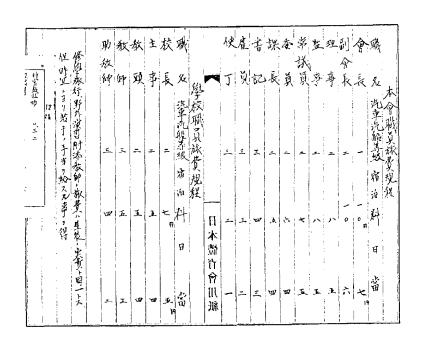
第八條

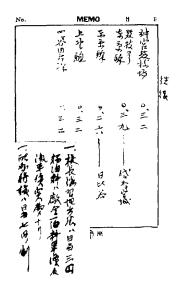
第三张 第二份 多派

- ナ ヘ 太 沃	一季考書類 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	一契約其他,緊要書類 書人,傅栗·據り出鄉記板不九至,十天	一支會支部及委員部一関八小者類 第三條 独了全致,收入及文都八會計課長,承送之夕以證	一次会二関スル書類	一常藏真會一関不心者類 美大條各課,支持請求書類二當於課長,認證,受了會	一班事會:関スル吉類 事會:提出スルモノト	「官處、對人心諸願品也、報告言類 次若報告書班産目録、貸借對照表了調製シ理	第十八條	英古俗 底谷課、於了整理保管人心薄丹梳木左り如う 心株考了購入保管又小コトラ得	供シ且所要り報告ラ為スモノトス サル資金ハ北事會,決議に依り公債若ノ、確實ナ	要九七八班事會議,際具書與了理事,閱覧二 定期預金若少八當座預金十又但已急三使用了要七	第三條會員,入退會其他各方面八人関係事項:シラ必 第七條本會,資金、會計課長,名ラ以テ確實力心銀行。		長、於子立案起草之理事,决判了受了九年,十八 ,豫等,此較之之了躺成整理又九五,十	第三條 諸般,會務三二千理事會,決議了要不了一千人課 第六條 豫并八經常費 臨時要各致項目,別千前千度	こ於う展務課長之う奉行人上事う得 一切り短理事務了学ルモノト	光例定現了七十人人之輕易,事項八安在,範圍內一第十春 會計課長八妻了金钱物品,出鄉並,記帳及其他	シ程復,文書こシテ會長,名ラ以テスルモノト難た 第五章	第十一條 重要于心底務八然テ會長,决裁ラ受クルモノトス祖 一一日	第四章 底發規足 一路文書發送海	事務ノ結果ラシテー致とシムルラ要ス 一城記及解城次正名簿	第十條 各課,主務前招,如了之习分以之常、五、連絡与一文會支部並、本真部役員名落	一其被學為三段八十五八章一理 一本會移事及解自名清	
-----------------------	--	-------------------------------	--	-----------	--------------------------------------	-----------------------	---------------------------------------	------	---	--	---	--	--	---	---	--------------------------------	--	-----------------------------	----------------------------------	------------------	------------------------------	--	---------------------------	--

於六本會職員三連之旅費ラ支於ス	第三條私事又以病氣等"于届出ラナサス缺勤シタル者、八當
第三条本會,職員以外,者:城記シテ旅行とシムル場合:	間八体給全額了支給シ其後八支給ラ上ム
火旅女及領以外、於了質女文神トスルイアルべし	第一下禄私事了為八許可了得多致勤又心者二八次常口了一十日
了三孫 多数,職員同時三地出版人此時八會計合任者,足	体給半級了支給シ尚三十日习過りいけい支給了止人
在シ科率,都合:依り退職シタル者、此限りこすテス	第千森病氣:依り鉄勒日数三十日至リタル時八其翌日り
時、在職地起,旅費了支給人	,職権ラひう事行スルコトッ得
第三次依旅行中解職死七又八病氣等こと會務ヲ難レタル	労金等ラ贈取スプトアルベン祖少額,そりこ在天會長
支给了正人	,等三班事會,次該可以了相當,祭祀科又八賞與慰
第三旅旅行中私用,為ノ會務,難レクルけ八其間旅費,	お又な破者という殊し動めい者及會務に功劳了いる
合いな致り上時額人ルモノト人	第子森在縣中死亡シタル者其他解職シタル者り功劳顕著ナル
北海道、朝鮮、生常、棒本、满洲其他海外出張了場	以于前職,給額ラ支給ス
第三森 旅費額八到表定九處,等級。依,支給又	新職後事務引起了為ノ執務とシャルモノニハロ引ラ
日本體育會用紙	日本體育會用紙
費文及終又	額り支給ス
第三孫本會役員又、委員こう方會務,帯と旅行スル時、旅	又:年末報酬:係ルけ八前二項,例:依り之力月割
给入	死職退職解職,者二八日割了以了支給又其年俸
第三条月點及日於支於當日休職 當小時八前日: 續了上了支	刷金,支给人
第三春 日於分月末日,以了其當月分月交給入	後了別于半月分又八全月分,月給又八該月,報
第三六條月祭及報酬、每月三十十二支給人	第二孫在職中 九七又八新古解職シクル者、ハ月,十台前
第二八條:拘ハラス全額ラ給ス	合は依りすい報酬习贈與スルフトアルベン
第三十條職務上、起国シタル真傷者並、思引ノ者、第二十六條	佐子孫名學職員、八會教ノ為ノニ要スル實費り支為シ又功
勤日数:年入入	臨時展へ日給トス
一茶三九條日給八總丁出勤日表:應之之了支給人大祭日及休日八出	第三孫 事務前及教育,給料八月俸或八報酬下之使下又八
調査シ正常り理由アルモノハ第二十六体:依り等ス	:張り出納記帳スルモノトス
日ョリ文給ラ止い但し後日届出り為シクル時八其事情ラ	承認之人以契約書見積書傳票其他人証恐書類

一个全线交通正在一个全线交通正在一个全线交通正在一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	千金女 养 菜理	第四條 旅行了数, 無路等 魔足ら難ち時, 近後の 概年 , 第二条 會計課: 於于整理保管スル簿冊般不た,如シ 第二条 前各條: 張り難き場合,理事 會,決足,經テ之,是 第二条 前各條:張り難き場合,理事 會,決足,經テ之,是 第二条 所各條:張り難き場合,理事 會,決足,經テ之,是 第二条 一、例 食出的 、
--	----------	---





	校	功	教	教	主	校	聈			*		仗	産	書	課	李	苯	髮	狸	휥)	會	鳽
	- す 宿泊った	教師	笋	頭	辛	長	友	學校職首		中方宿泊了		J		記	長	夏	铁真	事	事	會長	長	木會職
	校里于宿的事品的、史堂工	三	14	=	=	=	汽車汽船等級	人東京布下出張城夢,		會日言宿泊,要不時八史收支			-	-	-	_	-		-	=		汽車汽艇等级
		五〇	五。	五。	瓜。	0	*	発			日本體育會用紙	= 0	丘。	五。	7. 0 0	1 00	•	÷,	4 00	7, 00	二州正。到	神 當 料
一笑喻問題 級	一在學保證書級	一入学願書 毅	一口本體育會歷史	一、诺統計表	一圈書目録	茶午條學務課:於于整理保管人心薄冊概不在,如シ	今ルモノトス	第三森常"體育"関人以調查研究二從口諸統計,調製了	立案改正フ格在スルモノトス	第二於日本體育會歷史,獨養多常り尚學則一覧等,	日本體育會用紙	西ラ立于北事會,次議了紅了實行スルモノトス	第空條 每年水泳部及講習會,間准又止際シテ八歲人其計	紅りい後手續ラナスモノトス	一次了好シ得ルモノハ之り専行シ共,他八世事分了	第四孫之庫丁管江心園書,購入。関シテハ張等,範園外	ナスモートス	放員,昇給報酬等:関シテモ前班:率シチ续ラ	舎一件、タル後舎長、認可サ得テ之り次行たとした	第中旅 教職首ノ任免二関シテハ共事由ラ具シテー應江華	事項う管学スルモントス	第四深學於課長、附属學校幼稚園,教務:関人心切,

3
*
体
日本体育会蔵文書」
云蔵
文
書
) III
和
十五
车
(昭和十五年前後)
18

十二月十九日ヨリ一月五日迄冬期休果	日本職有會分立記念日	每了旺日 大祭祝日 猪圈神社大祭日		土曜八五千十二時迄	10九月十日 午前八時月了午后四時記	一日九月十日 午前之時了了正午十二時記	乾務時間	日本體育會用紙	勢 ハルミノト ス	但事務繁劇,獨合,定時間外又八体日上雖在我	乾務時間及休日左ノ如シ			第年孫機張:関スル李育八所要:應シ會長之ヲ城記ス ルコ		第五作本會,基礎確立,九起临時擴張部,特設之事方一其	第一章 補则	一職員生徒出政等	
								日本體育合用紙				ル者:對シテハ此限リニアラブ	祖し不都合,行為下り于本會コリ退職了今じり	レラ読客スルコトアルベシ	若しよ徒ョり金品,野呈方ョ中出ツルモーアルトキハ之	其体給額,百分ノ二先ヲ張出し野典スルモリトス	其他,事故,依り逐職人心者,對之子八各般職員八各	本會及附属學校教職員至年以上勤讀之病氣又	

五 基本金募集の趣旨(明治三十六年

國民 會の事: 抑 致し に町 而し 強と並馳する點より見るも一日も忽にす可らざることは今更申すまでもなき次第に有之本會が明治二十四 も 面 操科及倫理若くは音樂國語等の教師たるに適するものを養成し以て體操教師の品位を高むると共に其の ては支會の事業に支障を生じ本會の目的たる體育普及の旨に副はず候に付此際斷然各支會々員 計を定めて經濟の鞏 に於て滿期と相成り而して本會は事業の擴張に急にして未だ基本金を備ふるの暇なかりしを以て此際百 十二年以來每年壹萬圓 音 |縣より臺灣島に至るまで普ねく支會を設立し且つ支會の事業は地方廳下に限局せらる、ことなく郡に村 無之候得共其計劃の初に當りては特に多額の資を投じて之が設備を全うせざることを得ざる儀に有之候此 0) が 程度 の前 l餘名 國 |度希望に有之候從て體操學校の如きも來年度に於ては大に規模を擴張して男女兩部とも中學程度以 て日下本會が國家に貢獻いたし居り候事業は全國各支會の事業の統轄獎勵せるの外體操學校を設けて現員 本會は今後多大の希望と計劃を有し着々事業を進行致し居り候次第に付國民體育に同情を給ふの諸 惟 に到る處國民體育塲を設立して單に遊技運動に便するのみならず延て風俗の改良國民品位の上達に ŋ 民體軀 業經營に充てしめ本會は別に内外有志諸君の同情に訴 を高め教師を増 |途を考へ國運發展の未來を察し候得ば決して今日の状態に滿足すべきにあらず進みて一道廳| の生徒を収容いたし既に前後凡三百人の體操科教員を出して體育事業に從事せしめ居り候併 時の して體育事業に相盡 0 期 健康を増進 間 固 たるに止 を圖るは實に今日の急務と相信じ申 の補助金を交付して此事業を奬勵ありたる儀に有之候然るに補助金交付の年限は 加する等巨額の經費を要し申候是等は固より收支相償 !するは啻に各自の幸福を進め事業の發達を企圖する基たるのみならず亦實に歐 まらず身を終ふる迄教育に從事し得るの素地を得 し候も全く國民の前途を憂ふるの微意に外ならず候國家も亦之を諒とし 候去とて全國十二支會より會員の會費を集中 へ廣く基金を募集して獨立の策を取る事に しめ度存候依て年 ふの計算に出づべきは申 の醵金は -限を延 しながら 全 すまで 致 远十 て支 大

會の微衷を諒とせられ其計劃を御賛襄被下度切望に堪へず候其の基金管理規則は別紙に掲記致置き候間御一覽

被下度候也

社團法人日本體育會長 子爵 加 納

久

宜

日本體育會基金管理規則

本會の基金は國債證券又は銀行預金となし之を永久に貯蓄して支消せざるものとす

第一條

第二條 資金の利子は臨時の用途に支出することを得然れども臨時支出を要せざりしとき又は本會の經常費に 剰餘を生ぜしときは總て之を基金に移入するものとす

第三條

本會に基金を寄付したる人の氏名は本會基金臺帳の記録に存し且つ紀念章を贈るべきものとす (「體育」第一一九号 (明治三十六年十月))

一日本體育會定款(明治三十四年九月設立当初)

鄧七條 第五條 第四條 第八條 第三條 第一條 タ以き基本財産トス 會員ノ酸金日本體育會ノ客附ニ係ル勁産不動産有志ノ寄附 之刃管 理ス ニ係ル動産不動産及其他ノ收入ヲ以テ資産トス 孫地二置ク 操教員ヲ養成シ及體育ノ教科ヲ完全ナラシムルヲ以テ目的 本曾ノ資産へ總會ニ於テ定《ル所ノ規程ニ依り理事 基本財産以外ノ資産へ常議員會ノ決議ヲ以テ理事之 本自資産ノ内 本會へ 皇室ノ御下賜金國加府縣郡市町村ノ補助金 本會へ事務所ヲ東京市題町區版田町一丁目十六十七 本自へ関民ノ身體ヲ強健ニシ尚武ノ無象ヲ振作シ體 本會へ社開法人ニシテ文部大臣・監督フ受ク 本會へ 皇族ヲ総裁ニ推製ス 本會へ日本體育台ト稱ス 第五章 立二位 第四章 事務所 第一章 10 皇室ノ御下賜金及毎年度末ノ剰餘金 則 邻十一條 第十條 第十七條 第十六條 第十五條 第十四條 第十三條 第十二條 二終ル 制台長、幹事、監事へ常議員ノ互選ニ依り総裁之ニ囑托ス 之ヲ補フ前項補飲者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス 員ニ於テ補歓選舉ヲ行ヒ常議員ノ歓員へ次黥者ヲ以テ順次 ノトス 温 育長 三、通常會員 一、名譽的員 、名譽會員 本會ノ事業年度へ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日 會長、副會長、幹事、監事ニ缺員ブルトキハ常議 職員ノ任期ハ三年トス但再選スルコトヲ得 二名 骨員ヲ別チテ左ノ三種トス 第六章 會員へ本會ノ主旨ヲ赞成シ左ノ醵金ヲ納付スルモ 常議員へ総會二於テ合員中ヨリ之ヲ選舉レ會長、 職員中會長副會長幹事ヲ理事トス 本自二左ノ職員ヲピク 第七章 會 一名 常議員 副會長 五ヶ年賦金額十圓以上一時出金三十圓以上 二、特別會員 市物 四名

ヲ處分スルコトヲ得

二、特別育員

三、通常會員

本育ノ主旨ヲ賛成シ一時限リ金膏圓以上ヲ義捐ス

ルモノハ鬱助員トス

理耶二於テ本自二功勞アリト認メタル者へ顧金ヲ

要セスシテ相當ノ會員トナスコトヲ得

第二十條 入會及退會セントスルトキへ其旨ヲ理事ニ申告ス 但名譽會員トナスニへ常議員會ノ決議ヲ纒ルモノトス

第二十一條「會員ニシテ本會ノ贖面ヲ汚磨シ又へ不都合ノ行 スルコトヲ得 爲アリト認メタルトキへ理事へ常議員會ノ決議ニ依り除名

第二十二條 退育者及除名者ノ既ニ納附シタル 金額ハ返附セ サルモノトス

第二十四條 育長ニ於テ必要プリト認メタルトキ又へ常議員 本會ハ毎年一回定期總會ヲ開ク

第八章

項ヲ示シテ請求アリタルトキへ臨時總會ヲ開ク 會ノ請求若クハ本會員十分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事

總會ノ場所、日時、及識題へ三十日以前ニ於テ

第二十七條 総合ノ議决ハ出席會員ノ過半數ニ依ル 報告ヲナスモノトス

総會ニ於テヘ 常議員・選舉議案ノ議決及諸般

第九章 镹

第二十八條 定駄ヲ變更セントスルトキへ總會出席會員四分 ノ三以上ノ同意ヲ得ルヲ要ス

第 三 十 條 從來日本體質會ノ創立者ニヘ本會ノ總會常議員 第二十九條 此定駁ニ依り會務ヲ執行スル必憂ナル諸設ノ規 程へ常識員會ノ決議ヲ經テ理事之ヲ定ム

第三十一條 従來日本體育會ノ會員タル者へ第二十條ノ手續 會及理事會ニ出席シテ意見ヲ陳ラルコトヲ得セシム

第三十二條 本定駄實施ノ時ニ於ケル會長へ從前ノ儘トシ モノト見做ス ニ依ラスシテ定数認可ノ日ヨリ總テ本會ノ會員トナリタル

會長幹事監事ハ從來ノ手顧ニ依り本會長ノ選擇ニ委任ス 但第一回線育二於ラ班テ之ヲ改選ス

東京市麹町區飯田町一丁目

本體育會

[「日本体育会文書」(明治三十一年)]

定

欵 (明治三十六年五月改正)

第 第 第 第 第 第 六 五 四 條 條 條 條 條 本會は 本會は 第五章 受く 本會は社團法人にして文部大臣の監督を 本會は事務所を東京市麴町区飯田町 本會は日本體育會と稱す 目十六十七番地に置く を完全ならしむるを以て目的とす を振作し體操教員を養成し及體育の教科 本會は國民の身體を强健にし尙武の氣象 村の補助金會員の醵金日本體育會の に係る動産不動産有志の寄附に係る動産 第二章 第四章 第三章 名 章 皇族を總裁に推戴す 皇室の御下賜金國庫府縣郡市町 事 務 所 的 則 寄附 1 第 第 第 第 第十三條 第十二條 第十一條 八 +九 七 條 條 條 條 常議員 幹 會 常議員は總會に於て會員中より之を選舉 本會に左の職員を置く 月三十一日に終る 本會の事業年度は四月一日に始り翌年三 經て理事之を處分することを得 基本財産以外の資産は常議員會の 末の剰餘金を以て基本財産とす 本會資産の内 に依り理事之を管理す 本會の資産は總會に於て定むる所の規程 互選に依り總裁之を矚託す し會長、 職員中會長副會長幹事を理事とす 第六章 若干名 四 副會長、幹事、監事は常議員の 皇室の御下賜金及 副會長 員 決議 角年度

及其他の收入を以て資産とす

第十

四條

職員の任期は三年とす但再選することを

を

第十五條 七條 Ξ 一、名譽會員 名譽會員 通常會員 特別會員 會長、 會員は本會の主旨を賛成し左の醵金を納 會員を別ちて左の三種とす 缺員は次轉者を以て順次之を補ふ前項補 理事に於て本會に功勞ありと認めたる者 缺者の任期は前任者の殘任期間とす は常議員に於て補缺選擧を行ひ常議員の 附するものとす とを得但名譽會員となすには常議員會の は醵金を要せすして相当の會員となすこ 第七章 副會長、幹事、監事に缺員ある時 年額十圓以上) 一時出金三十圓以上(五ヵ年賦 一時出金三十圓未滿十五圓以上 一時出金十五圓未滿一圓以上 二、特別會員 〔五ヵ年賦年額五十錢以上〕 | 五ヵ年賦年額五圓以上) 員 三、通常會 第十九條 第廿七條 第廿六條 第廿五條 第廿四條 第廿三條 第廿二條 第廿一條 第二十條 總會に於ては常議員の選擧議案の議决及 會長に於て必要ありと認めたる時又は常 返附せざるものとす 退會者及除名者の既に納附したる金額は 議員會の决議に依て除名することを得 合の行爲ありと認めたるときは理事は常 會員にして本會の體面を汚辱し又は不都 に申告すべし 入會及退會せんとするときは其旨を理事 定欵を変更せんとする時は總會出席會員 總會の議决は出席會員の過半數に依る 總會の場所日時及議題は三十日以前に於 りたる時は臨時總會を開 より會議の目的たる事項を示して請求あ 議員會の請求若くは本會員十分の一以上 本會は毎年一回定期總會を開く 諸般の報告をなすものとす て本會雜誌に廣告す 第八章 第九章 定欵變更

決議を經るものとす

四分の三以上同意を得るを要す

第十章 補 則

第三十條

從來日本體育會の會員たる者は第二十條

の手續に依らずして定欵認可の日より總

第廿八條 此定欵に依り會務を執行するに必要なる

之を定む 諸般の規程は常議員會の決議を經て理事

從來の日本體育會の創立者には本會の總 會常議員會及理事會に出席して意見を陳

ふることを得せしむ

第廿九條

第卅

二條 て本會の會員となりたるものと見做す

本定欵実施の時に於ける會長は從前の侭

依り本會長の選擇に委任す但第一回總會 とし副會長、幹事、監事は從來の手續に

に於て渾て之を改選す

(「體育」一三〇号 (明治三十七年九月))

定 欵 (明治三十八年五月改正認可

則

第

總

本會は社團法人にして文部大臣の監督を 本會は皇族を總裁に推戴す

第

第

條

第二章 目

的

を振作し體操教員を養成し及體育の教科 本會は國民の身體を强健にし尙武の氣象

を完全ならしむるを以て目的とす

第

Ξ 條

第 四

條

本會は日本體育會と稱す 第四章 事務所

名

稱

本會は事務所を東京市麴町區飯田町一丁 目十六十七番地に置く(但南品川大井村

第

五

條

にも事務所を置き平常専ら事務を取扱

資 産

第五章

第十四條 職員の任期は三年とす但再選することを	互選に依り總裁之を囑託す	し會長、副會長、幹事、監事は常議員の	第十三條 常議員は總會に於て會員中より之を選舉	第十二條 職員中會長副會長幹事を理事とす	監事二名、常議員若干名、	會長一名、副會長一名、幹事七名、	第十一條 本會に左の職員を置く	第六章 職 員	月三十一日に終る	第 十 條 本會の事業年度は四月一日に始り翌年三	經て理事之を處分することを得	第 九 條 基本財産以外の資産は常議員會の决議を	の剰餘金を以て基本財産とす	第 八 條 本會資產の内皇室の御下賜金及毎年度末	に依り理事之を管理す	第 七 條 本會の資産は總會に於て定むる所の規程	其他の收入を以て資産とす	係る動産不動産有志の寄附に係る動産及	の補助金會員の醵金日本體育會の寄附に	
は醵金を要せすして相當の會員となすこ	第十八條 理事に於て本會に功勞ありと認めたる者	上	上(五ケ年賦年額五拾錢以	三、通常會員 一時出金十五圓未滿壹圓以	()	以上(五ケ年賦年額五圓以	二、特別會員 一時出金三十圓未滿十五圓	年賦年額十圓以上)	一、名譽會員 一時出金三十圓以上(五ケ	付するものとす	第十七條 會員は本會の主旨を賛成し左の醵金を納	員	一、名譽會員 二、特別會員 三、通常會	第十六條 會員を別ちて左の三種とす	第七章 會 員	缺者の任期は前任者の殘任期間とす	缺員は次點者を以て順次之を補ふ前項補	は常議員に於て補缺選擧を行ひ常議員の	第十五條 會長、副會長、幹事、監事に缺員ある時	

とを得但名譽會員となすには常議員會の

決議を經るものとす

第十九條 入會及退會せんとするときは其旨を理事

に申告すべし

會員にして本會の體面を汚辱し又は不都 合の行爲ありと認めたるときは理事は常

返附せざるものとす

條

退會者及除名者の既に納附したる金額は 議員會の決議に依て除名することを得

第八章

第廿二條 本會は毎年一回定期總會を開

會長に於て必要ありと認めたる時又は常

りたる時は臨時總會を開 より會議の目的たる事項を示して請求あ 議員會の請求若くは本會員十分の一以上

第廿五條 第廿四條 總會に於ては常議員の選舉議案の議决及 て本會雑誌に廣告す 總會の塲所日時及議題は三十日以前に於

> 第廿七條 定欵を變更せんとする時は總會出席會員 第九章

諸般の報告をなすものとす

定欵變更

第十章

四分の三以上同意を得るを要す

此定欵に依り會務を執行するに必要なる 則

第廿八條

之を定む 諸般の規程は常議員會の决議を經て理事

從來の日本體育會の創立者には本會の總 會常議員會及理事會に出席して意見を陳

第廿九條

ふることを得せしむ

第三十條

の手續に依らずして定欵認可の日より總 從來日本體育會の會員たる者は第二十條 て本會の會員となりたるものと見做

本定欵實施の時に於ける會長は從前の儘

第卅一條

依り本會長の選擇に委任す但第一 とし副會長、幹事、監事は從來の手續に 回總會

に於て渾て之を改選す

「體育」一五二号 (明治三十九年七月))

--- 1384 ---

一九 日本體育會定款(大正七年七月改正)

		第	第	第	第	第
		五	Д	Ξ		_
		條	條	條	條	條
第五章 資 産 産	原郡大井町北濱川千百四十九番地ニ於丁日十六十七番地ニ置ク(當時市外荏	本會ハ事務所ヲ東京市麴町區飯田町一第四章 事務所	本會八日本體育會ト稱ス第三章 名 稱	振作シ體操教員ヲ養成シ及ハ國民ノ身體ヲ強健ニシ尚二章 目 的	やた,本會ハ社團法人ニシテ文部大臣ノ監督総裁ニ推戴ス	本會ハ皇族ヲ總裁ニ徳望アル人士ヲ副第一章 總 則

第		第	第	第 第	第	第
第 十 一		第 十 一	第 十	第 第 九 八	第 七	第 六
	理顧問					

ス

第

Ξ 條 常議員ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選

擧シ會長、副會長、 理事、 監事ハ常議

職員ノ任期ハ三年トス但シ再選スルコ 員ノ互選ニ依ル

會長、副會長、理事、監事ニ缺員アル トキハ常議員ニ於テ補欠選擧ヲ行ヒ常

第

+

五.

條

トヲ得

第

+

74

條

フ前項補缺者ノ任期ハ残任期間トス 議員ノ缺員ハ次点者ヲ以テ順次之ヲ補

會員ヲ別チテ左ノ三種トス

第七章

第

+

名譽會員 二、特別會員 三、通常會

附スルモノトス

第

+

七條

會員ハ本會ノ主旨ヲ賛シ左ノ醵金ヲ納

名譽會員 時出金壹百圓以上

一、特別會員 年賦三ケ年年額四十圓月賦二ケ年月額五 一時出金蔘十圓以上

年賦三ケ年年額十貳圓月賦二ケ年月額壹

第 十八 條

理事ニ於テ本會ニ功勞アリト認メタル

三、通常會員

時出金拾圓以上

圓五拾錢

年賦三ケ年年額四圓月賦二ケ年月額五拾

スコトヲ得但名譽會員ニナスニハ常議

者ハ醵金ヲ要セスシテ相當ノ會員トナ

員會ノ决議ヲ經ルモノトス

入會及退會スルトキハ其旨ヲ理事ニ申 告スヘシ

第

+ 九條

第二十條 會員ニシテ本會ノ體面ヲ汚辱シ又ハ不

都合ノ行爲アリト認メタルトキハ理事 ハ常議員會ノ决議ニヨリ除名スルコト

退會者及除名者ノ既ニ納附シタル金額

第二十一條

ヲ得

ハ返附セサルモノトス 第八章

本會ハ毎年定期總會ヲ開ク

會長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又

第二十三條 第二十二條

ハ常議員會ノ請求若クハ本會員十分ノ 以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シ

-1386

第			第二		第二		第二		第二				第二	
條	- 0		第二十八條		第二十七條		第二十六條		第二十五條				第二十四條	
本會ハ皇族ヲ總裁ニ徳望アル人士ヲ第一章 總則	日本體育會定款(昭和五年当時)		此定款ニ依り會務ヲ執行スルニ必要ナ第十章 補 則	會員四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルヲ要ス	定款ヲ變更セントスルトキハ總會出席	第九章 定款變更	總會ノ議决ハ出席會員ノ過半數ニ依ル	及諸般ノ報告ヲナスモノトス	總會ニ於テハ常議員ノ選擧議案ノ决議	廣告ス	公報掲載ノ爲メ指定シアル一種ニ之ヲ	於テ本會雜誌及東京日刊新聞中官衙ノ	總會ノ塲所日時及議題ハ三十日以前ニ	テ請求アリタルトキハ臨時總會ヲ開ク
第一					第三				第三			第二-		
條					第三十一條				三十條			第二十九條		
本會ハ社團法人ニシテ文部大臣ノ監副總裁ニ推戴ス		〔「日本體育會會報」第一号(大正八年五月)〕	續ニ依リ本會長ノ選擇ニ委任ス	儘トシ副會長、幹事、監事	本定款實施ノ時ニ於ケル會長ハ從前	做ス	り總テ本會ノ會員トナリタルモノト見	條ノ手續ニ依ラスシテ定款認	從來日本體育會ノ會員タル者ハ第十七	ルコトヲ得セシム	議員會及理事會ニ出席シテ意見ヲ陳フ	從來ノ日本體育會ノ創立者ニハ本會常	理事之ヲ定ム	ル諸般ノ規程ハ常議員會ノ决議ヲ經テ

第 八 條	第七條	第 六 條		五 四	第 四 条	第 三 條
剰餘金ヲ以テ基本財産トス會員醵金ノ内十分ノ二及毎年度末ノ規定ニ依リ理事之ヲ管理ス	ノ資産ハ總會ニ於テトス	係ル動産不動産及其他ノ收入ヲ以テ本會ハ會員ノ醵金并ニ有志ノ寄附ニ第王章 貧一産	正室 ₹ 三二於テ事務 原郡大井町北 目十六十七番	八事務所ヲ東京市四章 事務	本會へ日本體育會ト稱ス教育事業ヲ施スヲ以テ目的トス教育事業ヲ施スヲ以テ目的トス教科ヲ完全ナラシメ其他一般ノ	會ハ國民ノ身體ヲ強健ニシ尚武第二章 目 的ヲ受ク
	第 十 五	第 十 四	第 第 十 十 三 二		第 十 一	第 第 十 九
	條	條	一 一 條 條		條 會 顧	條條條
之 ヲ 補 議	會長、コトヲ	職業員	と は は 譲 い 員 ト 中	議員事長	長 問 本 年 會 第 三	本議基 倉 ヲ 本
フ前項補缺者ノ任期ハ残任期員ノ缺員ハ次點者ヲ以テ順次ハ常議員ニ於テ補缺選擧ヲ行	副會長、理事、監事ニ缺員得	ノ任期ハ三年トス但シ再選スル1員ノ互選ニ依ル	する、川倉を、毘事の本質の総會ニ於テ會員中ヨリ之スの。	監事二名	・ 名 副會長 ニニ	ノ事業年度ハ四 經テ理事之ヲ處財産以外ノ資産

間トス

會 員

條 會員ヲ別チテ左ノ三種トス

第

+

六

名譽會員 二、特別會員

條

理事ニ於テ本會ニ功勞アリト認メタ

金參百圓以上 金五百圓以上

二等有功章 三等有功章

金壹千圓以上

等有功

トナスコトヲ得但名譽會員トナスニ

ル者ハ醵金ヲ要セスシテ相當ノ會員

通常會員

納付スル者トス 會員ハ本會ノ主旨ヲ賛シ左ノ醵金ヲ

第

+

名譽會員 年賦三ケ年年額四十圓月賦二ケ年 一時出金壹百圓以上

月額五圓

特別會員 年賦三ケ年年額十二圓月賦三ケ年 一時出金參拾圓以上

月額壹圓以上

通常會員 五十錢 賦三ケ年年額六圓月賦三ケ年月額 一時出金拾五圓以上年

者ハ常議員會ノ决議ヲ經テ有功章ヲ 本會ニ顯著ナル功勞アリト認メタル

第 十八

條

贈與ス 左ノ金額ヲ出金セラレタル者ニハ有

第

+

九

條

功章ヲ贈與ス

第二十一條

入會及退會スルトキハ其旨ヲ理事ニ ハ常議員會ノ决議ヲ經ルモノトス

申告スヘシ

不都合ノ行爲アリト認メタルトキハ 會員ニシテ本會ノ體面ヲ汚辱シ又ハ

第二十二條

理事ハ常議員會ノ决議ニヨリ除名ス

退會者及除名者ノ既ニ納付シタル金 額ハ返附セサルモノトス ルコトヲ得

第二十三條

本會ハ毎年定期總會ヲ開ク 第八章

會長ニ於テ必要アリト認メタルトキ

第二十五條 第二十四條

ヲ示シテ請求アリタルトキハ臨時總 分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項 又ハ常議員會ノ請求若クハ本會員十

— 1389 —

二一 日本體育會定款(昭和八年三月改正)		第十章 補 則要ス	第二十九條 定款ヲ變史セントスルトキハ總會出第九章 定款變更	第二十八條 總會ノ議决ハ出席會員ノ過半數ニ依 及諸般ノ報告ヲナスモノトス	第二十七條 總會ニテハ常議員ノ選舉議案ノ決議ニ之ヲ廣告ス	官衛公報掲載ノ爲メ指定シタル二種ニ於テ本會雜誌及東京日刊新聞ノ中第二十六條 總會ノ場所日時及議題ハ三十日以前	會ヲ開ク
				第三十二條		第三十一條	第三十條
	〔「国民體育」第一六卷八号(昭和五年八月)〕		ノト看做ス	日ヨリ總テ本會ノ會員トナリタルモ七條ノ手續ニ依ラスシテ定款認可ノ從來日本體育會ノ會員タル者ハ第十	シテ意見ヲ陳フルコトヲ得シム郎氏ハ總會常議員會及理事會ニ出席	從來ノ日本體育會ノ創立者日高藤吉經テ理事之ヲ定ム	此定款ニ依リ會務ヲ執行スルニ必要

第一章

總

則

第

條

本會ハ社團法人日本體育會ト稱ス

第 第 第 第 五. 则 條 條 條 條 六 八 Æ トス 伴フ教育並ニ一般教育ヲ施スヲ以テ目的 本會ニ屬スル資産ハ會員ノ醵金並ニ有志 町千百四十七番地ノ三號ニ置ク 本會ハ事務所ヲ東京市品川區大井北 前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ 振作スル爲メ體育ノ普及指導及ビ之レニ 本會ハ國民ノ身體ヲ強健ニシ國民精神ヲ 裁二推戴ス 本會ハ皇族ヲ總裁 第二章 第四章 第三章 其他必要ト認ムル事項 圖書及雜誌 體育普及ノ施設及講習會講演會ノ開催 ノ經營 大井幼稚園ノ經 ノ經營 體操學校ノ經營 表彰 ブ刊行 資 月的及事業 務 Ξ 營 徳望アル人上ヲ副 所 四 荏原中學校 六郷幼稚園 體育功勞者 濱川 第十 第 第 第 第 八 七 + 九 條 條 條 條 條 會員醵金及寄附金ノ内十分ノ一及年度末 本會ノ資産ハ常議員會ノ定メタル方法ニ ヨリ ノ寄附 翌年三月三十一日ニ タル後之ヲ翌年度歳入ニ繰入ル、モノト リー時之ヲ運用スルコトヲ得 經且ツ主務官廳ノ許可ヲ得タル場合ニ限 基本財産ハ之ヲ消費スルコトヲ得ス 剰餘金ノ一部ヲ以テ基本財産トス 依り理事之ヲ管理 本會ニ左ノ役員ヲ置ク 本會ノ會計年度ハ毎年四月 トキハ前條第一項ニ依ル積立金ヲ控除シ 毎年度末ニ於テ經費ニ剰餘金ヲ生シタル 上支障無キ範圍ニ於テ常議員會ノ决議ヲ 但巳ムヲ得サル必要アル塲合ハ事業遂行 第五章 成 三二係 ル ル 動 産不可 え 名 終ル 動産及其他 副 會長 日ニ始マリ ノ諸收入 名

第

六

條

四條 故ア 會長、 常議員ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉 役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス 互選ニ依ル シ會長、副會長、 事項ノ諮問ニ應ズ 理事ハ本會ノ常務ヲ掌ル顧問ハ重要ナル 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス會長事 キハ常議員會ニ於テ補缺選擧ヲ行フ補缺 一、役員ノ任期ハ三年トス但再選スルコ 理 役員ハ其ノ任期滿了ノ場合ト雖後任 議員 トス ルトキハ副會長其ノ職務ヲ行フ常務 者就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノ トヲ得 副會長、 間 事 事 若干名 百三十名以内 十一名(名 理事及監事ニ缺員アルト 理事及監事ハ常議員ノ (内常任監事一名) 内常務理事若干名及 會長副會長ヲ含ム 第十五條 第十九條 第十八條 第十六條 七條 入會及退會スルトキハ其旨ヲ本會ニ申告 會員ヲ別チテ左ノ三種トス 名譽會員トナスニハ常議員會 左ノ金額ヲ出金セラレタル者ニハ有功章 本會ニ顯著ナル功勞アリト認メタル者 ルモノトス 金参百圓以上 金五百圓以上 金壹千圓以上 ヲ贈與ス 常議員會ノ决議ヲ經テ有功章ヲ贈與ス 特別會員 名譽會員 通常會員 特ニ本會ニ功勞アリタル 賦三ケ年 年賦三ケ年 月賦三ケ年 年賦三ケ年 一時出金参拾圓以上 一時出金拾五圓以上 三等有功章 二等有功章 一等有功章 月額五十錢 月額壹圓以上 年額六圓 年額十二圓 1 决議ヲ經

第十

員

第二十條

會員ニシテ本會ノ體面ヲ汚辱シ又ハ不都

月

E

合ノ行為アリト認メタルトキハ會長 ハ理

事會及常議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ除名ス

ルコトヲ得

條 退會者及除名者ノ既ニ納付シタル金額 返附セサルモノトス

本會ハ毎年定期總會及常議員會ヲ開キ毎 第七章 總會常議員會理事會

第廿二條

會長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ 月定時理事會ヲ開

事項ヲ示シテ請求アリタルトキハ臨時 常議員五分ノ一以上ヨリ會議 ノ目的タル

テ本會雑誌及東京ニ於ケル日刊新聞ノ中 總會ノ塲所日時及議題ハ二週間以前ニ於 總會又ハ常議員會ヲ開 2

第廿四條

:五條 總會ニ於テ審議スへキ事項左 二種ニ之レヲ廣告ス プ如シ

常議員ノ選舉

定款ノ變更

諸議案ノ議决及會務 報告

第廿六條 常議員會ニ於テ審議スヘキ事項左ノ如シ 總會二報告スヘキ收支豫算ノ議决及决

會員ノ推薦及除名 副會長、 理事及監

事

四 其ノ他本會ノ發展ニ資スへキ重要ナル

事項

第廿

七條

總會及常議員會ハ出席者四十名以上ヲ以

總會常議員會及理事會ノ議决ハ出席者ノ テ開會スルモノトス

但可否同數ナルトキハ議長ノ决スルトコ 過半數ヲ以テ之ヲ决ス

總會常議員會及理事會ノ議長ハ總テ會長 ロニ依ル

ル

第廿八條

常議員會ニ於ケル常議員 總會ニ於ケル會員ノ代理ハ會員タルコト ノ代理ハ常議員

タルコトヲ要ス

本會 ハ必要ニ應シテ支部ヲ置クコトヲ得

第廿九條

テ之レヲ定ム

支部ニ關スル規程

ハ常議員會

ラ議

一決ヲ經

第八章

第三十條

補

本定款ヲ變更セントスルトキハ總會ニ於

刞

-- 1393 ---

テ出席會員四分ノ三以上ノ同意ヲ得且ツ

主務官廳ノ認可ヲ受クルヲ要ス

之レヲ定ム 諸般ノ規程ハ常議員會ノ决議ヲ經テ會長

第卅一條 本定款ニ依り會務ヲ施行スルニ必要ナル

(「社団法人・日本體育會定款」(昭和八年十一月)」

日本體育會支會職制(明治二十六年七月二十九日制定)

通ジ事業ノ擴張ヲ圖ルヲ以テ各府縣ニ支會ヲ設

本會ノ主義ヲ普及セン爲メ本部ト地方ノ連絡ヲ

但教育部ハ前項定ムル処ニ隨フ

ク其職制左ノ如シ

支會長

支

會 職 制

> 理 事

ヲ管理ス

総裁及會長副會長ノ旨ヲ承ケ支會一切ノ事務

書

支會長ノ命ヲ承ケ庶務會計ノ事ヲ担任ス

理事ニ屬シ各其事務ニ服ス 記

〔「日本體育會要旨規約沿革及推戴名譽賛成員各賛助會員名簿」 (明治二十八年初頭)〕

日本體育會支會組織規則 (明治三十六年十月改正)

各地方體育事業執行の樣關として日本體

育會支會を設置す

第

一 條

— 1394

若干名

名

第 支會を設置せんとするときは本則に基き

支會規則を定め本會々長の承認を經へきものと

設置の要求書には左の事項を具ふることを要す 支會の名稱

三支會事務所の敷地又は運動場に使用する土 二支會の位置

四現在又は將來に於ける運動塲の設備 地若くは建物あらば其面積

第 Ξ 支會の名稱は地名を冠し日本體育會某支

第 條 支會に左の職員を置く

に修る

會と稱す

五 條 支會長は體育事業を獎勵監督し會務を處 支會長 理す委員は支會長を佐け部内體育の普及を圖り 一名 委員 若干名 書記 若干名

第

支會に於て必要と見認るときは支會副長委員長 會務を處理す書記は支會長の旨を承け庶務會計

第 設くべし體育場には左の職員を置く 又は顧問を置くことを得 支會には數箇の體育塲又は開放運動塲を

場長は支會長の旨を承け主管の體育場を

第

管理す教員は教育に従事す

第

育場長教員及書記は支會長之を囑託す 委員は支會長の推薦に依り本會長之を囑託し體 正副支會長委員長顧問は總裁之を囑託し

支會管内には漸次支部を設置すへし其位 支會長顧問委員は俱に名譽職とす

第

置名稱及ひ支部規程は支會長之を定め本會に報 囑託し以上支部職員の進退は該規則の定むる處 告すへし支部長は支會長の推薦に依り本會之を

第十一條 支會管下に要する體育事業は渾て同會員 の醵金及ひ有志の寄附金を以て之を經營するも のとす

特別通常)會員の入退會一覽表を製し毎年二月 本會に報告すべし

第十二條 支會長は各郡市町村に於ける各級(名譽

第十 三條 支會長は會計年度に依り毎年一月末日迄 畫の概要書等を具へ又前年度に於ける收支决算 に翌年度の收入支出豫算及事業執行に於ける計

を次年五月迄に本會へ報告すべし

東京市麴町區飯田町一丁目

[「體育」第一二〇号 (明治三十六年十一月)

電話

(番町五二〇番)

H

體 育 会

日本體育會群馬縣支會體操練習塲規則 (明治三十三年六月当時)

四

同文會にては此程練習塲規則を左の如く制定し講習生を募集しつ、あり

當支會躰操練習場に躰操に關する學術並に技術を講習し躰操專科教員を養成するを目的とす 講習員の定員を三十名以内とし左の資格を有する者に就き試驗の上入學を許可す

二條

身躰健全の者

品行方正の者

條

高等小學校 (四ケ年課程) 卒業以上の者

年齢滿十八年以上の者

Ξį 本縣に居住の者

講習期限は六ケ月とし開始は其の都度廣告す 講習時間は毎日三時間乃至五時間とす

休業日は左の如し

第 第

條

五

條 條

祝日、 大祭日、 日曜日

夏期休業 () 月八月一日至八月卅一 H

冬期休業 (自十二月廿五日至翌年一月七日)

第 六 條 講習科目左の如し

倫理、

教育、

生理、

兵式躰操 (柔軟躰操、 解剖、 機械躰操)兵式教練 衞生附救急療法遊戲附唱歌、 (各個教練部隊教練) 射擊、 槍術及び劔術

軍歌、

普通躰操

(徒手躰操、

-ti 條 講習員たらんとする者は願書に履歴書並に躰格檢査證を添へ差出すべし

第

條 入學許可を得たるものは入學證書を差出すべし

第

第

條 業料を徴收せず 講習員は一ケ月金五拾錢の授業料を差出すべし但し躰育會員にして出金の義務を了りたる者は授

條 條 卒業後三年間は當支會の承認を得るにあらざれば躰操教員以外の職務に從事することを得ざるも 講習の終りに於て卒業試驗を行ひ其の成蹟佳良を認めたる者は卒業證書を授與す

第

('體育」第七九号(明治三十三年六月))

日本體育會大阪支會規則 (明治三十四年十月当時

五五

章 目的 名稱 位置

第

條 支會ハ本會ノ要旨及體育塲規則ニ依リ體軀ノ發達ヲ圖リ精神習慣ノ養成ヲ勉ムルヲ以テ目的トス

第 條 第二章 支會ハ日本體育會大阪支會ト稱シ事務所ヲ當分ノ内大阪偕行社内ニ置ク

支會ハ大阪府下數箇所ニ體育塲ヲ設ケ該附近ノ子弟ヲシテ體育練習ノ便ヲ得セシム

第

條

— 1397 —

第 四 條 體育養成ニ必要ナル術科 細目概え左 ア 如シ

技術 專ラ兵式體操 (器械體操 柔軟體操) 兵式教練 (各個教練 部 隊教 普通體操及銃鎗試合、

精神及習慣ノ養成ハ嚴正ナル規律ヲ以テ常ニ秩序ヲ守ラシメ不撓不屈 射的術 馬術、 和洋漕艇術、 自轉車、 柔術、 其他諸種 ノ技術 等 胆力ヲ錬リ 剛健快活

擧 動 二習

劍

ヒ艱苦缺乏ニ耐ユ叮キヲ獎勵シ忠孝節義ノ講論研究ヲ爲ス事

Ħî. 條 第三章 會員ヲ分チテ左ノ三種ト 會員及義損金 Ż

第 名譽賛助會員 支會業務ヲ賛助セラル 貴紳及毎年金五圓以上出金セラル

、諸君トス

賛助會員 時ニ金五十圓以上ヲ醵出セラル 毎年金三圓以上金五圓未滿ヲ出金セラル ` 諸 君トス

、諸君モ又同

但 時二金] 一十五圓以 上醵出セラル 、諸君モ又同シ

毎年金壹圓以上金三圓未滿ヲ出金セラル

`

諸 君トス

但 時二金八圓以上醵 茁 セラル、 諸君モ又同

金八圓未滿 ラ寄附 セラル、諸 (君ハ義) 助員トシテ永ク支會ニ名籍ヲ存ス

第

三

通常賛助會員

第 篤志者ニシテ金百圓以上寄附セラル 、諸君ハ名譽賛助會員ニ列シ尚ホ左 ノ區別ニ依リ有功徽章ヲ

金百圓 年賦金額 贈呈ス 以上金三百圓未滿即納若クハ年賦ヲ以テ出金セラル、諸君ニハ三等有功徽章ヲ贈呈ス 金二十五圓以上トス

但 |年賦金額ハ金五十圓以上トス 圓以上金五百圓未滿即納若クハ 年賦ヲ以テ出金セラル 、諸君ニハ二等有功徽章ヲ贈呈ス

金五百

圓以上即

納若クハ年賦ヲ以テ出金セラル

、諸君ニハ一等有功徽章ヲ贈呈ス

但年賦金額ハ金七十圓以上トス

條 物品ヲ寄附セラル諸君ハ其價格ニ應シ常務委員會ノ决議ヲ以テ前各條ニ依リ會員ノ種類ヲ定ム

條 會員ノ年醵金ハ十ケ年ヲ以テ終期トス

條 年醵金十ケ年ノ額ニ達シタルトキハ終身會員タルモノトス

條 賛助會員ハ其種類に應シ會員徽章ヲ贈呈ス

年醵金年賦金ハ毎月一月(上半期分)七月(下半期分)ノ兩度ニ各郡市區理事ニ納附スルモノト

條

條 但新規入會者ニ在テハ入會申込ヲ爲スト同時ニ其納期ノ金額ヲ差出スモノトス

文會業務ニ從事シ功勞アル諸君又ハ篤志ヲ以テ支會ノ發達ヲ幇助セラレタル諸君若クハ名譽アル

諸君ハ常務委員會ノ議決ニ依リ支會長ニ禀申シ特ニ年醵金ヲ要セズシテ特別又ハ名譽賛助會員トナ

ス事アルヘシ

第

第十四條 支會ノ業務ヲ幹理スル爲メ左ノ役員ヲ置ク第四章 職 制

支會長

名

本會長ノ旨ヲ承ケ支會ノ事務ヲ統轄ス

顧 間 若干名

本會長及支會長ノ顧問ニ應シ會務ヲ補佐ス

委員長

常務委員 本會長及支會長ノ旨ヲ承ケ委員會ノ議長トナリ議事ヲ裁决シ支會長事故アルトキハ其事務ヲ代理ス

若干名

本會長及支會長ノ旨ヲ承ケ本會ノ主義ヲ擴張シ會員ヲ勧誘シ諸報告ヲ爲シ議案ヲ審議ス

理

支會長ノ命ヲ承ケ處務ヲ処辨ス但支會事務所ニ在テハ一名ハ專ラ會計事務ヲ処辨ス 若干名

(郡市區ノ理事ハ

部内會計事務ヲ兼掌ス)

本會長及支會長ノ旨ヲ承ケ本會ノ主義ヲ擴張シ會員ヲ勸誘シ諸報告ヲナシ且支會長ノ臨時召集ニ應シ

委

若干名(一體育塲ニー名ヲ置ク)

本會長及支會長ノ旨ヲ承ケ體育塲内ノ事務ヲ管理シ各科ノ教育ヲ監督ス

塲 重要ノ議案ヲ審議ス

檢定員 若干名

教 體育練習生ノ技術ノ優劣ヲ檢定ス 若干名

記 若干名 塲長ノ命ヲ承ケ各科ノ教授ヲ分担ス

支會長及理事ノ命ヲ承ケ文書記簿淨写等ノ事務ヲ掌ル

支會長顧問委員長ハ名譽賛助會員中ヨリ本會長之ヲ囑託

+

Б.

條

條 常務委員ハ特別會員中支會長之ヲ推擧シ本會長之レヲ囑託ス

理事塲長檢定員ハ常務委員又ハ委員中支會長之レヲ推擧シ本會長之レヲ囑託

ス

但理事ハ支會事務所ニ若干名郡市區ニ各一名ヲ置ク

條 役員ハ總テ名譽職トス |教員書記ハ有給トシ支會長之ヲ選任ス時宜ニ依リ相當ノ技術アルモノニ就キ教員ヲ囑託シ報

酬ヲナス事アルヘシ

第

+ 八

— 1400 —

第 ١. 九 條 毎年秋季役員總會ヲ開キ翌年度ニ係ル經費豫算額其他支會事務ノ消長ニ關スル諸件ヲ評决スル Ŧ

ノ方法並

諸

毎月一定ノ日時常務委員会ヲ開キ會務ノ諸報告ヲナシ本會ノ主義擴張會員勸誘 /トス

+

但 時宜二依り委員長ノ承認ヲ經テ月例會ヲ省略スル事ヲ得

ヲ審議ス

第二十一條 支會長前條議案ノ外臨時開會ヲ必要ト認ムルトキハ特ニ役員總會ヲ開ク事アルヘシ

但緊急ノ塲合ニ在テハ在阪役員中若干名ヲ以テ開会スル事ヲ得

常務委員會ニ於テ評决シタル事件ハ支會長ノ承認ヲ經ルモノトス

公子章 資金及經常費

支會資金ハ第三章ニ掲クル賛助會員並ニ篤志者ノ醵金及體育塲ニ於ケル收入金トス

第二十五條 第二十四條 支會長ハ總會ニ於テ議决シタル豫算額内ノ經費ハ其時々支出スル事ヲ得 支會ノ經済ハ独立トス其收入金ハ支會長ノ指定スル銀行ニ預ケ入利殖

第二十六條 支會會計年度ハー月一日ニ始リ十二月三十一日ニ 一終ル

第二十七條 支會役員旅行ヲ要スルトキハ相當ノ實費ヲ支出スルモノトス

第七章 則

一十八條 一十九條 賛助會員ニ加盟若クハ金圓物品ヲ寄附セラル ` 諸君 ハ在郡市區役所理事ニ

前條 ノ申出ヲ受ケタル理事ハ支會事務所理事ニ其由通報スルモノトス

支會事務所ニ在テハ其通報ニ依り相當ノ名簿ニ登録シ當該理事ヲ經テ徽章ヲ交付ス 但 畅 品 寄附 三條 ルトキハ第八條ノ手續ヲ經 ルモノトス

+ 條 郡市區理事ハ第十二條ノ期月内ニ受持部内ノ醵金ヲ取纒メ明細書ヲ添へ翌年十五日以内ニ支會事

務所會計理事ニ送附スルモノトス

第三十一條 賛助會員中轉籍死亡其他 ノ異動アルトキハ其都度受持理事ヨリ支會事務所 通知スルモノトス

旦會員タリシ諸君 ハ他へ轉住セラル、モ前會員ノ待遇ヲ爲スモノトス

第三十三條 退會セラレントスル諸君ハ徽章ヲ添へ其旨郡市區理事ニ申出テラルヘシ

テ廣告スルモノトス

第三十四條

支會長ハ毎年一

「学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史」 (昭和四十八年十二月)) 回收支精算表ヲ製シ又役員及會員人名其他緊要ノ事件ハ新聞紙又ハ他ノ方法ヲ以

大阪 體育研究會會則 (明治四十年当時

條 本會は大阪體育研究會と稱 す

條 本會は體育會體操學校卒業及當校に在籍せし者にして府下教育事業に從事せる者を以て組織す

本會は體育會の趣旨に從ひ體育の普及改善を圖るを以て目的とす

四 本會に左の役員を置く 三

會長 幹事 庶務

會長は一切の事を幹事は會長を補佐し事務に從

九八七六五 條 本會は時々講習會を開き一般會員に講習せしむ

本會は隔月一回開會し體育の理論實際の研究及訓練に關する打合せをなす

本會員は會毎々會費金三拾錢を拂込むべし

本條は必要に應じ臨時開會する事あるべし

會則の變更は會員三分の二以上出席を要す

其他 般の事項は會長之れを定む

會期通知は當月上旬に通知し會場は大阪市内中央とし其都度所名は通知するものとす

〔「體育」第一六三号(明治四十年六月)〕

日本體育會北海道支會規則 (明治三十二年当時)

第一章 目的 名稱 位置

條 條 本會は日本體育會北海道支會と稱し事務所を札幌偕行社搆内に置く 支會は本會の要旨に依り全般の體軀を壯健にし國家の福祉を進めんと欲するを以て目的とす

第 第

=

第 條 支會は札幌偕行社搆内に體育塲を設け其附近の子弟をして体育練習の便を得せしめ漸次各地に支 第二章 務

部を設く 各地支部又諸學校等より相當の技術を有する教員の囑托を請求するときは支會は之が囑托に應す

四 條 体育養成に必要なる術科の細目概ね左の如し ることあるべし

第

一、精神及習慣の養成は嚴正なる規律を以て常に秩序を守らしめ不撓不屈の膽力を錬り剛健快活の 術 擧動に習ひ艱苦缺乏に耐ゆ可きを奬勵し忠孝節義の講論研究をなす事 技術は專ら兵式体操、兵式教練、 白轉車、 弓術、 柔術、 其他諸種の技術 普通体操及銃槍試合、 劍槍術、 射擊術、 馬術、 氷辷術、 漕艇

--- 1403 ---

條 會員を贊助會員と稱し之を名譽、 特別、 通常の三種に分つ

第

五.

金せらる、ものとす但し年賦は金十五圓以上月賦は金二圓以上とし 名譽贊助會員は支會事務を贊助せらる、貴顯及金五十圓以上即納若くは年賦或は月賦を以て出

特別赞助會員は一時金十圓以上即納若くは金十二圓以上年賦或は月賦を以て出金せらる、もの

とす但し年賦は金三圓以上月賦は金五十錢以上とす

通常贊助會員は一時金五圓以上即納若くは金七圓以上年賦或は月賦を以て出金せらる、もの

第 六 條 特別及通常贊助會員にして約定の出金を終り更に若干の寄附をなし前後通算して其金額通常は特 す但し年賦は金二圓以上月賦は金二十錢以上とす

第 條 會員にして年賦及ひ月賦にて出金せらる、ときは入會の時一回分即納するものとす

別に特別は名譽に各其資格に陞す

第 第 八 條 條 久に傅 物品寄附者は其價格に應し常務委員會の决議を以て第五條三種會員中の一に定むるものとす 會員の出金額例に依らす單に若干の金品を寄附するものは義助會員とし其名籍を登録し篤志を永

第 條 特別に目的を指定して寄附せらる、ときは其目的に之を使用するものとす

第 第 + 條 條 貴顯若くは支會に功勞ある者は常務委員會の决議に依り支會長より之を本會長に禀申し出金を要 贊助會員には日本體育會々員証を贈り尚ほ會費即納者及年賦月賦金一ケ年分を納めたる者には會 せすして特別又は名譽會員となすことあるべし

納せしむる者とす 員徽章を贈るものとす但し各贊助會員にして約定の出金を終らず退會するときは證狀及徽章を返

會員中本會の日的に障害となるべき所爲ある者又は會員たるの義務を缺く者は支會の見込を以て

第

+

條

除名することあるべし除名せられたるものは證狀及徽章を返納せしむるは前條に同し

第 乪 條 退會及除名せられたる者既納の會費は返附せさるものとす

五 條 金二百圓以上寄附せらる、ときは左の區別に依り有功徽章及感謝狀を贈るものとす

五十圓以上とす 金二百圓以上五百圓未滿即納若くは年賦を以て出金せらる、時は三等有功徽章を贈る年賦は金

金五百圓以上千圓未滿即納若くは年賦を以て出金せらる、ときは二等有功徽章を贈る年賦は金

金千圓以上即納若くは年賦を以て出金せらる、ときは一等有功徽章を贈る年賦は金百圓とす

七十圓以上とす

Ξį 裁殿下の裁下を經て有功徽章を贈ることあるべし 數回の出金積んで前各項に達するもの亦同し 本會のために特別の功勞あるものは常務委員會の決議に依り支會長より之を本會長に禀申し總

第 4. 六 條 あらず 會員は勿論否會員子弟と雖も體育塲開屏中は無料入塲するを得る但し費用を要するものは此限に 第四章 入會及出金手續

入會申込書

會員に加入せんと欲するものには左の申込書を送致せらるべし

第

+

七

條

二金額何圓 今般御會の趣旨を贊成し何々贊助會員に加入す

三出金即納或は年賦金何程月賦金何程 右申込候條可然御取計相成度候也

H Н

住 所 番

地

印

氏

日本體育會北海道支會御中

+ 八

九 條 條 全道各地會員の出金は郵便爲替を以て送致せらるべし但し郵便及爲替料は会費の内を以て支辨せ 在札會員の出金は支會より會計係の受領証を以て受領人を差出すべし

らるべし

+

第五章 職

制

支會の業務を管理するため左の後員を置く 支會長一名本會長の旨を承け支會の事務を統轄す

顧問若干本會長及支會長の顧問に應し會務を補佐す

委員長|名本會長及ひ支會長の旨を承け委員會議長となり議事を裁决し支會長事故あるときは

其事務を代理す

委員若干支會長の命を承け會務を弘通し會員の増加を圖り體育員を奬勵す

常務委員若干本會長及支會長の旨を承け常務を處理し諸報告をなし審議立案の事を掌る

幹事若干幹事長の命を承け庶務會計の事を分擔す 幹事長一名支會長及委員長の命を承け庶務を處辨し會計事務を監督す

書記若干幹事の命を承け文書記簿淨寫等の事を掌る

檢定員若干體育練習生の技術の優劣を檢定す 塲長一名委員長の命を承け體育場内の事務を管理し各課の教授を監督す 醫員若干支會長の旨を承け衞生事務を擔當す

第二十一條 支會長顧問委員長は本會長之を囑托す 教員若干塲長の命を承け各課の教授を分擔す

第二十二條 常務委員委員は支會長之を推擧し本會長之を囑托す

第二十四條 第二十三條 職員は總て名譽職とす但し教員書記は有給とし支會長之を撰任す時宜に依り相當の技術あるもの 幹事長幹事塲長檢定員は常務委員又は委員中より支會長之を推擧し本會長之を嘱託す

に就き教員を囑托し報酬をなすことあるべし

第六章 會議

第二十五條 毎年秋季職員總會を開き翌年度に係る經費豫算額其他支會事務の消長に關する諸件を評决するも

第二十六條 のとす 委員長は其必要に應し常務委員會を開き會務の諸報告をなし本會の主義擴張會員勸誘の方法並に

諸議案を審議す

第二十七條

ち、一つき、スナースを記りたです。

常務委員會に於て評決したる事件は支會長の承諾を經るものとす

第七章 各支廰内委員

職員を置き支會長の旨を承け會務擴張の責に任す

本會の趣旨目的を各地方に普及し同志者を誘導加盟せしむるため支部の設けなき各支廰下に左の

一、郡區委員長各郡區に一名

一、一郡區委員各郡區に若干

一、郡區事務員各郡區に若干

第二十九條 各郡區委員長は其地方に於ける募集金額十分の一以内を諸費に使用するを得

各郡區に於ては其募集金額を以て支部を經營するに足ると認むるときは本支會の承諾を經て支部

を設置するを得

第三十條

各郡區に於て支部を設立するに足らざる間は入會者の申込書並會費を受取り支會へ送致すへし

— 1407 —

支會の經濟は獨立とす其收入金は支會長の指定する銀行に預け入れ利殖す 文會資金は基本財産及第三章に揭くる贊助會員並に篤志者の義助金其他に於ける雜收入金とす

第三十五條 第三十四條 第三十六條

第三十八條 第三十七條 支會會計年度は毎月四月一日に始まり翌年三月三十一日に終るものとす 毎日の會計决算は支會長の檢査を經て支會事務所に備置き各會員の閲覽に供するものとす 支會の收支は六ケ月毎に精算を支會長より之を本會長に報告するものとす 支會長の總會に於て議決したる豫算額内の經費は其時々支出するを得

收支精算表職員及會員人名其他緊要の事件は本會機關雜誌體育並に新聞紙を以て廣告するものと 支會職員旅行を要するときは相當の實費を支出するものとす

す

〔「日本體育會北海道支會月報」第三号(明治三十二年十月)〕

日本體育會體操練習所規則 (明治三十一 年当時)

者等ヲ敷や 絑 常練智所ハ諸學校教員及將 スル 所トス 來敷員タラント 欲 z

ノニ種 ŀ

第二條 教科ヲ分ツァ本科撰科 ス

第三條 シ 撰科ハ本科中希望ノ一科治クハ數科ヲ專修セ 本科ハ体操歌師タルニ須要ナル學科術科ヲ敷授

シムル

教員タラント

ス

n

Æ

,

۱ 本人

,

希望

一伙

リ本會之レカ

シ者ハ脅友

ŀ

୬

B. ッ躰 別ニ定ル

所

,

試驗規

第四 條 7 ノトス 俟サラ卒業試験タ行 本科ノ 修業年 贬 ハ 一ヶ年 アト ۲ 氏凡ソ六ヶ月以上トス シ撰科 ١ 其成熟

= 至

볤

儿

侏

第五條 - 雖モ卒業セシムル但本科並ニ撰科生ニ 本科及撰科ノ生徒タ 佐ニシ . :# テ黙ニ ŀ ル者ハ年齢十 7 n . ヘ ソ 事補優等ノ者ハ年限化 Ŧ. 歳以上ニ 'n

第六條 伹 飲員ノ資格在ル者及員外生へ此ノ限ニア |行端正規則ヲ遵守シ入學試験ニ及第シ 入學試験バ入學ノ際左ノ科ヲ試験ス タル ラ 者 レトス

作文 曹順文或ハ **傍訓及句讀** 記事說 訓點(中學漢文之類)

讀書

比例全躰 ~ Ŧ

第七條 鄭八條 本科及 生徒ノ卒業ヲ判定スルハ 上攤 科ラ本業セ

推薦!努ヲ取ルヘシ

本科,學術科目及テ共程度左 教則及授業時 間 ブ

形及に試合を別科書ニウ 三定なり

北外全部

ラ

一其他躰操教員ニ必要ナル駆一 住理及と衛生學 大一生理及と衛生學 大 學 科 要 要

毎週授業時間パニ十四時乃至三十時間トス へ此限ニアラス テ大要

第十

但條

-- 1409 --

如

ċ

新 Ť 條 休業 ^ Ħ 矅 大祭祝 日及ヒ冬季 一月七日マデーニーの

ス 粤

第十二 7 許ス尙本人 條 定期入學ハ毎年三、七、十 ノ希望ニ依リ試験・上相當ノ班ニ編入ス 月ノ三期ニ 於 グラ之

٦, ż n

第十三條 乪 一時機 本所 二 依 £ y 人學 | 臨時 入學 Ł ン 卜欲 7 許 ス ス n 9 者ハ左式ノ入學願書 ŀ 7

添

履歷

育ヲ

ヘラ差出スへ

ヲ私

孫儀

年

À

日日

《此段相願候也』
《此段相願候也]
《如段相願候也]
《一人學願書

本賞住所族籍 本賞

躰操練習所長何之誰殿 本躰育會 生年月

Ż

日印

右之通り二 保町 日公系 1・ 日公私立何學校 歷 書 = 入り

也職業

¥,

7

四

條

入學,

許

可ラ

得

タル

者

府

下居住ノ

身元確實

第

十七條

三種ト

ル保證人一名ヲ定メ左

ア證實ヲ差出

ス

本人 何 Ż 淮

印

何 ķ 修業云

k

第十五條 日以上 7 課漢欠席ノ 者へ必

ス

本所

= 届 要

出

ッ

 \sim

シ

其二週

第十六條 シテ生徒籍ヲ除ス N **_** 7 N 可 51

ス

验

守私 可り他念ナクな仏儀今般入學知 也規 則

2

相

也 背何之誰在所中 保證人(何府下現住所) 、私負擔可仕候 生年月日 之 誰 印

H **躰操練習所長何之誰殿**

淮

FII

署す 現 様 何 ラ ķ 7相願候也で、事由ニ依り2 退學致度此段保證

人連

保證人 何 之本科或八撰科生

椞

月

Н

躰操練習所長何之誰殿 本躰育會 誰誰 印印

沙ルモノハ保證人ノ 無屆欠席十五 日ヨ 過 迎署ラ 7 N 考

=

通知

7 + サ

試験ラ 分 1 テ人學試驗臨時試驗及ヒ卒業試驗

— 1410 —

--條 R. ソ 試 蠍 7 ηÇ 數 7 以 テ 之ヲ判定ス其 方

第十 一十條 九條 循 業試驗 Вţ 旬 試驗 = Ti 八修 = 熟り 於テハ品 業期限內中二回 定點 行ヲ参酌シ共評點ヲ 1-ス 以上 之ラ 施 定 行

ス

前

保

韶

业

テ

席

1.

届

出

惰

止

#

第

第廿一條 臨時 試驗 34 欠 席 シ 3 × Æ 1 ٠, ŢĻ 仌 席 科 目 1 評

科

糾

热

۲

ż

嫼 ŀ ス

佣

ラ

試驗前保證人連署

=

ラ共

|欠席

1

山

7

届

出

ル

ŧ

۲ 理

*

試驗 = ***** シ 非欠席科目 = 於 15 懠 .IL w 該科 ムヲ ノ背媒 43 1 評 サ ŀ 熟 ,w 見做 7 3 W y -1-'n L 之多 一點以 N 奥フ Ŀ + 若 艄 、殿以 シ初回 间 , 下ヲ 並 0.¥

第 ij. 二條 之ヲ 藏置 **7**4 業試験 ٠٠ 修 糞 1 終 = 於 テ之ヲ 行 ス

胩

試驗

於テ欠席スル

件ハ

次回

,

活線飛媒ニ

於

Ť

第

1 證明書

二得科尔 # 尹除シ 三條 目 科 條除 , Ħ 評點ヲ 郁 共各科 阵 卒 ŋ ルモ 訴試 ħn ーノヲ <u>^</u> Ħ , 1 = ・卒業試験 ・評勲合計 ・戸敷 得タール 無試験 得タル 十點以 除修 三品 者ゥ 業中ノ y シ更ニ之ニ卒業1条中/ 臨時試験1 行點ラ 卒 ŀ 業試 ス מנל 加へ總科目の職各科目 - 業試験各 敷ノ

但四 科四十 及第八合計平均 點以 F 7 n ħ 合計 4 1) £ + 嫼 二 潐

上上

ス

#

ス廿 充 ッ ルト 米試驗 = z •/ 欠席 */ 7 n 者 ٠ 該 科 日ヲ零 ٠

ŀ

相

認

候間 本合躰採

段證明 育會外

也

H

本

躰 此 | 令般

練習

肵

何

科

7世七條 :六除ヲ 舧 7 何號 がルをも 凡 77 サ ر ا ソ及落 業試驗及第 ス } ベヲシ認 銷 者 ž 1 Ξ 席 許 顺 ΡŢ ٨, Œ. シ , 3 Jt. 1 證實 得 n 嫼 Æ 7 1 附 * 痱 醢 與 明神 ス = 依 欠試

リン

右 年 本會練習所 會印 月 H 规 定 H W 何 府 何縣 ヺ 所 族 殺 長 ^ひ ス何之 何何 年 ŻŻ 侚 ケ月 推雅 印印

芃 右授與 / 件ヲ承認 緱 木 科 若 " 撰科ノ卒業生ニシ 日ス 本 體育會 þ 艮 ナ 何 所 之 줝 雅 コッ FP É ,

ス

縣二

限

y 7

잰

쉞 'n

定規

蒯

依

y

取扱

7

受

7

n

7

得 ø

n 諸府

ŧ

州奥 邯

Þ

ル者ハ本自ニ於ラ特許ヲ得

n

韶

叨

何 府 **無族籍**

何 之

卒 業 侇 處躰 採科數員廠任者

操練習所 候 łě 何 Ż 淮 **PP**

第十九條

修業間學術 放群品 行磁 正ナル 者へ 臭フ

第三十條 左 = 掲クル 老 ハ退學セシ

二犯前數回猶改悛ノ鐵ナキ者 ニシテ成業ノ見込ナキ者

第州 條 三風儀ヲ猥リ放逸改ハ 前 作 明文ナキモ本所ニ於ヲ卒業ノ 粗暴ノ所為アル者

<u>=</u>.

目途ナキ

者ト配ムルトキハ退學セ シムルコアルベシ

資

第卅二條 金質圓攪科ハ金七拾錢入學證費ト共ニ納ムベシ州二條「入學ヲ許可セラレタル者ハ東脩トシラ本科ハ

第卅三條 授科生 月謝へ本科七拾錢換料五拾鐘效場投拾錢トス シラ三科以上派修スルモ ノハ本科 プ授業

卅四條 本育賛助育員ニシ テ Ш 命 , 競粉ョ イッ タル 书

領

料ヲ微收ス

半額ト

57 引引元條 月納 **八 郁 月 十 五** B **-**> **テ**ニ 納附 ス シ

小小六條 入退學ノ 節月湖 ۱۰ Ħ, 月十 π 日前 後ラ以 ラ脳分

> # 七 條 病其他 1 4; 故 一伙

y

歈

席スルノ

月謝

规 疋

飦

ij, 升 , 八條 通り 納附スへキ 月謝納附運浴スル æ 1 ١ ス 片 ٠, 郵 便先拂り

以

テ保証人

似せ **特促シ納メサル者ハ生徒籍ヲ除シ共金領ヲ保證人ニ** シム

錦州 九條 凡ソ躯操境 生徒心 及致場二 在リテハ總ラ致 員 ,

<u>-</u> ル ヘカラス 從ヒラ逍退シ荷モ喧噪ノ慰動及危險不潔等ノ所爲ア

第四十條 後ハ心ス故所ニ復 数科川 器械 ハスヘシ ノ使 Яì ハ丁寧ニ 注意 シ 使用終ルノ

第四十一 餱 認業 (時間) 外ハ職員ノ許可アルニ非サレハ

第四十二條 8四十二條 不注意ニョリ建憲ニ器其ヲ使用スペカラス スル作い 相當ノ辨償フナサシム岩シ本人不分明ナル時 意ニョリ建家及器械其他ノ教具ヲ毀損

ン故意ニ 出 ツルモノハ特 體操練智所長 負擔セ 二起スル所アル シムル 條 英 〜 シ

概係ヲ有スルー

般二

コトアリ

町區飯田 町四丁目三十番地

京

本體育會體操練智所

(「静岡縣教育協會雑誌」第一一六号 (明治三十二年一月)]

日本體育會體操學校規則 (明治三十三年八月認可)

第 第 修業年限ハ本科一ケ年別科六ケ月トス 教科ヲ分チテ本科別科 體操學校ハ體育專門ノ學科術科ヲ教授シ體操教員ヲ養成スル所トス 章 則 ノ二種トス

四 生徒ノ定員ハ本科別科各百名トス

 \mathbf{H} 生徒タルコトヲ得ヘキ者ハ年齢十八年以上ニシテ品行方正身體健全入學規定ニ相當スル者トス

條 本科ノ學術科目左 科 () 如シ

教科及授業時間

第

七

條

本科優等卒業生ハ明治三十三年文部省令第十號ニ依リ無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得

倫

普通體操ニ關スル學科 理 教育學 兵式體操ニ關スル學科 物理化學 生理衛生附救急療法

唱歌、 遊戯法 游泳術、 漕艇術、 兵式體操 劍術ハ隨意科トシテ課ス 兵式教練

教育學 生理衞生

倫 科

理

第

八

條

別科ノ學術科目左

プロシ

銃劍術

普通體操

術

普通體操

遊

戯法

兵式體操

兵式

唱 歌

條 本科ヲ卒業シ尚ホ學術科ヲ研究セントス者 授業時間ハ各科トモ毎週三十時乃至三十五時間トス ノ爲ニ研究科ヲ置

2

條條 條 學科術科ノ中其一科若シクハ數科ヲ選修スルモノヲ選科生トス 研究科ニ於テハ本科所定ノ學科術科中ニ就キ其一科若シクハ數科ヲ研究スルモノトス

第

第 第

第三章 學年、 學期、 休業

學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

モノトス

第

.|.

條

丒

學年ヲ前後ノ二學期ニ分ツ 前學期ハ四月一日ヨリ始マリ九月三十日ニ終 ル

條 後學期 休業日ハ左ノ如シ 八十月一日ヨリ 始マリ翌年三月三十一日ニ

第

Ŧ.

日曜日 大祭日 祝日 日本體育會創立記念日

夏期ハ八月一日ヨリ八月三十一日 迄

冬期ハ十二月二十八日ヨリ翌年一月七日迄

第四章 入學、退學

- -六 條 定期入學ハ毎年四月十月ノ二期ト

第

-|-七 條 左ノ資格ヲ有スル者ハ本科ニ無試驗入學ヲ許ス 但シ本科ヲ除クノ外臨時入學ヲ許可シ試驗ノ上相當ノ學期ニ編入スルコトアルヘシ 高等小學校本科正教員又ハ尋常小學校本科正教員ノ免許状ヲ有スル者

第

— 1414 —

高等小學校本科准教員ノ免許状ヲ有スル者

Ξ 元陸軍教導團歩兵科卒業生

陸軍歩兵科下士任官后滿四箇年以上現役ニ服シタル

本校別科ノ卒業證書ヲ有スル者又ハ小學校體操科正教員ニシテ國語數學二科日ニ關シ特別試

者

驗二及第シタル者

Ŧī 几

條 六 中學校第三學年以上ノ修業證書ヲ有スル者

左 ノ資格ヲ有スル者ハ別科ニ無試驗入學ヲ許ス

第 - } .

八

修業年限四箇年ノ高等小學校卒業證書ヲ有スル者

尋常小學校本科准教員及體操科準教員ノ免許状ヲ有スル者

體格ニ就キ入學試驗ヲ行フ

前二條ニ該當セサル者ハ本科ハ中學校三學年、

第二

+

條

第

+

九

條

Ξ

陸軍下士

入學志願者ハ左ノ書式ニ依リ履歴書ヲ添ヘテ願書ヲ差出スヘシ 入學願書式 (用紙半紙)

本貫住所族籍

私儀體操教員志願ニ附貴校何科へ入學致度依テ履歴書相添へ此段相願候也

入 壆

願 書

現住所

生 年

本

月 人 姓 H

名

別科ハ高等小學校卒業ノ程度ニ由リ國語作文算術

— 1415 —

履 歷 書 紙半紙

角

履 歴 書

本人住所 本人生所

何年月何學校ニ入リ何年月卒業又ハ何年級修業 何年月何所ノ誰ニ就キ何學修業

何年月ヨリ何年月マテ何業經營何件ニ從事

罰

免許状及證書等ヲ有スル者ハ其写

本 人 姓

名

右之通りニ候也

月

H

保證人ハ丁年以上ノ男子ニシテ東京市内ニ住居シ一家ヲ立テ身元確實ナル者タルヘシ

入學ヲ許可セラレタル者ハ保證人連署ヲ以テ入學證ヲ差出スヘシ

保證人ノ轉居シタルトキハ速ニ届出ツヘシ

學術科進歩セス卒業ノ見込ナキモノハ退學セシム

第二十三條 第二十二條 第二十

一十四條

第二十五條 第五章 試驗ヲ分チテ學期試驗及卒業試驗トス 試 驗

— 1416 —

第二十六條 學期試驗ハ各學期ノ終リニ於テ之ヲ施行

但シ各學期内ニ於テ臨時試驗ヲ行フコトアルヘシ

第二十七條 卒業試驗ハ修業年限ノ終リニ於テ之ヲ施行ス

卒業試驗ニ併セテ後學期ノ試驗ヲ行フ

第二十八條 師範學校卒業者及陸軍歩兵科下士ニシテ六ケ月以上本科ノ學科及術科ヲ修業シ其成蹟佳良ナル者 ハ特ニ卒業試驗ヲ受ケシムルコトアルヘシ

第二十九條 卒業試驗ニ落第スルモノハ相當ノ期間内再修セシムルモノトス

第六章 賞 罰

第三十一條 第三十 條 校則ニ違背シ改悛ノ状ナキモノハ譴責停學又ハ退學セシム 品行方正學術優等ノ者ニハ褒賞ヲ與フルコトアルヘシ

第三十二條 入學ヲ許可セラレタルモノハ入學金壹圓ヲ納ム可シ

第七章

學

資

第三十三條 授業料ハ各科トモーケ月金壹圓トス

第三十五條 第三十四條 授業料ハ毎月十日迄ニ納附ス可シ 日本體育會賛助會員ニシテ出金ノ義務ヲ了リタル者ハ入學金及授業料ヲ半額トス

第三十六條 疾病其他ノ事故ニ依リ缺席スルモ授業料ハ規定ノ通り納附スヘキモノト

授業料納附遲滯スルトキハ保證人へ督促シ尚ホ納メサルモノハ之ヲ除名シ其金額ヲ保證人ニ辨償

セシム

第三十七條

第八章 本校ニ若干ノ貸費生ヲ置ク 職 員 但シ貸費生ニ關スル細則ハ之ヲ別ニ定ム

第三十九條

本校ニ左ノ職員ヲ置ク

— 1417 —

教次校 長 校長ヲ補佐シ校長事故アルトキハ代理ス 校務ヲ管理

え

頭長 若干名 各科ノ教授ニ任 教務ヲ統理ス

ス

若干名 處務會計ノ事ニ任ス

「都政史料館蔵文書」(明治三十三年八月))

日本體育會體操學校規則 (明治三十四年三月改正)

條 第 體操學校ハ體育專門 章 總 則 ノ學科、 術科ヲ教授シ體操教員ヲ養成スル所トス

第

條

教科ヲ分チテ高等科普通科ノ二種トス高等科ハ中學校師範學校及高等女學校ノ體操教員ト爲ラン ト欲スル者ニ之ヲ授ク

修業年限ハ高等科ヲ一學年ト一學期、 高等科及普通科ニ各々別科ヲ置ク別科 其別科ヲ一學年トシ普通科ヲ一學年、 ハ各々教員檢定試験ヲ受ケント欲スル者ニ之ヲ授ク 其別科ヲ一學期トス

Б. 六 四 條 條 第二章 高等科及其別科ノ學術科目左ノ如シ 生徒ノ定員ハ高等科及其別科ヲ通シテ百名トシ普通科及其別科ヲ通シテ百名トス 教科及授業時間

第

第 第 第

第 七 條 科 學 學 科 術 普通科及其別科ノ學術科目左ノ如シ (水泳術、 遊戯 倫理 偷 兵式教練 普通體操 普通體操ニ關スル學科 漕艇術、 銃劍術、 劍術 ハ隨意科トシテ課ス) 唱歌 射擊 國語 兵式體操 兵式體操ニ關スル學科 解剖生理衞生附救急療法 (別 科 ニハ省ク)

第 科 術 八 (水泳術、 唱 歌 條 兵式教練 授業時間ハ各科トモ毎週三十時乃至三十五時間トス各科教授時間凡ソ左ノ如シ 射撃ヲ隨意科トシテ課ス) 遊戯

科

解剖生理衞生附救急療法

普通體操ニ關スル學科

普通體操

兵式體操

兵式體操ニ關

スル學科

學

術

科

目

學年

第一學年

第 第二學年

學期

科別

高

等

科

普通科

别 高等科

科

别 普通科

一學年

學年

學期 科 各科教授時間表

— 1419 —

第 第 + 九 條 條 條 條 兵式體操ニ關スル學科普通體操ニ關スル學科 高等科射撃ハ第二學年第一學期ニ於テ凡ソ十回之ヲ授ク 解剖生理 前學期 學術科目ノ中其一科目若クハ數科目ヲ選修スルモノヲ選科生トス 休業日 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル 普通體操 學年ヲ前后ノ二學期ニ分ツ 兵式教練 兵式體操 後學期ハ十月一日ヨリ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル 衛生附救急療法 ハ左ノ如シ ハ四月一日ヨリ 學年 育語理 學期 休業 始マリ九月三十日ニ終 N ニニノニ六〇一一三二ノー

ニニーニカローーニニーー

H 曜日 大祭日 祝日 靖國神社大祭日

夏期休業

日本體育會創立記念日

八月一日ヨリ八月三十一日迄

定期入學ハ學年學期ノ始トス

十二月二十五日ヨリ翌年一月七日迄

但各科トモ時宜ニ依リ臨時入學ヲ許可スルコトアルヘシ

本校生徒タルコトヲ得ヘキ者ハ年齢+八年以上二十五年以下品行方正身體健全ニシテ左ノ資格ヲ

有スルモノタルヘシ

第

+

四

條

第

+

Ξ

條

冬期休業

但年齡二十五年以上ト雖モ入學前ニ於テ多少術科ヲ習得セル者ハ其技倆檢定ノ上入學ヲ許可ス

高等科及其別科

シ

高等小學校准教員ノ免許状ヲ有スル者 高等小學校本科正教員及尋常小學校本科正教員ノ免許状ヲ有スル者

四 Ξ 陸軍各兵科下士任官后滿四箇年以上現役ニ服シタル者 元陸軍教導團卒業生

ニ及第シタル者 本校普通科ノ卒業證書ヲ有スル者又ハ小學校體操科正教員ニシテ國語數学ノニ科目ニ關シ試驗

 \overline{H}

中學校第三學年以上ノ修業證書ヲ有スル者

普通科及其別科 尋常小學校准教員及小學校體操科正教員ノ免許状ヲ有スル者

修業年限四箇年ノ高等小學校卒業證書ヲ有スル者

— 1421 —

陸軍下士

+ Ŧi. 條

普通科及其別科ハ修業年限四箇年ノ

第

條 前条ニ該當セサルモノハ高等科及其別科ハ中學校第三學年、

入學志願者ハ左ノ書式ニ依リ履歴書ヲ添へ願書ヲ差出ス可シ 高等小學校卒業ノ程度ニ依リ國語作文算術ニ就テ入學試驗ヲ行フ

第

+

六

書式 (用紙半紙

入 學 願 書

月 日

私儀體操教員志願ニ附貴校何科へ入學致度履歴書相添

年

Н

本體育會體操學校長何某殿

履

歴

書

、此段相質

願候也

本貫住所族籍現住: 本 姓 所

生 名

(II)

年 月

何年何月ヨリ何年何月マテ何業経營何件ニ從事 何年何月何學校ニ入リ何年何月卒業又ハ何年級修業 何年何月何所 本人住所 本人生所

ノ誰ニ就キ何學修業

罰

賞

— 1422 —

第 --八 條

候也

年

月

H

右何某在学中本人身上ニ關スル一切ノ事件ハ拙者引受可申仍テ證書如此御座

住 所

籍

保證人 族

(F)

生 何

年 2

月 誰

保證人ハ丁年以上ノ男子ニシテ東京市内ニ住居シ一家ヲ立テ身元確實ナル者タルヘシ

日本體育會體操學校長何某殿

第 + 七 條

年

日

免許状及證書等ヲ有スル者ハ其写

右之通リニ候也 月

本 人 姓

名

入學ヲ許可セラレ タル者ハ左ノ書式ニ依リ在學證書ヲ差出ス可シ

私儀今般貴校へ入學御許可相成候ニ就テハ御規則等堅ク相守リ專心勸學

可仕此段相誓候也

在 學 證 書

年

月

Н

本貫住所族籍元住所

何

(A)

生 之

年 誰

月

十九 條 保證人轉居シタル時ハ速ニ届出ベシ

第二十條 退學セントスル者ハ其理由ヲ記載シ保證人連署ヲ以テ願出ツベシ

學術科進歩セス卒業ノ見込ナキ者ハ退學セシム

第五章

學期試驗ハ各學期ノ終リニ於テ之ヲ施行ス 試驗ヲ分チテ學期試驗及卒業試驗トス

但各學期内ニ於テ臨時試驗ヲ行フコトアルベシ

第二十四條 卒業試驗ハ修業期限ノ終リニ於テ之ヲ施行ス

第二十五條 師範學校卒業者及陸軍各兵科下士ニシテ修業年限ノ半以上在学シ成績佳良ナル者ハ卒業期限ヲ短 高等科及普通科ノ別科優等卒業生ニハ各其本科ノ卒業證書ヲ與フルコトアルヘシ

第二十七條

縮スルコトアルヘシ

卒業試驗ニ落第シタルモノハ相當ノ期間内再修セシムルコトアルヘシ

第二十八條 品行方正學術優等ノ者ニハ褒賞ヲ與フルコトアルヘシ 校則ニ違背シタル者ハ其情状ニ依り譴責停學又ハ退學セシム

第三十條 入學ヲ許可セラレタルモノハ入學金壹圓ヲ納ム可シ

第七章

第三十一條 授業料ハ各科トモ一箇月金壹圓トス

日本體育會賛助會員ニシテ出金ノ義務ヲ了リタルモノ及本校ノ一科卒業生ニシテ再度入學セシモ ノハ入學金及授業料ヲ半額トス

授業料ハ毎月十日迄ニ納附ス可シ

第三十四條 疾病其他ノ事故ニ依り缺席スルモ授業料ハ規定ノ通納附スヘキモノトス

第三十五條 授業料納附遲滯スルトキハ保證人ニ督促シ尚ホ納メサルモノハ之ヲ除名シ其金額ヲ保證人ニ辨償

本校ニ若干ノ貸費生ヲ置ク

但貸費生ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

職

貝

第三十七條 本校ニ左ノ職員ヲ置ク 教教校 校務ヲ統理ス

頭長 若干名 各科ノ教授ヲ分任ス 教務ヲ管理ス

校長ノ旨ヲ承ケ學校ノ事務ニ服ス

日本體育會體操學校

東京市麴町區飯田町一丁目

[「都政史料館藏文書」(明治三十四年三月)]

日本體育會體操學校規則 (明治三十九年当時)

省へ中學校師範學校及と高等女學校ノ體操教員無試驗檢定ヲ受クル第二候 教科リ分チテ高等本科普通科ノ二種トス高等本科ヲ卒業セル スル所トス **體操學校ハ體育ニ關スル學科、術科ヲ教授シ體操教員ヲ餐成**

ノ資格ヲ得 生徒ノ定員へ高等科ヲ二百名トシ普通科ヲ五拾名トス 修業年限へ高等本科ヲ四學期トシ普通科ヲ三學期トス

团 兵式機擬學科 解剖生理衛生教念療法

一件通號換學科

一件通體操

一兵式敌線

Ľ

獻

水泳術

倫

高等本科ノ學術科目左ノ如シ

教科及授業時間

数

兵式體操 歌 撃

一解剖生理衛生救急級法一普通體操學科 普通科ノ學術科目左ノ如シ 式及ビ獨逸式體操へ盎考科トシラ之ヲ課ス) (頭術、柔術、薙刀體操、潜艇術へ隨意科トレテ之ヲ謀シ瑞典

倫

一兵式體操學科

一普通髓操

一兵式教練

遊 兵式懶操

戯

州

(水泳術、射撃へ 随意科トシテ之ヲ課ス)

第七條 時間凡ソ左ノ如シ

各科教授時間表

			l		Ì	İ	ļ	l	İ	ļ	I
ã		1111	=	1111	_					Ħ	
=		11	_	1		歇	İ				唱
=		Ξ	-	三		盘					遊
		_1	<u> </u>	1		繫					艆
11		Ξ.		11		練	~	数	式		兵
六		四	_#_	五		操	1150	拾	式		兵
<u>-</u>		八	<u> </u>	九		操		10	通		普
_						科	铈	採	松	ኌ	兵
		_	!			秆	87.	扱	髓	通	普
Ξ		四		<u>75</u>		<u>4</u> E	納	法理	放生	急問	放解
=		_=_	=	_		ŤĨ					数
į		=	=			375					國
_				_		理					榆
4	<u>+</u>	一二 學學 期年	第第	學年	郊	毕	<i>19</i> 5	/		學 術科	ngs.
通科	耆	科	本	裁	高	331					科
			١		١	١	l	l	l		

水泳術ハ七月十日ョリ九月十日マデノ間ニ於テ便宜之ヲ投ク其他ノ射槃ヘ凡ソ十回之ヲ投ク 随意科へ正課時間外二於テ便宜之ヲ授ク

第八條 ヲ択修セシム 時宜ニ由り撰科生ヲ設ケ學術科目ノ中其一科目若クヘ敷科目

學年學期

第十條 學年1四月―日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル学年1四月―日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

リ三月三十一日ニ終ル 第一學期へ四月一日ニ始マリ七月三十一日ニ終リ第二學期へ九月十 一日二始マリ十二月二十四日二終り第三學期へ翌年一月八日三始マ

第十一條 夏期休業 本育創立紀念日 (九月廿三日) 休業日へ左ノ如シ 大祭日祝日 八月一日ョリ九月十日マデ 十二月廿五日ヨリ翌年一月七日マテ 靖國神社大祭日

入學期へ四月九月ノ兩度トス

但年齢二十五年以上ト雌モ入學前ニ於テ術科ヲ修得セル者ハ其技下ニシテ品行方正身體健全左ノ資格ヲ有スルモシタルベン 俪ヲ檢定シタル上入學ヲ許可スルコトケルヘシ 本校生徒タルコトヲ得ヘキ者ハ年齢十八年以上二十五年以

高等本科

二陸軍各兵科下士任官後四ヶ年以上現役ニ服シタル者本校普通科 一高等小學校本科正教員尋常小學校本科正教員又《高等小學校本 ノ試験ニ及第シタル者 科准教員・発許狀ヲ有スル者 ノ 卒業府書ヲ有スル者又ハ小學校體操料正教員ニシテ國語數學

三中學校第三學年以上ノ修業證書す有スル者又ハ之ト同程度ノ趣

式(用紙牢紙)

ス 願

ノ身體檢查費相添へ此段相顯候也 私儀競操教員志願ニ付貴校何科へ入學致度履騰書及と醫師

Ħ

月

年

(本質誤釋現住所何之難何男(弟)

本人 姓

日本體育會體操學校長子爵加納久宜殿

歷 캶

本人生所

何年何月何學校ニ入り何年何月卒業又ハ何年級修業 本人住所 何年何月何所人誰二就年何學修業

一賞罰 何年何月ョリ何年何月マデ何業經營何件ニ從事

発許狀及ど武書等ラ有スル者へ其窓

右之通リニ候也

٨ Œ

二ธ業年限四ヶ年ノ高等小學校卒業證實ヲ有スル者又ハ之ト同程一等常小學校准數員又へ非ノ以上ノ数員資格ヲ有スル者 三陸軍下士 度ノ學力ヲ有スルモノ

第十四條 入學志願者ハ左ノ書式三依リ履腰書及ピ弊師ノ身體检查書 ヲ添へ願書ヲ瓷出ス可シ 吉ト共ニ遊出スペッ - 信託就験入事ノ資格アルモノハ賊般料トシテ金玉川無試験入事ノ資格アルモノハ検定料トシテ金玉

第十五年 スペシ 習スルコヲ要ス 凡六四五十銭トス) 但入學ヲ許可セラレタルモノハ一定ノ期間寄宿寮ニ入リ寮務ヲ練 右之通り相違無之候也 (祭我へ時價ノ高低ニ依り增減アリト雖用食費終油一切ニテ現今 一族病 一耳疾 腋臭 服扶 親力左右 體格 脊柱 釬 胸閣常は 入學ヲ許可セラレタル者ハ左ノ費式ニ依リ在學瞪奮ヲ差出 H 身 П 惟 檢 査 書 łŧ ŧ٤ Bi 肵 × X 姓 師 姓 Я 名铋

> 第十八條 第十七條 第十六條

ヲ身元強實ナル者タル ペシ

ラ部背如此ニ御座候也

Œ.

日本體育會體操學校長子爵加納久宜殿

保證人 姓 Œ

名帥

Ðſ 族解 右何某在學中本人身上ニ關スルー切ノ事件ハ拙者引受可申仍

守り再心動學可仕此段相解候也

本性化所誤籍現住所

本人 姓

月生 名的

年

月

H

一私儀今般貴校(入學御許可相成候ニ就テハ御規則等堅ク相

烮

出グベシ

第二十一條 學期試驗へ各舉期ノ終リニ於テ之ヲ施行ス 第二十條 第二十四條 第二十二條 卒業試驗へ修業期限ノ終リニ於テ之ヲ施行ス 第二十三條 ヲ死除スルコトアルベシ 但各學期内ニ於テ陞時試験ヲ行フコトアルベシ 試験り行フコトアルペシ但病氣其他正常ノ事由アリテ卒業試職ニ鉄席シタル者ノ爲特ニ追 試験ヲ分チラ學期試験及卒業試験ノニトス 第六章 第五章 品行方正學術優等ノ者ニハ特ニ授業料ノ半額若クハ全額 校則ニ連背シタル者へ其狀情ニ依り顔資停學又へ退學七 賞 驗

シ ۲

第十九條 學術進步セズ卒業ノ見込ナキ者ハ退學セシム

第二十六條「授業科へ高等本科一學年金貳拾四圓普遍科及撰科一學年第二十五條「入學す許可セラレタルモノへ入學金貳圓ヲ納ムベシ第1七章」(學)

第二十七條 日本體育會な長(株別會)ニシテ出金ノ義務ヲ了リグル者ハ授業の二十七條 日本體育會な長(根別會)ニシテ出金ノ義務ヲ了リグル者ハ授業第二十七條 日本體育會な長(株別會)ニシテ出金ノ義務ヲ了リダルモノ

付みべキモノトス第二十九條(疾病其他ノ耶故ユ依り缺席スルモ授業料へ規定ノ通り納第二十八條(投業料へ毎月五日迄ニ其ノ其月削額ヲ納付ス可シ料ヲ半額トス

東京府荏原郡大井村(品川海岸)ノハ設學センノ北金瀬ヲ保設人ニ辨似センム

日本體育會體操學校

二一 日本體育會體操學校規則(明治四十二年四月施行)

體操學校ハ體育ニ須要ナル學科術科ヲ教授シ體操教員ヲ養成 總則學年及學期

ベスル所トス

二 條 教科ヲ分チテ高等科普通科ノ二種トス

第

第 本校生徒ノ定員ハ別ニ之ヲ定メズ必要ニ應ジテ之ヲ募集ス

、場合ニ於テ撰科ヲ置キ高等科普通科ノ學科目中一科若シクハ數科ヲ專修スルコトヲ得セシム

條 學年ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル(條 修業年限高等科ハニケ年普通科ハーケ年トス

第

兀

特別ノ

第三學期ハ一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

學期ヲ分チテ左ノ三學期トス

第 六 條 休業日左ノ如シ

日曜日

一、日本體育會創立紀念日(九月二十三日)

夏期休業八月一日ヨリ同三十一日ニ至ル

條 學科及其課程左ノ如シ

第

t

英	理	歴	地	數	國語及漢文	教	修	學科學	
語	化	史	理	學	文	育	身	學年	
						教 授 法	旨及倫理學人倫道徳ノ要	第 一 學 年	高等科(大
								時 教 授	當スル資格ヲ以テ入學セシ者本則第十條第一乃至第七二該
						同	同	第	格条
								=	以一
								學	ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア
						上	上	年	セニシニ
						1	-	時 教 授	シニ 者該
取、會話、文讀方、譯解、	動物、化	西日本歴歴	外國地理 地	代數、幾	文講義、文法、	教 教 授 育	及倫理學人論道徳ノ要	第一學	高等科(
文 法書	學	史史	文	何	作	法 學	要旨	年	ル本
=	11.]	-	1	111	四	11		時 教 授	(格ヲ以
飛同	物	同	地	也幾文同		同	同	第	グテストース
上				何三	學上			二學	ル資格ヲ以テ入學セシ者本則第十條第八第九ニ該當
譯及	理	上	文	角	史 及	上	上	年	常ス
	_	_			Ξ	<u> </u>		時 教 授	

					N. der AT
兵	遊	最	兵	體	救急療 衛生、 解剖、生
式 教		通 體		育	·療·``
練	戱	操	學	學	法 生理
ル、狭窄射撃 中隊教練ニ至	戲舞踊 行進歩初等遊	棍棒 啞鈴、球竿、 低教程、徒手	ニ關スル心得 學、軍隊一般 要務令、射撃 歩兵操典野外	體育史 及心理的基礎 體育/生理的	
九	E	六	_	_	
實彈射擊隊教練基本隊形	教 授 法	環、棍棒、教授 環、棍棒、教授	日上	同上	
九	E	ガ	_		
狭窄射撃 を個教練ヨリ中	舞踊 行進歩初等遊戲	球竿、棍棒 教程、徒手啞鈴 基本演習、各個	ル心得 軍隊一般ニ關ス ル心得	史 心理的基礎體育 上里的及	衛生、救急療法
五	=	四	_	_	三
實彈射擊 隊教練基本隊形	教 授 遊 戲	環、棍棒、教授 環、棍棒、教授	同上	同上	同上
六	=	四	_		Ξ

Arte !	 -														
第	體	英	理	歴	地	數	國語	教	修	學				μĘ	1
八	育						及			科	學		計		
條	學	語	化	史	理	學	及漢文	育	身		年	普		哥	;
高等科ヲ卒業セシ者ハ中學校、	體育ノ生理的及心理的基	讀方、譯解、書取、會話、	生理 動物、化學	西洋歷史	外國地理	代數、幾何	,	教育學、教授法	人倫道徳ノ要旨			通 科	ニス	音	單 音 同
学校、	礎	文法								_	<u>-</u> 			使	上
師節			1	† –	-	_				時	教授			用	及
學	_	=	上三			Ξ	五	<u>=</u>		數	授			法	樂
高等													二元	_	
女學	於テ正			唱	兵		遊		·····································		兵				29
校			計		式 教			1	通體					複	單
體	課	•		學	教練		戱	- 1	操		學	Ì			
採教品	間	漕艇		單	狭名	ζ.	踊行	鈴	基	摘	軍	歩			
無	外之	術、		音	窄化	d 女	教授法		本	要	隊一	兵操		音	音
師範學校高等女學校ノ體操教員無試驗檢定ヲ受クル	、之ヲ課ス	劍術、		複音	擊翁	東日	法初第	干、			般二	典	三四	_	-
恢定さ	ル	柔			E	ノ ド	仏 等遊戯	提	各個数		ス	野外		器	同
ブ受	}	術等		,	[] 表	·		1	分入		ルル	要務		使	上
クル	アルベ	ハ高			水水	東	單簡ナ	教授法	绀		得以	令射		用	及
ノ資格	シ	等科並			71.	E	ル舞		促手、 啞		上ノ	令射撃學		法	樂
格ヲ得		普通科ニ	三六		五	+		-	- <u></u> -		<u> </u>	-	三四		-

第

入學期 ハ毎學年ノ始メトス

本校生徒タルヲ得ベキ者ハ高等科ニ在リテハ年齡十八年以上普通科ニ在リテハ同十六年以上二十

號書式ニ據リ入學申請書ヲ差出スベシ)

但年齡二十五年以上ト雖トモ入學前ニ於テ術科ヲ修得セル者ハ其技倆ヲ檢定シタル上入學ヲ許可スルコト

五年以下ニシテ品行方正身體健全且ツ學力ハ左ノ各項ノ一ニ該當スル資格アル者トス(入學志願者ハ第一

普通科ヲ卒業セル者ハ道府縣下各小學校體操教員無試驗檢定ノ特許ヲ與ヘラレタル地方ニ於テ該教員タル

中學校卒業者

専門學校入學者檢定規定第八條ニ依リ無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得ル者 専門學校入學者檢定規定ニ依り試驗檢定ニ合格シタル者 徴兵令第十三條ニ依リ認定ヲ受ケタル各種學校卒業者 師範學校卒業者

以上各項ノ外中學校卒業ノ學科程度ニ凖據シタル試驗ニ及第シタル者 小學校本科正教員免許状ヲ有スル者

七六

五. 四

本校普通科ヲ卒業シタル者

陸海軍將校 通

師範學校第二學年修了者 中學校第三學年修了者

尋常小学校本科正教員又ハ小學校本科准教員以上ノ資格ヲ有スル者

徴兵令第十二條ニ依リ認定ヲ受ケタル各種學校生徒ニシテ中學校第三學年修了者ト同等學年ヲ修業セ

ル者

五、小學校體操科專科正教員免許状ヲ有スル者

六、陸海軍下士任官后四箇年以上現役ニ服シタル者

以上各項ノ外中學校第三學年修了ト同一ノ程度ニ準據シタル試験ニ及第シタル者

第

認ムル保證人ハ之ヲ變換セシムルコトアルベシ キ成年以上ノ男子ヲ保證人トシ第二號書式ノ在學保證書ヲ十日以内ニ差出スペシ但シ本校ニ於テ不適當ト

保證人住居ヲ轉ジ又ハ改印シ又ハ數日間遠路旅行スル時ハ速ニ届出ヅベシ若シ旅行日數三十日以上ニ渉

十 一 條 入學ヲ承認セラレタル者ハ東京府下ニ於テ獨立ノ生計ヲ營ミ入學者ニ關スル一切ノ責ニ任

ゴジ得べ

時ハ相當ノ代人ヲ定メテ届出ツベシ

第 十二條 生徒ハ一定ノ期間舍務練習ノ爲メ寄宿寮ニ入ルヲ要ス

十 三 退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ記載シ保證人連署ヲ以テ申請書ヲ差出スベシ

第

巳ニ退學シタル生徒ニシテ再入學ヲ申請スル者ハ試驗ニ出ラズシテ原學期以下ニ編入スルコトア

ルベシ

第四章 試 黔

第 十 五 條 試驗ヲ分チテ學期卒業試驗ノニトス

學期試驗ハ毎學期之ヲ行ヒ卒業試驗ハ修業期限ノ終リニ之ヲ行フ高等科及普通科卒業試驗及第者ニハ卒業

證書ヲ授與ス

第 第 十七條 十六條 試驗ノ成績ヲ分チテ甲乙丙丁ノ四等トシ各科丙以上總平均乙以上ノ成績ヲ得タル者ヲ及第トス 學期間ノ授業日數三分ノ一以上缺課シタル者ハ試驗ヲ行ハズ

ル

五? 章

十八八 條 入學ノ承認ヲ得タル者ハ入學金貳圓ヲ納ムベシ

十九條 授業料ハ高等科ニ在リテハ一箇年金參拾圓普通科ニ在リテハ金貳拾四圓トス

但シ二者共年醵金ヲ納了シタル者ニ限ル 日本體育會特別會員以上ハ入學金ヲ要セズ又名譽會員ハ授業料ヲ半額トス

第二十一條 授業料ハ毎月五日迄ニ其月割額ヲ納附スベシ

第二十二條 在學中ハ缺席ノ爲メニ授業料ヲ免除セザルモノトス

第 六 章 (賞) 罰 (授業料ヲ怠納シタル時ハ保證人ヲシテ之ガ辨償ノ責ニ任セシム)

第二十四條 一十五條 品行善良學術優越ノ者ニハ特殊ノ待遇ヲ爲ス 校則命令ニ違背シタル者及ビ總テ生徒タル者ノ爲スベカラザル行爲アリタル者ニハ左ノ懲罰ヲ加

フル者トス

第二十六條 左ノ各項ノーニ該當スル者ハ退學セシム 一、停學

一、放校

一、譴責

身體病弱若シクハ學業劣等ニシテ卒業ノ見込無キ者

性行不良ナル者

出席不定ナル者

半年以上引續キ缺席シタル者

正當ノ事由ナク又無届ニテ引續キ十五日以上缺席シタル者 屢々授業料ノ納附ヲ怠リタル者

-- 1436 ---

請候也 度履歴書及醫師身體檢査書相添へ此段申 私儀體操教員志願ニ付貴校何科へ入學致

現住所及本貴族籍何 'ノ誰男 (弟

名

姓

年

月

日

月

日本

體育會體操學校長

殿

本人生所

履

歴

書

本人現住所

何年級修業

何年何月何所

ノ誰ニ就キ何學修業

何年何月何學校ニ入リ何年何月卒業又ハ

生 @

用紙美濃紙

姓

名

(A)

右

ノ通りニ候也

年

月

日

賞罰

ニ從事

何年何月ヨリ何年何月マデ何業經營何件

右 年 視 通り相違無之候也 腋疾耳 胸 體身 備 眼 體 脊 月 力 格柱圍 臭病疾疾左 右 日 住

體 檢 査 書

身

免許状及證書ヲ有スル者ハ其寫ヲ添フベシ

本貴族籍 姓

年月日生名

名便

姓

醫所

第二號書式

書

學 保 證

在

テハ御規則等堅ク相守リ專心勤學可仕 私儀今般貴校へ入學御許可相成候二就

此段相誓候也

月

年

Н

現住所及本貴族籍

本人姓名印 生年月日

所 族 籍

住

拙者引受可申因テ保證書如此ニ御座候也

右何某在學中本人身上ニ關スル一切ノ事件ハ

日本體育會體操學校長

年.

月

Н

保證人

姓

名⑪

〔「體育」第一七九号 (明治四十一年十月)]

用紙美濃紙

日本體育會體操學校規則 (大正十二年四月施行)

--- 1438 ----

第

章

的

目

條

本校ハ體育ニ須要ナル學理及技術ヲ教授シ體操教員ヲ養成スル所トス

部 別 科別及修業年 哴

條 部ヲ分チテ男子部、 女子部ノニト ぇ 研究科 ノ四種トス

第

科ヲ分チテ高等科、 普通科、 選科、

定メス 修業年限ハ高等科ニアリテハ二箇年、 但女子部ニアリテハ各科ニ女子部ノ冠詞ヲ付ス

普通科ニアリテハー

箇年トス、

選科及研究科ハ修業年限ヲ

第

깯

條

但女子部選科ノ年限ハ高等科又ハ普通科ニ 準 ス

學年、 學期、 休業

條 條 學年 ハ四月一日ヨリ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

學期ハ左ノ三學期ニ分ツ 第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日

=

至

ル

第 第

Æ.

第三學期 第二學期 翌年一月一 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至 日ヨリ三月三十一日ニ 至ル ル

夏季休業 休業期日 左 ノ如シ 七月二十一

Н

ヨリ八月三十一日ニ

至

ル

第

t

條

冬季休業 春季休業 三月二十六日ヨリ四月九日ニ 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至 至 ル ル

條 授業ハ毎日午前八時ニ始メ午后三時ニ終 シ當分女子部ハ午后一時ニ始メ同六時ニ 日 大祭日、本會創立記念日 (九月二十三日) ル 終 N

第

九

第

八

條

左ニ掲グル日ハ休業トス

第一十一條 學術科課程及毎週教授時數次表ノ如シ第四章 學術科課程

部		子	:		男		
兵	體育	英	生	教	修	學術科	
學	學	語	理	育	身	學年	高
要ノ事項	及體育原理	讀方、訳解	衛生 組織 解剖 生理	教育學 教授法	人倫道徳ノ要旨	第一學年	等
_	_	_	=	=	_	時 教 授	
同	同	唐 取 取 文法、	同上及救急療法	同	同	第二學年	科
上	L.	_		上	上	哄 数 r	
		1	=	=		時 教 授	
同	體 育 原	讀方、訳解	組織解剖	教育學	國 民 道	第一學年	普通
上	理		生理	l I	徳		
_		=	=		_	時 教 授	科

國	修		唱	剣柔	教	競遊	提
		計				75	
語	身		歌	道道	練	技 戯	操
習講讀	践國		單音、	總總	狭中各	競行初	器器徒
字 文	践倫理、佐國民道徳、			總論各論試合總論各論乱捕	窄隊個	進 等	械具手
	作法実		複音	試乱	射教教	遊 遊	性 性 性
					撃 練 練	技戲戲	操操操
=	=	三 五		六	六	=	九
講讀、作文	同上及倫理學		同上及樂器使用法	同上及教授法	中勸務同上及大隊教	同 J:	同上及教授法
=		三五	1	六	六	Ξ	九
習講讀、作文	同		同	隨意科科	中隊教練	间	同
	上		上			上	上
=		11111	1	六	六	=	七

第 第 本校第一學年ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ高等科ハ年齡十八年以上普通科及女子部ハ同十六年以上 號書式ニ據リ入學願書ヲ差出ス可シ) ニシテ品行方正身體強健且學力ハ左ノ各項ノーニ該當スル資格アル者トス(入學志願者ハ第

條

入學期ハ毎學年ノ始メトス

第五章

入退學及定員募集

部 子 女 教 뱸 體 原 體 生 計 歌 操 理 育 理 育 生理的、 衞 解剖生理 競技、 教育的 教育史 唱歌、 體操、 心 樂器使用法 理學、 樂曲 遊戯 教練 心 理 的 四 几 一八 救急療法 同 同 同上及教授法 同 F 上及體育史 上及教授法 及教育法令 M 兀 八 Ξ 同 同 同 同 解 部] 生. 上 上 上 上 理 衞 生 元 四 乪 =

水泳術、 漕 艇術 ハ正課時間外時季ニ應シテ之ヲ課ス

中學校、高等女學校卒業者

専門學校入學者檢定規定ニ依リ試驗檢定ニ合格シタルモ

徴兵令第十三條二依リ認定ヲ受ケタル各種學校卒業者

専門學校入學者檢定規定第八條ニ依リ無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得ル者

六 五. 小學校本科正教員、尋常小學校本科正教員、 師範學校、女子師範學校卒業者 小學校專科正教員若クハ小學校本科準教員ノ

以上各項ノ外中學校卒業ノ學科程度ニ準據シタル試驗ニ合格シタルモノ

普通科

ŧį

免許状ヲ有スルモノ

中學校第三學年修了者

但女子部ニアリテハ高等女學校第二學年修了者及二箇年修業年限ノ高等小學校卒業者

師範學校第二學年修了者

徴兵令第十三條ニ依リ認定ヲ受ケタル各種學校生徒ニシテ中學校第三學年修了者ト同等ノ 尋常小學校本科準教員ノ資格ヲ有スル者

學年ヲ修了セル者

五

以上各項ノ外中學校第三學年女子部ニアリテハ高等女學校第二學年修了ト同一ノ學科程度 陸海軍下士任官后四箇年以上現役ニ服シタル者

條 本校ノ定員ハ別ニ之ヲ定メズ必要ニ應ジテ募集ス

ニ準據シタル試験ニ合格シタルモノ

第 第 + 四 Ξ

本校ニ入學セントスル者ハ檢定料トシテ金五圓(女子部ハ金貳圓) 及左ノ書類ヲ入學願書ニ添

ヘテ差出ス可シ

但受領シタル檢定料ハ返付セズ

一、入學志願者 ノ修業シタル最終學校長ノ修業證明書又ハ卒業證明書

こ、 写真などになって、最近ないでして、教員免許状ヲ有スル者ハ官庁ノ資格證明書

三、師範學校卒業者ハ服務修了ニ關スル官庁ノ證明書

戸籍抄本及身體檢查書

入學ヲ承認セラレタル者ハ東京府在住者ニシテ独立ノ生計ヲ營ミ入學者ニ關

スルー切

責任ヲ

持チ得ヘキ戸主ヲ保證人トシテ第三號書式ノ在學保證書ヲ入學ノ日ヨリ二十日以内ニ差出スベ

第

+

fi.

條

但本校ニ於テ不適當ト認ムル保證人ハ之ヲ變換セシムルコトアルベシ

保證人住所ヲ轉ジ又ハ改名改印シ又ハ數日間旅行スルトキハ迅カニ届出ツベシ若シ旅行日數三

十日以上ニ渉ルトキハ相當ノ代人ヲ定メ此ノ旨ヲ届出ツベシ

+ 六 條 高等科生徒ハ在學間舍務練習ノ爲メ必ズ寄宿寮ニ入ルヲ要ス 但女子部ハ此ノ限ニアラズ

第

第 + 條 退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ記載シ保證人連署ヲ以テ願出ツベシ

第 - | -八 己二退學シタル生徒ニシテ再入學ヲ願出ツル者アルトキハ試験ニ仍ラスシテ元學期以下ニ編入 ヲ許可スルコトアルヘシ

| 試驗ヲ分チテ學期、學年、卒業試驗ノ三種トス第六章 | 試 | 驗

第

+

九

條

學期試験ハ毎學期、 學年試驗ハ一年ノ第三學期ニ之ヲ行ヒ卒業試驗ハ修業期限ノ終リニ之ヲ行

普通科及高等科共卒業試驗合格者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第二十條 試驗ノ成績ヲ分チテ甲乙丙丁ノ四等トシ各科丙以上總平均乙以上ノ成績ヲ得タル者ヲ及第トス 一學期間ノ授業日數ノ三分ノ一以上缺課シタル者ハ試驗ヲ行ハス

第 七章 學期試驗ヲ一回モ受ケサルモノハ學年試驗及卒業試驗ヲ受クルコトヲ得ス

第二十二條 入學ノ承認ヲ受ケタル者ハ入學金トシテ金五圓女子部ハ金三圓ヲ納附スヘシ納附シタル入學金

第二十三條 授業料ハー箇年金八十四圓 (月割ニシテ分納スルコトヲ得)

トス

但シ女子部ハ年額金六十圓

ハ返附セス

選科及研究科(女子部以外ノ卒業者)ハ月額四圓トス

第二十四條 在學者ハ校費トシテ毎月金五十錢ヲ納ムヘシ

分納授業料ハ毎月五日迄ニ其ノ月額ヲ納附スヘシ但シ八月分ハ四月ト十二月トノ月謝ニ添テ分

第二十五條

納スヘシ

第二十六條 日本體育會特別會員以上ノ會員ハ入學金ヲ要セス

第二十七條 在學中ハ缼席ノ爲ニ授業料及校費ヲ免除セサルモノトス

授業料ヲ怠納シタルトキハ保證人ヲシテ之ガ辨償ノ責ニ任セシム

第二十九條 品行善良學術優良ノ者ニハ特殊ノ待遇ヲナスコトアルヘシ

第八章

賞

罰

ノトス 校則命令ニ違背シタル者及總テ生徒ノ本分ニ背キタル行為アリタル者ニハ左ノ懲罰ヲ加フルモ 譴責 停學 四

第三十一條

左ノ各項ノーニ該當スルモノハ退校セシム

、身體病弱若クハ學業劣等ニシテ成業ノ見込ナキモノ

二、性行不良ナルモノ

三、出席不定ナルモノ

四、半年以上引續キ缺席シタルモノ

五、正當ノ事由ナク又無届ニテ引續キ十五日以上缺席シタルモノ

六、屢々授業料ノ納附ヲ怠リタルモノ

◎特典

卒業セルモノハ道府縣下小學校體操科專科正教員無試驗檢定ノ特許ヲ與ヘラレタル地方ニ於テ該教員タルノ 高等科ヲ卒業セル者ハ中學校、 明治四十一年八月十九日附ヲ以テ文部省ヨリ左ノ特典ヲ附與セラル 師範學校、 高等女學校ノ體操科教員無試驗檢定ヲ受クル資格アリ普通科ヲ

資格ヲ得高等科生ハー年志願兵ノ特典ヲ得 研究科ハ本科卒業生ニシテ特別ノ課目ニ就キ一層研究セントスル者ニ限ル又學校ノ指定科目ヲ研究セシム

第一號書式ル者ニハ補助ヲ支給ス

查書身	私儀體	科	志	
分證	操教	目	望	
明書檢	員志願	普	高	入
定料	二附	通	等	
相添	貴校	科	科	
心此團	公前記	研	\8.E	學
四相願	シ 科	究	選	
解候也	へ入	科	科	願
	學致	女	女	
	皮度	子	子	書
	候間知	部	部	
	御試験	普	高	
	2	通	等	
	上入學	科	科	
	字御詮議相成度醫師身體檢	女子部研究科	女子部選科	

年 檢	年	氏	
月			
日查	齢	名	
			第
			一號書式
			丟
į			
耳	聴	眼	
	יטגרי	III.	
疾	カ	疾	
	13	17/	
:			
		!	
l		ĺ	

		ī	事歴 尼	夏			Ħ	家	本	現
	備	賞	職	兵	學	日本			本籍及族称	住
	考	罰	業	役	業	體育	付	業	称	所
きていきがますり						日本體育會體操學校代表者比志島義輝殿	年			
Ċ						表者比志自	月			
		1				義	日			
						殿	生年月	氏		
							日	名		

私儀今般御校高等科、 守シ生徒タルノ本分ニ悖ラス衷心勉励可致仍テ在學保證書如欺候也 在 學 保 證 普通科生徒トシテ入學許可相成候ニ就テハ始終校則其他時々ノ命令ヲ遵 書

第三號書式

視力及 態 屈折状 色 脊 栄 育 概 胸 右 左 評 圍 神 柱 養 ル 注 意 住所氏名 備 監察ノ要否 異 考 常

発

體身

重

長

歯

牙

其他ノ疾病

保證人ニテ消 貼付本人又ハ 三銭收入印紙 印スヘシ 右ノ者今般入學許可相成候ニ就テハ本人ニ係ル一切ノ事件拙者ニ於テ引受可申候也 大正 大正 日本體育會體操學校代表者比志島義輝殿 年 年 (原籍) (族称) (族称) (原籍) 月 月 保 (職業) 日 日 證 (現住所) 人 (本人トノ関係) 現 本 人 住 所 戸主又ハ戸 主トノ関係 生 生 年 年 月 月 日 Н

〔「文部省蔵文書」(大正十二年四月二十一日)〕

◎本年度規則改正ノ結果本校女子部卒業生ハ男子部同様文部省ヨリ無試驗検定ヲ以テ女子中等學校ノ教員タル

資格ヲ得ル特典ヲ附與セラル

四 日本體育會體操學校規則(昭和八年三月二十五日認可)

一章 目 的

第

條 本校 ハ日本精神ノ涵養ト國民體育ノ 指導トニ當ラムトスル體操及國語、

漢文教員ヲ養成スルヲ以

テ目的トス

第二章 部科及修業年限

但女子部ニアリテハ各科ニ女子部ノ冠詞ヲ附スニ 條 各部ヲ分チテ高等師範科、高等科、研究科、普二 條 本校ハ部ヲ分チテ男子部及女子部トス

第第

第三章 學年、學期及休業

五

學年

ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ

終ル

第

几

條

但

修業年限ハ高等師範科三年、高等科二年、

研究科及普通科

年トス、

選科ハ年限ヲ定メス

普通科及選科

ノ五

種トス

女子部選科ノ年限ハ高等科又ハ普通科ニ準ス

陳 學年ハ左ノ三學期ニ分ツ

第三學期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至夏季休業 七月二十一日ヨリ九月五日ニ至ル

ル

三月二十六日ヨリ四月九日ニ至ル

第

條

休業期間左ノ如シ

		漢				國		教	公	修	學科
								育	民		目 /
		文				誑		學	料	身	學年
漢	漢	漢	講	修	或	國	講	教	公	或	_
		Art-		辞		文				ы	第
U:	文	籍			文	學		育	民	民	
11-	_	解		學、	_	書		н	14	道	學
				作		解					年
文	法	題	読	文	法	題	読	學	料	徳	
		四				<u> </u>			_	<u>-</u>	業時数
漢	文	支	講	作	或	威	講	_ 教		倫	第
		那			文	,	読、	育史		理	<u></u>
作	字	文學			學	文	言語	及教		學	學
文	學	史	読	文	史	法	學	授法		史	年
		四			•	<u> </u>		=		=	業毎週数
漢	支	漢	講	作	文		講	同		倫	Arts
作	那	文			學	史、	読	上			第一
文	73 3	~		文"		國	國文	及		理	=
作	時	演		作	概	文演	學、	管理			學
詩	文	習	読	歌	論	倒習	國文	法		學	年
		六				四四		=		=	業時数

九 男 子 第四章 各科ノ學科課程及毎週授業時數表次ノ如シ 部

第

高等師範科

日曜日、祝日、本會創立記念日(九月二十三日) 學科課程

第

八

條

休業日左ノ如シ

音		武		軍	教	遊戲	體	生		歷
				事	練	及				
楽		道		學	及	戏技	操	理	理	史
声	剣	乱	柔		教	遊	體	解	體	П
楽、	総	拥	坦総		練	戯		剖		
器	論		論		及			生	-/	本
楽	各訟		各会		軍	及		埋	育	歴
理	`		`		事	競		衛		Æ
論	試合		形		學	技	操	生	史	史
		=			四	Ξ	七	=	_	_
同		司			同	同	體	同	體	同
								刄	育	
							教	救急	原	
L		L			L	L		療		L
<u></u>		.L					伍	広	生	. L
_		=			Ξ	Ξ	七	=		_
同		司			同	同	同		司	東
上										洋
										1+
										歴
		ī			r.	1.	Γ.		ı.	rl+
		上			上 —	上	上.		上	
					四		=			
	楽 声楽、器楽、理論 一 同 上 一 同	楽 声 楽、器 楽、理 論一 同 上 一 同 上 及 教 授 剣道総論、各論、試合	楽 声 楽、器 楽、理 論 一 同 上 一 同上 及 教 授 道 乱捕	楽 声 楽、器 楽、理 論 一 同 上 一 同上 及 教 授 道 乱捕 二 同 上 二 同	楽 声楽、器楽、理論 一 同 上 一 同上及教授 道 乱捕 二 同 上 二 同 本道総論、各論、形、 二 同 上 二 同	樂 声楽、器楽、理論 一 同上及教授 事學 知道総論、各論、形。 二 同 上 二 同 東學 四 上 二 同	樂 声楽、器楽、理論 一 同上及教授 轉 及 教練及軍事學 四 同 上 二 同 劇道総論、各論、形。 二 同 上 二 同 劇道総論、各論、形。 二 同 上 二 同 成 数 及 競 技 三 同 上 三 同	楽 声楽、器楽、理論 一 同 上 人 間上 人 類授 数 減 及 競 技 三 同 上 二 同	楽 声楽、器楽、理論 一 同 一 同上及教授法 東 學 一	(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)

	音		ĩ	t		軍	教	遊戯及	體	生	體育	歴	國語、	英		公	修	學科月		
틝	1611			_		事	練	競	10	7787	原		漢	÷₽	育	民业	ė.	Ħ /	· 學 年	
	楽		追			學	及	技	操	理	理	史	文	語	學	料	身	<u> </u>		
	声楽、器楽、	試合	削直	形、	柔道総論	孝系	文 東	遊戲	體操	解剖	體	H	講讀	讀	教	公	國	角	8	
	器	#	念論	乱捕	総論	2	纟	及	及教	生理	育	本	讀文法、	方	育	民	民	-	-	高
	米、理		•	*	٠,			競	教授	埋衛		歴	作	訳			道	粤	ļ.	
	理論		各論		各論	Á		技	法	生	史	史	文	解	學	料	徳	4	F	
三	=		_	_		7	<u>'</u> ;	Ξ	九		_	_	七	Ξ	_•		_	業時数	毎週授	等
	[5]		ī]		ļī	7	同	同	同	體	同	间	同	教		偷	角	Ä	
	上及									上及	育				教育史及教授		理	-	_	科
	教									救急	原				及教		學	樽	Ē	
	授法		1	_			Ł	上	上	上及救急療法	理	上	上	上	授法		史	£	Ē.	
_ 三 元	-:		=			7	<u> </u>	Ξ	九	=		_	ti		=		_	業時数	毎週授	
	同		ī			li		同	同	间	同 上			同	同		倫			研り
											上及研						理			71
											発						_			究
	上		1	:			Ŀ	上	上	上	論文			上	上		學			九
EO			=	-		7	ή	Ξ	九	=				Ξ	=		_	業時数	毎週授	科
	同					ļi	ή	同	同	解	體	日	講	同	教	公	或			普
										剖生	育	本	讀文法、		ds		民			TE
										理衛	原	歴			育	民	道			,z
	ታ.					_	Ŀ	上	Ł	年.	理	史	作文	上.	學	料	徳			通
三七	:==					7	ς	Ξ.	九	=		_	七	=	=	<i>→</i>	_	業時数	毎週授	科

計	音	遊戯及競	盟	生	體育原	歴	漢		国		教育	公民	修	學科日與
	楽	放技	操	理	理	史	文		話		學	料	身	學年
	音	遊	體	解	體	П	講	作感	國	講読	教	公	國	
	楽、	戱	操教	剖		本	読、	作歌	法、	`			民	第
	111	及	練	生	育	4	漢		修磁	文與	育	民	14	_
	楽、	競	及 教	理	•	歴	文		修辞學、	國文學書解			道	學
	理		授	衛	-1-	-6-			作文、	 門題 、	學	skei	德	年
	論	技 —	法	王	史	史	法		乀		学 ——	料	183 	
三九	Ξ	五	七	Ξ	_		=		<u>_</u>			_	=	業時数
	同	同	同	同上	鳢	同	講読、	央	國	講読、	教育		倫	第
				支数	育			作文、	文法、	빳	史及		理	=
				及救急療法	原		v	个作	國	、言語學	教育史及教授法		學	學
	上	上	1:	法	理	上	史	歌	學	學、	法		史	年
三九	Ξ.	五	七	Ξ		<u> </u>	Ξ		<u> </u>				=	業毎週数授
	同	同	同		间	東	講	學概論、	學史、	講読、	同		倫	第
	上					344	読	燃論			上		理	į į
	及					洋	漢	作	國	國	及		學	=
	教					歴	文	类	國文演習、	文學、	管		及	學
	授						演	作		或	理		作	年
	法	上	上		上	史	習	歌	文	文	法		法	
三八	四	四	五			· -	四		— 四		=		=	業 毎 週 授

高等師範科 子 部

二、水泳ハ正課時間外ニ於テ之ヲ課ス備考 一、武道ハ柔道又ハ劍道ノ何レカヲ専修セシム

	_												
	音	遊戲	体	生	体 育	歴	国語、	英	教	公	修	学 /	
計		及競			原		漢		育	民			
	楽	技	操	理	理	史	文	語	学	科	身	学年	
	声率	遊	教体	解	体	H	講読、	読	教	公	国	第	
	楽、器	戯	操	剖生	≠s	本	文	友	育	民	民		
	器楽、	及競	授教練	生理、	育	歴	文法、	訳	Ħ	IC.	道	学	高
	理論	技	法及	衛生	史	史	作文	解	学	科	德	年	İ
蓋	四	五	九	_=.	_		t:	=		_	_	業毎 時週 数授	等
	同	同	回	同	体	[4]	同	司	教		倫	第	科
ļ	上及			上及	育				教育学及教		理	=	
	教			救	原				及 教 理		学	学	
	授法	上	上	急法	理	£	上	.E	授法		史	年	
<u> </u>	四	Fi.	九	Ξ		_	七	=	=		_	業毎 時週 数授	
	间	同	同	同	间			司	同		倫		
	上	上	上	上	上			上	J . .		理学及作法		研究
_	_		-							_		業毎	科
七	四	Ŧī.	九	Ξ	_			=	_ •			時週 数授	
	间	同	同	解	同	日	講	同	教	公	国		
				剖生		本	読、作文、		育	民	民		普
				理衛		歴			Ħ	IV,	道		通
	Ŀ	Ŀ	.Ł	生	上	史	文法	J . .	学	科	徳		科
三六	四	五	九	==		_	ti	=		_		業毎 時週 数授	Tr 1

第五章 人退學及生徒定員

入學期 ハ毎學年ノ始トス

第 第

本校第一學年ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ高等師範科及高等科ハ年齡+八年以上普通科ハ同十六年以

上ニシテ品行方正身體強健ニシテ左ノ各項ノーニ該當シ入學檢定ニ合格シタル者トス

條 條

中學校卒業者

高等師範科

高等女學校及高等女學校實科若

四 Ιį. 兵役法施行令第百條第三號又ハ文官任用令第六條第一號ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレ 専門學校入學者檢定規程第十一條ニ依リ専門學校入學ニ関シ指定ヲ受ケタル者 専門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者 ハ實科高等女學校卒業者

小學校本科正教員、尋常小學校本科正教員、 タル學校ヲ卒業シタル者

六

スル者

七

外國ニ於テ師範學校、中學校、 教員免許令ニ依リ授與セラレタル教員免許状ヲ有スル者 文部大臣ニ於テ某學科目ニ關シ適當ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者 高等女學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シタル者

+ 號及第二號ニ準スへキ學歴アル者

高等科

男子部ニアリ 高等師範科ニ入學シ得ル資格ヲ有スル者 テハ中學校卒業

ノ學科程度ニ準據シタル試驗ニ合格シタル者 ノ學科 程度、 女子部ニアリテハ高等女學校、 實科高等女學校卒業

小學校専科正教員若ハ小學校准教員ノ免許状ヲ有

、高等科卒業者ニ限 IV

普通科

、高等科ニ入學シ得ル資格ヲ有スル者

男子部ニアリテハ中學校第三學年、 ト同 等以上ノ學科 -程度ニ準據シタル試驗ニ合格シタル者 女子部ニアリテハ高等女學校第二學年ヲ修了シタル者及之

陸軍下士任官后四箇年以上現役ニ服シタル者

尋常小學校准教員ノ免許状ヲ有スル者

第

=

條

+ 條 本校ノ定員ハ千二百名トス

入學志願者ハ當該學校長ノ入學推薦書、 人物考定書並ニ卒業又ハ修業成績證明 本校ニ入學セントスル者ハ檢定料トシテ金五圓及左ノ書類ヲ入學願書ニ添ヘテ差出

教員免許状ヲ有スル者ハ地方長官ノ授與證明書 師範學校卒業者ハ服務修了ニ關スル地方長官ノ證明書

高等師範科及高等科ニ入學セントスル者ハ教員免許令第五條各號ニ該當セサルコト ヲ證明 te ル

入學ヲ許可セラレタル者ハ東京府在住者ニシテ獨立 ノ生計ヲ營ミ入學者ニ關 スルー 切 ノ責任ヲ負

第

兀

條

市町村長

ノ身分證明書

フヘキ戸主ヲ保證人トシテ第三號書式ノ在學保證書ヲ入學ノ日ヨリ十日以内ニ差出スヘシ

休學セ 改印シタルトキハ速カニ届出ツヘシ 但本校ニ於テ不適當ト認ムル保證人ハ之ヲ變更セシムルコトアル ントスルモノハ左記ノ各項ヲ適用 ス ヘシ保證人住所ヲ轉シ又ハ改名

第

十 五

條

兵役ニ服

スル者ハ其現役又ハ召集中休學ヲ許ス

— 1457 —

スへ

疾病 二罹り二箇月以上修業スルコト能ハサル者ハ醫師ノ 診断書ヲ添へ當該學年間休學ヲ願出

ルコトヲ得

休學ノ許可ヲ得タル 者ハ休學滿期后原級ニ復セシム

四 休學中 但休學期間内ト雖モ其ノ事故止ミタルトキハ許可ヲ得テ授業ヲ受クルコトヲ得 ハ學費ヲ徴収セス

但學年, 其月ヨリ月割ヲ以テ之ヲ徴収ス ノ中途休學ヲ許可シタルトキハ其學期 ノ學費ヲ徴収ス又中途ヨリ授業ヲ受ケタルトキハ

1. 退學セントスル者ハ其事由ヲ記載シ保證人連署ヲ以テ願出ツヘシ

巳ニ退學シタル生徒ニシテ再入學ヲ願出ツル者アルトキハ原學期以下ニ編入ヲ許可スル

第六章 試

條

生徒ノ學業成績ハ學期、

學年及卒業ノ三種ノ試驗ヲ行ヒテ之ヲ調査ス

條 進級、 原級及卒業ハ成績考査ニ關スル教授會ヲ經テ學校長之ヲ決定ス

但成績ニ依リ修業證書ヲ授與スルコトアルヘシ 高等師範科: 高等科及普通科所定ノ學科ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

條

疾病其他 試驗ヲ受クルコトヲ得 ノ事故ニ依リ定期試験ニ應スルコト能 ハサルモノハ次學期又ハ次學年ノ始メニ於テ未濟

但定期試驗終了後五日間以内ニ届出ヲ爲ササル者ハ未濟試驗ニ應スルコトヲ得ス

コトアル

未濟試驗手數料ハ金拾圓トス

但科目ノ半數以下ナルトキハ金五圓ト Ż

第七章

第二十三條 入學ノ許可ヲ受ケタル者ハ入學金トシテ金五圓ヲ納付スヘシ

边條 授業料ハー箇年金八拾四圓トス

第二十五條 生徒ハ校費トシテ毎月金五拾錢ヲ納ムヘシ 但各學期ニ分納スルコトヲ得

分納授業料ハ各學期始メニ納付スヘシ

第二十七條 日本體育會特別會員以上ノ會員ノ家族ハ入學金ヲ要セス

第二十八條 第二十九條 授業料ヲ怠納シタル時ハ保證人ヲシテ之カ辨償ノ責ニ任セシム 在學中ハ缺席ノ爲ニ授業料及校費ヲ免除セサルモノトス

三十條 納附シタル檢定料、 入學金及授業料ハ返附セス

賞

罰

第八章

品行善良學術優良ノ者ニハ特殊ノ待遇ヲナスコトアルヘシ

第三十一條

二、謹愼

アルヘシ

譴責

校則及命令ニ違背シタル者又ハ生徒ノ本分ニ背キタル行為アリタル者ニハ左

ノ罰則ヲ加フルコト

三、停學

退學

四

左ノ各項ノ一ニ該當スルモノハ退校セシム 一、身體病弱若ハ學業劣等ニシテ成業ノ見込ナキ者

二、性行又ハ思想不良ニシテ屢々訓誨ヲ加フルモ改心ノ見込ナキ者

出席常ナラザル者

— 1459 —

正當ノ事由ナク又無届ニテ引續キ十五日以上缺席シタル者

第九章 Ъ, 屢々授業料及寮費ノ納付ヲ怠リタル者 入寮及退寮

第三十四條 高等師範科及高等科生徒ハ在學期間自治的訓練ノタメ必ス寄宿寮ニ入ルヲ要ス 但シ寮則ハ別ニ定ム

退學又ハ除名處分ヲ受ケタルモノハ速時退寮スルモノトス

第三十六條 第三十五條

研究科、 附

普通科及選科生ハ通學スルコトヲ得ト雖モ可成入寮スルモノトス

則

第三十七條 本學則ハ昭和八年四月ノ入學者ヨリ之ヲ適用ス

(「文部省蔵文書」(昭和八年三月二十五日)]

三五 日本體育會學校職制及事務章程(明治三十七年十月十日制定)

三 經費支出に關する件		学す	土の教育を分掌す	教師は學生	
二 職員の進退黜陟に關する件		進歩を圖る	陶冶學業の	發達品性の	
一 規則の制定及ひ改正に關する件	格の)め教育を統一し學生體	の分擔を定	教頭は教科	
の承認を經て學校長之を執行す		1の時は校務を代理す	す校長不在	意見を陳述	
第二款 左に揭くる事項は學監の同意を得本會長	關し	(務を監督し教育全般に	を維持し校	學監は校規	
す		所屬職員を監督す	務を統理し	學校長は校	
第一款 一切の校務は規程に依り學校長之を處理	名	參.		書記	
第四條 學校事務章程左の如し	名	壹		主事	
り本會々長之れを囑託す	名	壹		學校醫	
教師學生監學校醫主事及書記は學校長の推薦に依	名	五	仝		
總裁之を囑託す	名	四	仝	學生監	
第三條 學校長學監教頭顧問は理事會の推薦に依り	五名	貳拾	中學校		
に關する諮問機關と爲す	名	拾	體操學校	教師	
第二條 本校は教育顧問五名を置き教育の進歩發達	名	壹		校 頭	
書記は庶務を分掌す	名	壹		學監	
主事は諸般の事務を整理す	名	壹		學校長	
學校醫は學生の衞生に關する事務を掌る	置 く	び中學校に左の職員を置	體操學校及	第一條 本會	

學生監は學生の管理及訓育を掌る

匹

定例以外の休校及び運動會又は學生の修學

以上の外重要と認めたる件 旅行等に關する件

校務執行上必要なる細則の設定及び施行に

第三款 左に揭くる事項は學校長に限り之を執行

以上の外重大ならずと見認めたる件三 緊急の場合に於ける休校に關する件

職員の事務分任に關する件

事務を分ちて教務庶務(會計共)の二部

第四款

とし其細則は別に之を定む

〔「體育」第一三一号(明治三十七年十月)〕

— 1462 —

體育獎勵 = 關 スル建議 理 山書 (明治三十年十二月)

日ニ於テ遠大ナル計畫ヲ設ケ、體育ノ普及ヲ圖 ク羸弱ニ赴カントスルハ、事實ナルガ如シ。若シ今 國民全般ノ體育ハ、果シテ完全ナリヤ否ヤハ、 然ルニ現時ノ教育ハ、 是レ體育 健康ナル體格ト剛強ナル心志トニ基カザルハナシ。 體育獎勵ノ一日モ忽ニス可カラザル所以ナリ。 「ノ疑問 國家文運ノ發達事業ノ進歩ハ、 康ニシテ、 遂ニ救濟ノ道ナキニ至ラム。是國家大體上 ノ智育ト相伴ハザル可カラザル所以ナリ ナリ。 之ヲ實際ニ徴スルニ國 心志剛強ナルハ、 能ク兩者相伴フヤ否ヤ。 百般事物ノ根本 皆國民全般 民ノ體力漸 又我 ルニ 實二

各官立府縣 教員ヲ如 各體操科 習所ヲ設 何 今ヤ教員養成ノ道ナシ、 ノ設アリ。 ニシテ供給スベキカ。 立諸學校ノ數概二萬五 體操教員ヲ養成セシモ數年ニシテ 隨ヒテ之ニ要スル多數ノ 文運ノ旺盛ナルニ 文部省ハ、嘗テ體 千アリ。 其課程 一體操科

ナリ。

是レ軍事上體育獎勵

モ

健ナル他

ノ兵丁ニー歩ヲ讓ルニ至ルヤ必セリ。

日モ忽ニス可

カラザル所以

教育上

隨と、 テ漸次教員ノ缺乏ヲ加フルトキハ、 ヲ發達セシムベキカ。 スル時ニ當り、 就學者大ニ増加シ、 此ノ如ク體操科 是レ教育上體育獎勵 學校モ亦之ニ伴 教員養成ノ道ナクシ 如何ニシテ體育 ヒテ ,増加 Н

軍事上

ノ形勢タル生存競爭ノ風年ヲ逐ヒテ、

ヲ進メ、 宇内今日

弱肉強食ノ實到

ル處ニ之ヲ見

ル。

目下軍備

ナリ。 員ニ滿ルモ實力ハ、年ヲ追ヒテ減縮セ 發セラル、壯丁ノ體格亦完全ナラズシテ其數ハ、 二軍備ノ要素ニシテ護國 ノ擴張ヲ要スルハ、 ル者ナリ。 氣象如何ニ勇猛ナルモ、 而シテ其軍隊 故ニ國民體育ノ發達十分ナラズンバ、 此緩急ニ備へムガ爲ナリ。 ノ兵士ハ、國民 ノ大任ヲ荷フモノハ、 技術如何ニ精熟ナル 一ノ壯丁ヲ徴發ス 實力減縮 徴

VU 産 +

Ξ

ij

戓 可キナリ。 7 以テ春耕秋穫 £ ズンバ、 術ナキニ至ラム。 スベカラザル所以ナリ。 凌ギ、 H 實業ニ 家富盛 計畫ヲモ遂行 何ニシテカ産業ヲ興隆スル 々ニ版圖 一從事 或八北 一ノ根 如 基礎 何ニシテカ國家ヲ富盛 若シ國民 然ルニ國民 スルモ 木 ヲ擴張スル時ニ當リ、 ノ術ヲ勉メザル可カラズ。 スル道ナク夥多ノ資本ヲモ使用 海ニ冱寒ヲ冒シ開 是レ殖産興業上 ラハ、 殖 國民が強 ノ體軀尫弱氣象柔惰ナラムカ。 産興 ノ體軀劣弱ナルトキハ、 業 困難ヲ忍ビ タヲ得 莊 隆興 /體軀上 ム。 拓 ニスルヲ得 一日モ體 或ハ ノ事 在 産業隆興ナラ 、南海 勞働 况ンヤ我ガ 業ヲ全クス 進取 育 二炎熱 三耐 4 面 善良 忽二 スル

第五 衛生 Ŀ

既發 人生最重最要ナル生命ヲ障害セントスル ジ 一 日 家 ノ災害罪 嫗保 後醫藥救濟 ノ内憂外患ヲ豫防 モ忽ニス可カラザル所以ナリ 犯 事 ヲ豫防ス 未ダ完全ナラズ。 道アルモ、 のスルヤ、 ル ヤ警察 豫メ之ヲ未然ニ防ク 陸 是レ 設ア 海軍 ij 疾病 衛 備アリ。 生. 八、其 而 一體育 シテ

由ラザ

ルヲ知

iv

可シ。 莊

歐米既

三此

ノ如シ。

豈獨我邦

ノ長

大且

健ナル

必

ズシモ人種

異同

ノミニ

俗 ŀ.

者アリ。 俗習慣上 ク柔弱滛靡ナル 二足ラム。 ニ本邦從 ノ徒ヲ喚起シ、 進取活達ノ精神ニ乏シク、其極柔弱 者稀ナク。 盗靡ノ俗ヲ養成シ、遂ニ國家 育 進取ノ習慣 是レ大ナル謬見ナリ。 振否ハ、 來ノ遊戯 然 體育上獎勵 ルニ世ニ體育ヲ獎勵 風 ロリ起 禍亂ノ端ヲ啓ク者ナリト排斥ス 隨テ風俗因 八 風俗習慣 俗ヨリ激成 ル者 セザ 室内柔弱ノ 循 に三重大 ル可カラザル所以ナリ。 ニ非ラザルナリ。 三流 スル者ニシテ、 蓋 者多クシテ、 一シ頑 スル ノ關係アリ。 ノ元氣ヲ喪失 レ 陋 ラ徒 ノ風 慣固 慷慨 ラ馴 是レ風 决シテ ル論 え 三陥 頑 多 陋 ル

外國 政府モ亦大ニ之ヲ保護 シテ體軀 小撃會 莇 富國強兵 現今ノ景况ヲ通觀 至ラザ 夥多ナル實ニ驚歎ニ ヲ強 ルナキナリ。 肚ナラシムルニ ノ源ヲ一ニ體育ニ在リト 内外比較 スルニ る。 放ニ其體操場 而 勉 堪へザルナリ。 シテ其然 國民擧テ體 X 體 **ル所以** 操 爲シ、 育ニ ノ盛大ナル 射 撃二獎 汲々ト 熱心シ、 歐 ノモノ 米人

活達

Ê

ノ一日モ忽ニス可カラザル所以ナリ。 ノミ悠々閑過ス可ケムヤ。是レ内外比較上體育獎勵

以上論ズルガ

如

ク國家ノ大體上ヨリスル

モ軍事、

云と、 特ニ鉅額ノ支出ヲ爲シ、 體育獎勵 モ風俗改良 育及衛生上ヨリ ノ責任アリ。 國庫ノ負擔年ヲ逐 日モ速ニ大ニ體育ヲ獎勵セザルベカラザル 緊要ナル事彰明 上ヨリ 然ル ,スルモ、 二軍備擴 スルモ將夕内外比 若クハ殖産興業上 と増 自ラ體育 張 顯著ナル者ナリ。 下云 加スル今日ニ於テハ、 Ł ノ事業ヲ行ハム事 較 諸 Ë 政ノ發達ト \exists リスルモ、 |ヨリスル 故二政

ニ望ムベキニ非ズ。

因テ現存

ノ日本體育會ヲ利

用シ、 ベシ。果シテ此ノ如クナルトキハ、 然トシテ風ニ嚮ヒ、 ヲ置クノ意此 併テ體育獎勵 之ニ相當ノ補助金ヲ與ヘテ其事業ヲ擴張 ノ如クシテ、 ノ意ヲ示スベシ。 體育ノ普及應サニ數年ヲ出ザル 事實上ニ發顯セバ 或 政 防體育 |庫ノ支出 國民靡 = 重 セシ

皇國四千餘萬人ノ體育ヲ奬勵スル所以ナリ。私立團體ヲ保庇スルニ非ズ。實ニ之ヲ利用シテ以テ

僅少ニシテ其實効ハ著大ナラム。是レ固ヨリー

個ノ

〔「教育時論」第四五八号(明治三十一年一月)〕

三七 日本體育會國庫補助建議案 《第十二議會—衆議院—明治三十一年五月二十三日)

游泳場等を設け或は兵事講習科を設け或は雜誌を刊行し其國民體育の振興に於ける頗る務めたるものあり今や 日本體育會は明治二十四年以來或は體操練習所を設け體育の教師を公私立學校に供給し或は體育場、射的場、 に於て國民體育の宜しく大に振起す可くして而して振起せさるものあるは本員等の頗る遺憾とする處なり。 待たす熟々惟ふに我國開國進取の宏謨を擴け國家の全力を擧けて歐米諸國と文明世界の競場に角逐するの今日 國家は民人を以て成る民人の體軀強健にして是に強健なる國家あり國民體育の一日も忽にす可らさる復た言を

故に政府より五箇年を期し毎年金三萬圓を日本體育會に交付し以て國本を扶植するの目的を達せしめむことを 其の會員全國に至る者一萬二千餘人前途の事業甚だ有望なりと爲す。

及建議候也。

定む。

〔「帝国議会教育議事総覧」 (昭和七年九月)〕

體育獎勵に關する建議案 (第十二議會—貴族院—明治三十一年五月三十一日)

國家富強の本源は國民の壯健なるに在り國民をして壯健ならしむるは身體の運動を盛ならしむるより先なるは

なし是れ方今宇内各國の相競ひて體育を奬勵する所以なり

徴候あるに於てをや 今や我帝國は戦後の經營として軍備を擴張し實業を興起し教育を振作し以て世界の競爭場裏に立ち列 せんとするに當り體育を奬勵して其の普及を圖るは實に焦眉の急務なり況や輓近國民の體格漸く旺盛ならざる

政府は速に體育獎勵の爲めに諸般の設備をなさゞる可らず就中體操教員を養成して學校生徒の體育を完全なら

しむるは一日も之を忽にす可らず

游泳場を設け各種の技術を演習せしめ子弟の體育に裨益を與へ或は兵事講習科を設け或は雑誌を發行し孜々と て諸般の計畫を爲し現に體操練習所を設け體操教員を養成して公私學校の需要に供し數個の體育場 有志者の設立に係る日本體育會は會員一萬二千を有し明治二十四年以來國民體育の事を以て任とし拮据勵 して經營し漸く之を全國に普及せしめ以て大に體育の事業を擴張せんとする希望を有せりと聞く宮内省は明治 射的場、

一十六年中體育獎勵の 聖旨を奉じて恩賜金を日本體育會に下付せられたり

業上に風俗改良上に必ず良成績を顯はすに至らん是れ費す所寡少にして得る所の結果著大なるべく最も時宜に て體育の普及獎勵を圖るべし然るときは國民の體格次第に強健に赴き軍事上に教育上に衞生上に將た殖産興

適せる好處置なるべし

府は速に本議を納れ體育の獎勵を實行せられんことを切望す依て茲に之を建議す

「帝国議会教育議事総覧」 (昭和七年九月))

日本體育會國庫補助に關する建議案

(第二十二議會— —明治三十九年三月十三日) -衆議院

任ぜしむるが爲に速に追加豫算の提出あらむことを望む 故に政府は從來の補助方法に從ひ明治三十九年より五箇年間毎年金壹萬圓を日本體育會に下附し體育の獎勵に 進渉する能はざるものあり今や戦後の經營急を告ぐるに當りて國民體力の發達は其の必要最も痛切なるを信ず 進し其の事績者明なりとす然るに該補助費の支給は明治三十六年度を以て終り爾來本會事業の時展其の計畫を 全國各學校に供給し又兵事講習會を開き各地に體育場を設け國民の軍事教育を普及せしめ壯丁の體力養成を獎 助費下附を決議せられた其の支給を受けて鋭意會務を擴張し主として體育學校を振興し體操科教員を養成して 日本體育會は明治三十一年五月帝國議會の建議に依り政府之に同意し次期議會に於て毎年金壹萬圓五箇年間補

(昭和七年九月)

四〇 日本體育會國庫補助に關する建議 (第四十 議會-衆議院 —大正七年三月十四日)

H

本體育會

は

般公衆

の爲體育機關

の設備を完了

らす其の結果國民體育上種々攻究畫策すへきもの少らす其の結果國民體育と種々攻究畫策すへきもの少露戰役起るや經費節減上三十六年度まで五箇年を一に對し國庫補助を與へつつありしも明治三十七年日告難操學校を設置し全國諸學校に男女體操教員を供年體操學校を設置し全國諸學校に男女體操教員を供年體操學校を設置し全國諸學校に男女體操教員を供すが爲全國樞要の地に各種運動場を設置し學校以外むか爲全國樞要の地に各種運動場を設置し學校以外

實用 業ならすや依て政府は向 二十八年間 萬圓を日本體育會に交付 るに軍事的體育を以てし一旦緩急あれば義勇公に奉 場其の他各種運動場の設置を企て衞生的 からさらむとす日本體育會は茲に時勢の要求に鑑 せしめられむことを望む し擧國皆兵の實を擧け學校教育の革新並公衆 せて全國樞要の地に狭窄射撃場、 的體育に資せむとす是れ蓋最有益なる國家的事 の經驗に基き益體操學校の擴張を計り併 し以て國本培養の目的を達 ふ五箇年間を期し毎年金三 器械體操場 體育に兼ぬ 般

[「帝国議会教育議事総覧」 (昭和七年九月)]

12令第

二姓

國庫補助文部大臣指令命令書(明治三十二年三月十一日~四月一日)

劣 淵 文 金卡萬 明治三十二年三月十一日 明治三十二年四月一日 日本體育信長男的里川面小殿 風り交付人 五箇年间每年·孩 を書みちと 付い名請 K î

一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年	يد مع	*-	-	•—							15.44 T	وخدمخت								, -	l ar	,	ចេត	,
原法 生 人 新 大	. :		;						i .				:	i	İ	i	l		!	l l	7		14.7	į
原法 生 人 新 大	-	-	_		-	-	-	-	_		-	1	_	-	1	1		F	1=	成	_		文	
療術は 大変を がは なな がは なな なな なな なな なな ない ない ない ない ない					احدا		ر در	بدا	2.3		1	ي ا	4	1	-			i	你	r	你		4	-
療法 生 人 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一					共	7	<i>71</i> }	至		1	制	15	175	#		31	时	113		1 "	!		上	
療法 生 人 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	ž.,	狚		學.	10	牧	涿	12			学	A	3	迅	11,1	人	1,0]	1	g	為			婦	
法衛生 中野 中野 中野 大工作。 一類 一類 一類 一類 一類 一類 一類 一類 一類 一類 一類 一類 一類	僚	A.	特	áit	隑	及	人	人			-	杖	雀	雅	ist	怪	2%	1				命	,—, [
数人筋肉。 樹木 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (は) (本) (a)	法	何	٠	17	揺	#	漕	室	剑	П	İ	綵	揉	13.	7	,	上	化	程	喧	雅	7		
数人筋肉、関本の大変ない、 一貫年以上衛子の大変ない、 一貫年以上衛子の大変ない、 一貫を持った。 一貫を持った。 一貫を持った。 一貫を持った。 一貫を持った。 一貫を持った。 一貫を持った。 一貫を はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる		生	常		秋	榖	艇	11ト	紨				1	ĺ		詋.	=	٠٠.	青	揺	育	7	, '	
及筋肉。 型 次 2 次 2 次 2 次 2 次 2 次 2 次 2 次 2 次 2 次			祭		萸		捕	进			Ì		į		ĺ		於		金	绿	1	1	١.	
筋肉。型 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			及		:		`	燈	1		1	1	-			1	1	简		걓	٠,			
東 7 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次			in in	1	必	İ		,		۱		1				乏	雅	年	左	奶				
· 関ル が で は は が が が が が が が が が が が が が が が が				ļ			ļ	ļ	ļ		i	i	!			,	挫	12%		7	学			
型 ル 海 ア ア で 選 投 科 ク ル で 党 及 へ と 選 は 科 ク ト 選 は 京 時 科 イ ス ト は 京 前 科 大 変 で な で な で カ を ク ク			i i	1	,				 	H	1	1.	!	!		-	練	上	柿	設	枝			
な 神 神 神 神 神 は は は は は は は は な で な で な で な な で な な な な な な な な な な な な な			M)		ル		}				1		}	ļ	1									١.
で 料 は				ĺ	孙	į	ļ	i	1	1	1	!	į	ĺ					1 .	~	雅			٠,
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	į		1		•		! .	•	!		;	1		i			1	仔	準	ī	採		i	
项 7 页 7	!		- E		'	İ	İ	}	l	1			[ì	3.1	(4)	护	1				•
7年標 1	i		10		ĺ	Ì	į		!	1	i	į				i	ŧΪ			ĺ				
			1				j :				1				[炉					
			1	1						ľ		1	!	! 								j		

夢 茅茅 彩 六复学山四者 民委八其 y 常 核以體 日本 枝羅練 Ź 練 ¥ 3,3 ù 撑 搜探想 矛上 11. ½ ۸. + 简雅之 绿 小人 練 킾 : 生 2 2 4 ~ 練 学 3,7 3,3 i 装 两月 奖 3 戌 i 7 呀 车 例以含都 修髙: エ 授 X 剪 当 粉, 雅臣 1 3 敖 ルが 李 科 萸 1% 41. 授揺り 科 ŧ 百 上豐 ıï 花珠钗 , y ! 1 ... 雅湯 設夢以 枚 冷人孩 屿 拉砰 松用 14年二 1 14 4 文料 1 1信 9 1) † 3 准者 部題 |レ|術|へ又付に 有 秋 复 臣 3 18 a 杖及 图框 又龄

一 其他程禄教复。必要,心学科一 我有學

九

掛體

独青

授於

雅儿

推請

揚規

12/

置制

1.12

文人

4.1

花

ヘキナ

訓雅為

明豫於日

莫

: 練..

其臣

, 記法

本級雅

四少場。

十分收置

平何报~

度文为加

部野

模用

= 3 "

次 臣 年

,

西可接大人

部十

瑟.

出大二製權會

英。

苯十二 + 支 三十二年 李 頂田 45日 爻 臣. 就體 4 高 育 往 政介 **於** = 1 秋 , 止不放 一若都; 小水 监全 ٠, 都又公介十二年 本命全書 棔 4 复 丰 į, 轨 扩 17 おし ዾ 13 深八十 付此了

(「日本体育会蔵文書」(明治三十二年三月~四月))

四二(模範體操場設備標準(明治三十二年八月四日)

一 豆囊 六十組	一 木環 六十組	一 球竿 二 六十組	一 棍棒 二二十組	一 啞鈴 鐵製・木製 六十組	一 回轉鐙	一 遊動圓木	一、梁木	一跳縄	一手摺	一棚	一 木馬	一鐵棒	ノ器具ヲ備フルコトヲ要ス	第 二 條 模範體操塲ニ於テハ最初少ナクトモ左	減縮スルコトヲ得	別ノ事情アルトキハ監督員ノ承認ヲ経テ千坪マテ	スル形状ニシテ貮千坪以上ノ面積ヲ備フヘシ但特	第 一 條 模範體操場ノ敷地ハ方形若クハ之ニ類	マニー 村筆ໃ型 お言の材金(町名三一二名 ブチロ目
一自轉車場	一 馬術場	一 弓術場	スヘシ	第 四 條 模範體操塲ニ於テハ便宜左ノ設備ヲ爲	一 漕艇場	一 狹窄射擊塲	ヘシ	一 游泳場 和船二艘網並浮器械等ヲ備フ	一 銃槍道具	一 撃劍道具	一雨天體操場	撃塲漕艇塲ノ設備ヲ缺クコトヲ得	備ヲ爲スヘシ但土地ノ情況ニ依リ游泳塲、狭窄射	第 三 條 前條ノ設備ヲ完了シタル後更ニ左ノ設	一 クリッケット	一 フートボール	一 ベースボール	一 ローンテニス	

教員ヲ配置スルノ外醫員ヲ置クヘシ

[「日本体育会蔵文書」

(明治三十二年八月四日)]

Ξī 條 模範體操塲ニ於テハ入塲者ノ多寡

第

四 日本體育會游泳場規則 (明治二十七年五月制定)

條 當游泳場ハ本會ノ要旨ニ基キ開設スル

第

第

章

總

則

モノニシテ毎年七月初旬ヨリ九月下旬ニ至

マテ教授スルモノトス

基因 夫レ 乏キト世間多クハ沈溺ノ難ヲ危懼シ之ヲ忌避 テ惑ハサルヲ勉ムヘキナリ而ルニ近來該術ノ振 如キハ殊ニ必要トス故ニ之ヲ平素ニ習練シ事ニ方リ 必要ニシテ且ツ船行スルコトヲ嫌悪スル ル大ニ嘆ズへキモノアリ此レ畢竟完全ナル ノニシテ四面海ヲ環ラシ到 スルコトーハ身躰ヲ強壯ニスルヲ以テ目的ト 游泳 スル者 ノ術タル ノ如シ故ニ本會ハ最モ熟練ノ教師ヲ聘シ 一ハ河海ノ業務ヲ發達セシム ル所河 川ニ接スル ノ弊ヲ除 游 本 スルニ 泳場ノ スル 邦 ル ハザ

> 第 賛助會員一家族ニ限り教授スル者トス 條 前條希望者ニシテ入塲シタルモノヲ練

第 習生ト稱ス 教授スル者トス故ニ之ヲ希望スルモノハ左ノ誓 條 練習生ニハ嚴正ナル紀律ト秩序ヲ以テ

約ヲナサシム

就テハ諸事御規定ヲ遵奉シ殊ニ教師ノ教授向 何事ニ由ラズ堅ク相守り可申若シ御規定ニ違フ カ異議申間敷仍テ誓約 一游泳塲練習生ニ加入シ御教授相受ケ度候ニ 不都合有之節ハ何時退場ヲ命セラル、 月 H 如件 住所 (何學校

モ聊

姓 名 印 ヲ

習セシムル者トス ノ教則ト懇篤ナル監視

ノ方法ヲ設ケ廣ク希望者

シ當分ハ本會練習生又ハ關係ノ各學校並

日本體育會游泳場長何ノ誰殿

習生名簿ヲ作ルモノトスメ技術ヲ試驗シ左ノ項目ニ從ヒ等級ヲ分チ練四(條)練習生申込ミアルトキハ教師ニ於テ豫

第

甲 練習生習生名簿ヲ作ルモノトス

稍々游泳シ得ルモ充分乙 練習生 配り游泳ヲナシ得ル者

練習生稍々游泳シ得ルモ充分監視ヲ要スル者

丙

初習者

モノニハ優等證書ヲ與フルモノトスヲ行ヒ及第者ニ得業證書及得業生ノ内優等ノ條。毎年修業末ニ於テ特別練習生得業試験ノ外特別ノ熟練ナル者ハ特別練習生トス

第右

五

種

右游泳術優等ヲ證 教 檢 游 月 泳 優 日 定 等 ス 師員長 證 Н 第 書 期 何何 本 躰 何

誰誰育

印印印會

誰

年

齢誰

第

六

條

ス

教師ノ見込ミニ依り臨時試驗ヲ行フモノト

但シ丙ヨリ乙甲ヨリ特別ニ轉セシムル等ハ

ス

、永ク本會ニ名籍ヲ存シ其待遇ヲ爲スモノト

得業ノ證書ヲ有スルモノハ之ヲ會友ト

右游泳術得業ヲ證 檢 游 月 泳 得 日 定 業 ス 貞 長 證 師 書 Н 何 何 本 期 躰 何 年 誰 誰 育 誰 印印印會 齢 誰

第

- 1474 -

則

八 條 演習ハ日 々行フモ ノトス

賛助会員

特 名

別譽

诵 常

何

誰

(I)

第

但シー週間毎ニ日課表ヲ掲示ス

尤モ常日降雨ト雖モ正午晴天ニ至レバ 降雨及大風ノ節ハ休業ス

開

第 第 場ス 九 條 練習中ハ猥リニ救助船ニ乗ル可カラス 游泳時間ハ合圖ヲ以テ指揮スル者トス

Н 謝

第十二條 <u>__</u> 條 但シ賛助會員ヨリ紹介者及ヒ約束アル 入場券料金五拾錢トス 月謝ハ入場券料トシテ領收スルモノトス 學校

毎月十六日以後申込ノモノハ半額トス

限リ三十錢トス

第十四條 第十三條

書ヲ要ス

賛助會員ヨリ紹介セラル 、者ハ左ノ證明

途退會スルモ入塲券料ハ返戻スル

第十五條

第十六條 游泳塲ニ於テハ教師及監視者ノ指 第四章 練習生心得 示 三從

第十七條 ヒ靜謐ヲ旨トスヘシ 練習生ハ教師 ノ指示ニ

ユヘカラス

第十八條 入水ニ際シ教師ヨリ注意セラル、

事

八必

第十九條 ス實行スヘシ 酒氣ヲ帶ブルモノハ入水ヲ許サズ

席簿ニ捺印スへキモノトス

右條々ノ外時々ノ注意及掲示ニ從フ可シ

第二十條

練習生出塲ノトキハ塲内ニ備フル所ノ出

リ入塲スルコトヲ得ル者トス 本會賛助會員ハ開塲中ハ賛助會員規約第十一項ニ依

右拙者一家族ニ相違無之候也

證 明

書

何

7

誰

シ賛助會員證ヲ監査人ニ示ス事ヲ要ス

ラ越

從ヒ恣ニ區域

日本體育會游泳場長

游 泳 教 鈴 師 木 Œ 家

重

隱 岐 節

(「文武叢誌」第八号 (明治二十七年六月)]

水泳講習會ハ本會附屬學校生徒各學校教員及ヒ本會々員並其子弟ニ水泳術ヲ練習セシムルヲ以テ

(明治三十八年当時)

第

條

目的トス

四 四四

日本體育會水泳講習會規則

講習員タラントスルモノハ六月三十日迄ニ左ノ申込書ヲ差出ス可シ 本講習ハ七月一日ヨリ凡六十日間之ヲ開ク 但塲所ノ許ス限リ團體若クハ一般人ニモ入會ヲ許スコトアルベシ

條

申 込 書

私儀水泳講習致度二付此段申込候也

住

姓

华

月

日

所

名

講習員 || ノ技倆ニ依リ等級ヲ別ツコト左ノ如シ

日本體育會水泳講習會長殿

— 1476 —

第

四

條

級

二級

三級

四級

五級

六級

(初學者)

Ŧi. 條 三級以上ノ練習生ニハ修業期末ニ於テ卒業試驗ヲ行ヒ及第者ニハ左ノ證書ヲ與フ

第

シ技倆抜群ノ者ニハ優等證書ヲ與フル事アルベシ

條 ベシ 水泳卒業ニ至ラズト雖モ特ニ講習證書ヲ希望スル 年 右水泳術 月 卒 Ħ 中等 高等 業 初等 證 ノ課程ヲ卒業セシコトヲ證ス 同 日本體育會水泳教師 書 水泳講習會長 E ノハ相當ノ實費ヲ徴シ之ヲ交付スルコトアル 何 何 何 1 誰 誰 (A) 誰 (H)

第 九 條 但本會特別會員ニシテ出金ノ義務ヲ了リタルモノ及ヒ一二級ノ者ハ特ニ授業料ヲ半減ス尚ホ團體 授業料ハーケ月金壹圓トス

演習ハ毎日午前九時ヨリ午后五時迄トス當日降雨ニテモ正午晴天ニ至ラハ開塲ス

卒業者中ヨリ若干ノ級長又ハ組長ヲ依囑スルコトアルベシ

第

六

第

條

第

七

條

シテ申迄ミアルトキハ左ノ規程ニ據ル 一人金參拾錢

百人以上

人金貳拾錢

但塲費トシーケ月金参拾錢ヲ納付スヘキモノトス 本會高等卒業者ニシテ練習ヲ繼續セントスルモノハ授業料ヲ特免ス

第

條

百人以内

+ 條 授業料ハ前納トス半途退學スルモ之ヲ返戻セス

+條 講習員ハ諸規則ヲ遵守シ教師其他掛員ノ指示ニ從フベシ

+ \equiv 條

五

條

仴

級長ヲ除クノ外帽子ハ自辨トス

講習員ハ左ノ色別帽ヲ以テ各等級ヲ區分ス

酒氣ヲ帶ブルモノハ水泳ヲ許サズ

四 條 講習員ノ外ハ教師ノ許可ヲ得タルモノニ非サレバ游泳スル事ヲ得サルモノトス

級長 赤 色 (白線三條)

(赤線二條

二級 五級

白 白黄色 色 組長

赤 色

(白線二條)

(赤線一條)

三級

白 白

色 色

六級

體

П

本

育

黒白色 水 、

泳 講

(電話新橋三三一一)

第一四〇号 (明治三十八年七月))

四五 濱寺水練塲規則 (明治四十年当時)

第 一、當場は模範的水練術を速成的に教授するを

目的とす 當場は七月五日に始り八月廿五日に終る

授業は連日 (日曜休業なし)午前十一時よ

第 第

ŋ

午後五時迄とし時宣により伸縮する事ある

初級

第

찓

課程は左の如し

し但し雨天又は風浪荒き日は休場すべし

(白色帽)

水泳初歩、 水泳心得、

平泳練習

水泳練習、

(青色帽)

潜水初步、 抜手 (一擢)、

中級

立泳初歩、鷗泳

抜手 (二擢)、傅馬泳、

鰡飛、瓜ムキ、枯木流、

(赤色帽)

捨浮、 法其也高等水泳術 筏流、溺者救助

本場内に於て臨時競技會を開く其日時は前

第

Ξį

以て掲示すべし

第 常場は何人に限らず入學を許す

t 入學せんとするものは當場内教員詰所に申 但し年齢は滿九年以上たる事

込入學名簿に宿所姓名年齡を自書し押印すべ

第

第

第

八、入學中は當塲規則を堅く遵守すべし

入學中は授業料を要せず

十、不品行又は惡戯をなす等敎員の命に從はざ

但し練習服は持參すべし

第

る物は退學を命ずべし

第十一、練習生は毎日來場の際必らす教員詰所出席 簿掛へ届出づべし

第十二、水泳は至て危險なるを以て教員の許可なく

第十三、授業開始及び閉塲の際には號令笛を用うる に付其指揮に從ふべし して警戒線以外に出づべからず

(「體育」第一六四号 (明治四十年七月))

四六 日本體育會水泳部規則 (明治四十一年当時)

第

條 但シ場所ノ許ス限リ團體若クハ一般人ノ練習ヲ許スコトアルベシ 水泳部ハ本會附屬學校生徒及ヒ本會々員並ニ其子弟ニ水泳術ヲ練習セシムルヲ以テ目的トス

第 第 第 $\mathcal{I}_{\mathbf{L}}$ 三 四 六 右水泳術 私儀水泳練習致度候二付此段相願候也 條 條 條 條 條 伹 級 |伎倆抜群ノ者ニハ優等證書ヲ與フルコトアルヘシ 年 卒. 練習員 年 練習員タラントスルモノハ左ノ申込書ヲ差出スヘシ 水泳 水泳卒業ニ至ラズト雖モ特ニ修業證書ヲ希望スルモノハ相當ノ實費ヲ徴シ之ヲ交付スルコトアル 二級 級ノ練習生ニハ修業期末ニ於テ卒業試驗ヲ行ヒ及第者ニハ左ノ證書ヲ與フ 申 日本體育會水泳部御中 月 課程ヲ卒業セシコトヲ證ス 業 ハ七月十五日ヨリ凡四十五日間之ヲ開 月 三級 | 伎倆ニ依り等級ヲ別ツ 證 込 日 書 日 四級 書 (初學者) 仝 日本體育會水泳部教師 ショト 水泳部長 左 一ノ如シ 住 所 姓 何 何 何 名 誰 誰 (A) **(P)** 年 誰 齝

第 第

第

七 條 卒業者中 ヨリ若干ノ級長又ハ組 長ヲ依囑スル コトアル

第 八 條 演習 ハ毎 日午前八時ヨリ午後五時迄トス當日降雨ニテモ正午晴天ニ至レ 開場ス

ハーケ月金壹圓トス但本會名譽及ビ特別會員ニシテ出金ノ義務ヲ了リタルモノハ特ニ授業

料ヲ半減ス尙

第

九

條

授業料

「ホ團體トシテ申込ミアルトキハ左 プ規程 據ル

百人以内一人金六十五錢 百人以上一人金四十五錢

條 但シ塲費トシテーケ月金參拾錢ヲ納付スヘキモノト 卒業者ニシテ練習ヲ繼續セントスルモノハ授業料ヲ特免ス ス

第

條 授業料ハ前納トス半途退學スルモ之ヲ返戻セ

條 習員 ハ諸規則ヲ遵守シ教師其他掛員ノ指示ニ從フヘシ

М Ξ 條 習貝 氣ヲ帶ブルモノハ水泳ヲ許サズ ラ外 教師 ノ許可ヲ得タルモノニ非サ

第 第 第

+ + +

五

練習員

ノ色別帽ヲ以テ各等級ヲ區分ス

V

游

泳

ス ル コト

-ヲ得

但

シ級長組長ヲ除 クノ外帽子ハ自辨トス

級長赤色二條 組長赤色白線 卒業者白色赤線

一級白黒

四

級

赤白

級白色

二級黒色白線

東京府荏原郡大井町 日 體育」第七六号 本 體 育 (明治四十一年七月)) (南品 三川海岸) 水 泳

部

— 1481 —

七 Н 本躰育會狭窄射擊場規則 (明治二十八年九月制定)

四

第 ニシテーハ身躰ノ强健ヲ圖リ一 條 當射撃場ハ本會要旨ニ基キ設置スル者 章 刞 ハ國家緩急ノ日ニ

際シ奉公ノ義務ヲ全セントスルニアリ故ニ漸ヲ以 テ各所ニ設ケ以テ容易ニ且ツ簡便ニ射撃ノ方法ヲ 了得セシムト熟練射手ノ熟練ヲ維持セシムルトヲ

以テ目的トス

第 第 ル者ハ了知スルニ至ル迄授業料ヲ徴收スト雖ドモ Ξ ルト 條 雖ドモ同塲規則ヲ確守スルヲ要ス 射撃ノ希望者ハ何人ヲ問ハス射撃スル 未夕射撃ノ姿勢照準 ノ方法ヲ了知セサ

第

六

條

射場ハ晴雨

モ大風雨

丿節ハ休業ス

ルコトア ニ係ラス日

ルヘシ

々開場スト

ヲ教授シタル證明書ヲ所持シタル者ハ此限ニ非ラ 本會賛助會員及各學校ニ於テ躰操教員ヨリ該方法

第

條

第四第五條ニ定ムル練習生ノ外單ニ

射

第 テ得業試驗ニ及第シタル者ニハ得業證書ヲ附與ス 者トス 七 條 甲種 ノ射手ハ五等ニ分チー等射手ニシ

第 九 額トス尤モ彈藥科 但 ノ貸與ヲ望ムモノハ別ニ定 一シ賛助會員 條 第二章 授業券料 ノ一家族及 授業券料及ヒ彈藥料 ハ自辨スルモノト ハ一回限リハ金五拾錢トス ヒ約東アル學校生徒 ムル規則 - ス尚 三依 ホ第三

差出

「ス可シ 種ハ正確ノ

願

書

條ニ明文アル者ハ授業料ヲ要セス

四

條

當塲ノ練習生ヲ分テ甲乙ノ二種トス

教授ヲ受クル者トス故ニ左ノ願書ヲ

何 誰 钔

年

日

場長何

7ノ誰殿

自分儀今般射撃術修業仕リ度候間此段相願候也

住

所

乙種 八臨時 場者ニシテ射撃ノ姿勢照

第

Ξ.

條

^ 方法ヲ了知

スル者

- 難ド --- 1482 ---

第 條 軍人ハ現役 ハ勿論豫備後備ノ 籍ニアル

者モ授業料ヲ要セス

第十一條 彈薬料ハ増減スルコトアリト雖ド ・モ概

子一發一錢トス

但シ不發ハ引換エル者トス 二條 射場ノ都合ニ依リ射撃セサル時ハ現價

第三章 入場者心得

ヲ返戻スルモノトス

十 三 條 入場者ハ何人ヲ問ハス總テ射塲ノ規定

ヲ守ルヘキモノトス 射場ニ於テハ喧躁ノ所爲アルヘカラズ

十四條

第

五條 射場二於テハ教師及ヒ監査員ヨリ注意

セラル、事ハ必ズ實行スベシ

第 第

> +-條

第

シテ撃發スルヲ嚴禁トス 如何ナル場合ヲ問ハズ標的以外ニ

照

七條 射撃ノ際自己ノ不注意ヨリ生スル銃器

第

、破損ハ相當ノ辨償ヲナサシムル事アルベシ

ノトス 十八條 實彈ハ射場ニ於テ彈藥券ト引換エルモ

第

第 十九條 彈藥筒ハ射塲ニ於テ掛リ員ニ必ラズ返

附スベシ

第 廿 條 本會賛助會員ハ開塲中ハ規約第十一

項

ニ依リ入場スルコトヲ得ル者トス

但シ會員證若クハ名刺ヲ監査人ニ示サル可シ

「文武叢誌」第二四号 (明治二十八年十月))

日本体育會第二回大運動會規則 (明治二十五年七月制定)

本會運動會ハ會則ニ基キ評議員ノ决議ヲ經テ ル十一月上旬ニ於テ之ヲ開クモノトス

開會二當り本會ヨリ左ノ役員ヲ設ク

諸般 ノ事務ヲ綜理

會

幹 事

え

壹

人

若 干

庶務及ヒ會計ノ事ヲ分掌ス

書

三服ス 若

會長ヲ補助シ諸事ヲ整理

評議員 幹事ニ屬シ庶務及會計ノ事 若

檢定員

檢查員 各種運動ノ評點ヲ檢シ優劣審判ノ事ヲ掌ル

競技者ノ優劣ヲ檢査シ其評點ヲ檢定員ニ致 若

會塲取締

若

干

本會ニ出塲シ競技セントスルモノハ何人ニ限 場内ヲ取締リ兼テ競技者ノ編成ヲ掌ル

ラス之ヲ許ス 但會塲ノ風紀ニ妨ケアルト認ムルトキハ入

Ξ

ヲ求ムルヲ要ス 競技者及ヒ縦覽者ハ入塲券(金五錢軍人半額

四

塲ヲ謝絶ス

但會員証又ハ本會ヨリ特ニ招待スルモノハ ノ限リニアラズ

拞

本會ニ出塲セントスルモノハ豫メ住所姓名及

干

入塲券料ヲ添ヘテ本會ニ申込ムベシ

但一人ニシテ數種ノ競技ヲナスモ入塲料ヲ

ヒ競技セントスル運動

ノ種類ヲ詳記シ規定ノ

干

運動ノ種類ハ概子左ノ數種トス

増加スル事ナシ

器械体操

(鉄棒、

木馬、

棚、

手摺、

若

銃槍仕合

竸 走

Ŧ.

競技者ヲ左ノ二種ニ分ツ

七

軍人 (下士官、

兵卒ヲ區別ス)

諸種ノ競技ハ追テ之ヲ定ム

各學校生徒及ヒ其他

競技ノ上優等者約五分一ニハ賞品及賞狀ヲ與

九八

但最優等者ニハ徽章ヲ贈ル

賞品ハ軍人及其他ニ區別シ之ヲ與フルモノト

ス

+

ヲ以テ甲乙ヲ分ツ

優劣ハ評點ノ多寡ニ依リ之ヲ定メ同

點へ抽 籤

但銃槍仕合ハ別ニ定ムル方法ニヨル

競技者事故ノ爲メ出會シ得サルモ入塲券料ヲ

--- 1484 ---

セサルモノト

但代人ヲ出スハ妨ケナシ

運動會ニ關スル會計収支决算書ハ各賛助會員 ニ報告ス

十三

十四 評點は一二檢定員ニ委スルヲ以テ優劣ノ判决

十五 競技者ハ委員ノ呼名ニ應ジ競技場ニ出ツルモ

ノトス

ニ關シ其可否ヲ申出ツルモ之ヲ受理セズ

十六 入塲者ハ必ズ會塲掲示ノ禁令ヲ守ルヘキモノ

トス

十七 場内ノ規定ニ背クモノハ退塲セシムル事アル

明治廿五年七月

Н 本

躰 育 會

(「日本体育大学図書館蔵文書」(明治二十五年七月))

刀 九 日本體育會聯合大運動會處務規則

下中小學校生徒の聯合運動會を開催す

第

第二條 本運動會に左の職員を置く

長 一 一 副會長

第三條 審判長 委員長 會長は本運動會 切のことを統督し副會長 審判員 委 員 若干人 若干人

は會長を輔け會長事故ある時は事務を代理す

日本體育會は體育獎勵の目的を以て大阪府 (明治三十六年当時 第四條 委員長及び委員は本運動會の設備に關する

切の事務を掌るものとす

第五條 劣を審判す 審判長及び審判員は運動の實施及び其の優

ることを得ず

第六條

競技者は審判員の判决に就きて異議を唱ふ

役員の徴章左の 長 白薔薇 如

副會長 仝上單花

第 第 四 六 Æ 矯正術 二百ヤード徒歩競走 會員集合 委員長 戴嚢百ヤード競走 審判長 障碍物三百ヤード競走 四百ヤード徒歩競走 五 聯合人運動會次第 $\overline{\mathsf{o}}$ 條 (三節十節十四節) 日本體育會遊戲部規則 當部ニ於テ行フ遊戯ノ種類ハ概子左ノ如シ但シ其他適當ト認ムル者ハ漸次之ヲ加フルモノトス 戯遊ハ本會ノ要旨ニ基キ諸種ノ運動遊戯ヲ行ヒ娯樂ノ間ニ身體 午前(九時開始) 黄薔薇 君が代二回 赤薔薇 (樂隊奏樂 委 貝 中學以上生徒撰手 小學生徒撰手 中學以上生徒撰手 小學生徒全部 小學生徒撰手 ベースボール (明治三十三年当時) 仝上單花 仝上單花 九 十 八 七 百ヤード杓子競走 フートボール 啞鈴體操 六百ヤード徒歩競走 柔軟體操 線條競力 全員縱隊行進 上 午後 (第一演習) ("體育」 ノ健康ヲ進ムルヲ以テ目的トス (一時開始 第一一八号 (明治三十六年九月)〕 樂隊進行曲ヲ奏ス) 小學生徒撰手 中學以上生徒撰手 小學生徒全部 中學以上生徒全部 中學以上生徒撰手 小學生徒撰手

第

條

當部ニ左ノ役員ヲ設ク

其他諸種ノ遊戯

クリツケツトロンテニス

フートボール

見 重遊戯し

部 長 一名

次長

事 Д 名 名

部長 ハ當部一 切ヲ管理

ス

ス

條 條 次 長 部長ノ命ヲ承ケー

理事 ハ次長 ノ命ヲ承ケー 切 切 ノ事務を處理ス ノ事務ヲ整理

八 人部ヲ許可シタルモノハ部員證ヲ交付ス

當部員タラントスルモノハ宿所姓名ヲ認メ部長ニ差出スヘシ

九 部員ニシテ轉居セシモノハ其旨速ニ届ケ出ツへ

第 第 第 第

> 七 六 \mathcal{F}_{L} 炟

第 第

條 條

+

+

四

條 條 本會賛助會員ハ部費ヲ要セス其家族ヲ半額トス

當部員ハ部費トシテーケ月金三十錢ヲ納ムルモノトス但シ一旦納付シタル金ハ之ヲ返付セス

部員ニシテ不得止事情ノ爲退却セントスル者ハ部員證ヲ添へ其旨届出ツヘシ

條 入塲スル者ハ必ス部員證ヲ監視ニ示スヘシ 部員證ヲ紛失シタルトキハ更ニ交附ヲ申出ツヘシ但シ手敷料トシテ金三錢ヲ納ムヘシ

五 器具器械使用中誤テ破損シタトキハ監視人ニ申出ツヘシ其破損シタル者 ハ辨賞セシ À ル 事ア ル 可

所爲アル 部員 相 モノ 互ニ敬愛シ苟モ品位ヲ失墜スル ハ除名スル コトアル可シ カ如キ擧動アル可カラズ若シ規則ニ背キ部員タル ノ體面

第

+

條

ヲ汚ス等

第

(「體育」 第七八号 (明治三十三年四月)]

五一 體操、 遊戲講習會規則 (明治三十六年当時

講習會ハ師範、 中學、 高等女學校及小學校體操

科教員並該志願者ノタメニ左ノ規定ニ依り講習 スルモノトス

目 兵式體操 普通體操

科

三 遊 戱

來 **仝月二十九日マデ** 七月二十三日ヨリ 一週間

講習日時

大阪市南區西關谷町日本體育會 大阪支會南區支部體育場内

會

塲

金壹圓

二科目 金壹圓五拾錢

科目

講習料

三科目 金貳圓

東京市麴町區飯田町一丁目 日本體育會體操學校

講習希望ノ者ハ左ノ書式ニ依り講習料ヲ添へ來

講習證書ヲ希望スルモノハ料金拾五錢ヲ納ムベ

ル七月十五日限リ申込ムベシ

申 込

書

圓相添

へ此段申

私儀何々科講習致度講習料金

込候也

月 日

日本體育會體操學校御中

日

本

體

育

會

體 操

學

校

住所職業

名

姓

(II)

〔「體育」第一一五号(明治三十六年六月)〕

本講習ハ師範學校、 改正 普通體操講習會規則 (明治三十六年当時) 中學校、高等女學校、 及ビ 申込候也

講習期ヲ六ケ月トシ時間ハ毎週土、 H 兩曜日

ヲ開設ス

小學校ノ體操科教員並ニ該科志願者ノ爲メニ之

午後一時ヨリ凡ソ三時間トス

講習料ハーケ月金五拾錢トシ其月五日限り納付

但日曜日ハ午前ニ變更スルコトアルベシ

スベシ 但申込ミノ際入會金五拾錢ヲ要ス

講習希望ノモノハ左式ノ申込書ヲ差出スベシ

自分儀普通體操講習致度入會金五拾錢相添へ此段 込 書

> 年 月 Ħ

住所族籍

姓

名

何年月日生

日本體育會體操學校

普通體操講習會御中

會員二ハ講習修了ノ際其成績ヲ案ジテ講習證書

日本體育會體操學校 通 體 操

講

꿤 會 ヲ授與ス

(證書料ヲ要ス)

(「體育」第一一九号 (明治三十六年十月))

五三 日本體育會弓術場假規則 (明治三十三年当時)

— 1489 **—**

第二條 第 健康ヲ圖リ 會員ノ紹介アル者ニ非ラサレ ルニ在リ 本會賛助會員義助會員及會員ノ家族若クハ 本場ハ弓術ノ禮式ニ遵ヒ之ヲ練習シ身體 鎭靜ナル精神ト 端正ナル習慣ヲ養成 ハ入塲スルコトヲ得 必ス之ヲ守ルヘシ 射場ニ於テ世話掛 喧嘩ノ所以アル可カラス 射場ニ於テハ弓術 如何ナル場合ヲ問 ヨリ注意セラル、コトハ ニ關スル禮儀法式ニ遵ヒ ス標的以外ニ 向テ發射

第三條 弓術場ハ晴雨ニ拘 ハラス日々開場ス

第四條 但シ本會賛助會員ハ無料 入場料ハ 左ノ規定ニ由 り前 納 11スベシ

トス

義助員 賛助會員ノ家族 ケ月金貳拾五錢 ケ月金貳拾五錢

第五條 會員ノ紹介ニテ入塲スル者一ケ月金五拾錢 入塲者ハ總テ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

> 損ハ相當ノ辨償ヲ爲サシムル 射弓ノ際自己ノ不注意ヨリ生スル弓筒 酒氣ヲ帶ヒタル者ハ入塲ヲ許サス ハ凡テ鄭重ニ取扱フ可 コトアルヘシ ラ破

スルコトヲ禁

ニ在ツテハ互ニ親密ナルヘシ

射塲規則ニ違フモノハ退塲セシム

第七九号 (明治三十三年五月)]

五 四 兵事講習會規則 (明治三十六年当時

第 第 神ヲ涵養シ嚴正ナル軍紀ニ服シ秩序ヲ重ンズル 條 條 本會 授業課目左 1八兵役應徴者ノ入營後ニ於ケル教育ノ進歩ヲ容易ナラシメンガ爲メニ軍 フ如シ ノ習慣ヲ養成スルヲ以テ目的トス 事教育ヲ授ケ忠愛ノ

科

兵式敎練

狭窄射撃 射擊豫行演習 兵式體操

讀法

勅諭及教育勅語

科

各兵種ノ識別及性能

陸軍敬禮式及軍隊內務書摘要 武官階級及服制

銃劔術

勲章ノ種類及起因

武器裝具ノ名稱及手入法

射擊教範摘要 陸軍刑法及懲罰令ノ摘要

外野要務令摘要

毎週授業時間ハ凡ソ十二時間以上ニシテ日曜日及ビ大祭祝日靖國神社大祭日本體育會創立日ハ休 赤十字條約ノ大要

入學志願者ハ左ノ入學書ヲ差出スベシ但シ保證人一名ヲ要ス保證人ハ丁年以上ノ男子ニシテ府下

ハ七月ニ始マリ十一月ヲ以テ終ハル

學 願 書

私儀兵事講習會二入會致度候間此段相願

候也

本貫族籍、 現住所

何

誰 (FP)

條

第

Ξ

業トス 條 講習期

家ヲ成シ身元確實ナル者ニ限ル 條

第 第

Ъ.

年 月 日

明治

年月日 生

前書何之誰在學中一切ノ事件ハ私負擔可仕候也

住所番地

保證人 何

誰

(P)

年 П

日本體育會體操學校長何誰殿

.ノ成績優等ナル者ニハ卒業證書ヲ附與ス但シニケ月以上修業セル者ニハ修業證ヲ與

ルコトアルベシ

第

條

全期修業シ其

授業料ハ毎月金壹圓五拾錢トス但シ毎月五日迄ニ納付スヘシ 入學科ハ金五拾錢トス

第 第 第 條 疾病其他ノ事故ニ依リ缼席スルモ授業料ヲ徴收ス 特別會員ニシテ出金ノ義務ヲ了ヘタル者ハ授業料ヲ半 十五日以後ノ入學者ハ其ノ月ノ授業料ヲ半額トス

-額トス

ホ納

サ

ル 者

除名ノ上其金額

八保

メ殊

名譽ヲ崇尙スベシ

+ 證人ニ辨償セシム 條 授業料納付遲滯スルトキハ郵便先拂ヲ以テ保證人ニ 督促シ尚

條 諸種 物品ヲ毀損シ又ハ亡失スルトキハ各自辨償スルモノトス 講習生ハ廉耻ヲ重ンジ品行ヲ愼ミ禮儀ヲ守リ質素ヲ旨ト ブ通達 ハ必ズ之ヲ遵守スベシ 東京麴町區 飯田町一丁目牛ヶ淵 シ粗暴ヲ戒

第

四

第 ------十 三

條

既收ノ授業料ハ中途退會スルモ返戻スルコトナシ

體 操 學 校

日 本 體 育

治三十六年六月

(電話番町五百二十番)

陸軍步兵中尉 本會体操學校敎師 北

村

幸

次

郎

仝

陸軍歩兵少尉

託

宮 崎

治

長 慶

谷 Щ

福 橘

「體育」第一一五号 (明治三十六年六月))

兵事講習會規則 (明治三十七年当時)

五五

第

條

本會は兵役應徴者の入營後に於ける教

授け忠愛の精神を涵養し嚴正なる規律に服し秩 育の發達を容易ならしめんが爲めに軍事教育を

序を重んずるの習慣を養成するを以て目的とす

第

條

授業課目左の如し

術

科

兵式體操(柔軟體操、 器械體操

射擊豫行演習

狭窄攻撃

軍歌

銃剱術

兵式教練

各個教練、

部隊教練

一勅諭及教育勅語學 科

讀法

武官階級及服裝 各兵種の識別及性能

陸軍敬禮式及服從法

武器裝具の名稱及手入法

勲章の種類及起因

陸軍刑法及懲罰令の摘要

射擊教範摘要

野外要務令摘要

條

第

て日曜日及び大祭祝日靖國神社大祭日本體育会 毎週授業時間は凡そ十二時間以上にし

子にして府下に一家を成し身元確實なる者に限 し但し保證人一名を要す保證人は丁年以上の男 第

几

入學志願者は左の入學願書を差出すべ

創立日は休業とす

入 學 願 書

私儀兵事講習に入學致度候間此段相願候也

第

本貫族籍:

現住所

治年月日 本人 何 誰 **(I)**

明

前書之何誰在學中一切の事件は私負擔可候也 年月日生

住所番地

保證人

何 年月日生 誰 (A)

第

<u>Ŧ</u>. 條

H

本體育會體操學校長何誰殿

全期修業し其の成績佳良なる者には卒

業證書を附與す但し二ケ月以上修業せる者に修

業證を與ふることあるべし

入學料は金五拾錢とす

授業料は毎月金壹圓五拾錢とす但し毎

第 第

月五日迄に納付すべし(當分半額) 十五日以後の入學者は其の月の授業料

條

第

を半額とす

條 本會々員にして出金の義務を了へたる

第

者は授業料を半額とす

料を徴收す 疾病其他の事故に依り飲席するも授業

第

條

十 一 條 授業料納付遲滯するときは郵便先拂を

以て保證人に督促し尚ほ納めさる者は除名の上

其金額は保證人に辨償せしむ

十二條

既收の授業料は中途退學するも返戻す

第

を守り質素を旨とし粗暴を戒め殊に名譽を崇尙

第

十三條

講習生は廉耻を重んし品行を愼み禮儀

ることなし

すべし

者ニハ卒業證書ヲ授與ス	一 野外勤務 一 一 各兵種ノ識別及性能
第 四 條 三ケ月以上修業シ試驗ノ成績佳良ナル	銃劒術 撃教範及築城教範ノ摘要
以内トス但日課ハ別ニ之ヲ定ム	射撃演習 一 歩兵操典、野外要務令射
中旬ニ終了ス其授業ハ毎週十五時間以上二十時間	一 兵式教練 一 一 讀 法
第 三 條 本講習ハ毎年六月上旬ニ開始シ十一月	及教育勅語
一一實戰講話	術科 學科
一 戦時公法ノ摘要	ヲ教授ス
一 中立國ニ對スル心得	第二一條 前條ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ學術科
一 陸軍刑法及懲罰令ノ摘要	的トス
一 軍 歌 一 一 勳章ノ種類及起因	ルノ習慣トヲ養成シ兵務ヲ知得セシムルヲ以テ目
(ニ之ヲ定ム) 」 武器裝具ノ名稱及手入法	軍事教育ヲ授ケ忠勇ノ精神ト嚴正ナル規律ニ服ス
(但シ規則ハ別) 一 陸軍禮式及服從法	第 一 條 本會ハ兵事ヲ研究セントスル志望者ニ
2年当時)	五六 日本體育會兵事講習會規則(明治四十四年
〔「體育」第一二三号(明治三十七年二月)〕	
日本體育會	第十五條 諸種の通達は必ず之を遵守すへし
東京麴町區飯田町一丁目牛ケ淵	辨償するものとす
明治三十七年二月	第十四條 物品を毀損し又は亡失するときは各自

馬術

武官ノ階級服裝

第 五 條

三ケ月以上修業シタルモノニハ證明書

ヲ授與ス

第 入會金壹圓五拾錢

授業料ハ壹ケ月金貳圓トシ毎月前納

ルモノトス

學校内トシ便宜上市内ニ支部ヲ設クル事アルベシ 條 授業所ハ南品川大井町日本體育會體操

定ム

條

講習員ニ關スル心得及規定ハ別ニ之ヲ

條 本會ニ入ラントス者ハ滿十七歳以上ノ

下ニ住居シ身元確實ナルモノニ限ル 男子ニシテ左ノ願書ヲ差出スベシ但シ保證人ハ府

--條 一週間以上缺席スル者ハ除名スル事ア

> 願 書

今般兵事講習志願ニ付此段相願候也 府縣郡區町

番地

何

誰 (A)

生年月日

年 月

日

同

保證 何 誰

(FI)

體育會兵事講習會御中

東京府荏原郡南品川大井町 體 育

(電話芝九四〇番)

(1體育」第二一二号(明治四十四年七月)〕

第五回内國勸業博覽會日本體育會臨時體育部規則 (明治三十五年)

期中仝敷地内の一部に體育に關する各種の設備を 條 本部は令旨に基き第五回内國勸業博覽會開

 \overline{x}

七

へ廣く公衆の運動用に供し以て體育の必要を一

第二條 般に感受せしむるを以て目的とす 本部は日本體育會に屬し其事務所を大阪府

に設置す

本部に左の職員を置

長 壹

貝

務 委員長は總裁之を囑託す 員

第四條

若

Ŧ

委員及事務員は委員長之を囑託す

第五條 委員は委員長の旨を承け事務を分掌す 委員長は本部の事務を總轄

事務員には委員長の見込を以て相當の報酬を與ふ 事務員は主任の指揮に從ひ庶務會計に從事す 委員長及び委員は共に名譽職とす

ることを得

干

名名

大阪府其他に於ける有志の寄附金等を以て之に充

行すべきものとす 本部の事業は特別經濟とし本會の經費及び

必要なる規程を定め本會總裁の裁可を經て之を施

委員長は運動場内に設くる諸種

の計畫及び

第九條

本部は内國勸業博覽會の閉場と共に之を解

第十條 本則施行に關する細則は委員長之を設け本

會に報告すべし

('體育」第一一八号 (明治三十六年九月)]

五八 日本體育會擴張ノ主意書(明治二十九年初頭

務ナルヲ感セシムルカ故ニ茲ニ本會ノ規模ヲ擴張セントス 夫レ皇威ヲ宣揚シ國權ヲ振張スルハ富國强兵ヲ圖ルニ在り富國强兵ヲ圖ルハ即チ國民體軀ノ強健ヲ圖ルヲ以テ

| ノ擴張ヲ要スル今日ニ在リテハ本會ノ擴張一日モ忽セニスベカラズ乃チ體育ノ普及

基本トシ其始トス故ニ軍備

明治廿四年本會設置以來拮据經營以テ體育普及ヲ圖リシカ今日我邦ノ現况ト宇内ノ形勢ハ益々體育ノ必要且急

— 1497 —

リ國民 養シ嚴ニ粗暴過激ノ擧動ヲ愼ミ一旦緩急アルニ際スレハ政府ノ命令ニ應シ士農工商各常職ヲ抛チ銃砲劔槍ヲ執 軍 天ノ特ニ此好機會ヲ與フルモノナラン抑本會ノ主義タルヤ平和 ハナリ今ヤ我邦外征 ·備擴張卜相 ノ義務ヲ盡シテ綽々餘裕アル精 待チ必須緊急ノ事業ト謂 ノ後ヲ承ケ軍備擴張 神體 フ可キナリ蓋シ國民柔弱ナレ 力兼備雙絶 ノ時機ニ迫リ體育普及ノ議 ノ帝國民ヲ養成スルニアリ ノ時ニ在リテハ專ラ體力ヲ壯健ニシ精 「漸ク盛ナラントス是レ或ハ本會擴張 ハ强兵ヲ養成シ富國ヲ成立 スル事能 神 アラ豚 ノ爲 ハサ

尙 後備兵ノ温習又ハ國民兵ノ養成等目下ニ在リテ最モ必要緊急ノ教育ナリトス 數言ヲ陳ベ以テ檄文ニ代フ 方忠愛ノ諸君子本會ノ爲メ貲ヲ捐テ力ヲ盡サレナハ帝國 ホ本會ノ目的ヲ約言スレハーハ國民全般 ノ體育ヲ圖リ一ハ諸學校躰操敎員ノ養成及陸海軍兵員ノ素養並 ノ富强駸々其歩ヲ進メン事復タ疑ヲ容

Н

本

體 育

會 Z

長

野 津

道

貫

V + ルナリ

因

豫

〔「文武叢誌」第二九号 (明治二十九年三月)]

五 九 御令旨集(明治三十一年三月二十六日~明治三十九年五月二十九日)

大數位功四級載仁親王	口水體有今晚栽	明治二十一年三月二十六日	皇成う立揚シ國權ヲ振張センノンコトラ望の	弦使ニシ智ラ磨キ徳ヲ修ノ以テ張皆ヲ始近シ大ニ	在へ拮据勉励散育ラ青及シ四民ランテ成り龍艇ラ	テ本介ノ他成クルコトラはスル所以ナリ諸子将来	自う香にテ體育奖励ノ作二當ル及レ介力最を喜と	伴つ強ハサルモノ、如上本食諸子風二見ル所了り	小小小小小	状ラ顔:ル:木夕旺盛: 赴カスシテ事物ノ追歩三	相競刀刃見将成数三些人以り十令我力因難有人現	余久之少歐洲。在日子歐米人以上下與り一體育分	ク状活丁ル特神、健全ナル身體ニ宿スト宜ナル哉	ッぷシモ身體ラノ強はナラシメサル可ラス古人口	武力尚力能ハス故二富強力圖ラント欲スル者、先	益、身般起羽ナル片八學习修又道ラ行に産り殖シ	夫心體育い智能ノ根基ニシテ国家富強ノ本源ナリ	現り夕小神令首	總裁大照位開院官載仁親王殿下ヨり食貨二	明治三十一年三月二十六日
							大動位功四級載仁親王	1	日本體育會做我	明治二十一年十一月二十七日	被張ラ國り創業り初志习大成センコトラ望ム	宜シタ他ノ先導トナり接範トナリステ益々體育ノ	八既二本會一總會二於子	式ラ舉クルニ至レルハ 予力最喜了!	而シテ諸員率先奮起シハテ文會ラ設立シ及三間舍	セリ夫レ大坂、聞西ノ極區ニシテ百事ノ泉派タリ	取シク體有傷の教文會諸員の刻苦经营,批ラ詳:	回大演習陪覧ノ途次	賜り夕ル御令古	明治三十一年十一月二十七日大阪文會へ

舎員各位堂二今四依城七シ臨時擴張委員諸り上下漢望二答へンコトタ期ス 機会 大タンテ文部大臣ノ命令二徒に諸般ノレリ	育介八郎:國庫ノ補助ラ與ヘラレ責任重 九十二年四月二十四日配時換張委員三 松	日本體育会總裁 日本間有会總裁 日本間有会總裁 日本間有会總裁 日本間 中田 本 東の治三十二年十一月二十六日 水瀬 市 白 川 素 及び上 から 貞諸子能ノ 恒久解ラス奮励シテ以テ	華国ナラシムルニ至ラム余刀朔こラ待ツ所雄鎮ニシテ士馬精強タ以テ称セラル職育ノ湖外交合ラ仙堂ニ開設ス夫レ川地方、古来明スル湖論大二定マリ日本體育舎ノ事業日ソノ川州スル湖論大二定マリ日本體育舎ノ事業日ソノ
明治三十四年五月六日 日本體育合總裁 日本體育合總裁 日本體育合總裁 日本館 日本館 日本館 日本館 日本館 日本館 日本館 日本館 日本館 日本館	會員番子至:松力、本文會共二一致連センニ過十スシラ前途尚水遼速十大会日的,全職ョリ之ヲ親レハ未久、余ノ大ニ降フ所ナリ	怪 - 頤 - 鰈 明	大助位功四級載仁親王 大助位功四級載仁親王 大助位功四級載「是職了單関ナラシノミナラス實三國家富強ノ基礎ラ單関ナラシオ舎ノ素志ヲ建センソンネラ是レ事三本會ノ

本合縣市 併找 垆 法恰图法 家那 か 4 ź 啟 : 7 L 體維 獎 乍 體神列明 叼月 明 a 治 治 1) 貟 74 盤 事 1= 古 妨 三 13 弄 喇 群 = 74 j 澄ル **芥**・ ιĽ + ታ £ 猛 玛 圧 訞 根四 殖 Ŋ 三 滋 年 羊 年 15 騒 行 函 晋及 體育 實 興 開 ラ 五 Ł シ = 次 50 廴 獎業 艾 F B 木 設 1 Ш 寅 噴 爋 ٤ 轮形 rt. ラ ヺ 乜 協 = 諧 啠 チ 朝 东 = 圪 <u>_</u> 十 事ず 13 子 白 Œ Þ 圂 設 體 4 == 水 告 家 n 備 目 Ξ が 欽 Ŧ 1 直ル = 群 企 7 富 ラ 馬 此在 完 黄 火ビ 授所 Ħ .15 Æ + 強 丰 Ŧ. 致 Ĩ 同 + Э. Ŋ 木 支 囡 ゥ 意 前 合 盤 翴 观 ス 而 图送 育會 女人 磀 团 有會 ŋ راو 4 テ Ŧ ラ Ĵ 133 籔 参 テ群 迴力 7 1 沙匪 間国ン 予 7 ラ 否 ラ |粉|

兒 4 囪 于 パカ 41 妨 7 **韭**觏 y ル 屬 5 7 ., 纨 i = Ŧ 待门信 明 ス 34 文 サ 面訓行 L 力 _ 々 7 隆 台 体自 12] 佺 ż テ رہر -盛 313 7 此田 7 謀 = 7 Ξ 所 帲 し 方 ŀ ル y بلاد 渡 おも £ + Ή Ξ VE 國怒 事 15 力 生 199 ᄮ 4 اد ميناد テ 羊 ナ 儈 強 j Ù. 雅 弟 7 * ż = 闰 ラ 育ノ **-**55-1 ない 3 核 盤 月 ٧**٨** 7 رياد = 忧 图 ゥ ョ脯 Ŧ 育 魳 = 1 O 四 = 4 城係 = モ 人重 1.-シ Ի 函 4 四座 > 中 ス 1 貭 賃 亖 y Ŧ ラン 貟 1 铁有 ₹ 女口 Ø 众 Ţ 丸 = 當 E }-۴ ঘ 嵝 唑 強 赏如 F 向總 Ż 4 B 7 頁 ナロ ۶ |故||従 重 君 狇 t Ξ 縣 = ~ ユ 1 主 図 Ė Ц, 名 事 4 1ŋ 囡 虚 目 澅 古 9 17 花 體 復 民 育 ス テ F 屋 坐八 y 5ê Ľ = 儿市 挺勉 急力生 3/10/12

大動在功四级載仁親王	明修三十四年七月八日	香:三緒子/	龍方会ノ前途い尚小甚り逢を	タノ為ノニ対とサレラ界サルケナリカアル所ニシテ持リテノ満足ニ止ルノ	稍隆盛,域:何、ントスルニ至りもハ諸子,與り十カラスシテ漸少體育思想,勃與し于本會,氣運	直接、或い間枝、カン體育、致サル、コ	等で是多人感ナキョシモアラス以時:方り踏子い	七體育五五二年八分子	ル、所ナリ今や我國前近最大ノ希望ラ有	柳々體育八富強ノ基タルコト八風二諸子ノ熟知と	7	我二食スルッ得しハテノ最之飲喜二提へせい所ナ	二幸ニシ	予日本體育會總裁ノ任二當りし以来诸子ト相會と	御令古	當口将	許減員等數十名习召サ又给と既餐	段俗行社:文部大臣道府縣長官以本會	明治三十四年七月八日分務機張ノ思召ラ以テ
		大數在功四次就一現王	日本體言会	用多三十四年十八十二日助会務を機振しびテ山施三光	成二日本體育會文会洗了大阪文會"投與又白食一原	フセラレタル支合後の対しテ場りるん	明在二十四年十月二十二日大阪文倉、街收島				大勢位功吸或仁統王	日本能方含值取	明治三十四年七月十一日	ムコトラ望山	一唇倉助分務り換張し以下此為し光彩ラ改タレン	或 · 日本體育官支倉海少 奶王縣文会· 後告入自今	神公古	ラセ	明治三十四年七月十一日街五支倉八所提與

中央 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)
近時国運ノ進歩ト共二國民體育ノ必要時く切ナル時二倍州八本土ノ中央ニ位シ山秀デ水清ヶ古來作入烈士ノ準出せル所タルノミナラス方令國民教育人烈士ノ準出せル所タルノミナラス方令國民教育人烈士ノ準出せル所タルノミナラス方令國民教育人烈士ノ準出せル所タルノミナラス方令國民教育人の共大人の一方が、一方である。一般で、一方では、一方が、一方である。一般で、一方では、一方が、一方である。一般で、一方では、一方が、一方である。一般で、一方では、一方が、一方である。一般で、一方では、一方では、一方が、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では

	大勉信功可以報仁親王日本母前作教者	. 117	字,望山	金屬合格り機張レステ山港、光彩り放りし	民二日本遊員食文会與了樂司文會。後告又自分一	セラレタル支令徳:動いテ妈ハラタん	明治三十五年四月六日静風支令人投费アラ	N			大熟化功四级截仁親王	日本選首食總数	明的三十五年三月三十八	ンソンゴトラ望の	支令真话子金励事:这成此故:一届八光彩之故之	全旗投出ノ典与行フい子がまじ。堪へせんげすり	規使り振弘し本日前:干京文食費食ノ式了奉ヶ支	能青八回家富強ノ基:シラ我か日本港言食八益、	明リタル神会古	明治三十五年三月二十日干茶交會後食式二
許之以戶斯紫八振張少計二八極人二公要人施設了一體言各般人器具少巷八流り公銀人入場使用了一个一樣言各般人器上回內國勘案博覧會人阅設了方	クラーハテノ放著た所了り 神田第二田之期後書ラ成十書見	神令首		明治三十六千四月十七日申不會第二回定期任會	大數位功四级載仁親王	金總裁	明治二十五年四月六日	一个流行自用数、	期 スペン	金刷斯第ラシテ盆々隆盛ノ城 達センソンコトラ	有事業、例クルノッ五上ルモノ、如心诸子一層	クゴラ	= 再说/要	現今我国民體育ノ普及ヲ图ルノ極ノラ急移ナルハ	ルハテノ喜じ二姓ヘサル所ナリ	定期粮食ラ関キ食员諸子ト一堂:相食スルラ得タ	日本體育會为社園法人上十り夕儿以来本日第一四	谷青	ノ条賜ハリタル	明治三十五丰四月六日本會第一回定期總會

明治二十七年四月出日本會第三四總會、法子及、一個人子會成了在一個人子會成了一個人子」的人子」的一个一个一个一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一個一	大製らり本場り近山四級載に親王以上がより室的にはりす此りは満り完かせい、子一時になりすが、かりましたでは、かりましたでは、一時間、は、一時間、中央により、本場、これでは、一時間、中央により、本場、これでは、大製らりでなるというがは、大製をは、大製をは、大製をは、大製をは、大製をは、大製をは、大製をは、大製を
明治三十八年二月二十二日明治三十八年二月二十二日明治三十八年二月二十二日明治三十八年二月二十二日明治三十八年二月二十二日明治三十八年二月二十二日明治三十八年十二月二十二日明治三十八年十二月二十二日明治三十八年十二月二十二日明治三十八年十二月二十二日明治三十八年十二月二十二日明治三十八年十二月二十二日明治三十八年十二月二十二日明治三十八年十二月二十二日明治三十八年十二月二十二日平江平江平江平江平江平江平江平江平江平江平江平江平江平江平江平江平江平江平江	明治二十七年四月廿四日

規工	直シンルニディ体ンないを由于財首ノ教幸了国はランシが以ららない到下ノ意務、属入諸子神剛健とと身林ヲ具へンシン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	,你喜小所了,你喜小朋友了好了了了了了了了我了好了一个一样了一个一样了一样的一样的一样的一样的一样的一样的一样的一样的一样没有	總倉了兼文新築校合落成本場了了外明治三十九年四月二十二日本會東五回定期
	日本體育會總裁大較街四級載行親王明治三十九年五月二十九日	八子・澤がかす自今益、發奮斯道八世及命授與式司送了となる事就少學事人成該司視ル本日兹。本會體操學校第十四卒業證書	明治三十九年五月二十九日體操學校第十二期

六〇 **閑院宮載仁親王殿下御詞** (昭和十六年十一月)

本日財團法人日本體育會創立五十年記念式典ニ臨ミ親シク本會ノ現状ヲ視ルヲ懌ブ

ヒツ、アルハ余ノ洵ニ欣幸トスル所ナリ 大ナリト謂フ可シ 顧フニ當時體育ノ必要ヲ世ニ率先唱道シタルモノハ實に本會ニシテ爾來國民體育ノ向上ニ盡シタル功績ハ偉 偶々中道ニシテ會勢振ハザルコトアリシモ今ヤ關係者諸子ノ協力ニ由リ着々發展 現下時局重大ノ秋益々奮勵努力以テ奉公ノ誠ヲ效サンコトヲ望ム ノ途ニ向

昭和十六年十一月二十二日

六 條 日本體育會體操練習所學友會規則 本會ノ目的ハ會員互ニ親睦ヲ厚フスル [明治三十三年当時] 賛成スル者

本會ハ日本體育會體操練習所學友會ト 特別會員ハ 教職員及本會ノ主意ヲ賛成

第

二條

ニアリ

稱シ事務所ヲ練習所内ニ置ク

通常會員ハ卒業生及現在生ニシテ本會ノ主意ヲ

第

書記ノ撰定及ビ其報酬ハ幹事之ヲ定ム

第

第

條

本會々員ヲ別チテ左ノ二種トス

通常會員

特別會員

第 會長 四 條 名 本會ニ左ノ役員ヲ置ク 幹事 三名 書記 ベスル

一名

第 第 五 トス但シ任期ハーケ年トス 條 幹事ハ卒業生二名現在生班長ノ中一名 會長ハ特別會員中ヨリ之ヲ推 ス

--- 1507 ---

「国民體育」第二八巻一二号(昭和十六年十二月))

第 ·ノ協議ニ依リ臨時開會スルモノトス 毎年一月開會スルヲ定期トシ其他 ハ幹

第 = 報導スルモノトス 條 會場及ビ會日ハ幹事豫メ之ヲ定メ會員

第 第 條 入會セントスル者ハ最近ノ手札形寫眞 會費ハ其都度之ヲ定ム

理由ヲ事務所ニ届出可シ 金参拾錢ヲ添へ其事務所ニ申込ミ退會ノ節ハ其 二原籍規住所姓名 (卒業年月日) ヲ記載シ入會

· 二 條 會員轉居改姓名ノ節ハ直チニ事務所

第

届可シ

「體育」第七八号 (明治三十三年五月)

本會は體育研究會と稱す

體育研究會規則(明治三十八年当時

第

條 條 本會は日本體育會體操學校職員生徒及 本會は日本體育會體操學校内に置く

仝校卒業生其他斯道に從事しつ、ある有志者を

第 うし智識を交換し學術兩科を研究するを以て目 四 以て組織す 本會は廣く體育の普及を圖り親睦を厚

するものとす但時宜に依り臨時會を開くことあ 本會は毎月一回開會し左の事項を擧行

第

第

第

、演說 條 日本體育會發行の體育雑誌を以て本會 二、討論

研究

機關雑誌とし毎月之を會員に頒付するものとす

本會に左の役員を置く

一、會長一名(校長)

第

一、幹事若干名(内主任一名)

減することありとす 本校職員より二名各組より四名但時宜により增 會長は會務を總理し幹事は會長を補佐

— 1508 —

庶務を處理す

第

九 條

第

互選とす但し第一學期生の幹事は會長の指名と 條 會長は體操學校長を推し幹事は會員の

會長は任期を定めず幹事は一學期間 ع

第 十一條

會計掛へ納附するものとす但時宜により增減す

第 十二條 ることあるべし 本會の規則修正は會員の半數以上を以

本會々員は毎月拾五錢宛五日迄に本校

て可決するものとす

第一三九号 (明治三十八年六月)

寮友會々則 (明治三十九年十一月)

第一條

第二條 第三條 本會は智徳の啓發技能の修練を旨とし併せて親睦を厚くするを以て目的とす

第四條 本會の經費は會員より徴收する會費及び寄附金等を以て之に充つるものとす 本會に會長及び理事若干名を置く、會長には寮監を推撰し理事には通常會員より之を撰出す

其任期は會長は無限理事は一學期間とす。但し再撰するを得

第五條 會長は本會を監督し理事は會長を補佐し庶務を司どるものとす

本會員を分ちて通常會員特別會員名譽會員とす、通常會員は在寮生を以てす特別會員は本會の趣旨に 賛成し且金壹圓以上及同價額の寄附者を以てす、名譽會員は本會員にして本校を卒業せしものとす、

其他本會の爲め特に貢献したる者と認むる時は會長に於て會員たることを許可することを得、

本會々費は金五錢とし毎月五日までに必ず會計員に納むるものとす、但し新入生は入會金として金十

第七條

— 1509 —

而

五錢を納附するものとす、(本年四月体操學校生徒全体にて音樂部を開設したり、而して音樂部の會費

は金二十錢なるを以て体操學校生徒は金二十五錢に改む)

第八條 理事は物品保管の責に任ず

本會則を變更せんとする時は會員の四分の三以上の同意を得ること

附則

第九條

技能修練法は別に之を定む

第一六四号 (明治四十年七月)]

四 寮友會々則 (明治四十一年当時)

六

第一條 本會ハ知徳ノ啓發技能ノ脩練ヲ旨トシ併セテ親睦ヲ厚フスルヲ日的トス 本會ヲ寮友會ト稱 ス

第二條

第三條 賛成シ且ツ金壹圓以上及同價格ノ寄附者ヲ以テス名譽會員ハ本會員ニシテ卒業セシモノトス其他本會ノ爲メ 本會員ヲ分チテ通常會員及特別會員名譽會員トス通常會員ハ在寮生ヲ以テス特列會員ハ本會ノ主旨ニ

第四條 期ヲ壹學期間トス再選スルモ妨ナシ 特ニ貢献ヲタル者ト認ムルトキハ會長ニ於テ會員タルコトヲ許可スルコトヲ得 本會ニ會長副會長及理事若干名ヲ置ク會長ハ主事副會長ハ寮監ヲ推戴ス理事ハ在寮生ヨリ撰出シ其任

第五條 本會ハ第二條ノ目的ヲ達センガ爲メニ左ノ事業ヲ行フ 會長ハ本會ヲ監督シ副會長ハ會長ヲ補佐シ理事ハ庶務ヲ司ルモノトス

第一項 運動部

庭球野球ピンポン相撲學校遊戯旅行等

文藝部

演說討論新聞雜誌 ノ購讀名士ヲ招聘シテ講話ヲ聞クコト

樂器使用唱歌演奏會樂曲ノ復寫 音樂部

第五項 春秋二回大會ヲ開

第四項

其他必要ト認ムル事ハ隨時之ヲ計劃スルモノトス

第七條

本會ノ資産ハ會費及寄附ヲ以テ充ツルモノトス

會金トシテ金貳拾錢ヲ納附スルモノトス

| 本會在寮生ハ毎月會費トシテ金五錢ヲ其月ノ五日迄ニ會計係ニ納附スベキモノトス但シ新入案生ハ入

第八條

第九條 本會ノ會議ヲ分チテ總會及理事會トス總會ハ毎學期壹回之ヲ開キ役員撰擧會則ノ改正會務ノ報告ヲナ

理事會ハ本會重要ノ事件ニツキ會長ノ意見又理事半數以上ノ同意ヲ以テ開 ス又會長ノ意見ニヨリ臨時之ヲ開クコトヲ得

7

總會及理事會ニ於ケル議事ハ出席會員多數ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ决議スルヲ得ズ但シ會員三分ノニ

以上出席スルニ非ザレバ開會スルコトヲ得ズ 各部 | ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十條

(「體育」第一七五号(明治四十一年六月))

六五 日本體育會體操學校校友會規則(大正六年)

第一 本會ハ體育ノ研鑽ニ勗メ斯道ノ普通發達ヲ計リ併セテ會員相互ノ親睦ヲ厚ウスルヲ以テ日的トス 章 H 的

第

條

第二章

本會ハ日本體育會體操學校校友會ト稱ス 稱

第

條

第

條

務

會員ヲ分チテ左ノ二種トナス 第四章 員

第 四

條

正會員

₹ (

體操練習所卒業生

(P) 體操學校在學生 體操學校卒業生

賛助員

₹ (

體操學校舊敎職員

<u>=</u>, 體操學校教職員

第五章 本會ニ左ノ役員ヲ置ク 役員及職務

第

Ŧī

條

副會長 名

名

本會事務所ヲ東京府荏原郡大井町日本體育會體操學校内ニ置ク 所

— 1512 —

事 (内常任幹事四名)

若干名

條 깯

第

會長ハ本會會務ヲ總理ス

幹事ハ本會庶務及會計ヲ分掌ス 副會長ハ會長ヲ補佐シ臨時必要ノ場合ニハ會長ニ代リテ會務ヲ總理ス

委員ハ幹事ヲ補佐シ會員相互ノ聯絡ヲ計ル

第

-E

條

副會長ハ幹事會ノ决議ニ依リ會員中ヨリコレヲ推薦ス 會長ハ母校校長ヲ推薦ス

幹事ハ總會ニ於テ卒業生中ヨリ五名

委員ハ幹事會ノ決議ニヨリ會長コレヲ囑託ス (内二名常任幹事) 在學生二名 (常任幹事)

ヲ選擧シ會長コレヲ囑托ス

副會長及幹事ハ其任期ヲ二ケ年トス 第七章 役員任期

幹事會ノ決議事項左ノ如シ 總會、

幹事會、

開催ニ關スル件

第

九

條

第

八

條

本會豫算及出納ニ關スル件

第九章 其他特ニ重要ナル事項

— 1513 **—**

條 ハ毎年春秋二期ニ總會ヲ開

第

但シ必要ニ應シ臨時會ヲ開クコトアルヘシ 三依

條 第十章 總會期日及臨時會ハ幹事會ノ決議

第

+

+

條

本會會員ハ本會維持費トシテー

且

限り金壹圓以上ヲ寄附スルモノトス

但シ在學生ノ會員ハ卒業ノ際納付スルモノトス 章

條

附 本會維持費ヲ寄附シタル會員ニハ毎年一 會報ハ會員名簿ヲ除ク外當分國民體育雜誌 回會員名簿ヲ頒布シ會員ノ異動ヲ報告ス (麴町區土手三番町三四國民體育會發行)

本會ニ功勞アリシモノニハ 則 相當ノ方法ニヨリテ表彰スルコトアルヘシ

二代フ

本會會員ニシテ死去シタル時ハ 用詞: 或 弔慰金ヲ贈 ルモ ノト

第 第

條

四 條

++ +

六 五

會員 本會ノ目的ヲ賛成シ寄附ヲ申込ムモノアル時ハ會長ノ許可ヲ受ケ之ヲ受理スルコトアルヘシ 八異動ノ都度其職業住所ヲ報告スヘシ

소 소 소 소 事 手 村 花 飯

石

蔵

郎

辰 次

上 儀 太 郎通郎

島

イロ

— 1514 —

ヲ以テ之

〔「日本體育會體操學校校友會會員名簿」 (大正六年六月)〕 崎 沼

仝 幹 章 在 學 **堂 飯** 生

六六 體操學校研究會會則 (大正十四年四月)

第 條 本會八日本體育會體操學校研究會卜稱 章 名稱日的及ビ會員

條 ス 本會ハ本校教育ノ精神ヲ奉體シ會員

第

Ξ 條 、正會員 智德啓發技能ノ修練ヲナスヲ以テ目的ト ス 本會々員左ノ如シ 在學々生トス(本校學生

第

三、名譽會員 特別會員 必ス入會スルコト) 卒業生トス 在職々員トス

部ヲ置ク其ノ施設事項左ノ如シ 本會ノ目的ヲ遂行センカ爲メニ左ノ諸

事

第

四

一、總 앪 各部ヲ統轄シ本會事業

記錄並ニ會務ノ報告ヲナス 部 會計二屬スル記錄報告ノ

事務ヲ整理シ本會金錢出納ノ事務ヲ司

第 Ŧī.

條

ス

ダンス部(音樂並ニダンス) ダンスニ關スル研究ヲナス 音樂並ニ

四

Ŧį. リ之レガ研究ヲナス 陸上競技部 陸上競技ノ發達獎勵ヲ圖

球 部

球

ヴアレーボール、

團體競技部 バスケツトボール 蹴球、

高等器械部(高等器械、タンブリング)

Щ 乗 部 部(スキー、

第三章 本會ニ左ノ役員ヲ置キ事務ヲ處理セシ 役

貝

講 演 部

Ξ

話會員ノ演説並ニ雜誌ノ編纂發行ヲナ 名士ノ講演本校職員ノ講

十 條 新入會者ハ入會金五圓ヲ入會後一ケ月	月以内ニ本會々計係ニ拂込ムコト	三圓第三學期金二圓トシ毎學期ノ初一ケ	但シ會費ハ第一學期金三圓、第二學期金	九 條 正會員ハ會費ヲ負擔ス	第四章 會費及ビ會計 第	ノトス	フ 但シ後任者ハ前任者ノ任期ヲ繼グモ	八 條 役員ニ缺員ヲ生セシ時ハ補缺選擧ヲ行 第	ルヲ本則トス	セサルモノトス委員ハ二以上ヲ兼任セサ	於テ選任ス 但シ部長ハ二年生トシ兼任	七 條 役員ノ任期ハーケ年トシ毎學年ノ始ニ 第	六 條 役員ハ凡テ正會員ヨリ選擧ス	五、會計係第	四、委 員 人員部長一任、部長ヲ補佐ス	ヲ統轄ス	三、部 長 各部一名 總務ヲ補佐シ該部 第	表ス	二、總 務 一名 會務ヲ總理シ本會ヲ代 第	一、顧 問 (校長、主事、寮監ヲ推擧ス)
四、會費徴集原簿	三、會計、簿	二、研究會誌	一、會則一一	其ノ取扱ヲ擔當セシム	弗十 六 條 本會ニ左ノ主要帳簿ヲ備へ部長ヲシテ	第五章 帳 簿	ニ於テ行フ	ポー 五 條 會計事務ノ决算報告ハ毎學年期ノ終リ	スルモノトス	決裁セラレタル豫算ハ所定ノ場所ニ掲示	ヲ提出シ豫算委員ノ决裁ヲ經ルモノトス	ポ十 四 條 本會豫算ハ毎學期ノ初メニ各部ヨリ之	保管スルモノトス	売十 三 條 本會々費及ビ基本金ハ郵便貯金トシテ	員會ノ結果流用スルコトヲ得	立ツルモノトス 但シ危急ノ場合ニハ役	第十二條 本會收入金額ノ百分ノニヲ基本金ニ積	以テ支辨ス	吊十 一 條 本會ノ經費ハ前二項及ビ其他ノ收入ヲ	以内本會々計係ニ拂込ムコト

1費徴集 簿 、役員部會 會員總會ヲ置ク 部長其必要ヲ認ムル時ハ

各部

簿

收證

九 郵便貯金通帳

役員總會 之レヲ開設ス

必要ヲ認メタル時ハ

隨時

隨時之レヲ開設ス

右ノ外事務上必要アル補助簿ハ各部ニ於 テ適宜調製スルコトヲ得

條 責任ヲ負フモノトス 本會ニ於ケル帳簿ノ保管整理ハ各部長

條 本會備品ハ各部ニ於テ保管スルモノト 部長ハ保管上ノ責任ヲ負フモノトス

第

九 條 帳ト一致スルモノトス ヲ物品臺帳ニ記入シ常ニ現在品ハ備品臺 各部備區ノ毀損、亡失等セシ時ハ之レ

第

┨.

條 第七章 クルモノトス 各部ノ備品ハ毎月一囘總務ノ調査ヲ受

本會二役員部會、役員總會、

豫算委員

第二十五條

第二十二條

設スルコトヲ得 會議ハ協賛ヲ旨トス

豫備委員會 毎學期ノ初メニ開設

ス

會 員 總 會 | 會則變更ノ必要ヲ認メタ ル時並ニ學年ノ始メニ之レヲ開設ス

但シ必要ヲ認メタル時ハ隨時之レヲ開

會則ハ會員總會ニ於ケル多數決ニ非レ

第八章 バ變更スルコトヲ得ス 則

員等之レヲ領收シテ寄贈録ニ登記シ永ク 本會ニ寄贈セラレタル圖書、器具、

第二十四條

第十一條ニヨリ取扱ヒ圖書器具ハ之レヲ 其ノ氏名ヲ將來ニ傅フベシ 但シ金員ハ 各部ニ於テ保管セシム

本會員改選ノ後事務備品其他引繼ハ顧

問立會ヒノ上行フモノトス

— 1518 —

ニハ旅費ノ一部ヲ支給スルモノトス

行スル時或ハ物品購入ノ爲メ出行スル時第二十六條 本會役員會務ヲ帶ビ本會ヲ代表シテ出

第二十七條 各部ニ於テ本會ヲ代表シテ派遣スル選 手ニハ旅費ノ一部ヲ支給スルモノトス

(「国民體育」第一一巻五号 (大正十四年五月))

六七 日本體育専門學校報國團々則 (昭和十六年七月二十八日文部大臣認可)

第 章 名 稱

第 傑 本團 ハ日本體育専門學校報國團 ト稱ス

第 軰 目

的

誠ヲ效サンコトヲ期

第

傑

本團ハ皇國ノ道ニ則リ本校ノ教育方針ニ從ヒ全團員同心協力心身ノ修練校風ノ發揚ニ努メ以デ彌々報國ノ

章 組 織

本圏ハ本校ノ職員及生徒ヲ以テ組織ス 團員ヲ分チテ職員團員及生徒團員トス

本團ニ左ノ六部ヲ置ク

文化部

第 第

四 Ξ

條 餱

第

Ŧī.

餱

總務部ハ本團ノ企畫、指導、

總務部

國防部

經營ニ當リ且他ノ部ニ屬セザ

ル事務ヲ掌ル

四 武道部

Ŧį,

鍛錬部

六 厚生部

銃劍道、航空、國防競技ノ四班ヲ置ク (講演ヲ含ム)、音樂、寫眞(映畵ヲ含ム)ノ四班ヲ置ク

國防部ニ射撃、

文化部ニ學媝、

修養

—1520 —

武道部ニ劍道、 柔道、弓道ノ三班ヲ置ク

鍛鍊部二野外生活 (野營、 游泳、 登山、 スキー、旅行ヲ含ム)、體操(徒手、

器械、

遊戲)、陸上競技、

球技 (籠球、 **抱球、蹴球、排球、送球)、體力(角力、重量擧)ノ五班ヲ置ク**

厚 生部ニ作業、共済ノニ班ラ置ク

本團 = 左ノ役員ヲ置ク

一名

副團長

二名

第

六

條

第 Д 章

役

員

團長ハ校長之ニ當ル

第

七

餱

幹事 團長

總務部及各班若干名

評議員

部長

各部一名

参與

各部若干名

總務部若干名(各學級ヨリ)

副團長、

部長、

参與、

班長ハ職員團員ヲ以テ幹事評議員ハ生徒團員

但シ副園長一名ハ特ニ日本體育會理事ノ職ニ在ル者之ニ當ル

ヲ以テ之ニ充ツ

副團長以下ノ役員ハ團長之ヲ任免ス

役員ノ任務左ノ如シ

第

八

條

團長ハ本團ヲ總理ス

— 1521 —

副團長ハ團長ラ輔佐ス 團長事故アルトキハ 團長ノ指定シタル副團長其ノ職務ヲ代理 ス

部長 團長ノ指揮ヲ承ケ其ノ部ヲ統括シ部務ヲ掌理ス

参與ハ各部ニ所属シ部長ヲ輔佐シ部務ニ参輩ス

班長 ハ部長ヲ輔佐シ班務ヲ分掌ス

幹事ハ總務部長又ハ班長ノ指揮ヲ承ケ其ノ部又ハ班

=

屬スル事務ヲ處理

ス

役員ノ任期ハーケ年トス 評議員ハ總務部所管事務ノ審議ニ當ル 但シ重任ヲ妨ケス

第

九 條

役員ノ殘任期間 トス

第 Ŧi.

鬒

會

議

會議ヲ分チテ役員會評議員會トス

條

第十一

條

第 +

務ヲ審議ス役員會ハ團長之ヲ招集シ其ノ議長トナル

役員會ハ職員團員ヨリ選任ノ役員ヲ以テ組織シ團長ノ諮問ニ應シ規則ノ改廢經營ノ方針其ノ他重要ナル團

第十二條 評議員會ハ各部行事 ノ統制共ノ他必要ナル事務ヲ審議ス評議員會ハ總務部長之ヲ招集シ其ノ議長トナル

第

六 章

會

計

— 1522 —

補缺役員ノ任期へ前任者ノ殘任期間トス增員ノ場合へ他ノ

第十三條 本團ノ經費ハ團費寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ支辨ス

第十四條 團員ノ團費 左ノ如シ

生徒團員ハ入團ノ際入團金トシテ金五圓ヲ納入スルモノトス

二、生徒團員ハ團費トシテ每學期金八圓ヲ納入スルモノトス

三、職員團員ハ團費トシテ別ニ定ムル金額ヲ負擔スルモノトス

團費ノ徴收及保管ハ日本體育會金庫ニ委囑ス

第十五條

第十六條

本團ノ豫算出納及決算並ニ其ノ監督ノ手續ニ闘スル事項へ別ニ之ヲ定ム 本團ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ始マリ翌三月三十一日ニ終ル

第十七條

附則

本團則ハ日本體育專門學校女子部報國團ニ之ヲ準用ス

(「日本體育専門學校一覧」(昭和十六年十一月)]

六八 日本體育專門學校報國團會計規則(昭和十六年)

ヲ任命シテ之ヲ審査セシムルコトアルベ		應ジ第一豫備金ト第二豫備金トニ分チ總	
團長ハ右決算明細書ニ對シ特ニ審査委員		メ豫算費ヲ設クベシ豫備費ハ其ノ目的ニ	
ニ提出スベシ		ハ豫算外ニ生シタル必要費用ニ充ツルタ	
算明細書ヲ作成シ副團長ヲ經テ之ヲ團長		避クベカラサル豫算ノ不足ヲ補フタメ又	第六條
總務部長ハ直ニ本團該年度總歳入歳出決		款項目ノ區分ハ總務部長之ヲ定ム	
ヲ作製シ之ヲ總務部長ニ提出スベシ		ヲ款項目ニ區分スベシ	
ノ區分ニ據リ該年度歳入歳出決算明細書		豫算ハ歳入歳出ノ性質乂ハ目的ニ從ヒ之	第五條
各部長ハ毎年四月二十日迄ニ豫算ト同一	第十一條	第二章 豫算及決算	
豫備金ノ支出ニ就キテハ團長之ヲ決定ス	第十條	度ノ歳入ニ繰入ルベシ	
行フコトアルベシ		各年度ニ於テ歳計ニ剰餘アルトキハ翌年	第四條
二限り副團長ノ承認及團長ノ認可ヲ得テ		トキハ現年度ノ歳入歳出トス	
但シ項ノ金額ニシテ流用萬止ムナキ場合		出納ノ完結シタル年度ニ屬スル收支アル	第三條
豫算中款項ノ金額ハ彼此流用スルヲ得ス	第九條	入スベシ	
豫算ハ會長ノ認可ヲ經テ成立ス	第八條	シー切ノ經費ヲ歳出トシ之ヲ總豫算ニ編	
算ヲ編成スベシ		團費、寄附金其ノ他一切ノ收納ヲ歳入ト	第二條
キ毎年二月末日迄ニ翌年度歳入歳出總豫		毎年四月三十日迄ニ完結スベシ	
算經費要求書及其ノ他ヲ經費ノ概算ニ基		本團會計年度所屬ノ出納ニ關スル事務ハ	第 一 條
總務部長ハ歳入ノ狀況ヲ調査シ各部ノ豫	第七條	第一章 總 則	

務部長之ヲ管理ス

シ

費途ヲ定メラレタル寄附又ハ各部ニ於テ 特別積立金

但シ其ノ費目ハ經常費ヲ以テ支辨シ得サ 立金ヲ設クルコトヲ得 生ジタル特別ノ收入ヲ以テ團長ハ特別積

特別積立金ノ設置及増額ハ團長之ヲ決定 ス特別積立金ハ其ノ設置 ルモノニ限ル ノ目的以外ノ經

特別積立金ニシテ年度末ニ剰餘アルトキ 翌年度本團ノ歳入ニ繰入ルベシ

費ニ使用スルコトヲ得ス

-七條

金出納ニ關スル事務ヲ掌理セシム 日本體育會書記ヲ本團會計係ニ委囑シ現 第四章 收入支出

第十四條

凡テ收入アリタルトキハ總務部長ニ於テ 收入傅票ヲ作製シ其ノ金額受入ノ手續ヲ

第十五條

第十六條 //スベシ

長ハ支出傅票ノ所要ノ記入ヲナシ其ノ部 各班ニ於テ經費ノ支出ヲ要スルトキハ班

長ノ認印ヲ受ケ證憑書ヲ添ヘテ之ヲ總務

部長ニ提出スベシ 但シ總務部長ニ屬ス 會計係ヲシテ其ノ支拂ヲ爲サシムベシ 總務部長ハ前項ノ要求ニヨリ之ヲ調査シ ル經費ニツキテハ副團長ノ認印ヲ要ス

本團ハ會計ニ關スル 會金庫ニ委囑ス 左 ノ帳簿ヲ備フ

一、收入支出計算簿 總務部長主管

收入支出差引簿 各部支出計算簿 各部長主管 總務部長主管

各班支出計算簿 各部班長主管

[日本體育專門學校一覧」(昭和十六年十一月)]

日本體育專門學校報國隊組織要項(昭和十六年)

六九

第二條 本隊ハ隊長ヲ校長トシ教職員及生徒全員一第一條 本隊ハ日本體育專門學校報國隊ト稱ス

弗三條 本隊本部ハ教職員ノ一部及配屬將校ヲ以テ

本羨本邪ハ牧戦員ノー邪及記體トナリ指揮系統ノ確立ヲ期

組

ス

合ハ眞ニ人物優秀ニシテ統率力アル者ヲ任1條 小、分隊長ヲ上級學年生徒ヨリ選任スル場

名簿用具其ノ他ヲ整備シ置クモノトス本隊本部ニ於テハ非常召集ヲ爲シ得ル如ク命スルモノトス

第五條

一、本隊 八條 本隊ノ組織ハ本隊及特別警備隊トス

2、大衆ヲ三中家ニテトー中族ハニト家扁テ一大隊ヲ編成ス1、本隊ハ本校ノ教職員及生徒ノ全員ヲ以

3、小隊ハ本科及師範科ノ學年及班ヲ基礎成トス、大隊ヲ三中隊ニ分チー中隊ハ三小隊編

4、小隊ヲ三分隊ニ分チー分隊ハ約十五名トシ約五十名ヲ基準トス3、小隊ハ本科及師範科ノ學年及班ヲ基礎

- Ga、 Xをとこ、旨軍邑1号),ノニ5、中、小隊長ハ班主任ノ教職員ヲ以テ之

其ノ長ハ教練教師又ハ指揮能力アル教但し防衞等ニ出動スル場合ニ在リテハ級學年生徒ヲ以テ補充スルコトヲ得ニ充テ小隊長ニハ指揮能力秀デタル上

7、本隊中ニ女子部隊ヲ置ク以テ之ニ充ツ

6

分隊長ハ上級學年又ハ同學年ノ生徒ヲ

職員ヲ以テ充當スルモノトス

一、特別警備隊

テ挺身難ニ赴クノ志アル者ヲ以テ編成1、特別警備隊ハ體力、氣力共ニ旺盛ニシ

隊トシ上級學年生徒ヲ以テ之ニ充ツ2、特別警備隊ノ編成ハ三小隊編成ノ一中他ノ任ニ當ルモノトス

『日本體育專門學校一覧』(昭和十六年十一月)』成トス 但シ女子部隊ニアリテハ別ニー小隊編

せの 日 本 體育專 菛 學校特別 防 護 團 規 韶 和

第 第 第 第 第 五 Ξ 四 條 條 條 條 條 門學校 員並 本團 本 3 2 防護要領左 害ノ減少ヲ圖 本校ノ防護ハ獨力ヲ以テ之ニ當リ空襲被 災時ニ本校 ス 本 ルモノトス 圑 專 災ニ 二生徒ヲ以テ組織シ空襲又ハ非常變 \sim 防空思想ノ普及徹底ヲ圖 本校防護 ハ日本體育會及日本體育專門學校 ハ # 護施設 \Box 整備ヲ主ト ツコト = 本 力減 其ノ被害 設 田谷區深澤町三丁目 對シ一般防 ノ如 ノ防護 ク 體育專門學校特設防 少スル -ナク防 ハ特 |リ尚餘力ヲ以テ他ヲ應援ス ノ要旨 ラ免カ ス 二任スル 三在 火又 護團 防 火 空襲時發生 消防署 = i) レ 類焼ヲ ・又ハ其 Æ 齧 日本體育專 リ防空愛國 ス 頀 ノ來援ヲ ル スル 諸 防 ス 專 ノ災害 器具 正シ ŀ 火 職 稱 第 第 第 第 九 七 六 六年 條 條 條 條 護團 校近隣 シアル 附表第 團 本校防護團 防護施設並防護訓 E 本校防護團員 絡シ其ノ來援ヲ求ム 近防護團 本校防護團ハ一般防護團 4 シト 員 スル ス 諸訓 防 ル ハ直ニ出動應援 ヲ 特二警護防火防毒救 ハ 準備 灭 モ 其 モ生徒ハ教練服着用 モ空襲時本校 ス ノ災害ニ方リテハ情況ニ依リ本防 一及第二ノ如 精神 練ヲ實施 及消防署又 = ノトス 關 職 ノ編成基準並ニ業務分擔 スルモノト シテハ 名 ヲ ノ服装ハ職員 ヲ墨書 練 平 シ ス ルコトアルト共ニ本 ハ防火群 ノ災害ニ對シテ ス ル 時 ス ル セ (附表略 ノ機構 ŀ コトアル ル 腕 巻脚袢ヲ穿ツ (八常時 於テモ本 共 費用 章 (**國**) ヲ左 ヨリ獨 防空訓練 ヘシ 學校 一時服 二連 ハ 附

關

ス

'n

ハ

第十條

練計畫等ハ上司ニ報告スルト共ニ近隣防本校防護團規程及本校ニ於テ行フ防空訓

ハ職員生徒各自ノ負擔トスノ負擔トシ職員以下ノ給養ニ關スル費用

第十一條

-一條 燈火管制警報等ニ關スル規定ハ一般防空 護團消防署等ニ通報スルモノトス

演習規定ニ據ルモノトス

(『日本體育專門學校一覧』(昭和十六年十一月)]

--- 1528 ---

昭和十七年五月二十七日海軍記念日ニ

海軍大臣ニ提出セシ

建

團法人日本 伯爵 體育 會 荒

財

會 長

芳

德

建白 テ 省略 自略スルモ差支ナい日書原文中説明其, シト ク他 100 シ

ハ之ヲ

削

除

ij

×

體日 育 **會**本 海洋體育科學研究所機構

海洋體育科學研究所 釢 郭 郅 Ξ 局(指導部) 局(企臦部) 局 (研究部) 第一課 第二課 第三課 郑_課 第二課 第一課(企 第一課 **(**数 (修 (體育學及體育衞生ノ研究) (生活研究) (體育全般ニ閥スル調査研究) (三闘スル哲學的研究)(皇道學及心身ノ修練) 逛 迎 練

= 海 翮 A 53 ス 念日 ル 建 白 掛 漩 र्म् Ħ 郭 大 三部 臣 = = 示 荒 會 セ 長 ル 建 機 白 檞 審 ナ 提 参 出 ŋ セ 應 ル

帝 右

國 ^

海 水

洋 皔

要 五

負

カ

源 充

質

月二十

七日

=

ᆿ

ij

建

謹 ン デ 按 ズ ماز =

祁 润 シ 盘 灭 威 邉 삡 Ξ カ 皇 ザ 兄 ŀ ル <u>1</u>22 ナ 謨 シ。) 恢 駐 驱 炡 ヲ 地 芯 行 シ 詽 箈 闻 7 所 ヲ 奖 來 化 丰 觙 テ 溮 IJ 戶 人 內 心 和 瓶 か。 ヲ 宩 コ = 幸 [1] シ 天 給 業 フ 4 悉 7 到 海 ル 凝 所 住 = 沿 凡 ゥ 悅

天 皇 7 旗 野 <u>-</u> 上 陸 シ 給 ٤ シ = 始 ∀ ル

6E tit 成

> ッ ル。

テ

身

ヲ

波 垦 ラ

[11] 憂

= 兄

投

沙 瓝

給 傷

っ。

陸 ۲ 1

filji

1 ゥ

長

驅 /ίψ:

密

林 爲

ヲ =

縫 赤

ゥ 7

テ

北 次

上

ス

ル

見 ハ

ル

ハ

實 怒

= 裔

皂

Tľ. 進

)

雏

獫

後

六 ヲ テ

r[1

道

ハ

ヲ

負

給

テ

水

臯

兄

盘

三

兄 ヲ

狂

灁

1

胳

ヲ

沮

服

,

ጉ

ント

宣

示

シ

給

٤

シ

ハ

馊

=

大

和

民

族

ガ

悠

鈣

=

亙

ッ

チ

州

橓

ヲ

膒

シ

波

蕊

ヲ

制

シ

テ

然

ル

後

衂

礎

定 字

~ IJ 爲

恭 シ ŋ 惟 レ バ 깺 鸧 山) 東 丽 櫮 原 百 选 答 1 大 韶 於テゴ六 合 ヲ 鍁 ネ デ 都 ヲ 阴 キ 八 絋 ヲ 拖 Ł テ

Ŋ ル 時 ナ ル J ŀ ヲ ZΞ 記 ス べ キ ナ y,

rh 和 シ) 民 テ 航 不 族 路 ハ 摅 不 悠 ヲ 凮 渡 久 雖 建 ッ W テ 國 往 以) 來 太 丞 縱 古 19 梳 ゔ Ħ 外 以 IJ 海 テ 敝 天 洋) 偱 筌 尺 族 游 ヲ 蒙 濶 ጉ IJ 1 シ 氣 テ シ 舧 纵 \exists ヲ IJ 1 餐 恳 ナ 牛 ۲ 嶥 肵 來 ヲ 連 以 レ ナ 1) ネ テ ラ 國 炉 ⇉ ラ ヲ レ Ľ 建 ン + テ = 犬 大 和 八 挑 瑰 , ۲ 姐 號

呛 ヺ inii jit. 7 親 政 = 採 ij

明

治 逛

灭 無 雁 誑

Ţ. 此

維 =

新

1

大

粱

ヲ

創

ķ

給

フ

+

シ

准 シ

自 大

胶 シ 妶 波 億 --兆 7.1 É ヲ ## 安 扯 仮 Ի シ 遙 Νŧ 7 = 和 ハ 萬 籽 11 ۲ 冽 1 波 齟 Ting. 1 御 7 你 拓 菜 喌 =1 シ 糙 図 述 Lex シ ョ 29 __ 身 ガ = 7 姒 ĪĪ. 雞 衐 辛 シ 灭 끍. F 7 ヲ [8] 雷 ハ lî ズ 親 7 安 ラ キ 四 زار .=. 涩 ヲ 繿 力) 岱

ト宜ラセ給フ。

;]

ኑ

ヲ

欲

ス

ΔZ 和 尺 Щ, 図 フ ノ 丛 犬 ァ 1 糋 掂 妶 斾 322 = 思 ガ 刌 邃 想 レ =) バ 犬 裡 在 東 來 == Ţį. 1 啊 戰 圆 孖 郀 揽 논 ノ = ラ 勃 駶 レ 四 發 ¥() ス M ハ ⇉ n 瑗 ヲ 海 レ 育 Ą 1 セ 図 = ズ 土 깪 俄 秘 = <u>--</u> ∄ ナ 發 ル IJ 灭 イ テ ŢĴ. テ 绸 渺) × 漫 長 命 衮 ズ Ŋ ル ル **-**₽-所 太 レ 平 淶 ナ Ä. Ŋ ル 1 レ ŀ ijέ 全 ル ニズ 面 我 ヵ 光 狮 占

涩 ヲ 杤 提) 帽 確 信 シ 以 = 热 テ 太 キ 45 £ 國 Ά-全 ガ 頂 水 域 ाठा セ = 亘 ル ル 海 誻 洋 般 經 綸 7 問 7 題 方 ヲ 筄 解 7 决 婣 ス ル ŀ 7 シ 嫦 テ છો 紨 ヲ 記 求 海 洋 メ 體 ン ት 育 科 ス 學 ル 豣 æ 究 1 所 ナ 'n ノ 設

右建白候也

セ

ン

}-

ス

ル

-C-

)

=

他

ナ

ラ

ザ

ル

ヲ

知

ル

ベ

シ。

和十七年五月二十七日海軍記念

日

昭

圆法人日本體育會會長

伯

財

倒 二 荒 芳 德

大臣 嶋田繁太郎殿

海

N

被洋大

部

第

循 洋 盤 育 科 研 纪 1 件

变 旨

大 和 E 族 ハ 115 洋 冗 族 ナ IJ]-) 理 念 = 共 キ J レ ガ 體 育 指 źΩ ヺ 行 ۲ 國 家 百 华 1 計 ヲ 樹 ッ べ キ コ ኑ

研 窕 ヺ 必 要 ŀ る。 <u>--</u> 悄

ハ フ

澨

ク

ソ 図

)

カ 111

源 ハ

IJ

海

洋

扪 理

國

毭 ጉ

臔

育 ル

指 和

滇 \mathbb{R}

ヲ 族

ナ 1

ス

ヲ 粹

ŢŲ. ナ

ス。 ŋ

ⅎ 故

 ν

ガ 舳

爲 11

= ヲ

ハ 霻

疕 大

) ナ

+ ラ

項 X

= ン

ッ זוֹ

:=

帝

旃

//19: =

洋 遡

旭

兠

ヲ

惒

ス

火)

糋

=

シ

第 キ 寫

Ąį

大

和

民

族

1

體

TĨ

理

綸

ゥ

樹

ΣĽ

v

ッ

ノ

歰

育

馏

系

_

依

IJ

大

和

民

族

7

傱

位.

ヲ

向

上

ス

ル

健

兵

健

民

健 兒 ノ Ξ 署 元 ノ 大 筄 ヲ 樹 立 ス n = ኑ<u></u>

_ IJ 粂 H 水 7 男 女 簙 办 幼 4F 屈 1 體 育 生 活) 悲 磀 調 查 ヲ ナ シ 帝 國 海 洋 要 員 J 力 源 ÷7. 打 診 ス べ

キ = ŀ

從

來

1

Man MAZ

13

指

猉

ハ

確

亚

IJ

ル

盐

磀

)

上

=

弘

脚

セ

ヾ

鸖

來

ヲ

器

-F

シ

返

ハ

欧

米

=

追

從

セ

ı)

∄

ッ

デ

狝

辎 ナ ル 翮 峦 シ 行 ٤ 猴 7 カ 源 7 全 逑 的 = 打 診 ス ル 必 要 ァ y,

粇

Ű ÚS 뗃 Ξ ijĮ IJ 體 IJ. Υï Æ: ヲ ノ 训 份 تز ïï テ 指 穷 導 * 舫 = ΊĹ 海 洋 1 認 民 溦 族 ŀ ۲ 海 シ 洋 テ 耍 J Ę 盤 J 育 麸 理 礎 念 錬 ヲ 成 興 ヲ $\overline{}$ 行 之 ţĭ Ľ λh): 指 77: źĽĹ 迌 注: 族 ヲ }-旗 シ 練 テ ス 1 ル コ

迅 ۱۰ ه

指

4

--- 1533 ---

ヲ 統 쒜 ブ ル 組 織 7 -F = 行 フ コ

狐 Ŧī. IJį 科 ďΪ 延 科 器 舉 1 兵 發 뀲 芏 運 用 Ľ = 戰 適 7 雁 沈 ス 疝 ル ナ m 育 ル Ľ 1 臉 北 = 礎 指 Щ В ヲ 進 ナ 月 ス 步 べ ス 丰 ル = ヺ 以 テ コ レ =

∄

IJ

適

Hick

ス

べ

キ

Τ

的

カ

源 汯 從 ۷٦ ___ 日 æ 忽 = ス ~ カ ラ ス 玆 = 精 緻 ナ ル 1117 1117 ٦, آ-آ 1 悲 磀 訓 練 ヲ 必 垩 ŀ ス

315

バ

Ϊįί

大

東

iii.

共

湬

(4)

=

活

動

ス

ル

邦

٨

ノ

燵

全

ナ

ル

生

活

方

法

1

衕

乳

۲

指

갫

ŀ

ヲ

ナ

ス

=

١,

於

ル 75 602 Ñ Υľ 士 ハ 1 lii I = 夫 巡 傪 圾 練 箥 ヲ 技 場 豣 窕 = シ 於 微 テ 育 1 }-3 生 逵 活 成 シ ŀ ハ 得 不 ラ 蹝 ル _-ル 愷 Æ 1 1 駲 = 係 ァ ラ = ズ ァ ル 卽 ヲ 明 チ ラ 日 當 カ == 座 シ 臥 テ J 心 M 身 =

亚 == シ デ \Rightarrow ひ 海 外 磴 歷 1 杸 本 Æ ナ IJ

ÙÉ

11.1

=

述

ベ

Ŋ

ル

心

身

如

1

體

刮

ハ

⇉

レ

ヲ

體

筲

道

1

名

ヲ

以

テ

膟

稱

ス

ル

-T-

可

ナ

ル

べ

2

心

身

1

銳

1

體

育

ヲ

樹

立

ス

べ

+

ナ

IJ

 \Box

1

標

=

從

۲

生

活

瑖

塻

1

豜

允

健

全

ナ

ル

生

活

ゾ

泩

1

W.

乳

ハ

當

然

必 加 ケ

第 -t-IJ 大 莱 к 共 湬 Ø 1 住 迟 = 對 ス ル 宣 撫 布 德 j 方 策 ŀ シ テ 份 育 指 導 ヲ 必 奖 ŀ ス ル 7

1 鋉 新 ヲ M 孤 猫 ن 邈 テ 1 人 體 格 育 1 ハ 阳 ĴΕ 冶 信 = 右 忿 7 2 如 涵 餐 キ 耳 ヲ 的 完 ヲ ゥ iŻ シ 戍 コ シ レ 今 = 日 ∄ 1 ッ 驱 テ カ 共 ナ 癸 ル 器 狐 意 逃 識 民 ヺ 族 抸 從 2 웶 ス 圔 ル ヲ ヲ 見 得 ベ IJ ij シ。 ソ 彼

偿、 ッ 育、 ブ ノヽゝ IJ E, =, ソ 國、 1 民、體 精、育 剂,指 生、導 活、權 フェフ 上、遠 **=** , 7 於、海 テ、外 往、在 時、住 フェフ 综、獨 教、邈 **=** > 図 代、民 ラヽ <u>~</u> 及 ンヽ ١, Ė シヽ ツヽ 絲 ツヽ 紊 ア・ レ ザ ルコ 11 ル 現、 紌 状・ 制 ナヽ ァ リゝ ヲ **[]**} 觀

テ 成 1

新、 ッ 27.

祕

燬

育

大

ЯĮ.

1

紐

縱

1

驱

備

セ

ル

贴

ハ

各

種

筄

技

1

7

完

贬

ŀ

桕

俠

ッ

テ

现

10

狐

逸

背

۵E.

1

心

竌

9

鲱

シ

太 利森 聯 邦 亦 コ) 0) 機 翻 ヲ 有 る = , 點 我 國 = 於 テ ハ 殆 見 ル = 足 ル ベ キ æ , ナ キ ヲ 妪 ξ ŀ

ナス。

郛 八 項 囘 健 體 育(健 酿 目 復)ノ 基 磀 的 研 窕 ኑ ソ) 指 導 ŀ = Ħ ッ テ 皇 國 兄 , 自 H ヲ 蜒 起 シ 體 位) Ţij.

向上ヲ期セシム。

健 씚 育 ኑ 偿 育 = 3 IJ 疚 病 ヲ 沱 服 シ 以 テ 皇 國 臤 IJ N ノ 自 <u>ښ</u> تار ヺ 深 カ メ 生 命) 栨 邓 = 豗 狐

興

起セシムルノ謂ナリ。

第 ル 項 商 船 Ŋ1 校 水 旌 Bļ. 校 等 ノ 敎 聪 員 = 體 育 ヲ 通 ジ テ ۱Ľ 身 7 更 生 ヲ 計 ij 並 = 交 通(陸 焿 空,業 猞 且

ノ體位向上ノ指導ヲナスコト。

箏

+

加

Ħî

31

倸

)

産

業

從

業

且

7

體

位

向

上

並

=

體

育

指

ij

=

Ħ

IJ

能

卒

ヲ

高

メ

生

斖

坳

加

ヲ

計

ル

べ

丰

コ

1。項

第 + IJ 'nĵ 洋 道 湖 = 於 テ ___ 貫 シ Ŋ n 馄 育 指 導 ヺ ナ ス = ኒ

183 和 + ル 4F. = ハ 粂 國 四 + 占 ケ 肵 1 旃 74 道 蝪 完 備 ス ル) Ŀ 定 ナ 'n = レ ţĭ 體 育 指 4

員

1

簽

成

並 = Ħ シ ŋ ル 指 4 ガ 法 ノ 研 窕 25 焦 眉 7 愈 ナ IJ,

國海軍ニ對スル進言

第

部

帝

要

政 ハ Œ = #F 窕 と ラ レ ァ ル ŀ Æ 思 惟 サ ル ル ŧ 左 1 八 IJ ヲ 進 雷 ス

IJĺ 捬 ijί 訓 絾 也 ノ 個 뜠

25 添 軍 訓 練 官 ۲ ハ 加 74 辽 族 図 家 Ի シ テ 1 11 國 1 廽 念 = 悲 キ 文 部 省 邛 F"] W. 校 令 =

洋

訓

Ξ

箘

狘

ヲ

修

ΉĽ

脳

テ

採

用

任

毨

ヲ

忿

衍

ス

سافر

客

ヺ

云

っ 育

∄

IJ

並

=

海

쟞 綀

且

华 46

恊 24

> 低 程

下

=

伴 了

۲ シ

テ 加

遊 ΪΪ

汕

ij.

欽 ŀ

授 シ

Ŋ

ル

=

ጉ セ

並 ラ

= レ 左

體

育 1

指

珙

ハ 狮 N 人 41 部 Non MAIL 育 指 Щ 補 佐 官

ㅂ 1 加

游

洋

道 1

婸

1 1

指

狮 外 在 涩 邦 人 7 歰 育 指 ijΪ

=

亦

共

菜

倒

谷

地

Œ

凡

1

mm XXI

7)

指

導

=

3

ル

宜

摭

布

徳

エ

作

並

=

海

A

꽳

報

勤

毨

獅 IL 係 1 ĒΪ 校 I, 脳 Пi 需 I 护 = 於 ヶ ル 歰 育 指 žŽ

阁 船 除 偿 Ħ 指 갩

經 赟 尖 兵 ŀ シ チ 1 經 硒 建 釵

IJ チ ጉ

旌

挅

迮

軓 1

1

指

猫

訓

練

亥

項

鉁

胍

親 飪 和 シ 弤 經 濟 カ ナ 尖 ル Įį. 組 ጉ 縱 ハ 下 大 莱 = 図 35 衣 共 的 茶 經 图 齊 1 エ 經 作 遊 ヲ 建 迻 設 行 1 ス 挻 ル 身 哑 零 士 ጉ ナ シ ij テ 土 4 地 日 1 Œ 11 = 情 狐 = 逸 睝 7 熟 シ、住 匕 'n 尺

۴

ラ =

— 1536 —

1 ガ 强 ュ 力 ı ナ ゲ ン ル 統 ۲ 出 Ţ 身 者 <u>-</u> 蒎 ガ 來 髙 噩 度 共 1 椞 商 IJį. 图 內 活 動 = ヲ 於 テ ナ シ 獨 大 逸 東 商 iii. πt. 負 共 菜 Ի [色] シ テ 1 湉 經 礩 歰 建 せ 黢 ル 现 上 輕 狀 视 並 ス = 獨 べ カ 邈 ラ P.91

N 祬 勢 カ ヺ 扶 植 シ ッ ッ ァ ル 现 懤 = ハ 极 Ŧ 注 Ħ. ス ル ヲ 要 짆

ム ル = ١, 獈

將

來

ハ

訓

棶

官

中

有

能

1

士

ヲ

拔

擢

シ

大

Ø.

1

委

٤E

學

生

ጉ

シ

テ

敎

育

シ 海

Ħ

司

政

卞

捕

A

敎

授

IJ

ラ

シ

٦£ ñł:

道

多 老 9 次 大 戙 = 於 テ 獨 邈 7 傱 育 指 4 者 ガ 諜 報 勸 猞 ヲ ナ セ シ 4 實 ハ 官 * 守 堆 荖 膠 利 ^ 1

詳 カ ナ ij

邹

IJ

海

挰

兵

團

偃

稱

Ĭ

設

置

ス

N

=

ት

海 援 兵 图 ት ハ 鼗 Ŋĵ 灰 爴 = シ テ 左 1 機 能

ヲ

有

ス。

ィ 径 戰 髙 ۴ŋ 1 游 灰

p

沿 島

岸 嶼

防 駐

備 屯

海 海

灭 竓

水 = 附 妝 船 讠 隊 M IX 豫 傰 備 且

第 Ξ 椺 IJ 水 的 海 珥 ハ π 傱 人 Ŧĵ 1 ハ 亙 45 生 活 E 健 箂 遊 1 離 矿 兆 ١ 1s. 施 訤 べ。 狴 储 故 ヲ 必 Ŀ 奖 陸 ኑ ス ル ⇉ 狮 ኑ 祍

=

Ħ

IJ

シ

テ

セ

=

シ

Ŋ

ىاد

)

厚

生

[4]

健

1

研

窕

施

訤

ヲ

— 1537 —

必 ių. }-ス。

特 == 物 價 騰 費 食 糧 配 給 不 Ш 滑 1 现 傠 及 作 淡 隊 且 ノ 休 養 間 題 Ħ IJ 考 フ レ パ 41 頗 ル 念. ヺ 更

ス

2 レ ガ blu 設 班 備 <u>--</u> ハ 尺 吅 W 儙 ጉ 1 13, カ ヺ 必 iji. ት ス

郛 四 Πį 體 育 ヲ 通 ジ ゔ 海 Πī 文 官 ノ 心 身 延 生 ヲ 8+ ル べ キ コ ኑ

갦 五 IJį 걘 74 カ 源 洒 彸 1 觀 贴 ∄ IJ 游 邟 人 47 部 = 新 任 肦 ヲ 附 ス ル ⇉ 1

シ 人 チ 11 女 部 子 1) 犷 常 任 育 務 指 ጉ 4 ハ == 海 洋 Æ 涩 カ 意 派 ス 涵 衮 ル ヲ = 婯 ァ ス。 'n 旃 华 Ħ = 1 湇 傳 沙 統 幼 保 华 拤 府 ハ = 母 Π 7 贴 紪 ヲ 手 üΪ = 卡 在 郅 ル \neg 部 ት 375 四 注 頂

郅 六 珀 海 П 體 育 1 新 研 窕 分 野 1 喌 拓

目 ጉ

ス

べ

7

施

珥

訓

練

官

ヲ

補

佐

官

ኑ

シ

體

育

ヲ

迊

ジ

テ

稅

極

的

ナ

ル

N

事

atic.

及

箓

ヲ

途

行

ス

べ

キ

ナ

IJ

ЩŢ

應

施

ΉĽ

郯

七

圀

1

主

业

且

ヺ

游

Πī

訓

練

官

抻

3

IJ

簡

拔

ス

ベ

シ

Ą 共 椞 源 洋 所 燛 地 尺 1111 **9**A 體 シ テ 探 檢 調 査 ス ル

ヺ

ŀ

7

7

行

フ

必

聚

ァ

ij

獝

踩

員

ノ

疋 (11) 團 體 1 有 能 者 ヲ 以 テ 共 築 图 内 訟 変 地 1 Щ 泂 地 勢 1 探 檢 調 査 7

郭 八 IJ 占 貮 道 1 保 存 ŀ 科 81 的 研 究 = 3 IJ 鄮 戦 武 道 I 精 練 = 資 ス N = ኑ

サ 现 下 ÷ 合 1 同 润 ·t 道 界 シ ĸ ハ 訳 ン ኑ V ス ル ル 統 傾 合 自 ヲ 变 ァ IJ ケ ッ 因 ッ IJ ァ テ 'n 麥 华 逛 ij 1 I シ 夫 キ = ハ 長 ∄ 年 IJ 成 月 修 レ 絿 ル 古 1 結 武 道 果 戍 ハ IJ = レ ŋ ヲ ル 保 秘

瓷

シ、科

ťÌΓ

的

悲

醚

1

下

=

コ

レ

ヲ

猸

窕

シ

以

テ

鴬

꿶

武

道

1

蝵

ኑ

ス

ベ

21

存

艮

循

海 洋 力 源 ヲ 涵 澄 ス ル 方 策 ノ 具 體 的 提 案

(--) 婯 H 水 追 쓉 育 鉨 愈 = 部 海 郭 洋 體 部 育 = 科 述 朢 べ 研 y 究 ル 歽 IJ. ヲ IJį 設 ヲ 윏 左 ス ノ ル 如 7 キ ኑ 組 穊 ጉ 方 法 ጉ ヲ 以 テ Ħ

现

る。

(T) テ 從 テ 财 dú 刚 日 水 ノ 沮; 华 份 人 業 日 育 生 水 會 盤 ハ = 旣 育 海 會 洋 = 侳 バ) 千 育 濫 有 觝 科 塱 餘 ハ 明 豣 ヺ Ŋ. 治 究 二 十 シ、 全 所 ヲ 國 29 釵 中 华 置 쑞 = シ 凮 左 騨 シ、 現 校 7 盤 如 採 = キ 科 Ħ 機 敎 本 構 體 員 7 Ħ 下) ٤إلا 八 = [יי] 建 刨 駔 白 ヲ 校 む 占 ヲ 왨 ム 經 n 甇 部 1 狀 シ ヺ 實 況 ッ 现 ナ ッ ブ セ IJ ij シ

A

ماو

3

第

局

(企理符)

第二課

(皇道學及心身、

前2

究練

ノ研究)

郭

課

企

毽

海洋體育科學研究所 郅 第 Ξ _ 周 局 (研究部) (指導部) 第一 第二課 第三課 邹 課 課 **叙** (體育全般に (修 (體育學及體育衛生 夢 練

第二課

(电活研究)

ス

ル調査研究)

刚 M

右 ψż 1 1 1 郯 周 ハ ŊŢ = 周 郭 Ξ 周 ヺ 指 令 シ 延 白 排 Ŋ 部 郭 IJ ヲ :‡1 心 = स्रा 兆 梥

海 洋 育 科 £. 豣 究 邡 指 华 1 F = た 1 47 Ą ヲ 行 っ。

(=)椗 初 ハ H 水 凯 育 會 = 海 洋 體 育 講 座(男 女 子-괢 兆ラ 盘 キ 剪 女 靑

ŀ

帝

[4]

排

ijī

1

12

譤

ጉ

ヲ

飒

游

M

HOM VVIII

操

ヲ

演

練

シ

休

暇

=

ハ

游

洋

訓

練

T

加 =-

る。

/h):

Ħ

訓

練

官

Ŋ

45

솈 ヲ

徘

Į'n

洋

兄

族

ij

ル

ノ

理

念

Œ.

ス。

N 近 べ 牛 牛 図 將 上 來 ヲ = 餮 ハ 成 日 る。 本 燈 育 事 [יי] 樹 校 = 海 洋 體 育 部 ヲ 甾 丰 延 白 콾 315 部 鉨 IJ 7

Ξ W 木 29 縣 東 項 下 京 釢 H = 水 光 五. 部(大 IJ = 邚 火 東 ル ょ IJĨ 道 35 315 埸 士 苑假 + ヲ 買 項 稱])ヲ置 笲 收 + 或 ハ 項 設 丰 ヲ 置 富 E シ 士 现 テ Щ 左 ス。 遼 記 Ш ф 亦 7 郭 껪 泐 畔 育 部 指 灾 375 導 京 Ξ 者 府 項 下 ヲ 郭 鋉 伊 六 成 豆 Ų 大 シ 延 ŗ,) 爲 白 犬 阪 メ 鸖 Ą 府 鰝 下 生 溡 部 纺 俠 駒 用 Ξ 山

ハ H 水 傱 育 尬 ľĴ 學 校 卒 業

生

者

鄓

校

靑

校

蚏

女

ıļı

校

幼

雅

1

쐢

捐

指

拼

者

П 1

滌

Πĭ

文

Ė

/厄

ίľί

部

汋

11/2

育

指

绒

副

係

老

ホ = **4**5 船 舢 = 偿 水 77 酡 巡 搋 興 轍 ゟ 觗 ヲ 厺 指 會 定 沚: シ 1 IJ 體 ル 育 指 國 滇 迅

牸

=

欱

Ţĵ.

搋

飒

ガ

ッ

指

定

シ

Ŋ

N

都

īĦ

隣

紃

楑

範 华

LL. 뫄

村

,

m on ICC

育

指 鈴

猉 Ġ.

署

— 1540 **—**

ス。 邛 栃

۲ 商 船 鄧L 校 水 産 ঞ্ 校 盤 育 指 導 渚

チ 大 郾 高 华 꺄 ["] <u>P</u>] 校 1 體 育 指 導 潪

以 ي: ل ハ 研 窕 所 IJS 二 周 335 課 , 修 練 7 勎 鈥 ナ 'n

ij

ル

洋

道

蜴

間以

Ţĵ

指

猉

氺

研 衸 乳 脖 所 Ħ. 绑 天 學、高 _ 局 Œ 等 二 邛 課 ["]釟 敎 導 校 ₿j. 部 生 ハ 建 生 白 徒 悲 1 郭 爲 ---メ 部 海 1 誀 指 傱

 (Ξ)

1

狐

--

部

郭

六

項

邬

七

IJ

及

Ŋ

八

IJ

1

指

導

導 採

ヲ 掮

行

フ 淵

爲

メ 會

定 ヲ

1 開

4 催

項 る。

ヲ 行

っ。

绬

睝

п

選 定 企 シ 议 補 娚 助 女 金 1/1 绐 ヲ 鄭 交 付 校 靑 シ 炬 燬 朗 育 校 理 颛 図 ヲ 尺 學! ---實 校 シ 幼 ソ 雅 園 7 艠 华 7) 7 指 傱 żΨ 育 ヲ ヲ 輔 挀 興 70 せ シ A ساز 目 的 ヲ 以 ゔ

選 農 定 村 シ 1 補 儹 助 育 金 生 沾 ヲ 交 ヺ 付 指 導 シ 颁 ス 育 r 廽 目 綸 的 ョ ヺ ___ 以 貫 テ シ 都 ソ 市 1 = ⑫ ァ 育 ŋ 生 テ 活 ハ 優 指 **Щ** 良 群 ヲ 萷 紐 農 7 村 = ァ IJ テ ハ 模

ÆΓ 研 窕 兆 肵 所 郭 孪 Ξ Ξ 周 扃 鉨 郅 _ 課 課 1 7 囘 生 健 活 (i) 研 窕 沉 ハ ハ 建 建 白 白 먑 캺 왨 K 部 部 邹 IJŞ 八 六 IJį IJi ヲ ヲ I 囯 想・ 偿 ŀ ス。 ス。

(4)

(Z.)

(PC\$

研

兆 砈

Ξ

郅

課

ハ

建

白

醬

邹

部

邚

項

其

他

矿

究

肵

郅

Ξ

周

郭

課

所

ij.

以

外

1

體

育

全 般

==

묑

ス

ル

調 肵 村 都

在 Œ ヺ īfī

Ψŀ

乳 扃

ヲ

衍

っ。

ヺ — 1541 —

學

校

膽 Œ 大 完 當 必 次 IJ) 敬 成 テ 確 烱 儲 信 以 理 戍 初 婯 7 セ シ = ハ 來 忿 シ 7 ナ 垩 コ 悐 ラ 泒 29 سيار ヲ 上 仔 期 用 ヲ IJ 꿶 1 ル 햅 ン 7 Ŋ IJ v 細 以 2|3 孜 勃 故 汐 べ IJ シ 瑷 ŀ ル ኑ テ デ 思 發 キ 海: ス = 闧 髙 -تــ ル æ 然 X, 略 猹 籿 以 好 德 邃 ル 度 ソ Ŋ 察 ボ 後 髜 性 ŋ 國 ŧ ラ 1 × t 7 レ 퍔 ラ 特 船 機 ヲ ኑ 絕 情 > ス シ 敎 研 觖 海 ナ ル 人 育 鑽 ル = 且 = Æ ጉ У 以 髙 IJ 艀 ガ 図 箏 泒 = 理 シ ル ク コ 푭 所 テ 所 家 ノ 赴 級 論 來 ハ ₹ レ 東 馁 箏 卽 信 以 7 埖 レ 丰 ナ Х 1 V 大 逕 米 ξ 從 チ ハ 1 亞 ル ナ テ ル ij 計 英 ァ 業 渔 船 我 更 大 共 班 精 上 ij 國 要 築 並 緻 = 自 1 者 挱 舶 = 퍎 シ ナ èр 基 ラ 斻 ハ = 歽 1 = 科 從 人 盘) ソ ساز チ ク 現 = 後 有 水 渚 興 4 産 シ 確 1 滌 毅 自 胩 從 1 1 2 囨 業 捉 IJ 保 Ш 洋 然 主 ٤ 1 的 7 册 唱 ماد 猴 知 難 = 用 科 汐 猸 國 圆 ۲ ゚ガ゙ 巡 識 ガ カ 際 杤 ヲ 谢 ル 往 椠 板 ナ 4 Ξ 狐 國 DI 友 業 ル 水 ノ 士) 的 = 4 業 民 褫 齑 誻 魂 見 精 好 ハ 乏 翮 ス 芯 7 地 明 シ 下 係 ŀ ツ ル 佢 研 神 冶 氣 テ ハ 迅 窕 鋉 Ħ 갤 倸 ク 地) ŀ 二 T 動 獄ノ 挀 我) トワ 隮 IJ 俿 1 後 3 此 桏 旻 上 华 æ ij 囧 作 圆 = = 盘 Gr 衮 华 拤 ス 冒 シ 囯 1 = シ = 3 國 野 ン ス 熄 Ĭ 股 IJ レ 臉 テ <u>-</u> Ŀ 於 ヶ 大 果 簡 = 百 = ŀ ル テ シ æ バ ッ 纫 仁 1 ll: 171 キ ル 挟 ン ŀ キ 纫 Æ 敢 大 佢 ゲ ノ 框 俽 共 海 肵 泸 昭 外 ナ 且 約以 檢 伴 謀 員 不 1 シ = ナ ナ 和 = ル 貢 毝 備 討 址 ヲ テ = シ ル = 於 肵 獻 那 榏 發 Ŧ 謂 ス 我 後 盘 對 ኑ テ ナ 達 罪 ヲ 1 ッ ガ 臥 Ήũ ス レ 州 ル. ル セ 椠 機 溡 ナ 熄 ル Ϋ'n: 犲 IL ル ヲ ル 玌 ス 丣 自 帆 前 恕 æ 洋 甞 ガ 涿 族 氣 ス 膽 建 鳅 ゲ 由 啠 船 书 ヾ 盤 1 깠 是 ∄ ጉ 衂 以 Ήĭ 成 來 貿 IJ ヺ ヲ = キ 腄 レ 뫞 訓 ノ テ) ヲ 4 品 23 大 於 ヲ 1 レ

フ

ベ

丰

ታ

IJ,

日本体育会藏文書」

(昭和十七年五月二十七日)

航空體育部海洋體育部新設ノ理由書 (昭和十七年十一月二十八日 申

之ニ伴ヒ委託生ノ規程ヲ設ケ且毎年入學セシムベキ生徒定員ハ從來ノ修業年限二年ノ男子部師 科ニ第四部及第五部ヲ置キ航空體育並ニ海洋體育ノ兼修ヲナサシメントスルハーニ國策遂行ノ大精神ヲ體シ挺 爾今募集セザルコトトナシ、之ニ代フルニ本科人員一五〇名ヲ三〇〇名ニ増加シ、 対應スベキ體育指導者ヲ養成シ以テ大東亞建設ノ礎石タラシメントスル人材 急ニ屬セリ。 及海洋力源ノ強化向上ヲ期セントスル各中等以上ノ學校ニ於ケル航空及海洋訓練ノ指導ヲナスハ、正ニ焦眉ノ 身以テ負荷 ト海運トノ二大事業ノ急速ナル發達ヲ俟ツテ始メテ完ウスルヲ得ルニ於テヲヤ。 大ナル気魄ト強靱 [ハ戰爭ノ規模ヲ拡大シ、戰塲ノ様相ヲ複雜ナラシムル爲、 大東亞戰爭下國家 昭和十八年度ヨリ之ヲ実施セントス。 .ノ大任ヲ完ウセシメンコトヲ期スル所以ナリトス。即チ大東亞共榮圏確立ノ任務ヲ遂行スヘキ航空 是レ實ニ将来航空及海洋要員ニ適切ナル體育ノ特殊的指導研究ノ必要性愈々緊切ナルヲ以テ之ニ ナル體力トヲ要スルコト愈々甚大ナリ。 ノ要請ニ即應シテ體育指導者養成ノ急務ナル今日ヨリ重大ナルハナシ。 冀クハ此 ノ國家的重要性タルヲ諒察セラレ、 況ンヤ今后 アラユル困苦缺乏ニ耐へ、只管戰勝ニ突進スル偉 ノ國 防ヲ始メ産業運輸通商等ハ全ク航 ノ錬成ニ外ナラザルナリ。 是ニ於テ日本體育専門學校本 別項ノ通學則 特別 殊二近代兵器 ノ御詮議 :範科一五〇名ヲ ノ一部變更ノ 而シテ 依り御

七三 日本體育專門學校發展の全貌

認可アランコトヲ。

一、航空體育部海洋體育部の新設

體育會の經營に係る日本體育専門學校は、 伯 爵 米本總務理 事の國 家的信念に燃ゆる献身努力によつて飛 大東亞戰爭決戰の本年を以て恰も創立五十年を迎へ、六千有餘の體 確 的 進 展に遂げ つ、ある財団法 人日本

(昭和十七年十一月二十八日)]

育指導者を輩出したが、新日本の歴史的使命に鑑み、 新發足の巨歩を印するに至つた。

指導者たると共に、航空又は海洋の訓練指導をなし、以て之が力源の強化向上を期せんとするに外ならぬ。是 實に最近兵器の發達に伴ひ、 大東亞建設に活躍せんとする逸材の養成を目標とするものである。 れ眞に我國最初の施設にして將來航空及海洋要員に適切なる體育の特殊的指導研究をなすと共に、進んで挺身 航空及び海洋要員の養成は、 柔道兼修)を置き、專ら國體の本義に徹し、負荷の大任を完うすべき心身剛健なる人材錬成に盡痒し來つた 只管戦勝に突進する偉大なる氣魄と強靭なる體力とを要すること愈々緊切である。况んや今後の國防を始 來る新學年の四月より更に第四部 産業運輸通商等は全く航空と海運との二大事業の急速なる發展を俟つて始めて完遂し得るのである。 .校は我國體育専門學校の嚆矢として國家の要請に應へ、第一部 益々戰爭の規模を擴大し戰場の様相を複雑ならしむる爲、あらゆる困苦缺乏に耐 正に焦眉爛額の急務に屬する所以であつて、一に國策遂行の大精神を體し、 (航空體育兼修)、第五部(海洋體育兼修)を創設すること、となつた。 時局下特に此の方面に雄飛躍進せんとする (修身兼修)、第二部 (劍道兼修)、第三部

二、立學精品

有爲の青年を要望してゐる。

親王殿下より格別の思召を以て「一舉惟忠」「一動惟義」の二大御親筆を日本體育會に御下賜あらせられた光榮 涵養に務めつゝありと雖も、 校は専門學校令に據り、新時代の要望に應じて體育に關する高等の學理並に實際を教授し、特に皇國精神 愈々挺身奉公、國民各層の體育指導に先驅すべき國士の錬成に邁進してゐる。 體育を通じて昭和士道の確立を以て立學の精神として居る。曩に、 閑院宮載仁

學科課程

第四部 航空體育兼修) 及第五部 (海洋體育兼修) の學科課程及毎週授業時間數左の如し。

				原	體			歴	外國	漢	國語	教育學		修		目	科与	/	
				論	育			史	語	文	及	學		身				學)	枓
器	徒			}	<u>研</u>	體	體	團	獨	i ii	声	教		1	國	٤	祖		
械	手			Ť			育		逸	前	責			ı	民道	ā	果		
體	體			角 音		育	概		語其	P	ŧ	育			徳	ii	果	第	
操	操			ı		史	論	史	他	3	と	學			原理	禾	呈	_	
1						_			11.	=	=				1	第四部	毎週	學年	
	11				_	_	_		三		<u>:</u>	=				第五部	時數		本
同	同			救	體	體	同	同	同	計		教		實	國	Æ	<u> </u>		4
					育生	育				ii ス		育史及教授		踐		ā	果		
				急	理	測				泊	Ł	及教		倫	家		果	第	
上	L.E			法	衛 生	定學	上	上	上	1 ¹ 3	を	授法		理	學	乔	E E	=	
		•		-	<u> </u>	- •		_	=	=	<u> </u>	=		1	=	第四部	毎週	學年	
	_ 1 1				- -		_	_	1:1	=	<u> </u>	=		_	=	第五部	時數		T.1
同	同	經	體	Ī	ij		體	世	同	Ī	ij	教	公民	同		يًا	<u>H</u>		科
		營	育				育					教授法及管理	民生			i	果		
		及	管				教	界				及管	活	i		 	果	第	
 上	上.	行政	理		Ŀ.		授法	史	上	ر ا	Ŀ.	理法	概説	上.		禾	H E	三	
																第		學	
	1_	_		_	_			_	Ξ.	Ξ	Ξ	=		_		第四部	毎週	年	
	11	_	-				_	_	Ξ.	=	Ξ.	=	_			第五部	時數		

	<u></u>				n.l.	機	理	訓	青	音	Ž	Ŕ	ý	—— (1)	孝	 女			體
'n	製		芒	月	吭 _	機械學	理數及	訓練學	少年	樂	ŭ	首	ì	首	ř	東			操
	航		設	飛行	航	機	數	1 タ		音	各論、	柔	各論、	劍	軍	教	遊	球	競
	空		計	行機構	空.	械	學及	4	=		形、	道	形、	道					!
	法			造	原		物	副級	Ē		亂捕	總	試	總					
	規		法	及	埋	學	理	導	1	樂	捕	論	合	論	學	練	戯	技	技
	_		-	_	_		_	_	-	-		=	Ē.		_	Ξ.	二	=	<u>-</u>
							_		_			=	<u>.</u>			111	_		_
氣		操	JE	i]	-	同]	同		_	Īi	 i]	同	同	间	同	同
		縱			!	İ													
象		理																	
學		論		_		Ŀ		Ŧ	<u>.</u>	上		-	إ	-	上	上	上	.E	上
-			_	-		-		_				_=	<u> </u>			1:1	_		
_	·							_		_		=	-		_]:]	_	[]	
氣		同		i]	指	间		П	 J	间	 Jä		Ī	ij	同	同	同	同	同
氣象學		上			,,,,					上及						ļ			
(通信)		及航			導					教授									
1億		法		-	法	上		Ŧ		法	_1	-		-	上	上	上	J:	<u>ŀ.</u>
_		_		_	-	_		_	.	_		=	Ę		_	三	_	_	<u> </u>
		j						_							_				_
										-		Ξ	-		-	Ξ	_	_	<u> </u>

女子師範學校卒業者

◇女子部師範科

Ŧį.

Шĺ 師範學校卒業者 ◇本

科

中學校卒業者

甲種實業學校卒業者(農、 弋 商

専門學校卒業者檢定規程に依る試驗檢定に合格したる者

専門學校入學者檢定規程第十一條により專門學校入學に關し指定を受けたる者

品行方正身體育強健にして左の各項の一に該當し、入學檢定に合格したる者とす。 四 入 學 資 格

計		科	學	洋	海		. 私	
	— 海 洋	航				海洋		
	體育	海				民族發		
	概論	術		į		達史		
三八				į		_		
三八	_							
		间		海軍々	武			
		上.	空事	制	學			
三八								
三九			_		_			
		同	同	j	同		心	航空
i							理	醫學
ı		上	. t	-	1-	_	學	及
三八							_	
三八二三八			ļ	-			_	

高等女學校實科高等女學校卒業者

國民學校訓導又は准訓導の免許狀を有するもの

教員免許令により授與せられたる教員免許狀を有するもの

文部大臣に於て某學科目に關し適當と認定したる學校を卒業したるもの 外國に於て師範學校、高等女學校に準ずべき學校を卒業したるもの

⇔研

究

以下男子部本科第三、

四、五號に該當するもの

本校本科卒業生に限る(體操學校高等師範科卒業者を含む)

但し卒業後三年以内に入學するものとす

◇專

本校師範科卒業者に限る。但し卒業後二年以内に入學するものとす

五 本校の特典

身は資格を得る見込) 本科卒業者は師範學校、 中學校、高等女學校の體操、 教練教員無試驗檢定を受くる資格を有す(武道及修

師範科卒業者は中等學校の體操教員無試驗檢定を受くる資格を有す

等教員免許狀を下附せられ全部各男女中等學校其他に就職せり

(備考)昭和十七年三月卒業者(男子一四六に對し一四三名、

女子三九名に對し三七名)

に文部省より中

在學生徒(研究科、 專修科を除く)は兵役法第四十一條に依り、其の在學中滿二十三歳まで願に依り徴集

四 本科卒業者は陸軍幹部候補生海軍豫備學生出願の特典を有す を延期せらる

學科及人員

六、昭和十八年度生徒募集要項

四 Ξ 入學願書差出期限 修業年限 女子部 三月二十五日 (木) 入學試驗、身體檢查、 三月二十日(但し第四部、 本 本 但し第四部第五部 三月二十四日 (水) 女子部師範科 科 第五部 第四部 第二部 第一 師 第三部 科 範 二年 三年 (柔道兼修) (海洋體育兼修 (劍道兼修) (修身兼修) 科 (航空體育兼修) 四月五日 (月) 及六日 午前八時—午後四時 (繰上卒業に付二年六月) 口頭試問 第五部四月三日) 一〇〇名 三〇〇名 火

Ŧī. 願手續 入學志願者は入學願書用紙に履歴書、 身體檢查書、 出身學校の推薦書及人物考定書記入の上左

ロ)書類を取揃へ寫眞(名刺形裏面に志望學科名及氏名記入)檢定料金五圓を添へ推薦者

に掲ぐる(イ、

건 1 卒業證明書又は卒業見込證明書

を經て本校に差出すへし

2 最終學年成績證明書

3 試験檢定合格者は其の證明書

師範學校卒業者は服務年限終了證明書

免許狀所有者は其の下附證明書

(府縣知事の證明せるもの)

戸籍抄本及身元證明書(本籍地市町村長の證明せるもの) 但し卒業證明書(又は免許狀下附證明書)は二通を要す

六、入學手續 | 入學試驗合格者(三月二十八日、第四部第五部四月十日發表)は三日以内に左記書類及物件を イ)本校交附の在學證書に所定事項を記入せるもの(在京保證人を要す) 事務所に提出し入學手續を完了すべし。該期日内に入學手續を完了せさる者は合格を無効とす

口)入學金拾圓、授業料第一期分五拾圓、 報國團費教練費等金參拾壹圓、 計八拾壹圓

其の他は入學式 (四月八日、第四部第五部四月十五日)當日指示す

保證人は東京府又は其の附近に一戸を構へ、身元確實なる丁年以上の者にして本人の身上に關し

右に該當する保證人なき場合は入學手續の際其の旨申出づべし

關して真に其の責任を負ひ得る者たるを要す

五日迄に本籍地市町村役塲に該延期の手續を要す 兵役徴集延期をなす者は入學手續完了と同時に徴集延期に必要なる本校在學證明書の交附を受け四月十

之を要するに本校は大東亞建設の推進力たるべき指導階級の錬成を期し、 廣く内地外地にあつて、 烈々たる

〔「国民體育」第三〇巻二号(昭和十八年二月)〕

七 四 財團法人日本體育會寄附行爲 (昭和十五年四月一 日認可)

第 第 本法人ハ財團法人日本體育會ト稱 章 벬 ス 體育ニ關スル 等ノ開催 圖書及雜誌類

徳望アル名士ヲ推戴ス 本法人ハ總裁ニ皇族ヲ奉戴シ副總裁ニ

第二章 月的及事業

第

條 トヲ期シ主トシテ體育ヲ通シテ教化訓 本法人ハ皇國精神ヲ體得セル心身剛健 ニシテ操守堅固ナル人士ヲ養成センコ

事二從ヒ各種 ノ施設ヲ營ミテ國民

第

 $\mathcal{I}_{\mathbf{L}}$

條

保健、 トヲ以テ目的 國民體位向上ノ為ニ貢献スルコ アトス 第

條 事業ヲ行フ 本法人ハ前條 體育ニ關 スル研究調査 ノ目的ヲ達スル爲メ左

體育普及ノ施設及講習會、

講演會

第

七

第

四

Æ, 日本體育會荏原中學校ノ 日本體育會體操學校ノ維持經營 體育ニ志ス友邦學生 ニ對スル輔導 維持經營 ノ刊行

其ノ他必要ト認ムル事項

本法人ハ事務所ヲ東京府東京市世田 事 所

第四章 本法人ノ資産ハ社團法人日本體育會ノ 資産及會計

區深澤町三丁目三七○番地ニ置ク

六

條

將來ノ諸收入ヨリ成 寄附ニ係ル別紙財産目録記 ル 載 資産及

條 トス 前條 資産中左ノモノヲ以テ基本財産

基本金五萬 圓

校地及校

將來基本財産トシテ繰入レ又ハ指

前條以外ノ資産ヲ以テ普通 定寄附セラレタル資産 財 産トス

第

條

九

シ己ムヲ得サル場合ハ理事會及評議員 基本財産ハ之ヲ處分スルコトヲ得ス但

其ノ一部ニ限リ之ヲ處分スルコトヲ得

決議ヲ經且主務官廳

ノ承認ヲ得テ

本法人ノ資産ハ理事會ニ於テ定メタル

第

+

條

信託會社又ハ郵便官署ニ預金シテ之ヲ スル現金有價證券ハ確實ナル銀行若ハ 方法ニ依リ總務理事之ヲ管理シ之ニ屬

第

+

Ŧī.

條

事業ヨリ *生スル收入寄附金及其ノ他ノ 第

+

條

本法人ノ經費

八資産ヨリ生スル收入、

第

+

六

條

本法人ニ左ノ役員ヲ置ク

理

十三名(内會長、

副會長、

保管ス

條 本法人ノ豫算ハ年度開始前總務理事之 收入ヲ以テ之ニ充ツ

第

ヲ編成 一ケ月以内ニ監事ノ審査ヲ受ケテ評 シ理事會ノ決議ヲ經且評議員會 シテ之ヲ定メ決算ハ毎年度終了

第

八

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルト

第 +

+

七 條

第 \equiv 條

本法入ノ決算ニ剰餘ヲ生シタルトキハ

議員會ニ報告スル

モ ノト

ノ決議ヲ經テ之ヲ翌年度ノ收入ニ繰越 基本金ニ繰入ルルモノトス但シ理事會

Щ 條 スコトヲ得

第

新ニ負擔ヲ爲シ又ハ權利 收支豫算ヲ以テ定ムル

モノヲ除クノ外

ノ承認ヲ受ク ノ抛棄ヲ爲サ

ントスルトキハ文部大臣

年度内ノ收入ヲ以テ償還スル ルモノトス豫算内ノ支出ヲ爲ス爲其ノ

入金以外ノ借入金ニ付亦同 時ノ借 日 1三始

第五章 本法人ノ會計年度ハ毎年四月一 マリ翌年三月三十一日ニ終ル 役

務理事各一名ヲ含ム

監

會長ハ本法人ヲ代表シ會務ヲ統理 二十名以上三十名以内

ユ

評議員

キ之ヲ代理

+ 九 條 總務理事ハ常務ニ從事ス

二十條 其ノ他ノ理事ハ會長ノ旨ヲ受ケテ事務

第 第

ヲ掌理ス

第二十一條 監事ハ民法第五十九條ノ定ムル所ニ依 ・其ノ職務ヲ行

第二十二條 評議員ハ本寄附行爲所定ノ事項ヲ審議 シ理事會ノ諮問ニ應ス

第二十三條 會長及副會長ハ理事會ニ於テ之ヲ選任 ス總務理事ハ理事會ノ推薦ニ依リ會長

會長、 之ヲ委囑ス

議員會ニ諮問シテ會長之ヲ選任ス但理 監事及評議員ハ理事會ノ決議ヲ經且評 副會長、 總務理事以外ノ理事

事中一名ハ學校長亦ハ教職員中ヨリ之

役員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ三年トス 但重任ヲ妨ケス

ヲ選任ス

第二十四條

任スル迄ハ仍ホ其ノ職務ヲ行フモノト 役員ハ任期滿了ノ場合ト雖モ後任者就

第二十五條

理事及監事ニ缺員ヲ生シタルトキハ第 二十三條ニ依リ補缺員ノ選任ヲ行フモ

ノトス

本法人二顧問、 補缺員ノ任期ハ前任者ノ残任機関トス 参與及委員ヲ置クコト

第二十六條

顧問及參與ハ理事會ノ決議ヲ經テ會長

委員ハ會長之ヲ委囑ス

之ニ委囑ス

二應ス

第二十七條

顧問ハ重要ナル事項ニ關シ會長ノ諮問

委員ノ掌理事項ハ第四十三條ニ依リ別 参與ハ重要ナル事項ノ審議ニ参畫

ニ之ヲ定ム

議

理事會及評議員會ハ會長之ヲ召集ス 理事會及評議員會ハ隨時之ヲ開ク

評議員ノ二分ノ一以上ヨリ會議

ノ目的

第二十八條

第二十九條

タル事項ヲ示シテ請求アリタルトキ亦

會議

第

三十條

ノ決議ハ本寄附行爲ニ特別ノ規定

— 1553 —

ス

ナキ限リ二分ノ一以上出席シ出席者

否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロ 二分ノ一以上ノ同意アルヲ要ス但シ可

一條 會議ノ議長ハ凡テ會長之ニ當ル

ニ依ル

會長 理事ノ互選ニ依リ其ノ代理者ヲ定ム 副會長共ニ事故アルトキハ他ノ

第三十二條 理事ニシテ理事會ニ出席スルコト能ハ

サル場合ハ他ノ出席者ニ委任シ表決ヲ

前項ニ依リ表決ヲ爲シタル者ハ出席者 スコトヲ得

ト看做ス

第七章 前條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス 員

第三十四條

本法人ニ左ノ會員ヲ置ク

一、名誉會員 リタルモノ 特ニ本會ノ爲ニ功勞ア

特別會員 一時若クハ割賦ニ依リ

通常會員 金參拾圓以上ヲ寄附スルモ 一時若クハ割賦ニ依リ

第

四

金拾五圓以上ヲ寄附スルモノ

別ニ之ヲ定ム 割賦ニ關スル規定ハ第四十三條ニ依り

名譽會員トナスニハ理事會

ノ決議ヲ經

且評議員會ニ諮問シテ之ヲ定ムルモノ

第三十五條

會ノ承認ヲ經ルモノトス

會員ニシテ本法人ノ目的ニ副ヒ難キ行

第三十七條

第三十六條

入會者及退會者ハ其

ノ旨ヲ申告シ理事

トス

爲アリト認メタルトキハ理事會ノ決議

ヲ經且評議員會ニ諮問シテ之ヲ除名ス

第三十八條 退會者及除名者ノ既ニ納付シタル寄附 ルコトヲ得

第八章 金ハ之ヲ返附セサルモノトス

本寄附行爲ハ理事會及評議員會ニ於テ 寄附行爲變更

第三十九條

上ノ同意ヲ經且主務官廳 ニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス 夫々二分ノ一以上出席者 ノ認可ヲ得ル ノ四分ノ三以

第九章 散

+ 條 本法人ハ民法第六十八條ニ規定スル事 ノ發生ニ依リ解散ス但シ同條第一項

第二號ニ依ル場合ハ理事會及評議員會 ニ於テ夫々四分ノ三以上出席シ出席者 第四十二條 スル ヲ繼承スル 社團法人日本體育會カ解散ノ際現ニ有 切ノ債權債務 モノトス ハ本法人ニ於テ之

/四分 ノ三以上ノ同意ヲ經且主務官廳

第四十一 條 本法人解散ニ依ル殘餘財産ノ處分ハ理 .許可ヲ受クルコトヲ要ス 第四十三條 要ナル諸般ノ規定ハ理事會ノ決議ヲ經 本寄附行爲ニ依リ事務ヲ施行スルニ必

事會及評議員會ニ於テ夫々四分ノ三以

ヲ經且主務官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ 上出席シ出席者 ノ四分ノ三以上ノ同意

要ス

第十章

補

刞

第四 -四條 テ會長之ヲ定ム

本法人設立當初ノ理事及監事ノ氏名左

如シ

理事

伯爵

芳

徳

理事 米 本 荒

[「日本體育專門學校一覧」 (昭和十六年十一月)] 珋

財團法人日本体育会寄附行為 (昭和二十三年五月十三日改正)

七 五

本法人は財團法人日本体育会と称する。

第

第一章

則

第二章 本法人は總裁を推戴することができる。 目的及び事業

第

四

條

の普及発達並に指導をなすを目的とし、

本法人は体育に関する研究調査及びそ

第

條

これに須要な各種の施設を営み以て文 化的国民を育成すると共に心身強壮に

> 本法人は前條の目的を達するため左の 国民体位の向上に寄與することを期す して明朗濶達な体育指導者を養成し、

事業を行う。

体育普及の施設及び講習会、 体育に関する研究調査

講演

1555 —

会の決議を経てこれを翌年度の收入に第十三條 本法人の決算に剰餘を生じたときは基本金に繰入れるものとする。但し理事本金に繰入れるものとする。 (語話してこれを気め、沙算に毎年度に話話してこれを気め、沙算に毎年度	第一八一條 前條以外の資産を以て普通財産とする。三、將來基本財産として繰入れ又は指三、將來基本財産として繰入れ又は指一、基本金	第
(ていしいぎ)の、そずはし理事会の決議を経且評の豫算は年度開始前理事の決議を経且評	七條	第
事業から生ずる收入、寄附金及びその第 十 一 條 本法人の経費は資産から生ずる收入、る。	六 條 本法人の資産は、第四章 資産及びの番地	第
又は郵便官署に預金してこれを保管金有價証券は確実な銀行若は信託会理事長これを管理し、これに属する	五條 第三章	第
第 十 條 本法人の資産は理事会で定めた方法でることができる。 認を得てその一部に限りこれを處分すび評議員会の決議を経且主務官廳の承	七、常陽中学校の維持経営六、日本体育会荏原中学校の維持経営五、日本体育専門学校の維持経営四、体育に志す友邦学生に対する輔導	
第一九一條 基本財産はこれを處分することができ	石、体育に関する図書及び雑誌等の刊	

繰越すことができる。

四 條 收支豫算を以て定めるものを除く外新

第

+

ばならない。豫算内の支出をするため とするときは主務官廳の承認を受けね に負担をなし又は権利の抛棄をしよう

の借入金以外の借入金についても、 その年度内の收入を以て償還する一時

た同樣とする。

第

- |-

Ъ.

條

本法人の会計年度は毎年四月一日に始

六 條 第五章 本法人に左の役員を置く。 まり翌年三月三十一日に終る。

常務理事各一名を含む)

理事九名乃至十三名(内会長、

理事長、

事

第

條

條 評議員 会長及び理事長は本法人を代表する。 若干名

八 條 理事長は一切の会務を掌理し、常務理

第 +

七

九 條 その他の理事は会長の旨を受けて事務 事はこれを輔佐する。

第

+

第 二十 條

條 監事は民法の定めるところにより、そ 評議員は本寄附行為所定の事項を審議 の職務を行う。

し理事会の諮問に應ずる。

第

廿

第

#

條

会長及び理事長は理事会に於て互選す

常務理事は理事会の推薦により会長こ

れを委嘱する。

理事及び監事は評議員会に於て選挙す

評議員は理事会の決議を経て会員中か 中からこれを選任することができる。 但し理事中若干名は学校長又は教職員

役員は名誉職とし、その任期は三年と ら会長これを選任する。

する。 学校長又は教職員中より役員に選任さ 但し重任を妨げない。

が就任するまではその職務を行うもの れたものの任期は、 役員は任期満了の場合でも後任者 その在職期間とす

— 1557 —

第 第 第 第 第 廿 廿 廿 廿 # 八 六 t 五 四 條 條 條 條 條 第六章 する。 理事会及び評議員会は隨時これを開く。 理事会及び評議員会は会長これを召集 顧問は重要な事項に関して会長の諮問 長これを委嘱する。 顧問及び参與は理事会の決議を経て会 とができる。 本法人に顧問、 残任期間とする。 ものとする。補欠員の任期は前任者の 第二十二條により補欠員の選任を行う 理事及び監事に欠員を生じたときは、 また同様とする。 たる事項を示して請求のあつたときも 評議員の二分の一以上から会議の目的 にこれを定める。 委員の掌理事項は第四十三條により別 参與は重要な事項の審議に参画する。 に應ずる。 委員は会長これを委嘱する。 参與及び委員を置くこ 議 第 第 第 第 第 第三十條 卅二 廿 卅 册 卅 \equiv __ 九 匹 條 條 條 條 條 する。 なす。 理事にして理事会に出席のできない場 理事会は会務に関する重要事項を議定 但し可否同数のときは、議長の決する らない。 者の二分の一以上の同意がなければな 会議の決議は本寄附行為に特別の規定 本法人に左の会員を置く。 る。 前條の規定は評議員会にこれを準用す 前項により表決したものは出席者とみ ことができる。 合は、他の出席者に委任して表決する の順序に於て職務を行う。 会長事故あるときは、理事長及び理事 会議の議長はすべて会長これに當る。 ところによる。 のない限り二分の一以上出席し、 、名誉会員 特に本会に功労あつた 員

特別会員 特定の金額を寄附した

者 通常会員 特定の金額を寄附した

寄附金額及び割賦に関する規定は第四

十三條により別にこれを定める。

第

#

第

卅

六 五. 條 條 入会者及び退会者は、その旨を申告し 且評議員会に諮問 名誉会員とするには理事会の決議を経 してこれを定める。

條

本法人解散による残餘財産の處分は

理事会及び評議員会に於て夫々四分の

條 理事会の承認を経なければならない。 会員にして本法人の目的に副わない行

第

卅

七

議を経且評議員会に諮問してこれを除 為があると認めたときは、 理事会の決

金はこれを返附しない。

第

卅

八

條

退会者及び除名者の既に納附

した寄附

第四十二條

名することができる。

第八章 寄附行為変更

條 本寄附行為は理事会及び評議員会で 分の三以上の同意を経且主務官廳の認 夫々二分の一以上出席し、 出席者の四

第

卅

九

四 條

第

ることができない。

可を得るのでなくては、これを変更す

第九章 本法人は民法に規定する事項の発生に

依り解散する。

し理事会及び評議員会に於て夫々四

けなければならない。 以上の同意を経且主務官廳の許可を受 分の三以上出席し、 出席者の四分の三

ればならない。 同意を経且主務官廳の許可を受けなけ 三以上出席し出席者の四分の三以上の

第十章 則

社團法人日本体育会が解散の際現有し た一切の債権債務は本法人に於てこれ

要な諸般の規定は理事会の決議を経て 本寄附行為により事務を施行するに必 を継承する。 会長これを定める。

(「財團法人日本体育会寄附行為変更草案」(昭和二十三年))

— 1559 —

七六 学校法人日本体育会寄附行爲 (昭和二十六年三月七日認可)

總 則 左記の学校を維持経営する。

第 一 條 この法人は学校法人日本体育会と称す

(名称)

(事務所の所在) る。 る。

澤町四丁目七拾番地に置く。 第二 條 この法人の事務所を東京都世田谷区深

- 三 條 この法人の運営は私立学校法其他法令(運営の基本)

二 章 目的及び設置する学校の定めるところによる。に規定するもののほか、この寄附行為

に従い、大学、高等学校、中学校を設邪 四 條 この法人は教育基本法及び学校教育法(目的)

設置する学校) 置することを目的とする。 に從い、大学、高等学校、中学校を設

Ŧi.

條

この法人は前條の目的を達成する爲

三、日本体育会荏原中学校二、荏原高等学校

一、日本体育大学

條 この法人の役員の定数は左の通りとす

第 (役員)

二、監事二名以上十二名以内一、理事二名以上十二名以内

、七 條 理事のうちから互選により理事長及び「理事長及び常務理事)

第

、八 條 日本体育大学の学長は、2、理事の選任) 常務理事各一名を定める。

第

事となる。 日本体育大学の学長は、その在職中理

二名以上五名以内とし、評議員の互評議員のうちから選任される理事は

2

選で定める。

3 前二項の規定により選任された理事

任された理事の過半数の議決をもつ 以外の理事は、 同項の規定により選

此の場合あらかじめ評議員会の

3 2

役員はその任期満了の後でも、後任

役員は再任されることが出来る。

残任期間とする。

た場合の補欠の役員の任期は前任者の

の任期は三年とする。

但し欠員が出来

て選任する。

をきかなければならない。

理事の代表権の制限

條 理事長たる理事以外の理事は、總てこ の学校法人の業務についてこの法人を

代表しない。

理事長の職務の代理及び代行) 欠けたときは、常務理事が理事長の職 理事長に事故があるとき又は理事長が

條

(監事の選任) 務を代理又は代行する。

第十一條 監事は評議員会の意見を聞いて理事会 に於て選任する。

(役員の任期

第十二條 役員 となる者を除く。この條中以下同じ。) (第八條第一 項の規定により理事

(理事会)

行う。

者が選任される迄は、

なおその職務を

第十三條

この法人の業務の決定は、理事会によ

2 つて行う。

4

理事会は、

理事の過半数が出席しな

3 理事会は、 理事会は、 随時理事長が招集する。 理事を以て組織する。

ければ、議事を開き議決することが 理事に委任した場合、出席者と見な 出席出来ない理事が書面を以て他の 出来ない。但し止むを得ない理由で

理事会の議事は、 理事会の議長は、 ある場合並びに第二十一條、第二 法令に特別の規定 理事長とする。

6 5

-- 1561

十四條、第二十七條、第二十九條に 規定する場合を除く外、理事の過半

2

前項第一号第二号に規定する評議員

名以上十五名以内

は校長又は職員の地位を退いたとき

数で決し、可否同数のときは、

の決定するところによる。

7

前項の場合、議長は理事として議決 に加わることが出来ない。

〔評議員会〕 第 四 議 員

四條 評議員会は左に掲げる評議員を以て組 織する。 、この法人の設置する学校 (大学を

第

二、この法人の職員のうちから選任さ 内 り選任されるもの一名以上二名以 除く)の長で、各校長の互選によ

この法人の設置する学校を卒業し たもので、年令二十五年以上のも れるもの六名以上十名以内

第十七條

四

この法人に関係ある学識経験者十

名以上十八名以内

ののうちから選任されるもの十二

(評議員の選任 評議員の職を失うものとする。

十五條

2 る評議員は、理事会に於て選任する。

前條第一項第二号及び第三号に規定す

前條第一項第四号に規定する評議員 る評議員の過半数の議決により選任 は同條第一号より第三号迄に規定す

する。

(評議員の任期) 十六條

評議員の任期は三年とする。但し欠員

前任者の残任期間とする。

が生じた場合の補欠の評議員の任期は

3 2 評議員はその任期満了の後でも、後 評議員は再任されることが出来る。

職務を行う。

任者が選任されるまでは、なおその

評議員会は随時理事長が招集する。

2 評議員会の議長は理事長とする。

四

其の他学校法人の業務に関する重

要事項

資産及び会計

は 議長は評議員の互選で定める。 理事長が評議員を兼ねない場合

3 理事長は評議員總数の三分の一以上 二十日以内に之を招集しなければな を示して評議員会の招集を請求され の評議員から会議に付議すべき事項 た場合には、その請求あった日から

らない。

諮問事項) 十八條 4 左に掲げる事項については、 第十三條第四項、第六項及び第七項 の規定は評議員会に準用する。 理事長に

、予算、借入金(当該会計年度内の に関する事項 金を除く)及び重要な資産の処分 收入をもって償還する一時の借入

なければならない。

於てあらかじめ評議員会の意見を聞か

(資産) 第 五 章

第十九 條

この法人の資産は左の通りとする。 授業料入学金及び試験料 別紙財産目録記載の財産

資産から生ずる果実

寄附金品

(財産の区分) Ξį 其の他の收入

基本財産 運用財産の二種とする。 運用財産は私立学校法施

第二十條 この法人の資産は、之を分けて基本財

財産に編入される財産をもつて構成 記載する財産、 行規則第三條第二項の規定による区 分に從い、 別紙財産目録にそれぞれ 及び將来それぞれの

3 寄附金品については寄附者の指定が ある場合には、その指定により、

する。

合併

寄附行爲の変更

— 1563 —

項の区分に從つて夫々に編入をする。

(財産処分の制限

基本財産並に運用財産中の不動産及び

但しこの法人の事業遂行上やむを得な 積立金はこれを処分してはならない。

分の二以上の決議によりこれを処分す いときは、その一部に限り、理事の三

ることが出来る。

(運用財産の保管)

第二十二條 運用財産のうち積立金は確実な有価証 託するか、又は郵便貯金若しくは定期 券を購入するか、確実な信託銀行に依

(経費の支弁) 貯金とするかして、理事長が保管する。

第二十三條 この法人の事業の遂行に要する経費は る果実、授業料、 運用財産中不動産及び積立金から生ず 入学金、試験料その

他の運用財産(不動産及び積立金を除 く)をもつて支辨する。

第二十四條

予算は毎会計年度開始前に、

理事長に

(決算)

第二十五條 この法人は、毎会計年度終了后二ヶ月

意がなければならない。

於て編成し、

理事の三分の二以上の同

報告するものとする。

以内に監事の意見を添え、

評議員会に

2 決算に於て剰余金があるときは、そ の一部又は全部を運用財産中積立金

に編入又は次会計年度に繰越すもの

とする。

第二十六條 (財産目録貸借対照表等) この法人の財産目録、貸借対照表、決

后二ケ月以内に作成し、これらについ 算書及び事業報告書は毎会計年度終了

て監事の意見を求めるものとする。

第二十七條

(解散)

この法人の私立学校法第五十條第一項 がなければならない。 分の二以上の同意及び評議員会の議決 第一号の事由による解散は、 理事の三

-1564

2 前項の事由による解散は、文部大臣 の認可を受けなければその効力を生

3 この法人の私立学校法第五十條第 じない。

の三分の二以上の同意及び評議員会 項第三号の事由による解散は、 理事

4 前項の事由による解散は、文部大臣 の議決がなければならない。

の認定を受けなければその効力を生

(残余財産の帰属者)

じない。

第二十八條 この法人が解散(合併及び破産による 産の帰属すべき者は、 場合を除く)した場合に於ける残余財 の他教育の事業を行う者のうちから理 他の学校法人そ

第 七 事会に於て選定する。 寄附行為の変更

(寄附行爲の変更)

第二十九條 この法人の寄附行為を変更しようとす 会の意見をき、、理事会で三分の二以 るときは、理事長があらかじめ評議員

(施行細則)

第 三 十 條 この法人の公告は経営各学校掲示場に (公告の方法)

第

八

章

公告の方法其の他

受けなければ、その効力を生じない。 寄附行爲の変更は文部大臣の認可を

2

上の同意を得なければならない。

掲示して行う。

第三十一條 この寄附行為施行についての細則

は理

則

事会に於て定める。

附

1、この法人は、第五條に掲げる学校の外、 分の間、日本体育專門学校、 常陽高等学校 当

この法人の組織変更当初の役員は次の通り 常陽中学校を存置する。

2

とする。

理事長 理 米 本 卯 古

可 石 橋 兒 藏五郎 徳

光

田 亨

学校法人日本体育会寄附行為

(現行)

昭和28年3月23日 |和26年3月7日 認可

(短大設置

昭和35年3月 昭和33年3月 昭和30年6 和32年4 月 并 1日日 27 П П 部変更認可 部変更認可 部変更認可 部変更認可

> (幼稚園名称変更) (幼稚園設置

部変更認可 (柏日体高等学校設置) (桜華女子高等学校設置

部変更認可 部変更認可 部変更認可 (目的など一部変更) (浜松日体高等学校設置

昭和 昭和

П

和

47 年 6

Ă

 $\frac{7}{2}$

41年2月17日 40年2月16

51年9月8日 50年3月25日

部変更 部変更認可 部変更認可 部変更認可

(法律改正により学科名追加

(大学院設置

昭和39年2月 昭和38年3月

14 1

校名変更 校名変更 (荏原——日体荏原 (桜華--日体桜華)

(理事、 評議員選任区分変更

八千代 甚之丞 由

河 林

Ш

[常陽中学高等学校閉校処理関係書類綴」 (昭和二十六年三月)]

龍

伍

事

本

監

栗

本

島 義 彦

昭和52年5月30日 部変更認可 (役員、 評議員の定数変更その他

昭和54年9月3日 部変更認可 (法人事務所の位置変更)

部変更認可 (評議員増員 顧問設置

昭和60年9月5日 昭和59年5月24日 部変更認可 (理事増員)

昭和61年12月10日

部変更認可

(日体柔整専門学校設置

(名称) 第 1 章 総 則

第1条 この法人は、学校法人日本体育会と称する。

第 2 章 第2条

この法人は、

事務所を東京都世田谷区深沢7丁目16番4号に置く。

(事務所)

目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、

びにわが国の体育、 スポーツ指導者を養成することを目的とする。

教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うとともに、

体育、

スポーツの研究並

日本体育大学 前条の目的を達成するため次の学校及び研究施設等を設置する。 人学院 体育学研究科

体育学部

体育学科、

健康学科、

武道学科、

社会体育学科

第4条

この法人は、

1

(設置する学校等)

日本体育大学女子短期大学 全日制課程 普通科、 体育科、 商業科 保育科

3 2

日体荏原高等学校

日体桜華女子高等学校 全日制課程 普通科

5 4 浜松日体高等学校 柏日体高等学校

全日制課程 全日制課程

普通科 普通科

日本体育会荏原中学校

6

日体幼稚園

8 7

9

10

保健、 日体柔整専門学校 体育、 スポーツトレー

役員及び理事会

ニング研究施設

第

3

第5条 (役員)

この法人に、

次の役員を置く。

2 監 事

2 人

事 15人

1

理

理事長及び常務理事)

第6条 2 理事長は、 理事長及び常務理事は、理事の互選により理事会において各1人を定める。 この法人の事務を総括し、業務についてこの法人を代表する。

3 ときは、その職務を代理し又は理事長の職務を行う。 常務理事は、 理事長を補佐し、 日常の事務を掌理する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けた

理事は、

理事の選任

第7条

2

この法人の設置する学校(大学を除く)の長で互選した者 日本体育大学学長 次の各号に掲げる者とする。

2 人

評議員のうちから評議員会において選任した者

3 4

学識経験者のうちから理事会において選任した者

5 人

2 前項第1号、 第2号及び第3号の理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、 理事の職を失

(理事の代表権の制限)

うものとする。

第8条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

第9条 監事は、 この法人の財産の状況及び業務執行の状況を監査する。

監事は、 評議員会の意見を聞いて理事会において選任する。

(役員の任期)

役員の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、

第10条

2 役員は、その任期満了の後でも後任者が選出されるまでは、なおその職務を行う。 役員は、 再任されることができる。

第11条 (理事会) この法人に、理事会を置く。理事会はこの法人の業務を決定する。

2 理事会は、 この法人及びこの法人の設置する学校等の管理及び運営に関し必要な事項を決定する。

理事会は、 理事長が招集する。

3

理事会は、

理事をもつて組織する。

5 やむを得ない理由で出席できない理事が、 理事会は、 理事総数の3分の2以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。 書面をもって付議される事項につき意思を表示して、他の理

事に委任した場合は、これを出席者とみなす。

– 1569 **–**

前任者の残任期間とする。

- 6 理事会の議長は、 理事長とする。
- 理事会の議事は、 この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、 理事総数の過半数で決する。

理事会議事録

第 12 議長は、 理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、 議事録を作成しな

議長及び出席理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、

常にこれを事務所

ければならない。

2

議事録には、

に備えて置かなければならない。

顧問

第 13 条 この法人に顧問を置くことができる。

顧問は、 理事会の同意を得て、 理事長が委嘱する

理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

3 2

顧問は、

第

4 評議員会及び評議員

(評議員会

第

2

評議員会は、

36人の評議員をもつて組織する。

14条 この法人に、 評議員会を置く。

3 評議員会は、 理事長が招集する。

4

理事長は、

を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければらない。

評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、

評議員会の招集

評議員会に議長を置き、 評議員会は、 評議員総数の過半数の出席がなければ、 議長は評議員のうちから評議員会において選任する。 その会議を開き、議決することができない。

7 6 5

第11条第5項ただし書きの規定は、

評議員会に準用する。

- 1570

8 評議員会の議事は、 出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

9 前項の場合において、 議長は、 評議員として議決に加わることができない。

(評議員会議事録

第15条 第12条の規定は、 評議員会の議事録について準用する。

第

(評議員の選任

評議員は、次の各号に掲げる者とする。

この法人の設置する学校の長のうちから理事会において選任した者

6 人 6 人

3 2 この法人の職員で評議員会において選任した者 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、

理事会において選任した者

前項第1号及び第2号に規定する評議員は、この法人の設置する学校の長及び職員の地位を退いたと 4 学識経験者のうちから、理事会において選任した者

2

第1項第1号の規定により選任された者は、 評議員の職を失うものとする。 第17条第1項の規定にかかわらず、 その在職中評議員の

職に在るものとする。

3 きは、

第 17条 評議員の任期は、3年とする。 ただし、 補欠の評議員の任期は、

前任者の残任期間とする。

(評議員の任期

2 第10条第2項、 第3項の規定は、 評議員に準用する。

ない。

第 18 次の各号に掲げる事項については、 理事長において、 あらかじめ評議員会の意見を聞かなければなら

— 1571 —

12 人 12 人

1 予算、 借入金(当該年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く)及び重要な資産の処分

2 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄

寄附行為の変更

3

その他この法人の業務に関する重要事項

5

(資産) 第 5 資産及び会計

第19条 この法人の資産は、 財産目録記載のとおりとする。

この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産の二種とする。

第20条

(資産の区分)

基本財産、運用財産は、私立学校法施行規則第3条第2項の規定による区分に従い財産目録に、

ぞれ記載する財産及び将来それぞれの財産に編入される財産をもつて構成する。

寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定により前項の区分に従つてそれぞれ編

第21条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金はこれを処分してはならない。ただし、この法人の事

(財産処分の制限)

入する。

3

業遂行上やむを得ないときは、 その一部に限り理事会において理事総数の3分の2以上の議決によりこ

(運用財産の保管)

れを処分することができる。

第 22 条 便貯金、 運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、 若しくは確実な銀行の定期預金として理事長が保管する。 又は定額郵

それ

経費の支弁

第23条 実、授業料収入、入学金収入、 この法人の事業の遂行に要する費用は、基本財産並びに運用財産巾の不動産及び積立金から生ずる果 施設設備資金収入、 検定料収入、 一般寄附金収入、 補助金収入その他の

理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上

第24条 (予算) この法人の予算は、毎会計年度開始前に、

運用財産をもつて支弁する。

(決算) の議決を得なければならない。会計年度開始後において、これを補正するときも同様とする。

会に報告しなければならない。 常に事務所に備えて置かなければならない。

この法人の決算は、公認会計士の監査を経、

監事の意見を付して毎会計年度終了後2月以内に評議員

第25条

(会計年度) 予算に関する財務計算書類は、

第26条 この法人の会計年度は、 第 解散及び合併 4月1日に始まり、 翌年3月31日に終るものとする。

(解散及び合併)

第27条 この法人は、 次の各号に掲げる事由によつて解散する。

理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

2 の議決 この法人の日的たる事業の成功の不能となつた場合で、理事会において理事総数の3分の2以上

3

4

破産 合併

文部大臣の解散命令

2 前項に掲げる事由による解散のうち、 第1号にあつては文部大臣の認可を、第2号にあつては文部大

臣の認定を受けなければならない。

3 この法人が合併しようとするときは、

理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、

文部大

第28条

臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 7 章 寄附行為の変更

属する。

る理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う者に帰

この法人が解散(合併及び破産による場合を除く)した場合における残余財産は、解散のときにおけ

(寄附行為の変更)

第 29 条

部大臣の認可を受けなければならない。

この寄附行為を変更しようとするときは、

公告の方法その他

(公告の方法)

第30条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

第31条 (施行細則) この寄附行為の施行について必要な細則は、

この寄附行為は、 昭和52年5月30日から施行する。

2

跗

則

この寄附行為の施行の日現在在任中の役員及び評議員は、 第7条及び第13条の規定により選任された

理事会が定める。

理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文

ものとみなす。

3 この寄附行為の施行の日現在在任中の役員及び評議員(学長である理事及び学長、校長である評議員 を除く)の任期は、 第10条及び第11条の規定にかかわらず昭和53年6月2日までとする。

則

則

この寄附行為は、 昭和54年9月3日から施行する。

この寄附行為は、

1

剘 昭和59年5月24日から施行する。

2 この寄附行為の施行により新たに選任された理事の任期は、 2日までとする。 この寄附行為は、昭和60年9月5日から施行する。 剘

この寄附行為は、昭和61年12月10日から施行する。

附

[「学校法人日本体育会規程類集」]

第10条の規定にかかわらず昭和62年6月

七八 日本體育專門學校規則(昭和十六年三月十日認可)

第一章 目 的

本校ハ専門學校介ニ據リ體育ニ闢スル高等ノ學理並ニ實際ヲ教授シ特ニ皇國精神ノ涵養ニ努メ兼ネテ國民

體育ノ指導ニ當ラントスル人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第

條

部、科及修業年限

第 二條 本校ニハ男子部、女子部ヲ置ク

第 第 Ξ 79 僚 修業年限八本科三年、師範科二年、研究科、 各部ヲ分チテ本科、研究科、師範科、專修科ノ四種 専修科各一年トス トス

學年、學期及休業

Ŧī. 條 學年へ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

六 條 學年ハ左ノ三學期ニ分ツ

第 第

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第二學期

--- 1576 ----

第三舉期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第七條休

條 休業期間左ノ如シ

夏季休業 七月二十一日ヨリ九月五日ニ

至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

春季休業 三月二十六日ヨリ四月九日ニ至ル

第

八

僚

休業日左ノ如シ

第四章 學科課程

祝日、祭日・日曜日、

本會創立記念祝日

各科ノ學科課程及每週投業時間數表次ノ如シ

第

ル

條

另 子 都

學科目 身 **树**民道德原論 箕 學科課程 踆 第 倫 理 第1部第1部 第1部 本 ħ 烫 學科課程 第 家 趣 Ŀ 知 第二都一第三部 國民道德史 社 **學**科課程 Ħ 第 惀 珥 第1 等 第二部 第三部 科 學科課程 同 同 研 Ŀ. 上 第一部 第二部 第三部 究 每週授業時數 科

	體				Ħ			歷	外	漢國	数	公		_
					育房				國	語	育	民		
_	操			i _	新	सं		史	語	文及	庫	科		
球	競	器	徒		體	置	體	國	英獨	講	数			倫
1	1	槭	手		體育解	育	育概		逸語	讀	育			理
技	技	體操	體操		剖學	史	論	史	番 ハ		學			學
				<u> </u>							-	-		
=	=	=	=				=		=	ļĒ.	\ <u> </u>			Ξ.
=	=	=	=		_	<u></u>	=		=	=	=		ļ	
=	=	=_	=_				=		=	=_	=_	<u> </u>		
同	同	同	同	體	生體	體	同	同	同	講	教教		哲	東洋
				育教授	育 救生	育測				交法	授史		學概	倫理
Ŀ	Ŀ	上	Ŀ	投法	急理 法衛	定學	上	上	上	作文	法及		論	學史
=	=	<u> </u>	ᆖ	_	=				=	F	=	<u> </u>	∤≖	=
=	三	=_	==	<u> -</u>	=				=	三	=_		.	
=	=	=	=		=		_	_	=	Ξ.	_=_			
同	同	凬	同	經體	间	體	凬	世	同	同	管教			西
	ļ			管及行		育心		界			理技	十		洋倫
F	Ŀ	Ŀ	Ŀ	が理	Ŀ	理學	上	史	上	F	法及	1 1000		理學
							-		-	<u> </u>	-	-	-	
一	<u> =</u>	<u> </u> =	=	-	<u> </u>	=		=	=	ŢΞ.		_		=
=	三	=	=	<u> =</u>		==	_		=	三	ļ=_			
=	=	=	=	_			_		=	=	=	_		
同	同	同	同	[ñ]	同	同	同	同	同	同	同	同		同
		1	1											
<u>F</u>	上	上	上	<u></u>	Ŀ	_ <u>_</u>	上	Ŀ	<u> </u>	<u>F</u>	上	上	<u> </u>	E.
=	=	=	=			_ 		_	=	三	=			=
=	=	=	=	_		_	_	_	=	=	=	_		
<u>' = </u>	۱ =	<u> </u>	<u> </u>	1 —	1		<u></u>	1_	ΙΞ	三			1	<u></u>

₹ 弓道、 相 撲ハ魔意科目ト ス

四

本表ノ外邀當ノ期間ニ於テ滑空、

游泳、

スキーヲ課ス

訓青 吾 柔 劒 敎 計 練少 學年 樂 道 道 練 青少年訓練學 雸 軍 敎 遊 事 樂 學 練 戲 t 三 三 = \equiv ル ナレ Ξ Ξ 九 九 三 冏 同 同 闻 同 同 同 £. 上 上 Ŀ 上 Ŀ £ 八 三 三 Ξ 九 Д 三 Ξ 九 八 同上及教授法 同 同 同 同 톄 同 Ŀ Ŀ 上 Ŀ Ŀ 上 Ξ 七 Ξ 三 Ξ 八 Д 三 = 八 ≕. 八 同 同 闻 问 同 同 同 Ŀ Ŀ 上 £ Ŀ Ŀ 上 Ξ t 三 Ξ 八 八 Ξ Ξ 三 八

ス

音	武	教練及軍事	遊戯及競	12	生	體育原	歷	國語漢	外國	教育	公民	餧	學科目	
樂	道	學	技	操	理	理	史	文	語	學	科	身	程	
學紫器樂	柔道總論各論	教練及軍	遊戲及	體操及教	解剖、生理	體育	日本歷	講演、文法、	液 方、 譯	教育	公民	國民道	第一學	師
理論	形試 亂合 捕	事學	鼓技	授法	衛生	史	史	作文	解	學	科	德	年	APDS:
=	111	カ	T.	10	=		_	=	=	_	_		業毎時週數授	範
同上及 教授	同	同	同	同	同上 及救 急 療 法	體育原	同	闸	闻	教育史及教授社		倫理學史	第二學年	科
法	上	上	五	10	法	理	上	上	上二	法		_	業毎時週數授	
同	同	同	同	同	闹	同上			同	闻	公	倫		專
Ŀ	Ł	Ŀ	Ŀ	上	Ŀ	及研 究 論 文			Ŀ	Ŀ	民科	理學		修
=	=	六	五	10	=	_			=	=	-	_	業 毎 週 數授	科

體	歷	図	英	数	公	修	學人	
育		話		育	民		4日 条年時數課程	
原		漢	=76	- Ber	101		數器	
埋	史	文	甜	學	科	身	/ **	
體	Ħ	離	識	教	公	國	範	師
	本	,	ガ			民	745	
育		文法		育	民	}		
	歷	'	譚			道	學	
史	史	作文	解	學	科	德	年	ane
							業毎	範
							時週	
-	_	=	=	_			數授	
體	间	[ii]	同	教		偷		
				育			第	科
育				史及		理	=	171
EH.				教		學	學	
				授			年	
理	Ŀ	上	上	法	<u> </u>			
							業毎	
<u></u>		≡					時週	
			_		<u> </u>		數授	
同			同	同	公	倫		-14-
						理		專
					民	學		
						及作	-	修
Ŀ			上	上	科	法		15
					727			
							業毎	科
			=	=		_	時週	' '
		'	_	<u> </u>	<u> </u>	l	數授	

佛考

一、武道ハ劒道父ハ柔道ノ何レカヲ專修スルモノトス

二、弓道及相撲の隨時科目トス

三、本表ノ外夏季ニ於テハ游泳、冬季ニ於テハスキーヲ課ス

女

子

部

計 三八 三八 三四

411		三六		五五		計
四	上	[74	间上及教 援 法	四	摩槃、器 樂、理 論	音樂
3 1.	同上	九 ——	同上	九	遊戲及競技	遊戯及競技
九	同	九	同上	九	體操、教練及教授法	體操
Ξ	同	Ξ.	同上及 救 急 療 法	m	解剖生理 衞 生	生理

備考 右學科課程表體操ノ內一週二時間薙刀ヲ 遊戲及競技ノ内一週一時間弓道タ行フモノトス

第二五章 入退學及生徒定員

第十

僚

入學期ハ毎學年ノ初トス

本校第一學年ニ入學シ得ペキ者ハ本科及師範科ニアリテハ年齢十八年以上女子部ニアリテハ同十六年以上 ノ者ニシテ品行方正身體强健ニシテ左ノ各項ノーニ該當シ本校ノ入學檢定ニ合格シタルモノトス

本

科

一、中等學校ヲ卒業シタルモノ

三、專門學校入學者檢定規程第十一條ニョリ指定セラレタルモノ二、專門學校入學者檢定規程ニョル試驗ニ合格シタルモノ

師範科

・文子:人具ノ引し資子と言えいこ

一、本科ニ入學シ得ル資格ヲ有スルモノ

二、兵役法施行令第百三號又ハ文官任用令第六條第一號ニョリ中學校ト同等以上ト認定セラレタル學校ヲ 卒業シタルモノ

小學校本科正教員尋常小學校本科正教員岩ハ小學校專科正教員小學校准教員ノ発許狀ヲ有スルモノ

四、教員免許令ニヨリ授與セラレタル教員免許狀ヲ有スルモノ

文部大臣ニ於テ某舉科目ニ關シ適當ト認定シタル學校ヲ卒業シタルモノ外國ニ於テ師範學校中學校ニ準ズベキ學校ヲ卒業シタルモノ

六 五

七、第一號ニ準ズペキ學歴アルモノ

專 修 科

本校本科卒業者ニ限ル

本校師範科卒業者ニ限ル

女子部師範科

高等女學校ヲ卒業シタルモノ

二、專門學校入學者檢定規程ニヨル試驗ニ合格シタルモノ

三、専門學校入學者檢定規程第一條ニョリ指定セラレタルモノ

小學校本科正教員尋常小學校本科正教員若ハ小學校專科正教員小學校准教員ノ莬許狀ヲ有スルモノ

K 教員莬許令ニヨリ授與セラレタル教員莬許狀ヲ有スルモノ

外國ニ於テ師範學校高等女學校ニ準ズベキ學校ヲ卒業シタルモ

六

W,

八、第一號ニ準ズベキ學歴アルモノ 七、文部大臣ニ於テ某學科目ニ關シ適當ト認定シタル學校ヲ卒業シタルモノ

女子部專修科

本校ノ定員ハ干名トス 、本校女子部師範科卒業者二限

男子部 其ノ内譯左ノ如シ

第十二條

8

師 本

範

科 科

1100 四五〇

四〇〇

計

四五〇

女子部

--- 1584 ----

專 研 究 科 五〇 五〇

修 科 五〇

00 五〇

八五〇

計

第十三條

五〇

本校ニ入學セントスルモノハ檢定料トシテ金五圓及左ノ書類ヲ入學願書ニ添ヘテ差出スペシ

000

二、教員免許狀ヲ有スルモノハ地方長官ノ授與證明書

、入學志願者へ當該學校長ノ入學推薦書人物考査卒業又へ修業成績證明書

三、師範學校卒業者ハ服務終了ニ闢スル地方長官ノ證明書

本科、研究科、師範科、専修科ニ入學セントスルモノハ教員免許令第五條各號ニ該當セザルコトヲ證

明セル市町村長ノ身分證明書

29

五、戶籍抄本及身體檢查書

第十四條

負フベキ者ヲ保證人トシテ第三號訔式ノ在學保證書ヲ入學ノ日ヨリ十日以内ニ差出スペシ

入學ヲ許可セラレタルモノハ東京府又ハ近縣居住者ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ入學者ニ闢スル一切ノ責任ヲ

但シ本校ニ於テ不適當ト認ムル保證人ハ之ヲ變更セシムルコトアルペシ

保證人住所ヲ轉ジ又ハ改名改印シタルトキハ速ニ届出ヴベシ

— 1585 —

第十五條

休學セントスルモノハ左記各項ヲ適用ス

兵役ニ服スルモノハ其ノ現役又ハ召集中休學ヲ許可ス

疾病ニョリニケ月以上修學スルコト能ハザ

ルモノハ

醫師ノ診斷書其ノ他止ムヲ得ザル理由アル

ŧ

其ノ旨詳記シ當該學年間休學ヲ願出ヅル = トヲ得

許可ヲ得テ授業ヲ受クルコトヲ得

休學ノ許可ヲ得タルモノハ休學滿期原級

三服セ

シム

但シ休學期間內ト雖モ其ノ事故止ミタル

ŀ

キハ

Ę

떽 休學中ハ學費ヲ徴收セス 業ヲ受ケタルトキハ其ノ月ヨリ月割ヲ以テ之ヲ徴收ス 但シ學年中途休學ヲ許可シタルトキハ其ノ期ノ學費ヲ徴收ス又中途ヨリ授

第十六條 退學セントスルモノハ共ノ事由ヲ記載シ保證人連署ヲ以テ願出ヅベ シ

斌 驗

巳ニ退學シタル生徒ニシテ再入學ヲ願出ヅルモノアル

トキハ原學期以下ニ編入ヲ許可スルコトアル

~:

シ

第十七條

第十九條 第十八條 進級原級卒業ハ成績考査ニ闘スル教授會ヲ經テ學校長之ヲ決定ス 生徒ノ學業成績ハ學期學年及卒業ノ三種ノ試驗ラ行と之ヲ調介ス

本科、

研究科、

師範科、

專修科,

所定ノ學科ヲ卒ベタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

但シ成績 ニョリ修業證書ヲ授與スルコトア ルベ シ

第二十一條 疾病共ノ他 ノ事故ニョリ定期試験ニ應ズルコ ト能 ハザ ルモノハ次學年ノ初ニ於テ未濟試驗ヲ受クル ⊐ ŀ

ヲ得 但シ定期試驗終了後五日以内ニ屆出ヲナサザ ル モノハ未濟試驗ニ應ズルコ ŀ ヲ得ズ

第二十二條 未濟試驗ノ手敷料ハ金拾圓トス 但シ科目学敷以下ナルトキハ金五圓トス

學 費

入學ノ許可ヲ受ケタルモノハ入學金トシテ金五圓ヲ納附スペシ

授業料一ケ年金百貳拾圓トス

但シ各學期ニ分納ス

n

コトヲ

得

第二十四條 第二十三條

第二十五條 分納授業料ハ各學期ノ初ニ納附スペシ

第二十六條 在學中ハ缺席ノ爲ニ授業料ヲ覓除セザルモノトス

第二十七條 授業料其ノ他ノ納附金ヲ怠納シタルトキハ保證人ヲシテ之ガ辨償ノ責ニ任ゼシム

納附シタル檢定料入學金及授業料等ハ返附セズ

賞 罰

章

品行善良學術優良ノ者ニハ特殊ノ待遇ヲナスコト

アルベシ

第二十九條

第三十 條 規則及命令ニ違背シタル者又ハ生徒タルノ本分ニ悖リタル行為アリタル モノコ ハ左ノ懲罰ヲ加フルコ

— 1587 **—**

アルペシ

第三十一條 一、譴貨

二、謹慎

三、停學

四 退學

五、除名

左ノ各項ノーニ該當スルモノハ退校セシム

一、身體病弱若ハ學業劣等ニシテ成業ノ見込ナキモノ

IT、性行又ハ思想不良ニシテ屡々訓誨ヲ加フルモ改心ノ見込ナキモノ

三、出席常ナラザルモノ

四、正常ノ事由ナク又無届ニテ引續キ十五日以上缺席シタルモノ

五、屢々投業料及寮費ノ納附ラ怠リタルモノ

第 九章 入寮及退寮

本科及師範科生徒ハ在學期間中自治的訓練實施上寄宿寮ニ入ルヲ要ス 研究科、專修科生徒ハ通學スルコトヲ得ト雖モ可成入寮スルモノトス

第三十二條

退學又ハ除名處分ヲ受ケタルモノハ即時退寮スルモノトス

第三十三條

第三十四條

附

則

本學校規則施行上必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

— 1588 —

入學シタルモノニ就テハ其ノ卒業マデ從前ノ學科目課程表ニ據ル

第

號 害式

B	5	履		出	家	其戶		現		1	志		
賞驅	# F	- 681	五	願		ノナ		住	私佐	إ	老		
		-	體育	日		續 名		-	私儀御校	Ę	型		I
罰当	後	業	本體育專門	付	業	柄及	籍	所	スコ	#	计	入	
			學校長	昭和					學前記學科	師範	本	學	
			伯爵					ļ	ヲ修	科	科	顯	١
			-1	年		}			メ度候		第	書	
			荒	月					以三付御		部)	萬	
			芳德		į				御檢定	專	₽F		
			殿						足相成	修	究		
	-			日					度檢	科	科		
備考				生年月日	# #				度檢定料相添此段御願申	女子部師範科			
				年 月 日生					中上候也	女子部專修科			

第三十五條 本學校規則ハ昭和十六年四月ノ入學者ヨリ之ヲ適用ス 但シ體操學校高等師範科及高等科ヨリ本校ニ編

色	맶	力矯	視裸	榮	胸	拉	身	總	年		氏
神	疾	正視力症	裸眼視力症	養	圍	重	長	7	蛤		名
住	檢	檢	現	主ナ	運		言	皮	神	呼	聴
所氏名		在 年月	在ノ疾	ル既往症	動障	形			經	吸	カ
Ep	<i>)</i>	Ħ	葯	症		及	語	膚	系	器	石左
		昭和									
		华									
		月									

死二號書式

身體檢查書

Ħ

日本體育專門學校長。伯爵、二、荒、芳、德、殿		(族稱) (職業) (木人トノ陽係)	7般入學御許可相成候ニ就テハ本人ニ係ルー	昭和年月日現住所年月	治(族 稱) 本 人	三錢收入印紙 (原 籍) (戸主又ハ戸)	ノ本分ニ悖ラス衷心勉勵可任仍テ在學保證書如斯ニ候也	事修科 郵後子級御校 研究科 生徒トシテ入學許可相成候ニ就テハ終始校則其他時々ノ命令ヲ遵守シ生徒タル本・科	在學保證書
	日生			日生				生徒タル	_

〔「日本體育專門學校一覧」 (昭和十六年十一月)〕

七九 日本體育專門學校學則(昭和二十一年三月改正

第一章目的

| 本校ハ専門學校令ニ拠リ體育ニ関スル高等ノ学理並ニ実際ヲ教授シオー | 章 | 目 | 的

第

第 二 章 部科及修業年限

ネテ國民體育

| ノ指導ニ当ラントスル人材ヲ養成スルヲ以テ目的

トス

特ニ世

界道義ノ涵養ニ努メ兼

条 各部ヲ分チテ本科補修科ノ二種トス条 本校ニハ男子部女子部ヲ置ク

第三章 學年學期及休業条 修業年限ハ本科三年補修科一年トス

米「学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一多「三」 まる 基を基実を付き

日二

終ル

第

六 五

学年ハ左ノ二学期ニ分ツ

第 第 第

四

七 条 休業期間左ノ如シ 第二学期 十月一日ヨリ翌年三月三十一第一学期 四月一日ヨリ九月三十日ニ至

日ニ至ル

ル

第

冬季休業。十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル夏季休業。七月二十一日ヨリ九月五日ニ至ル

春期休業 三月二十六日ヨリ四月九日ニ至ル

祝日、祭日、日曜日、条 休業日左ノ如シ

本会創立記念日

第

學科課程

第

八

连		禮		體育		歴	外	三五.		教			倫			學科		科
.4.				理			國	漢								出	時	學 年
楽 ————		操 ———		論		_	語	_		育			理			K	数	T
音社球遊競	器	徒	體 育	슅	曹體					教	倫	心			公民	9		
会	械	手	解	7		化	夬			育	理	理	理		生活	,	 42	
遊禮	體	體	剖		原		_	作士		623	659	1653	學 74		概		<u>學</u>	!
樂育技戲技 ——————	操	操 ———	学.	9	1理	. 义	他	.X.		学	學	学	及		記	2	F	1
====	Ξ	Ξ		-	· =		Ξ	Ξ		: -	Ξ				: :	部	毎週	4 :
-:1:1==	Ξ	Ξ	 	_	-::		三	三		_					<u> </u>	部	時数	
同同同同同	同	同	生體	體體	豊同	史	同	同	教	—教		哲	倫	公	実	4	i	
			救育 生	育育	Ĩ	學			Lvo	育		学	理	民生	践] _	_	
			急理	教训授员	IJ ≓	概			找	史		概	學	活概	倫	Ę	禁	
. <u>k.b.b.b</u> .b	上	ŀ.	法衛			論	ŀ.	上	法	及		論	史	説	理	1	F	
- ===	Ξ	Ξ	=		- =	_	Ξ.	Ξ		_		=		_		部	毎週	
-====	=	三	-	_	- =	_	Ξ	<u></u>		=		=		<u>_</u>		二部	時数	
同同同同同	同	同社	同	體化	計同	社	同	同	管	教		社	11		同	ĝ	序	
上 及		会體		育意	Ī	_			ти	授		_				=	=	
教授		育概		行理	r E	会			理	法		会				يًد	1	科
送上上上上	上	上説	上	政學	上	史	上	上	法	及		學	Ŀ		上	.€	F	
_ ====	三	Ξ	=	<u> </u>		_	<u>=</u> :	Ξ		=					_	部	毎週	
-====	三	三二					Ξ	三		=					_	部	時数	
同同同同同	同	同同	同	同同	同	同	同	同		同		同	同		间			
																		補
																		780
上上上上上	上	上上	上	上上	: <u>E</u>	上	上	上		上		<u> </u>	Ŀ		上			修
- ====	- = =	Ξ.	=		: =		三	Ξ					_		- -	部	毎週	科
-====		三二	=		·	_	Ξ	Ξ		=						部	時数	

															- 7	1
音	體	體		歴	外		囯		教			倫	學科		/	
		育			玉		語						科目	Æ	/ 81.0	女
		理					漢						<u>ا</u>	侍年	F#\ F	子
楽 ————	操	論		史	語		文		育			理	<u> </u>	数	_	
声遊球競器	1.0		體	文	英				教		公品	倫理		第		部
	手 生		育	ル		1-	読		育		以 生	Ŧ		<u> </u>		ļ
楽 器	體理		Ħ	iL			作文		Ħ		活	生		単		
理戲技技操	J.L.		史	史	語		·		学		概説	荨		牟		İ
			_		-			_						毎	本	İ
m	—				_		四		_				時點	週級	4	
四二二二二	/ч	•	_	_			24		_		_		数	文業		
	同同	體	體	史	同		講	教	教		同	実	-	第		
,		育	台:	学:			蒜		育			践		_		
	救	教.	原	概			作	17	史			倫		學		İ
ELLEE	急上注	校法	班:	論	۲		: 文				ŀ:			年		
		124	- (.	unu.				1,2-4	_	_	_	_	_			
													時	毎週		
四二二二二	四二		$\underline{}$		_		Ξ		$\stackrel{-}{\rightarrow}$		_		数	授		
				_								_		業		
同同同同同			同	社	同		同	管		青	社	同		第		
上及	育	育		_				ZHI	授	华訓	_			<u>=</u> :	科	
教	心	行		숲				理	法	訓練	云			學	154	
按 法上上上上			ŀ	史	ŀ.		Ŀ.	法			學	上		年		
				_			_			_	_	_		毎		
													時	週		
四二二二二	四二	. —	-	_	=		Ξ			_		_	数	授		
		_												業		
同同同同同	同同	同	aj a	司	Ιij		司	回	司	司	间	同				
															補	
上上上上上	上上	上	上	上	Ł		上	Ł	上	<u>ŀ</u> .	上	ŀ.			修	
											_	_		毎		
	nc				_		_		_				時	週	科	
四二二二二	!내	. —	_		_		Ξ		_	_	_		数	授業		
				_								_	_	ж.	<u> </u>	

物時間数には若干変更がある。) 青年訓練学は文部省保存文書に挿入記載されているが、昭和二十一年五月印刷物にはない。また、本表ノ外適当ノ期間ニ於テ遊泳、スキーヲ課ス 同印刷

	Ħ	青年訓練學
備考 一 第一		青年訓練學白 由 研 究
第一部へ倫理 第	三六三三	-= -=
第二部ハ社会体育ヲ兼修スルモ		间同
体育ヲ兼修スコ	三七三三	<u>一二</u>
ルモノトス	七	同同
	三	上上 一二
	三大	一二
		上上
	三六一三八	- <u>-</u> -

家 計 政 被保家論 健政 礼育 法児 Ξú 司 上 五 同 Ŀ 间 五上 同 ₫: 三六 Ŧ.

本表ノ外適当ノ期間ニ於テ遊泳スキーヲ課ス

Η̈́ 章 入迟學及生徒定員

条 入学期ハ毎學年ノ初トス

第 第

定ニ合格シタルモノトス。

本校第一学年ニ入學シ得べキ者ハ品行方正、

身体強健ニシテ左ノ各項ノーニ該当シ本校ノ入學検

科

一、中等學校ヲ卒業シタルモノ

一、専門學校入學者検定規程ニ依ル試験ニ合格シタルモノ

三、専門學校入學者検定規程第十一条ニ依り指定セラレタルモノ

本校ノ毎年入學セシムベキ生徒定員左ノ如シ 本校本科卒業者ニ限ル

補

修

第

十二条

五〇 — 五 〇 男子部

女子部

計

四()()

本校ニ入學セントスルモノハ検定料トシテ金十円及左ノ書類ヲ入學願書ニ添ヘテ差出スベシ <u>-</u> Hi. <u>一</u> 五 五〇

入學志願者ハ出身學校長ノ入學推薦書人物考査書卒業又ハ修業成績証明書

第

+-

補修科 本

--- 1595 ---

教員免許狀ヲ有スルモノハ其ノ写

村長 ノ身分證明書

補修科ニ入學セントスルモノハ教員免許令第五条各号ニ該当セザルコトヲ證明セル市

四

第

+

四

學者二関

スルー

切ノ責任ヲ負フベキ者ヲ副保證人トシテ第三号書式ノ在学保證書ヲ入學ノ日ヨリ

·日以内ニ差出スベシ

条 Ξį 入學ヲ許可セラレタルモノハ尊属親ヲ正保證人東京都又ハ近縣居住者ニシテ独立ノ生計ヲ営ミ入 籍抄本义ハ戸籍記載事項證明書及身体検査書

但シ本校ニ於テ不適当ト認ムル保證人ハ之ヲ変更セシムルコトアルベシ

休學セントスルモノハ左記各項ヲ適用ス 保證人住所ヲ転ジ又ハ改名改印 シタルトキハ速ニ届出ヅベシ

第

+-

五

条

モノハ其ノ旨詳記 疾病ニヨリ二ケ月以上修学スルコト能ハザルモノハ医師 シ当該學年間休學ヲ願出ヅルコトヲ得 ノ診断書其ノ他止ムヲ得ザル理 由アル

休學ノ許可ヲ得タルモノハ休學満期後原級ニ復セシム但シ休學期間内ト雖モ其ノ事故止ミタル

トキハ許可ヲ得テ授業ヲ受クルコトヲ得

ヨリ授業ヲ受ケタルトキハ其ノ月ヨリ月割ヲ以テ之ヲ徴収ス 休學中ハ學費ヲ徴収セズ但シ學年ノ中途休學ヲ許可シタルトキハ其 ラ期 ノ学費ハ徴収ス又中途

六 条 退學セントスルモノハ其ノ事由ヲ記載シ保證人連署ヲ以テ願出ヅベシ

+

第

章

試

験

第 + -ti 条 已ニ退學シタル生徒ニシテ再入學ヲ願出ヅルモノアルトキハ原學期以下ニ編入ヲ許可スルコトア

第 + 八 条 生徒ノ學業成績ハ毎學期試験ヲ行ヒ之ヲ調査 ス

九 条 進級原級卒業ハ成績考査ニ関スル教授会ヲ経テ學校長之ヲ決定ス

十条 本科補修科所定ノ學科ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書ヲ授与ス

但シ成績ニヨリ修業證書ヲ授与スルコトアルベシ

第二十一条 疾病其ノ他ノ事故ニヨリ定期試験ニ応ズルコト能ハザルモノハ次學期又ハ次學年ノ初ニ於テ未済

試験ヲ受クルコトヲ得但シ定期試験終了後五日以内ニ届出ヲナサザルモノハ未済試験ニ応ズルコ

トヲ得ズ

未済試験ノ手数料ハ金十円トス但シ學科日半数以下ナルトキハ金五円トス

費

入學ノ許可ヲ受ケタルモノハ入學金トシテ金二十円ヲ納付スベシ

授業料ハーケ年三百円トス

第二十四条

第二十五条 分納授業料ハ指定シタル期日ニ納付スベシ

第二十六条 在學中ハ欠席ノ為ニ授業料ヲ免除セザルモノトス

第二十七条 授業料其ノ他納付金ヲ怠納シタルトキハ保證人ヲシテ之ガ弁償ノ責ニ任ゼシム

納付シタル検定料入學金及授業料等ハ返附セズ

章

罰

第

第二十九条 規則及命令ニ違反シ又ハ生徒タルノ本分ニ悖リタルモノニハ左ノ処分ヲナスコトアルベシ 善行及學業優良ナル者ニ対シ褒賞スルコトアルベシ

譴責 二、謹慎 三、停學 四 退學 五 除名

<u>-</u> 条 左ノ各項ノ一ニ該当スルモノハ退校セシム

身体病弱若ハ學業劣等ニシテ成績ノ見込ナキモノ

二、性行又ハ思想不良ニシテ改善ノ見込ナキモノ

三、出席常ナラザルモノ

四、屢々授業料及寮費ノ納付ヲ怠リタルモノ

第 九 章 選 科 生

第三十二条

ノ上授業上差支ナキ場合ニ限リ選科生トシテ入學ヲ許可スルコトアルベシ

本校所定ノ學科目ノ中一科目若クハ教科目ヲ選択専修センコトヲ願出ヅル者アルトキハ資格選考

第三十四条 第三十三条 選科生ニシテ成績考査ニ合格シタル者ニハ所定ノ學科目履修證書ヲ授与ス 選科生ノ在學期間ハ三年以内トス

第三十五条 第 選科生ニ関シ特ニ規定セルモノノ外ハ本校諸規則ヲ適用ス 章 託 生

第三十六条 本校ハ官廰其ノ他ノ委託アル場合ニハ設備 許ス限リ委託生ヲ置クコトアルベシ

第三十八条 委託生ニ関シテハ特別規定アル場合ノ外本校學則ヲ適用第三十七条 委託生ハ本科又ハ選科生ニ入學セシム

第 委託生ニ関シテハ特別規定アル場合ノ外本校學則ヲ適用ス + 軰 外国人特別生

限り特別生トシテ入學ヲ許可スルコトアルベシ

外国人ニシテ外国公館ノ紹介書ヲ添エ入學ヲ願出ヅル者アルトキハ詮議ノ上相当ノ學力アル者ニ

第三十九条

匹 + 特別生ニシテ所定ノ課程ヲ終リタル者ニハ卒業證書ヲ授与ス

第四十一条 特別生ニ関シ特ニ規定セルモノノ外ハ本校諸規則ヲ適用ス 十二章 入寮及退寮

第四十三条 第四十二条 退學又ハ除名処分ヲ受ケタルモノハ即時退寮スルモノトス 生徒ハ存學期間中寄宿寮ニ入寮セシム 但シ事情ニ依リ外泊希望ノモノハ許可スルコトアルベシ

第四十四

条

本校學則施行上必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム 「日本体育会蔵文書」 (昭和二十一年三月十六日)〕

八 〇 日本體育專門學校職制 (昭和十六年四月一日実施

條 第六條 生徒主事ハ校長の命ヲ受ケ生徒ノ訓育ヲ掌

Н 本體育專門學校ニ左ノ職員ヲ置ク

生徒主事

授 長

徒主事補

教授

第 條

> 書 記

第三條 第四條 校長ハ校務ヲ掌理シ職員ヲ統督ス

譽教授ノ名稱ヲ與フルコトヲ得

本校ノ教育ニ付特ニ功勞顯著ナル者

ハ名

第十條 第九條

教授及助教授ハ生徒ノ教育ヲ掌ル

第五條

講師

ヲ囑託シ授業ヲ擔當セシムルコトヲ得

第七條 ル

務ヲ助ク

第八條

助手ハ教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ授業 補助ニ從事ス

生徒主事補ハ上司の命ヲ承ケ生徒主事ノ職

校長ノ任免ハ日本體育會會長ノ申請ニ依リ ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

其ノ他ノ職員ノ任免ハ日本體育會會長ノ銓

テ之ヲ決ス

衡

ご三依 ル

附

ハ昭和十六年四月 則

本職制

(「日本體育專門學校一覧」 一日ヨリ實施ス (昭和十六年十一月)]

-1599 -

校務分掌規程 (昭和十六年)

條 本校ニ教頭ヲ置キ教授ノ中ヨリ校長之ヲ命ス

第

第

餱

教頭ハ校長ノ命ヲ承ケ教育ノ統一並ニ校務ノ聯絡統制ヲ掌ル

本校ニ學級擔任ヲ置キ教授又ハ助教授ノ中ヨリ校長之ヲ命ス

本校ノ教科目ヲ圧ノ學科ニ統括シ各學科ニ主任ヲ置キ教投ノ中ヨリ校長之ヲ命ス 學級擔任ハ擔當學級ノ生徒ノ素行及修學狀況ヲ調査シ其ノ指導監督ニ任ス 但シピムヲ得サルトキハ助手又ハ囑託ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第

Ξ

條

修身科 但シピムヲ得サルトキ又ハ學科ニヨリ助教授又ハ其ノ他ヲ以テ充ツルコトヲ得 (哲學、教育學、公民科、歴史、青少年訓練學ヲ含ム)

體育學科(體育解剖學、體育生理衞生、救急法等ヲ含ム) (國語、漢文、外國語)

語學科

教練科 (軍事學、銃劍道ヲ含ム) 體操科(陸上競技、國防競技、球技遊戲、音樂ヲ含ム)

武道科(劍道、柔道、弓道、薙刀)

擧科主任ハ當該學科ニ屬スル各教科目ノ授業上ノ連絡ヲ圖リ分擔ヲ定メ且共ノ學科ニ屬スル圖書器具及設

備等ノ整理保管ニ任ス

本校二教務課・生徒課・庶務課ヲ置キ校務ヲ分掌セシム

教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル 學級ノ編成及授業に間割制定ニ闘スルコト

第 第

Ħ. 四

條 條

三、教室及教員室ニ闢スルコト

二、教授進度及教科闘賽並二器具

二關スルコ

四、試驗及成績ニ闢スルコト

五、各學期間ノ行事ニ闘スルコ

六、修學旅行及實地見學ニ關スルコト

七、父兄保證人ニ關スルコト

八 教授會ニ關スルコト 教員ノ勤務ニ闘スル

J ŀ

-- 1601 --

第 六

條

○、其ノ他教務ニ闢スル一切ノ事項

生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

生徒ノ入學退學休學及出缺席ニ關スルコト

三、生徒ノ規律風紀ノ監督ニ闢スルコ 二、生徒ノ在學又ハ成績證明書ニ歸スルコ

ŀ

生徒ノ集會、催及揭示ニ關スル コト

呵

ħ, 生徒ノ保健衞生及身體檢査ニ闢スルコ 生徒ノ諸願届ニ關スルコト

生徒ノ寮生活ニ闘スルコ

ţ

生徒ノ兵役ニ闘スルコ

報國團ニ關スルコト

○、學生手帖ニ關スルコト

庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル 其ノ他生徒ニ關スル一切ノ事項

學校名又ハ學校長名ヲ以テスル文書ノ發送及文書ノ接受ニ闢スルコ ŀ

學校長ノ印及學校印ノ管守ニ闘スルコト

諸達命令書ノ起草及各課成案ノ整理ニ關スル J

呵 教職員ノ進退ノ手續ニ關スルコ

ħ. 校内ョリ刊行スル印刷物審査ニ闢スル --

六、

文書ノ保存、

統計、

報告、

年報及一覽ノ編纂作製ニ闢スルコ

ţ 寄贈物品ノ受領保管ニ關スル ⇉

Ņ 諸儀式ニ關スル J

九 参觀者及來訪者ニ關スルコ

○、校内出入者ノ取締警備及宿直ニ關スルコ

۲

傭人ノ進退及服務ニ闢スル 3

一二、本校ノ豫算決算及出納ニ關 ス ル J

四、土地建物及庭園ノ保存並ニ清掃 物品ノ購入出納保管修理拂下 <u>.</u> 關 スル ⇉

二關スルコト

— 1603 **—**

五、其ノ他日本體育會ノ事務トノ連絡ニ闢スルコト

第 八條 各課ニ長及係若干名ヲ置キ課長ハ教授ノ中ヨリ係員ハ職員ノ中ヨリ校長之ヲ任命ス

課長ハ係員ヲ分配シ之ヲ掌理ス

第 九 僚 學級擔任學科主任及課長ハ關係ノ事項ニツキ隨時合議スルヲ要ス

第 + 條 教育及事務處理ニ必要ナル事項ヲ審議セシメル爲教授會ヲ開

教授會ハ校長之ヲ招集シ共ノ議長トナル校長事故アルトキハ教頭之ニ代ル

教授會ハ毎週一回定日又ハ臨時ニ之ヲ閒キ教授助教授及現ニ舉級擔任又ハ舉科主任タル其ノ他ノ者ヲ以テ

第十一條

之ヲ組織

但シ校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ他ノ職員ヲ列席セシムルコト ヲ得

第十二條 女子部ニアリテハ専ラ女子部ニ勤務スル職員ヲ以テ教授會ヲ開クコトヲ得

第十四條 凡テ會議ノ議決事項ハ校長ノ決裁アルニアラザレバ其ノ効力ヲ發セズ

教授會ニ於ケル議事錄ハ教務課ニ於テ之ヲ作製シ其ノ都度校長ノ檢閱ヲ經ルヲ要ス

第十五條 寄宿寮ニ寮監長一名、寮監及寮監補若干名ラ置キ寮監長へ教授ノ中ヨリ寮監へ教授又へ助教授ノ中ヨリ寮

監補ハ助手ノ中ヨリ校長之ヲ命ズ

— 1604 –

寄宿寮ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

寮監及寮熊補ハ寮監長ノ任務ヲ助ク

寮監長ハ校長ノ旨ヲ承ケテ生徒ノ寮生活ヲ指導シ且寮務ヲ監督ス

〔「日本體育專門學校一覧」(昭和十六年十一月)〕

日本体育大学学則 (昭和二十三年七月三十日申請

第一章 總 則

條

及實際を教授研究すると共に、 本大学は教育基本法の規定する教育の一般的目的と方法に則り、体育に関する高等の学術の理論

第

育指導者を養成することを目的とする。

知的道徳的ならびに其の応用的能力を展開させ以て教養の高い体

本大学は学部及研究科を以て構成する。

本大学の学部は体育学部とする。 本大学学部の第一学年に入学させる定員は左の通りとする。 育 科

動 科

運

〇〇名 00名

章 通

則

第一 学年は四月 節 学年学期及休日 一日に始まり翌年三月三十一日に終り左の二学期に分ける。

第

£

條

前

白四月一日

自十月 一日

至翌年三月三十一日 至九月三十日

学年中の休業日は左の通りとする。

第

六 條

祝 春季休業日 祭 H 日曜日 自三月二十日 本大学記念日 至四月十日

夏季休業日

自七月十一日

至九月十日

條 本大学に教授会を置く。 教 授

節

會

第

七

教授会は学部に属する大学教授を以て組織する。

教授会は学長または部長が必要と認めたとき、又は教授の三分の一以上の要求があつたとき、

学長

教授会は必要のとき助教授及その他の職員を列席させることが出来る。 又は部長が之を招集して、その議長となる。

條 教授会は次の事項を審議する。

第

八

学科課程および学科考査に関すること。

教授、 学生の資格認定およびその身分に関すること。 助教授、 講師および助手の進退に関すること。

五 学位に関すること。 文部大臣又は学長の諮問したこと。

第三節 その他の重大なこと。 入学及び入学資格

学部に入学することが出来る者は、 学部の入学期は学年の始めから三十日以内とする。 左の各号の一に該当するものとする。

第 第

九

八。

條▽

高等学校を卆業した者。

十二年以上の通常の課程による学校教育を修了した者。

外国に於て学校教育における十二年の課程を修了した者。 通常の課程以外の課程 (例えば通信教育)によりこれに相当する学校教育を修了した者

— 1607 —

Ŧi. 文部大臣の指定した者

條 入学志願者は、 其の他本大学に於て高等学校を卆業した者と同等以上の学力があると認めた者。 入学願書、 履歴書及び入学に必要である左記の書類を提出すること。

出身学校長の推薦書人物考査書、 卆業成績証明書

身体検査書

第

+

}-條 願書には検定料(別に定める)を添付すること。

詮議の上原級若くはそれ以下に入学を許可

十 二 條 願出により退学したものが再入学を志望するときは、

することがある。

十三 條 保證人は尊属親及び本大学所在の縣又は近接都府縣居住者で独立の生計を営む者に限る。 入学を許された者は保證人二名を定め、本大学規定の書式に依り在学保証書を差出すこと。

第

+

Ŧī. 79 條 條 入学を許可された者は入学金(別に定める)を納付すること。 保證人に異動 (変更、 死亡、転居、改姓等) のあつたときは直ちに届け出ること。

第四節 休学、退学、除籍

第

+

六

條 疾病その他已むを得ない事故に依り缺席する者は本人より届け出ること。 缺席が七日以上に亘るときは理由を詳記し保證人連署を以て届け出ること。

缺席届は一週間以内に差出すこと。

病気缺席の場合は病名を記入し、之れが爲缺席一週間を越えるものは医師の診断書を添付するこ

t 條 疾病其の他已むを得ない事故があるときは、 休学しようとする者は保證人連署を以て願出ること、 一年以内休学することが出来る。 但し疾病に依り休学する者は医師 の診断書

第

+

を添付すること。

— 1608 —

休学期間中であつても、その事故が止んだ時は原級に復学を許可することがある。

授業料其の他の納金未納者は完納まで停止を命ずることがある。 休学中の授業料其の他の納金は、之を納入すること。

退学しようとする者は、其の事由を記し、保證人連署を以て願出ること。 左の各号の一に該当する者は、学籍を除く。

操行不良であつて、改悛の見込がないと認められた者。

学力劣等であつて、成業の見込がないと認められた者。

授業料其の他規定の納入金を納入しないで定期日後三十日以上に及ぶ者。 正当な事由なく引き続き一ヶ月以上缺席した者、 又は出席が常に定まらない者。

學

節 在学年限及び学科課程

学部の在学年限は四ヶ年以上とする。

第二十二條

学部に左の学科を設ける。 但し六ヶ年を越えることは出来ない。

育 科

運 動

学生は一つの学科を納めるものとする。

但し許可を得て他の学科の授業科目を修めることが出来る。

学科課程および單位数 学生は左の標準により、 所属学科の授業科目を修了しなければならない。

日歷教心倫哲 科 外論 独 · 史 育 理 理 国 理 人 佛 学学学学学学 文 目 科 單 位 四四四四四四四 六 学 必 関 ___ 四 体 係 六 須 單 四 運 六 位 経済学 社會学 統計学 科 社 Ħ 會 四 單 位 四四 匹 科 必 学 四 体 須 関 單 四 運 係

数 生 物 学

四

四

四

体育学科体育学専攻専門科目(括弧をしてある單位は必須科目を示す)

自

然

科

学

関

係

位

位

必

須

單

位

科

目

單

体

運

般教養科目およびその單位

(体は体育学科、

運は運動学科を示す)

類学

四

四四

	運動	卒	体 衛 生 解	科	++
基	字科		育 学生理剖		一一一一一一一一一一一一一一一一一一
基礎科学部門	動学科運動学専攻専門	業論	原論学学	E E	基礎科学部門
部門	学		00	單	部門
1,	攻夷	文	元四回四	位	'
	判		人学ス運	科	
應	科日		体校プ動		應
用	括		測衛ツ生		
部	弧		定 生 衛 理		用
門	とし		学 学 学 学	且	部
1 }	てあ			單	門
	括弧をしてある單位は必須科目を示す)			位	
11 da	位は		レダス体体体体日欧同体	科	特
特殊研究部門	必)	育 本 体 年 育 施 設 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経 経		殊
研究	須 科	,	エン		研
部	目む		・		
門	崇	}	ンスツ操営法政史史験学	<u> </u>	究
	す	İ		單	部
				位.	門
教			教教教教	科	
職			育 育 教育 育 授 心育法学		教
			育 報刊		職
課		0	[課
程		單	理 管概 理		程
科			政学史法論	日	科
目		位		單	
				位	目
		[-4-	

														体系	衛	生	解	科
														体育学原論	生	理	剖	
														品論	学	学	学	目
														<u></u>	nn.		DET	單
														辽	四	四	四	位
							_							人		学	運	科
														体測定学	護救	校衛	動生	
														定学	護学	生学	理学	目
																	$\overline{}$	單
														四	四	四	四	位
野	排	籠	蹴	球	 投	跳	走	 陸	及	器	及	徒	体	体	体	体	体	科
球理	球理	球理	球理	技	技理	技理	技理	上		械体		手体	操	育	育		育	ļ
连論	性	論	益論	1.X.	論	論	論	競		操		操		教		育	心	
及実	及実	及実	及実	原	及実	及実	及実	技 原	実	の理	実	の理	原	授	行		理	
習	習	習	習	理	習	習	習	論	習	論	習		論	法	政	史	学	目
_				<u> </u>				<u> </u>	-		-		<u> </u>	Œ	ш	F77.1	m	單
四	四	四	四	四	ĮΨ	JЦ	四	四	Ľ	IJ	Ų	Ц	<u></u>	回	四	四	四	位
													教	教	教	教育	教	科
													育	育		育教	育	
													月	心	育	授法	学	
													行	理		教授法及管理	概	
													政	学	史	理法	論	目目
		_			_										_			單
													四	四	回	回	四	位
																		12.

卒 業 論 文 ダ 特 庭 ダンス各論及実習 音樂理論及実習 成球理 殊 講義 論 ス 及実習 及実習 冗 回 四 四 刀 0 單 位

一十六條 一十五條 各学科を通じて、 授業科目の單位は左の基準により算出する。 化学実験、機械実験及び体育の実習は毎習三時間十五週の実習を以て一單位とする。 講義は毎週一時間十五週間の講義を以て一單位とする。 一般教養科目の各系列中必須科目を含めて、二科目以上、

ならない。 各学科を通じて、 上を履修しなければならない。 専門科目の各部門中必須科目を含めて十五科目八十單位以上を履修しなければ

卆業論文は専門科目の單位に加算する。

各学科を通じて、最終年度に卆業論文を提出しなければならない。

第二十七條 授業科目の修了は試験により之を認定する。

試験及び称号

第二十八條 年度あるいは各学期の終りに於て各々その履修科目につき試験を行う。 学生は必須科目及び其の選択した学科目の試験を受けなければならない。

計十科目四十單位以

追試験は学生の願出に依り之を行うことがある。

第三 十 條 試験は各学科目について合格、不合格を決める。

第三十一條 各学科を通じて、最終年度に卆業論文を提出しなければならない 実験実習については、平素の成績を以て定めることがある。

論文の題目は豫め指導教員の承認を受け、指導教員を経て提出すること。

第三十三條 第三十四條 試験に合格出来ない者は、 学生で所定の試験に合格した者は、学上試験に合格した者と看做し證書を授与する。 全部合格に至るまで在学することが出来る。

但し六ヶ年を越えることは許さない。六ヶ年以上に亘る者は、除籍する。

第三十五條 学部に四年以上在学し学士試験に合格した者は、体育学士と称することが出来る。 第三節 選 生

-六條

第三十七條 選科生として入学をしようとする者は、 生として入学を許可することがある。 高等学校入学の資格を有する者でなければならない。

学部の学科目中一学科月又は数学科目の選修を出願する者がある時は餘裕のある場合に限り選科

選修した学科目の試験に合格した者には修了證を授与する。

第四節

第三十九條 本学所定の学科目中一科目、 る上、 支障のない 限り聽講生として入学を許可することがある。 又は数科目の聽講を願出る者があるときは、 男・女を問はず学力詮

第 Ш 條 聽講生の聽講期間は一ヶ年以内とする。 但し事情に依り更に継続聽講を許可することがある。

第四十一條 第四十二條 聽講生であつて聽講を修了者に対しては、 講料は学部授業料と同額で入学と同時に納付すること。 聽講證明書を授与する。

第四十三條

聽講生に対しては、試験を行はない。

第四十四條 聽講生の入寮は許可しない。

第四十五條 聽講生に関し特に規定あるもの、他は本学一般の規定を適用する。

第四章 研 究

第四十六條 本学学士試験合格者であつて研究科に入学しようとする者は、 其の特に研究しようとする者は、

其の特に研究しようとする事項を記載し願出ること。

本学学上試験合格者でない場合も相当の学歴を有する者は教授会の議を経て研究科に入学を許可

することがある。

第四十七條 研究科学生の研究期間は二ヶ年以上とする。

第四十八條 研究科学生は指導教員について其の研究の指導を受けること。 但し期間内であつても研究の実がないと認められた者は除籍することがある。

第四十九條

研究科学生は、学長の許可を得て学部の授業に出席することが出来る。

研究科学生は毎学年の終に其の研究した事項について報告書を作成し指導教員を経て学長に提出

すること

第五十條

第五十一條 出来ない。 研究科学生は特に承認を得なければ、 本学所在地以外に居住し、 又は他の業務に従事することが

第五章 服

第五十二條 学生の服裝は、 總て本学所定の服裝規定に依る。

賞 罰

第五十三條 善行の者、学業優秀な者及功労顕著な者等に対しては褒賞することがある。

学則に違背し風紀を紊し、学生の本分に悖る行爲があつたと認めた者に対しては、

懲戒を加へる

ことがある。

十四條

懲戒は、戒飭、停学、放学の三種とする。

外國人特別学生

第九條の資格を有しない外國人の入学志願者であつて、外國公館、又は本邦在外公館の紹介ある

者は本邦高等学校卆業程度に依り詮衡の上定員外として一学年十名以内を限り一学年に入学を許

第五十五條

第五十六條 特別学生であつて其の成績特に優秀な者は検定の上本科に編入することがある。 可することがある。

第五十七條 特別学生に関し特に規定あるもの、他は、本学一般の規定を適用する。 特別学生であつて所定の課程を修了したときは修業證書を授與する。

第八章 委託学生

第五十九條 第六十條 委託学生は其の学力、経歴を詮衡し本科又は選科に入学させる。 官廳其の他の委託がある場合は委託学生を置くことがある。

第六十一條 委託学生に関し特に規定あるもの、他は本学一般の規定を適用する。

第九章 入寮及退寮

第六十二條 学生は在学期間中寄宿寮に入寮するを本則とする。 但し事情に依り通学を許可することがある。

第六十三條 卆業した者、 除籍又は退学を命ぜられた者は、 同時に退寮させる。

附則

第六十四條 本学則施行に関する細則は別に之れを定める。

第六十五條 本学則は昭和二十四年四月一日より之れを施行する。

別途に規定すべきもの

1、研究所規定

2、授業料等納付規定

日本体育大学研究所規定

條 本大学に体育学術研究のために、体育学研究所を設ける。

第

第

條

各研究室に係員一名及学生委員若干名を置く。

体育学科研究室、衛生学科研究室、運動学科研究室條 研究所に左の研究室を置く。

係員は其の学科主任教授の命を受け研究室に属する一切の事務を掌る。 係員は本大学学部卒業者中適当な者を以て之に充つ。

係員の任期は二ケ年とす

学生委員は当該学科学生中より任用する。條 学生委員は係員を補佐する。

本大学々生にして左の一項に該当する者は入所を許可する。

第

五.

條

第

四

二、学部学生

研究科学生

— 1617 —

選科生又は聽講生にして其の学科主任教授の許可を得た者。

本大学卆業者にして其の学科主任教授の許可を得た者。

條 入所を許可された者には入所許可證を交附する。

六

一、入室者は入室の都度入所許可證を係員に提示し入室簿に所定の記入をすること。 研究所各研究室に入室する場合は左の規定による。

研究室備付の図書閲覧は係員の許可を受けること。

研究所所属の図書は帶出及貸出を許さない。 研究所各研究室の開室は毎日午前九時より午后四時までとする。 土曜日の午後、 入所許可證を他人に貸与した者は爾今入室を禁ずる。 口曜日、 祭日、本大学所定の休日其他臨時休日には開室しない。

第

九

條

日本体育人学授業料等納付規定

第

第

八

條

條 授業料は学部、 分納するも或は前期に全額を納入するも隨意とする。 選科及研究科に於て左の通りとする。

	後期	前期	期			
計	至三月三十一	至 九 月 月	部			
	十一日日	三十一日日	科			
五〇〇〇円	五〇〇円	二五〇〇円	学			
円	H	H	部			
四000円	11000円	11000円	選			
Ħ	声	英	科			
五	<u>-</u>	<u></u>	研			
五六〇〇円	二八〇〇円	二八〇〇円	究			
H	H	一百	科			

六五四三二 條條條條條 授業料は毎学期始業後一週間以内に納入すること。

入学検定料は各学科を通じて金五百円とする。

学生であつて退学し、

除籍され、

第第第第

既納の授業料、検定料及八学金等は如何なる理由があつても之を返付しない。入学金は各学科を通じて金壱千円とする。

又は放学を命ぜられたときは、その期の授業料は之を徴收する。 「大学設置認可申請書」(昭和二十三年七月)」

八三 日本体育大学学則 (昭和二十四年三月二十五日認可)

第 条 第一章 本大学は教育基本法の規定する教育の一般的目的と方法に則り、体育に関する高等の学術の理論

及実際を教授研究すると共に、知的道徳的ならびに其の応用的能力を展開させ以て教養の高

育指導者を養成することを目的とする

本大学は学部及研究科を以て構成する

本大学学部の第一学年に入学させる定員は左の通りとする 本大学の学部は体育学部とする 体育学科 一八〇名

第 第

則

第一節 学年学期及休日

第

五

条

後学期 前学期 自十月一日 自四月一日 至九月三十日 至翌年三月三十一日

学年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終り左の二学期に分ける

学年中の 休業日 は左の通りとする

第

春季休業日 H 日曜日 <u> 皇三月二十日</u> 本大学記念日 至四月十日

夏季休業日 冬季休業日 自十二月二十五日 自七月十一日 至九月十日 至翌年一月八日

— 1620 —

条

第

本大学に教授会を置

教授会は学長または部長が必要と認めたとき、 教授会は学部に属する大学教授を以て組織する 又は教授の三分の一以上の要求があつたとき、

学

長又は部長が之を招集して、その議長となる

教授会は必要のとき助教授及その他の職員を列席させることが出来る

学科課程および学科考査に関すること

第

八

条

教授会は次の事項を審議する

教授、 学生の資格認定およびその身分に関すること

助教授、講師および助手の進退に関すること

学位に関すること

文部大臣又は学長の諮問したこと

五

その他の重大なこと

学部に入学することが出来る者は、左の各号の一に該当するものとする 学部の入学期は学年の始めから三十日以内とする 第三節 入学及び入学資格

高等学校を卒業した者

第

第

+ 九

十二年以上の通常の課程による学校教育を修了した者

通常の課程以外の課程 外国に於て学校教育における十二年の課程を修了した者 (例えば通信教育)によりこれに相当する学校教育を修了した者

文部大臣の指定した者

— 1621 —

十一条 入学志願者は、入学願書、履歴書及び入学に必要である左記の書類を提出すること 其の他本大学に於て高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

出身学校長の推薦書、 人物考查書、卒業成績証明書 第

身体検査書

十二条 願書には検定料 (別に定める)を添付すること

十三条 願出に依り退学したものが再入学を志望するときは、 詮議の上原級若しくはそれ以下に入学を許

可することがある

第 1-四 条 入学を許された者は保証人二名を定め、本大学規定の書式に依り在学保証書を差出すこと

Ŧi. 条 保証人に異動 保証人は尊属親及び本大学所在の縣又は近接都府縣居住者で独立の生計を営む者に限る (変更、 死亡、転居、 改姓)のあつたときは直ちに届け出ること

第四節 休学、退学、 除籍

入学を許可された者は入学金(別に定める)を納付すること

第

+

ti

第

+

六

条

枀 疾病その他已むを得ない事故に依り欠席する者は本人より届け出ること

欠席届は一週間以内に差出すこと 欠席が七日以上に亘るときは理由を詳記し保証人連署を以て届け出ること

病気欠席の場合は病名を記入し、之れが爲欠席一週間を越えるものは医師の診断書を添付するこ

第 十八 条 疾病その他已むを得ない事故があるときは、 一年以内休学することが出来る

休学しようとする者は保証人連署を以て願出ること、 を添付すること 但し疾病に依り休学する者は医師の診断書

休学期間中であつても、その事故が止んだ時は原級に復学を許可することがある

第十九条 休学中の授業料其の他の納金は、之を納入すること

第二十条 授業料その他の納金未納者は完納まで停止を命ずることがある

退学しようとする者は、その事由を記し、保証人連署を以て願出ること 左の各号の一に該当する者は、学籍を除く

一、一栗子不良であつて、攻変の見込がなっと認められた。

一、 操行不良であつて、改悛の見込がないと認められた者

正当な事由なく引き続き一ヶ月以上欠席した者、又は出席が常に定まらない者 学力劣等であつて、成業の見込がないと認められた者

授業料その他規定の納入金を納入しないで定期日後三十日以上に及ぶ者

第三章 学

第一節 在学年限及び学科課程

第二十三条 学部の在学年限は四ヶ年以上とする

四条 学部に左の学科を設ける

体育学科

学生は一つの学科を納めるものとする

第二十五条 学生は左の標準により、所属学科の授業科目を修了しなければならない 但し許可を得て他の学科の授業科目を修めることが出来る

— 1623 **—**

一般教養科目およびその単位学科課程および単位数

外	音論日心倫哲	科				
E	本 理 理理 文		文			
語	楽学学学学	科				
	四 四	必単修	学関			
		選択位	係			
	日 統 経 社本					
	国計済会					
	憲法 学 学 学	B	科			
-0		学関				
〇 (必修)	四四	選	係			
	人数生	人数生科				
	類物		然			
	学 学 学	目	科			
	Щ	必単修	学関			
	四四	選択位	係			

							_						_							
					栄		び刺 看 ^倉			1.	は人	細菌及		同実	剖	同実	体 育	*	斗	基
					養	験		匹 4	: 律	f (5及	び免	校保健管	験	及 生	験	測			~**
卒					332	実	法法	置现	里生	_ 141 6	1 <i>)</i> X	光疫	管理	実習	理学	実習	定	١.	3	礎
業					-F	- 23	<i>法</i>	文与	= 5	= ==	EU	子	理	晋	·7:	当	子		1	学
未					pc	_	рц	p	y p	1	Д	マ		四	八			必修	単	7
論												~	四			=	四	選択	位	科
文												体育	体育	同実	体育	体		禾	· 斗	体
												育方法学	育管理学	実験実習	育心理	育	育原			
												学	学	習	理学	史		F	1	育
											=	四四	=	四	四	四	必修	単	学	
																		選択	位	科
		-					-						教	教科	青	教	教	•		教
													育実	科教	مآلا	教育心	育原			双 職
													習	教育法	理学	理学	理		1	課
				_			_							四四		נת	四四	必修		程
五							_											<u> </u>	単位	科目
(五単位)				_											四	1		選択		
			体		体		体		体		体		体		体		体	禾	斗	
			育		育		育		育		育		育		育		育			体
			実		実		実 /	_	実	(i)	実		実		実		実			
			習	~	習		習	シレク	習	(リズム	習		習	(陸L	꿝		習			育
	剣道	(柔道)	第	(スキー	第	(水泳)	第	レクリエ・	第	江運動	第	(球	第	上競技	第	体操	第			
	堰	退	八	ĵ	七	<u>o</u> x	大艺		音 第 五	>	四	技	=	技)		操)	_]	実
					_		_						Ξ		=		=	必修	単	習
																		選択	位	百

二十六条 授業科目の単位は左の基準により算出する

一、「講義は毎週一時間十五週間の講義を以て一単位とする

化学実験、機械実験及び体育の実習は毎週三時間十五週の実習を以つて一単位とする

専門科目の各部門中必修科目をふくめて十五科目八十単位以上を履修しなければならない ばならない 般教養科目の各系列中必修科目を含めて、二科目以上、計十科目四十単位以上を履修しなけれ

最終年度に卒業論文を提出しなければならない

卒業論文は専門科目の単位に加算する

第二十八条「授業科目の修了は試験により之を認定する」の主義語では専門和目の自任に加算でき

試験及び称号

年度或は各学期の終りに於て各々その履修科目につき試験を行う

学生は必修科目及びその選択した学科目の試験を受けなければならない

第二十九条

十一条 試験は各学科目について合格、不合格を決める 追試験は学生の願出に依り之を行うことがある

実験実習については、平素の成績を以て定めることがある

各学科を通じて、最終年度に卒業論文を提出しなければならない 論文の題目は予め指導教員の承認を受け、指導教員を経て提出すること

第三十四条 試験に合格できないものは、全部合格にいたるまで在学することができる 学生で所定の試験に合格したものは、学士試験に合格したものと看做し証書を授与する

学部に四年以上在学し、学士試験に合格したものは、体育学士と称することができる し六ヶ年をこえることは許さない、六ヶ年以上にわたるものは、除籍する

第三節 選 科 生

第三十七条 学部の学科目中一学科目乂は数学科目の選修を出願するものがある時は余裕のある場合に限り、

選科生として入学を許可することがある

第三十九条 選修した学科目の試験に合格したものには修了証を授与する

第三十八条 選科生として入学しようとするものは、 高等学校入学の資格を有するものでなければならない

第四節 講 生

本学所定の学科目中一科目、又は数科目の聴講を願出る者があるときは、

男女を問わず学力選考

の上、 支障のない限り聴講生として入学を許可することがある 第

四

条

第四十二条 第四十一条 聴講生であつて聴講を修了者に対しては、聴講証明書を授与する、聴講生の聴講期間は一ヶ年以内とする。但し事情に依り更に継続聴講を許可することがある。

第四十三条 聴講科は学部授業料と同額で入学と同時に納付すること

第四十五条 第四十四条 聴講生に対しては試験を行わない 聴講生の入寮は許可しない

第四十六条 聴講生に関し特に規定あるもの、他は本学一般の規定を適用する

第四章 研 究 科

第四十七条 本学学士試験合格者であって研究科に入学しようとするものは、 その特に研究しようとする事項

を記載し願出ること

許可することがある 本学学士試験合格者でない場合も相当の学歴を有するものは、 教授会の議を経て研究科に入学を

第四十八条 研究科学生の研究期間は二ヶ年以上とする

但し期間内であつても、 研究の実がないと認められたものは除籍することがある

第四十九条 研究科学生は指導教員について其の研究の指導を受けること

第 五十条 研究科学生は、 学長の許可を得て学部の授業に出席することが出来る

研究科学生は毎学年の終に其の研究した事項について報告書を作成し、

指導教員を経て学長に提

出すること

第五十二条 研究科学生は特に承認を得なければ、 本学所在地以外に居住し、 又は他の業務に従事することが

出来ない

第五章 服 裝

第五十三条 学生の服裝は、 総て本学所定の服裝規定に依る

罰

第五十四条 第五十五条 善行の者、 学則に違背し風紀を紊し、学生の本分に悖る行為があつたと認めた者に対しては、 学業優秀な者及功労顕著な者等に対しては褒賞することがある

懲戒は、戒飭、 停学、 放学の三種とする ことがある

第七章 外国人特別学生

可することがある

第五十六条 者は本邦高等学校卒業程度に依り選考の上定員外として一学年十名以内を限り一学年に入学を許 第九条の資格を有しない外国人の入学志願者であつて、 外国公館、 又は本邦在外公館の紹介ある

懲戒を加へる

第五十八条 第五 第五十九条 十七条 特別学生に関し特に規定あるもの、他は、本学一般の規定を適用する 特別学生であって所定の課程を修了したときは修業証書を授与する 特別学生であって其の成績特に優秀な者は検定の上本科に編入することがある

第八章

第六十一条 六十条 官庁其の他の依託がある場合は委託学生を置くことがある八章(委託学生) 委託学生に関し特に規定あるもの、他は本学一般の規定を適用する 委託学生は其の学力、経歴を選考し本科又は選科に入学させる

第九章 入寮及退寮

学生は在学期間中寄宿寮に入寮するを本則とする

但し事情により通学を許可することがある

第六十四条 卒業した者、除籍又は退学を命ぜられた者は同時に退寮させる

付 則

第六十五条 本学則は昭和二十四年四月一日より之れを施行する 本学則施行に関する細則は別に之を定める

1. 2 研究所規定 授業料等納付規定

別途に規定すべきもの

日本体育大学研究所規定

— 1629 —

第 条 本大学に体育学術研究のために、 体育学研究所を設ける

第 条 研究所に左の研究室を置

体育学科研究室、 衞生学科研究室

条 各研究室に係員一名及学生委員若千名を置く

第

係員は其の学科主任教授の命を受け研究室に属する

切の事務を掌る係員の任期は二ケ年とする

係員は本大学学部卒業者中適当な者を以て之に充つ

四 条 学生委員は係員を補佐する 学生委員は当該学科学生中より任用する

第

 \mathbf{H}

第

条 本大学々生にして左の一項に該当する者は入所を許可する

学部学生

研究科学生

四 本大学卒業者にして其の学科主任教授の許可を得た者 選科生又は聴講生にして其の学科主任教授の許可を得た者

入所を許可された者には入所許可証を交付する 研究所各研究室に入室する場合は左の規定による

第

条

夈 入室者は入室の都度入所許可証を係員に提示し入室簿に所定の記入をすること 研究室備付の図書閲覧は係員の許可を受けること

条 研究所各研究室の開室は毎日午前九時より午後四時までとする 曜日の午後、 入所許可証を他人に貸与した者は爾今入室を禁ずる 日曜日、 祭日、 本大学所定の休日其他臨時休日は開室しない

第

九

条

研究所所属の図書は帯出及貸出を許さない

第

八